令和３年第１回定例会

むかわ町議会会議録

令和３年　３月８日　開会
令和３年　３月12日　閉会

むかわ町議会

令和３年第１回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示……１

応招・不応招議員……２

第　１　号　（３月８日）

議事日程……３

本日の会議に付した事件……３

出席議員……３

欠席議員……３

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……３

事務局職員出席者……５

開会及び開議……６

議事日程の報告……６

会議録署名議員の指名……６

会期の決定……６

諸般の報告……９

町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の大要説明、教育長教育行政執行方針……９

一般質問……３２

山　崎　満　敬　議員……３２

大　松　紀美子　議員……３７

佐　藤　　守　議員……４６

東　　千　吉　議員……５８

舞　良　喜　久　議員……６９

野　田　省　一　議員……７４

中　島　　勲　議員……８７

北　村　　修　議員……９４

散　　会……１１３

第　２　号　（３月９日）

議事日程……１１５
本日の会議に付した事件……１１６
出席議員……１１６
欠席議員……１１６
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１１７
事務局職員出席者……１１８
開　　議……１１９
議事日程の報告……１１９
同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１９
同意第２号から同意第４号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１２０
議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２２
議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２４
議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３０
議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６６
議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６７
議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６８
議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７０
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７１
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７３
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８０
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８２
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８３
議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８５
議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８６
議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８８
議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８９
議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１９０
議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１９２
議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１９５

議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１９７
議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１９９
議案第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２００
議案第２４号から議案第３０号の一括上程、説明……２０１
会議時間の延長……２１３
延　　会……２１９

第　３　号　（３月１０日）

議事日程……２２１
本日の会議に付した事件……２２１
出席議員……２２１
欠席議員……２２２
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２２２
事務局職員出席者……２２３
開　　議……２２４
議事日程の報告……２２４
議案第２４号から議案第３０号の質疑、討論、採決……２２４
議案第３１号及び議案第３７号の一括上程、説明、質疑、委員会付託……２５８
諸般の報告……２６８
休会について……２６８
散　　会……２６８

第　４　号　（３月１２日）

議事日程……２７１
本日の会議に付した事件……２７１
出席議員……２７２
欠席議員……２７２
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２７２
事務局職員出席者……２７３
開　　議……２７４

議事日程の報告……２７４
議案第３１号から議案第３７号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決……２７４
発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７８
意見書案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７９
意見書案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８０
意見書案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８１
所管事務調査等報告の件……２８２
閉会中の特定事件等調査の件……２８３
閉議及び閉会……２８３
署名議員……２８５

むかわ町告示第７７号

令和３年第１回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年２月２６日

むかわ町長　　竹　中　喜　之

１　日　　時　　令和３年３月８日（月）午前１０時

２　場　　所　　むかわ町産業会館　第１研修室（３階）

○応招・不応招議員

応招議員（１３名）

１番	東　　千　吉　議員	２番	舞　良　喜　久　議員
３番	山　崎　満　敬　議員	４番	佐　藤　　守　議員
５番	大　松　紀美子　議員	６番	三　上　純　一　議員
７番	野　田　省　一　議員	８番	三　倉　英　規　議員
９番	星　　正　臣　議員	１０番	津　川　　篤　議員
１１番	北　村　　修　議員	１２番	中　島　　勲　議員
１３番	小　坂　利　政　議員		

不応招議員（なし）

令和３年第１回むかわ町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

令和３年３月８日（月）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　町長行政報告、町政執行方針及び提出事件の大要説明
　　教育長教育行政執行方針
第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１３名）

１番	東　　千吉 議員	２番	舞良喜久 議員
３番	山崎満敬 議員	４番	佐藤　　守 議員
５番	大松紀美子 議員	６番	三上純一 議員
７番	野田省一 議員	８番	三倉英規 議員
９番	星　　正臣 議員	１０番	津川　　篤 議員
１１番	北村　　修 議員	１２番	中島　　勲 議員
１３番	小坂利政 議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男

総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	戸嶋英樹	総務企画課主幹	梅津晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主査	栃丸直士
総務企画課主幹	菊池功	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課参事	萬純二郎	町民生活課主幹	菊池恵美
健康福祉課長	藤江伸	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	熊谷伸一	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課参事	太田剛雄	産業振興課主幹	髙木龍一郎
建設水道課長	山本徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤琢	会計室主幹	松本和香
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	藤田浩樹
地域振興課主幹	長谷山一樹	地域振興課主幹	菅原光博
恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主幹	藤野真稔
地域経済課主幹	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	教育振興室長	田口博
生涯学習課主幹	松本洋	生涯学習課主幹	佐々木義弘
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会事務局長	東和博
農業委員会支局長	藤野真稔	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	今井　巧	主査	長谷山　美香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君）　おはようございます。

開会に先立ちまして、東日本大震災の発生から10年が経過しようとし、また、北海道胆振東部地震から２年半が経過をいたしました。この震災により犠牲となられました多くの方々に対し哀悼の意を表するとともに、被災された方々が一日も早く安全・安心な暮らしを取り戻せることを強く願うものであります。

ここで、議事に入ります前に、犠牲となられた多くの方々の御霊に対し、黙祷をささげたいと思います。

御起立願います。

黙祷。

黙祷を終わります。

ありがとうございました。御着席願います。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和３年第１回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会　午前１０時０１分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、２番、舞良喜久議員、３番、山崎満敬議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君）　日程第２、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、３月２日開催の第３回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありました。これを許します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤　守君）　議長のお許しをいただきましたので、３月２日に開催しました第３回議会運営委員会の経過と結果について報告をいたします。

委員会での協議は、第１回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は40件で、その内訳は、同意４件、議案36件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、同意第２号から同意第４号までの３件、議案第24号から議案第30号までの７件、議案第31号から議案第37号までの７件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、議案第31号から議案第37号までの新年度会計予算７件については、議長発議により、議長を除く全議員で構成する令和３年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審査を付託することで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は７件であり、その内訳は、発議案１件、意見書案３件、その他３件であります。

まず、発議案についてであります。今期定例会に町長提出事件としてむかわ町課設置条例及びむかわ総合支所設置条例の一部を改正する条例案が提出されており、課名等の名称が変更されることから、３月２日に開催された議会運営委員会で協議の結果、発議案第１号として議会運営委員会構成委員でむかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を提出するものであります。

次に、意見書案についてであります。議員提出の意見書案については３件であり、２月26日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号１番から受理番号３番は、いずれも所管の委員会構成委員で意見書案第１号から意見書案第３号としてそれぞれ提出されております。

また、陳情文書表の１件については、令和２年12月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

２月26日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号１番は全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から調査終了または継

続調査に伴う報告書が、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から中間報告書が提出されております。

次に、一般質問については、山崎満敬議員ほか７名から18項目の通知があり、その取扱いは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、新型コロナ感染症対策におけるワクチン接種、津波災害及び土砂災害等における対策、公共施設の利活用計画等について内容が類似しますことから、質問される方は質問事項が重複しないよう配慮願います。

以上の議案案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から12日までの５日間としたところであります。

質問される方は議題外にわたることなく要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内ではマスク着用とするほか、一般傍聴の制限、議席配置の一定間隔の確保、発言については町長の行政報告、町政執行方針、提出事件の大要説明、教育長の教育行政執行方針は登壇としますが、一般質問及び議案等は自席とするなど、各種対策を講じることとしますので、あらかじめ御理解をお願い申し上げます。

最後に、議会中継でありますが、情報公開を推進するため本会議につきましても四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放送しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和３年第３回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君）　報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から12日までの５日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12日までの５日間に決定しました。

議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、町長行政報告執行方針、提出事件の大要説明及び教育長教育行政執行方針は登壇とする以外、一般質問及び議案提案等における自席発言など各種対策を講じることとします。

なお、説明員の出入りも議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので御理解をいただきます。

また、会議時間短縮のため質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うよう切にお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第112号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の大要説明、教育長教育行政執行方針

○議長（小坂利政君）　日程第４、町長行政報告、町政執行方針及び提出事件の大要説明、教育長教育行政執行方針を行います。町長から行政報告、町政執行方針及び提出事件の大要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長　登壇〕

○町長（竹中喜之君）　おはようございます。

本日、議員の皆さんに御出席をいただき、令和３年の第１回町議会定例会を開会できますことに対しましてお礼を申し上げます。

今議会の開会に当たり、令和３年度の町政執行の考え方を申し上げたいと思います。

執行方針の１ページをお開き願いたいかと思います。

新型コロナウイルス感染症は、世界的に猛威を振るい、我が国でも緊急事態宣言が出されるなど深刻な状況にあり、収束の見通しはいまだ明らかではありません。

日々緊張感の中にある医療従事者の皆さんや介護関係者の皆さん、そして、感染防止のた

め奔走されている保健所の皆さんに感謝とお礼を申し上げます。

また、町民の皆さんには、生活や仕事に大変な御負担と御不便をおかけし、さらに、感染拡大防止の取組に御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

なお、最優先課題とされております新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の方針を基本としながら、町民の皆さんの安全・安心の確保に向け適時適切な情報提供に努めるとともに、引き続き感染防止策や切れ目のない支援策を講じてまいります。

あわせて、ワクチン接種につきましては、医療機関と連携し万全な体制で接種が受けられるよう準備を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

北海道胆振東部地震の発生から２年６か月が経過しました。町民の皆さんをはじめ、関係機関、団体、ボランティアの皆さんなど、これまで多くの方々の御支援をいただきながら、町の復興を目指しむかわ町復興計画を基本とし、懸命に取り組んでおります。

被災された方々の生活再建を最優先にした住まいの再建をはじめ、インフラなど災害復旧事業も進んでおり、徐々に町の再生が図られてきております。

これまで約１年をかけ、今後のむかわ町の新たな10年間のまちづくりを戦略的に展開するための町政運営指針として第２次むかわ町まちづくり計画とともにその推進を図るむかわ町行政改革大綱2021の策定に至ったところであります。

今後、財政の健全運営のため中期財政運営指針についても見直し、三位一体となった施策を進めてまいります。

なお、第２次むかわ町まちづくり計画及びむかわ町行政改革大綱2021の着実な推進と質の高い施策の実現に向け効率的、効果的な組織機構にするべく見直しを行ってまいります。

本町の財政は、震災による影響から財政規模が拡大し、財源の確保に苦慮しております。震災以降、毎年、財政調整基金の取崩しにより予算を編成しており、収支均衡を図るための構造的な財源不足の解消が課題となっているところであります。

年々進む人口減少により、行政資源に対する制約は今後も一層厳しい状況となることを踏まえると、自主自立の財政運営基盤の確立が大変厳しくなることが懸念されます。

引き続き、選択と集中による事業の重点化、新たな財源の創出、官民連携による民の力の活用など創意工夫に満ちた取組を推進し、限られた資源を効果的に活用してまいります。

あわせて、公共施設総合管理計画において利用状況、経費負担、地域バランスなどを勘案して設定した目標値に基づき個別計画を策定し総量の最適化を進めてまいります。

一方、国内における経済情勢では、内閣府の月例経済報告によりますと、景気は新型コロ

ナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られるとしていますが、国の緊急事態宣言が発令されるなど全国各地で感染状況が収束していない現状から消費の伸びは期待できず、地域においては持ち直しの兆しを実感することができない状況が続いております。

さらに、都市部への人口集中と地方の過疎化は現在も進行しており、本町においては、住民基本台帳上のこの５年間で約800人余りが減少し、特に震災以降では約500人を超え、半数以上は社会減であることから、町の将来に不安を抱える状況が続いています。

このため、第２次むかわ町まちづくり計画を基本とした重点プロジェクトの推進により関係人口の拡大や移住定住施策をはじめ、未来の担い手である子どもたちを育てる環境づくりや子育て支援の充実、産業基盤の強化、担い手の育成・確保とともにSociety5.0への対応や地方創生を深化させるためＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成など、時代の変化を捉えながら町の未来を見据え、人口減少対策をはじめ地域産業・経済の再生と発展や災害により強いまちづくりに向けて、第２次むかわ町まちづくり計画の着実な推進に取り組んでまいります。

次に、主な施策でございます。

今年度の特徴的な施策について、執行方針における新型コロナウイルス感染症防止対策と６つの基本政策に沿って、その概要を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症防止対策でございます。

全国的に感染が広がっている新型コロナウイルス感染症については、これまで予防対策や経済対策としてあらゆる方策を講じ、町民皆さんの安全・安心の確保のため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しながら対応を図ってまいりました。

今後におきましても、令和３年度予算の前倒しの措置を行い、町の独自支援も併せ各事業を実施してまいります。

まず、（仮称）新型コロナウイルス感染症対応事業においては、地元産業経営持続化支援、地域活性化支援、その他感染防止対策として総合的な感染防止事業に取り組みます。

感染症の影響による産業支援では、漁業振興対策として組合員の高齢化が進み、後継者対策が課題であり、さらに、鵡川漁業協同組合が直営するサケ定置網漁業の従事者の担い手確保が急務であることから、新規就業者向け単身住宅を漁協が建設する費用について支援します。

さらに、商工業振興対策においては、地元消費活性化事業として商工会が取り組むプレミ

アム商品券発行事業に助成してまいります。

また、感染防止のため、都市部から事業者が拠点を移し事務所機能として活用できるサテライトオフィス（テレワークスペース）の設置に取り組みます。

教育費関連として、高等学校振興対策では、苫小牧市内から鵡川高校に通学する生徒の感染防止対策として、下校便のバスを増便し密にならない態勢を継続します。

また、国の学校保健特別対策事業補助金を活用した町教育振興会補助金として教職員の研修等に助成するとともに、小中学校保健・安全対策として感染症対策経費を計上してまいります。

以上、繰越明許費として設定し、翌年度に繰り越し対応してまいります。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症予防対策として、ワクチン接種事業について鋭意準備を進めており、医療機関と連携した態勢を構築し、早期の実施に向けて対応してまいります。

次に、６つの基本政策について申し上げます。

「くらす」の項目でございます。

共に助け合い、健康で安心して暮らせるまちづくりについては、子どもから高齢者が健やかに過ごせるよう、第２期むかわ町子ども・子育て支援事業計画や第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を基に各事業を進めてまいります。

子ども・子育て支援については、令和２年度からスタートした計画において、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うほか、認定こども園が持続可能な運営ができるよう民営化も視野に、より具体的な検討を進めるとともに、児童虐待や子どもの貧困対策、障がい児支援など継続して取組としてまいります。

また、民間における認定こども園においては、職員の人材確保、育成支援対策の新たな取組として、奨学金返還に対する支援制度を創設し、人材の確保を支援してまいります。

妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実により実情を把握し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供することで、地域の特性に応じた妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援をしてまいります。

また、妊産婦の検診や出産に係る交通費を助成する妊産婦安心出産支援事業や、小児がん等の治療によりワクチン効果が失われた子どもの再接種費用を支援するほか、新生児聴覚検査費助成事業として検査に係る費用の全額を助成し、聴覚障害の早期発見につなげてまいります。

さらに、不妊症や不育症でお悩みの御夫婦を支援するため、不妊治療費助成制度、不育症治療費助成制度を継続し、妊娠から安心して子どもを出産し育てることができる環境づくりを推進するとともに、経済的理由により結婚に不安を抱える未婚者に対しては、引き続き国の制度を活用し、住居費や引っ越し費用の一部について支援してまいります。

高齢者の保健福祉については、健康寿命の延伸を意識しながら住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるよう、健康づくりと介護予防を推進してまいります。

また、これまでと同様のサービス提供に努めるとともに高齢者等見守り支援センターを中心に高齢者を地域全体で支えるため、関係機関、団体、事業者と十分協議を行いながら対応を図ってまいります。

障がいのある方が、地域で安全・安心な生活を送るためには、地域での孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。むかわ町第６期障がい福祉計画、第２期障がい児福祉計画に基づき、地域における交流や活動の場の整備を図るとともに、サービスの充実に努めてまいります。

なお、聴力レベル30デシベル以上70デシベル未満の身障者手帳交付対象外である18歳未満を対象とした軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成制度を創設いたします。

本町の介護職場においては、職員の人材確保が困難とされていることから、町内に就業し定着することを目的に奨学金返還に対する支援制度を創設し、移住・定住の促進を含めて支援します。

また、育成支援事業として、初任者・実務者の研修助成やキャリアアップに関わる取組にも支援してまいります。

さらに、支える人を支えるケアラーへの支援に関し、調査研究に努めてまいります。

外出支援サービス事業については、引き続き買物や金融機関、生活に必要な手続など、外出しやすい環境づくりを支援してまいります。

健康づくりの取組は、町民の皆さんが元気に住み続けられるためにも、健康維持・増進を図ることは重要であります。これまでも疾病の早期発見、早期治療により重症化予防を図るための取組を進めておりますが、引き続き無料による特定健診、がん検診、後期高齢者健診と脳ドック巡回検診方式による健康診査事業の実施、さらに胃がん検診においては、より精度の高い検査である内視鏡検査での受診機会の拡充を図るよう努めてまいります。

なお、予防接種管理事務として運用しております健康管理システムが更新時期を迎えたことから対応してまいります。

また、地震の影響による心身のケアについては、中長期的な関わりが重要であることから、関係機関と連携しながら町民の皆さんの心の健康状態を把握し、回復に向けた支援と併せ、見守りを行う人材として町民の皆さんを対象にゲートキーパーの養成に取り組むなど対策を進めてまいります。

地域医療につきましては、鵡川厚生病院と穂別診療所が持つ役割の充実と在宅療養支援機能の拡充や町の健診事業等と連携し、健康づくり事業などに取り組みながら、町民の皆さんのかかりつけ医としての役割を担うとともに、引き続き医師・医療従事者の情報交換や医療の相互補完など病診連携を進めてまいります。

次に、「まもる」の項でございます。

町民の皆さんが安全・安心に暮らせるまちづくりについては、震災から復旧・復興に向けて防災・減災施設の整備と地域防災体制の強化とともに、住環境の整備を進めてまいります。

まず、胆振東部地震により被災され避難先であった仁和地区旧教職員住宅に今後も継続して居住される世帯を対象に被災者の住まいの確保・生活環境の整備としてユニットバス化などの必要な改修を実施してまいります。

公助の取組として、災害時の事前行動計画として策定しました試行版の水害タイムラインを実践・活用するとともに、突発型の災害に対応する地震・津波タイムライン及び感染症に対応した新型インフルエンザ等対策タイムラインについても令和２年度末に策定したことから運用を図ってまいります。

あわせて、災害時非常食をはじめ備蓄用毛布など防災用資機材の充実を進めてまいります。

なお、北海道胆振東部地震における本町の被災時の記録を中心に復旧・復興に向かう町の姿として、写真で見る災害記録誌を震災アーカイブ（重要記録の保存・活用）として作成してまいります。

情報通信環境の充実として、高度無線環境整備推進事業により穂別地区のインターネットの高度化・高速化を図るとともに、昨年に引き続き地域情報告知端末等整備事業により、情報告知端末及びスマートフォンアプリを活用した町からの情報伝達の強化を図り、全町的に活用できる対応をしてまいります。

消防署鵡川支署の庁舎につきましては、総合防災庁舎機能を備えた新庁舎建設が令和３年度中に完成する見込みとなっております。

また、高規格救急自動車及び消防用防火服、消防用ホースについても計画的に更新いたします。

消防署穂別支署については、防災用資機材の倉庫の建設とともに第４分団モーターサイレン、消防用ホース及び３連はしごについて更新してまいります。

共助の取組については、海溝型地震の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波の浸水予想区域が本年中に北海道から示されることから、被害を最小限にとどめるため、ハザードマップを改訂いたします。

今後も予測し得ない異常気象による災害の発生に備える必要があることから、引き続き防災訓練や出前講座等を実施し、日常から災害に対する意識高揚に努め、自治会・町内会等を単位とした自主防災組織の立ち上げや地域防災マスターの育成を支援するなど、具体的な活動に向けた災害に備える体制整備を進めてまいります。

自助の取組につきましては、広報誌や自治会・町内会を通じて防災に関する情報提供の充実に努め、各家庭での災害時の避難場所や避難経路、さらには連絡手段の確認などを啓発してまいります。

また、災害発生時に災害を最小限にとどめるためには、速やかな情報の収集・発信と初動対応が必要であることから、実効性のある迅速な情報伝達に努めてまいります。

道路・公園につきましては、毎年度の推進計画により事業調整を行いながら整備をしており、引き続き田浦・二宮６線道路改良工事、旭岡１号橋と最終年を迎える穂別稲里地区の豊進橋及びハーモニー橋の橋梁補修事業とともに、公園では福住たこ公園の遊具が老朽化し、本年度に整備を実施いたします。

空き家・空き地の対策につきましては、空家対策計画に基づき適正な管理と有効利用に向け空き家バンクの活用を図り、移住・定住へと結びつく総合的な対策を講じてまいります。

安全な飲料水対策として、安定的な供給に資するため、穂別地区簡易水道第６次拡張事業の計画的な実施と未普及地域である曙地区及び米原地区においての水道事業を実施します。

さらに、継続して老朽化している水道管の更新など、計画的な施設整備を図ってまいります。

次に、「はたらく」でございます。

産業・経済から地域を元気にするまちづくりにつきましては、多彩な地域資源を生かし、持続性のあるむかわ産業の実現に向けた取組を進めてまいります。

まず、農業につきましては、担い手や労働力不足対策として、これまでむかわ町地域農業担い手育成センターとむかわ町新規就農等受入協議会が連携した取組を進め成果を上げてまいりました。引き続き、コロナ禍におきましても、ＰＲ及び相談業務を工夫し研修生の確保

に努めるとともに、成績重視型の実践研修プログラムを構築し、より経営感覚に優れた人材の育成に努めるとともに、労働力を確保する上で課題となっている住宅不足の対応として、鵡川農業協同組合の寄宿舎確保の取組に対し遊休町有財産であります住宅２棟４戸を有償譲渡方式で支援いたします。

また、本年１月に設立しましたスマート農業研究会を中心に関係機関・団体と連携し、ＩＣＴ技術等による実証など、現場における労働管理や品質向上の取組への活用に向けた調査・研究を進めます。

経営所得安定対策は、鵡川地区、穂別地区それぞれに設置されている地域農業再生協議会が策定した地域水田農業ビジョンに沿って進めておりますが、令和３年度は見直しの年になりますので、両地域管轄の農業協同組合の生産・販売の方針によるビジョンを踏まえたものとするとともに、地域農業活性化推進基金事業への支援により収益性の高い地域農業の実現に努めてまいります。

農業・農村の持つ多面的機能の維持に向けた地域共同の取組を促進する多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業を引き続き支援するとともに、災害に強い農業基盤づくりの一環として、国の防災・減災・国土強靭化のための３か年緊急対策に基づき、田浦地区６線排水路の改修や富内地区農業用排水路整備を継続し、新たに田浦５線農作業道の整備を進めてまいります。

さらに、現在、田浦第１幹線並びに田浦第２幹線排水路の改修や宮戸地区における排水路の新設工事が進められています、国営新鵡川地区土地改良事業につきましては、老朽化の進む用水路の追加整備に向けた計画変更の実現と事業の一層の推進に向けて期成会を中心に取組を進めてまいります。

次に、林業・木材産業につきましては、今後も引き続き災害に強い森林づくりと循環型の森林づくりを推進するなど、活力ある林業・木材産業の振興に取り組んでまいります。

そのため、治山施設等の計画的な整備と併せ、適切な森林整備が重要であり、森林環境譲与税や国の森林整備事業等を活用し、元気な森林づくりを進めてまいります。

また、胆振東部地震において、広域に山腹が崩壊した結果、海域への土砂流出により生じた被害を踏まえ、一次産業関連機関が相互に連携・意見交換をする場として新たに設置されます（仮称）胆振東部地方一次産業に関する意見交換会に積極的に参加・連携してまいります。

今後も民有林振興対策事業を継続し、民有林整備の促進と経営の安定を図るほか、国・

道・町の三者で協定した地域主体の一体的な森林づくりにつきましても、森林施業の一体的推進やエゾシカによる森林被害の防止、森林認証材の普及等の取組を行い、流域が一体となった循環型の森林づくりを目指し、引き続き連携強化を図ってまいります。

一方、管内で最大規模を誇る苫小牧広域森林組合の製材工場は、老朽化が著しく、また、本町をはじめ道内のカラマツなどの人工林は利用期を迎え木材も小中径木から大径木が主体となりつつあります。

このため、木材の大径木化にも対応させることで、より一層の生産性と収益性の強化が期待されることから、新たに整備する製材工場に対して支援を行い、本町における林業・木材産業のさらなる振興を図ってまいります。

また、これまでの担い手対策に加え、胆振林業青年部との連携による林業の魅力発信、北海道立北の森づくり専門学院における町有林等を活用した学習の場の提供などの支援を行うほか、木育活動を通じて森林や林業に対する理解を深め、木の文化が息づくまちづくりを推進してまいります。

漁業につきましては、浜の活力再生プランを基本に資源の適正な管理と増大、魚価の向上と安定、漁労経費の削減などを関係団体と連携し着実に取り組んでまいります。

あわせて、漁業経営の安定化及び漁業者の所得向上に向け、新たに鵡川漁業協同組合が取り組むホタテ稚貝放流事業に対し、事業に要する経費について助成するとともに、漁業における担い手対策として新規就業者用住宅の建設費用について支援をいたします。

なお、引き続き漁業者の経営支援として、漁業振興対策特別資金や漁業近代化資金利子補給を継続してまいります。

長年の懸案でありましたししゃもふ化場につきましては、資源の安定化対策として令和３年度に水利権取得の見込みから建設に着手します。

なお、令和３年度につきましては、取水施設など主に河川区域に関わる部分の工事を実施いたします。

あわせて、ししゃもふ化場の維持管理に関わる経費につきましては、施設の安定的運営を図るため、運営基金を造成し対応してまいります。

商工業や観光振興については、過疎化に起因する人口減少や都市圏への消費流出などによる町内での消費需要の低迷と併せ、震災の影響により中心市街地の活性化や再生が重要な課題となっております。

まちなか再生に向けましては、まちなか再生検討会での議論を経てむかわ町まちなか再生

基本構想が策定されることから、基本構想の推進・具現化に向けて、必要な調査・研究・実証実験等を進めながら、令和３年度における実行計画となるまちなか再生基本計画の策定を行い、まちなかの再生を推進します。

基本構想では、町民の皆さんや行政・民間との協働による取組を深め、５つの戦略、10の実践目標、15の取組を展開することとしており、併せてまちなか復興賑わい創出事業につきましても継続して取り組みます。

次に、昨年設立した地域商社につきましては、恐竜化石や農林水産物などの多彩な資源に付加価値をつけた商品開発や販路開拓に意欲を持つ事業者の育成をサポートする体制を後押しするとともに、商社発展に向け支援してまいります。

また、新規起業や地域資源を活用した新たな事業展開を行う個人や法人等を支援する起業力耕上促進事業制度についても継続し、地域の稼ぐ力を高める取組を促進します。

むかわ町商工会と一般社団法人むかわ町観光協会は、それぞれ本町の商工業振興と観光振興において重要な役割を担っております。消費喚起により地元商工業の活性化を図るため運営を支援するとともに、観光協会と連携・協力し、地域の活性化に向け策定中の観光振興方針に基づき事業を推進してまいります。

さらに、鵡川・沙流川ＷＡＫＵＷＡＫＵ協議会や東胆振地域ブランド創造協議会などの広域連携観光事業に参加し、各町の地域資源を結びつけて魅力を発信するなど広域的メリットを生かした事業を進めてまいります。

移住・定住促進の取組につきましては、これまで実施してきた事業の検証を行い、新たな事業についての調査・検討を行うとともに、本町の魅力を掘り起こすためのプロモーションに取り組み、町の認知度を高める情報の発信に努めてまいります。

次に、「まなぶ」の項でございます。

多様な芽を育て、生涯にわたって活躍できるまちづくりについては、教育委員会と連携を図り、これまでの大綱を見直し、新たに策定したむかわ町教育大綱に基づき各種施策を進めてまいります。

震災後の児童生徒の心のケアに対応するため、引き続きスクールカウンセラーを全校に配置するとともに、全教職員のストレスチェックを実施し、よりきめ細やかな教育相談体制の充実を図ってまいります。

ＩＣＴ活用教育推進事業は、引き続きＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた学校支援事業として両地区にサポーターを設置するとともにデジタル教科書の導入を順次進めてまいりま

す。

鈴木章記念事業につきましては、高校生の可能性と夢を広げ、これからの地域を担う人材の育成を目的に公営塾を開設し、鵡川高校及び穂別高校並びに地元高校生へ学びの場を提供してまいります。

本町と鵡川高校及び穂別高校の間で締結した連携協定に基づき、魅力ある学校運営に対する支援、通学支援、特色ある教育活動のむかわ学への支援のほか、地域みらい留学３６５事業により鵡川高校に留学してくる生徒を町全体で受け入れ、交流人口及び関係人口の増加につなげ、高校の魅力化による地方創生を推進してまいります。

社会教育及び文化・スポーツ振興につきましては、子どもから高齢者まで生涯を通じた主体的な学習・文化・スポーツ活動の推進を図るため、引き続き生涯学習アドバイザーの配置、社会教育や文化・スポーツ関係団体助成や生涯学習推進基金活用事業の実施など、各種活動を支援してまいります。

また、スポーツ推進委員によるスポーツ事業の指導・普及のほか、総合型スポーツクラブむーブによる各世代ごとのニーズに応じたスポーツ活動の普及に支援してまいります。

今年は１年延期された東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が予定されますが、胆振東部３町では、参加国でありますリトアニア共和国と３町合同でホストタウンの調印を行い、交流を図ることとしており、さらにはオリンピックの聖火リレー、パラリンピックの採火式を実施することとしております。

これらの事業を通して、オリンピック等への町民の関心と機運醸成を図るとともに、町の復興の姿を発信する取組を実施してまいります。

次に、「未来へ」の項目でございます。

次代を見据えた協働のまちづくりについては、共に町を愛し一緒に考え、地元力を高める取組や持続可能なまちづくりを進めてまいります。

国内最大かつ最高の保存率を誇る恐竜全身骨格化石、穂別産のハドロサウルス科恐竜化石（学名がカムイサウルス・ジャポニクス）通称名むかわ竜に代表される化石群は、むかわ町が誇る貴重なブランドであり、これらの化石を生かして本町への誘客により町のにぎわいづくりを進めていくことにより、地域経済の活性化に結びつけるものであります。

引き続き、恐竜ワールド構想推進計画に基づき子ども化石クラブを実施するほか、レプリカの展示や商品の開発など、地方創生とも連動したまちの魅力向上と交流、関係・関心人口の創出・拡大につながる取組を進めてまいります。

さらに、地方創生総合戦略の大きな柱であります恐竜化石を活かしたまちづくりを具現化するため、地域資源の魅力を磨き上げ、商品化や販売へとつなぐ地方創生ビジネスに取り組むため、むかわ地域商社と連携してまいります。

また、町民の皆さんが主体的に企画・実施するまちの魅力創出や震災からの復興に寄与する取組を支援するまちづくり耕上促進事業を継続し、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、「つなぐ」の項であります。

多様なネットワークづくりについては、これまで培ってきた人のつながり、資源のつながり、地域のつながりなどを軸にしながら関係・関心人口の拡大に向け、ふるさと納税の充実や地方創生による持続可能なまちづくりを進めます。

さらに北海道新幹線×ｎｉｔｔａｎ地域戦略会議や東胆振定住自立圏共生ビジョンなどによる広域連携の取組を引き続き関係市町とともに推進してまいります。

地域共生社会の実現に向けましては、国が創設したアイヌ政策推進交付金制度を活用し、地域の路線バスを整備します。

あわせて、白老町に開設された民族共生象徴空間（ウポポイ）との連携を図りながら、アイヌの人々をはじめ新たな人の流れをつくってまいります。

ＪＲ日高線につきましては、昨年10月、本町及び日高管内各自治体と鵡川－様似間において廃線の合意に至ったところであります。このため、鵡川－汐見間につきましては、町内路線バスを活用し地域の足の確保を図ってまいります。

なお、鵡川－苫小牧間の維持存続の取組につきましては、地域とＪＲ北海道が一体となってアクションプランを作成しており、本町における利用促進策の一環として苫小牧から鵡川高校に通学する生徒の定期券購入助成について引き続き支援をしてまいります。

道外の市町村との交流につきましては、むかわ町砺波市交流協会への支援を行い、姉妹都市提携を結んでいる富山県砺波市との交流を深化し、恐竜化石を生かしたまちづくりは、にっぽん恐竜協議会や北海道恐竜・化石ネットワーク研究会との交流を通じ、連携してまいります。

むすびに。

以上、令和３年度の町政執行の方針を申し上げました。

今年度は、今後10年間のまちづくりの指標となる第２次むかわ町まちづくり計画を策定し、実践するスタートの年でもあり、私の任期最後の年として施策の総仕上げの１年ともなります。

本町では、近年の少子高齢化や胆振東部地震による人口減少が続き、社会保障費の増加や産業などの担い手・雇用の確保にも影響が及んでいます。

また、国内の情勢に目を向けると経済のグローバル化や技術革新の進展などに加え新型コロナウイルス感染症への対応など、課題は複雑化、多様化しており、従来型の政策では解決することが難しい状況となっています。

このような歴史的な変化の時代を捉え、新たに策定した第２次むかわ町まちづくり計画は、震災を受けて得た経験や教訓を基にしたむかわ町復興計画と本町の地方創生の実現を目指すむかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略を内包させた計画としております。

私たちは、多くの課題に柔軟に対応しながらも、北海道胆振東部地震や深刻化する感染症の危機を乗り越え、新たな時代に対応する地方創生を実現していかなければなりません。

重ねて、今、震災からの復興、新型コロナウイルス感染症の収束を願う共通の目標を持つ町民の皆さんをはじめ、企業、団体、町議会、行政が手を携え、まちづくりの普遍の理念ともされております「人と自然が輝く清流と健康のまち」、そして、町民憲章にあります「常に挑戦する気持ちを持って進歩するまち」の実現に向けて進んでまいります。

町民の皆さん並びに町議会議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、新年度の執行方針に代えさせていただきます。

次に、提出事件の大要説明に入ります前に、諸般の報告としまして、２件の行政報告を申し上げます。

まず１点目は、令和３年２月15日から16日にかけて低気圧の通過に伴った暴風雪警報発令中の降雨と強風による被害について御報告申し上げます。

警報発令中の気象状況は、気温の上昇により15日午後から翌日16日明け方までまとまった雨が降り、両日での積算降水量はアメダスデータで53ミリでありました。さらに、16日の午前６時頃から風が強まり始め、午後９時までの間に最大瞬間風速25.8メートルを記録しております。この低気圧の影響により、公共施設等におきまして被害が生じておりますので御報告を申し上げます。

被害の概要としましては、まず、町管理の河川において、６河川８か所で被害が生じ、被害額は450万円となっております。内訳としましては、鵡川地区３河川５か所で、気温の上昇や雨の影響により氷が解けて流れ、河道が埋塞した箇所に雪解け水が流れ込んだことから掘削等の緊急対応を行ったところでございます。

穂別地区におきましても同様に、３河川３か所に影響があり、氷による河道埋塞により水

があふれ、同様の対応を図ったところであります。

また、鵡川地区の町道に被害が生じ、４路線４か所において、路面洗掘や側溝埋塞、路肩決壊等により被害額は140万円となっております。

これにより、公共施設等の被害総額は590万円に及び、いずれも応急対応を行ったところでございます。

次に、農業被害についてであります。

被害は、農作物被害と農業施設被害が鵡川地区で発生し、農業被害額の合計は878万3,000円となっております。

内訳につきましては、農作物被害では、用排水路での氷詰まり等によって融雪水があふれ、隣接する農地への浸水が発生し、被害面積はレタス、ホウレンソウ、ニラ及び花弁を合わせて0.38ヘクタールとなり、被害額は735万円に及んでおります。

また、農業施設被害は、強風によるハウスビニールの破れ等が27棟発生し、被害額は143万3,000円であります。なお、浸水やビニール破れによる低温に当たった農作物は品質低下や作付変更等の懸念がされているところであります。

次に、水産業被害につきまして御報告いたします。

水産業施設被害が１件発生しております。

強風により鵡川漁業協同組合所有の資材倉庫の扉が破損し、被害額は111万円であります。

なお、被害施設の対応については、自己資金により修繕を行う予定であります。

以上、低気圧の影響による被害の概要について申し上げました。

次に、２点目の新型コロナウイルス感染症における２月４日開催の第１回臨時会以降の町の対応状況等について、御報告を申し上げます。

国内における新型コロナウイルス感染者は、３月７日現在44万621人となっており、医療提供現場では、引き続き緊張感を持った対応が続いております。

国内の状況では、緊急事態宣言が発令されていた首都圏を除く２府５県は、感染状況の緩和から２月末までに解除されましたが、首都圏の１都３県は、感染状況の下げ止まりから３月７日解除予定でしたが、２週間延期されたところでございます。

北海道内は、７日現在１万9,472人の感染が確認されていますが、新規感染者の減少傾向により、北海道は、札幌市内及び小樽市内での不要不急の外出や往来の自粛要請を２月末で終了、警戒ステージを３とし、集中対策期間を７日で解除しております。

なお、胆振振興局管内の感染状況は、７日現在803人と１か月で27人の増加にとどまり、

現在のところ落ち着きが見られている状況でございます。

しかし、３月から４月にかけての移動期を迎え人の動きが活発化することから、町民の皆さんには引き続きマスクの着用と手洗い、換気など感染リスクの低減を意識した行動をお願いいたします。

町の対応につきましては、今後も国や北海道の動きと連動し町民の皆さんへの適時適切な情報提供による不安の解消に努め対応をしてまいります。

また、具体的な感染拡大防止の取組と支援施策につきましては、国の地方創生臨時交付金等を活用し、本定例会に補正予算案として感染防止対策費用を計上、提案し、新年度予算を前倒しした柔軟な対応を図ってまいります。

なお、ワクチン接種につきましては、町内医療機関の協力の下、集団接種を中心に実施する計画で65歳以上の高齢者の方々から順次御案内するよう準備を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

以上を申し上げ、第１回定例会に当たりましての行政報告といたします。

次に、大要説明に移らせていただきます。

本定例会で御審議いただく事件につきましては、同意４件、議案36件でございます。

同意第１号　むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき、議会の同意を求めるものでございます。

同意第２号から同意第４号　むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件につきましては、任期満了による３名の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

議案第２号　損害賠償の額の決定に関する件につきましては、損害賠償の額を定めることにつきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第３号　むかわ町まちづくり計画の変更に関する件につきましては、合併新町建設計画の変更につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第４号　第２次むかわ町まちづくり計画の策定に関する件につきましては、新たなまちづくり計画の策定につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件につきましては、事業費及び辺地対策事業債の予定額の追加につきまして計画を変更しようとするものでございます。

議案第６号　東胆振３町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件及び議案第７

号　東胆振３町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件につきましては、審査会の事務局担当町を令和３年度より厚真町に変更することから、規約変更についての協議を行うため議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第８号　むかわ町道の路線の認定に関する件につきましては、道路用地の寄附行為に伴い周辺民家の生活道路に供するため町道の認定につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第９号　むかわ町ししゃもふ化事業推進基金条例案につきましては、ししゃもふ化場整備後における事業の推進及び施設の維持管理に関する費用に企てるため本条例を制定しようとするものでございます。

議案第10号　むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、町の機構組織の機能性及び効率性に鑑み、課の設置につきまして所要の改正を行うものでございます。

議案第11号　むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、会計年度任用職員等の育児休業等に関わる条例の整備を行うものでございます。

議案第12号　むかわ町税条例の一部を改正する条例案、議案第13号　むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、議案第14号　むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案、議案第15号　むかわ町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、法令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第16号　むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、生活館使用料区分の整理に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第17号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、法令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第18号　むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険第８期計画期間中の介護保険料率を定める必要があること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号　むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、省令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第20号　むかわ町国民休養地野営場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例案につきましては、利用料金等の改定等に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第21号　むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案、議案第22号　むかわ町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、法令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第23号　むかわ町民交通傷害保障条例を廃止する条例案につきましては、町民交通傷害保障制度を廃止するため条例を廃止しようとするものでございます。

議案第24号から議案第30号につきましては、令和２年度むかわ町一般会計補正予算第10号、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第５号）、むかわ町上水道事業会計補正予算（第３号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第２号）、むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）につきまして、年度内の事業費精算等により補正予算を提出するものでございます。

議案第31号から議案第37号につきましては、令和３年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算につきまして提出をするものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君）　町長の行政報告、町政執行方針及び提要事件の大要説明が終わりました。

ここで、換気対応も含めしばらく休憩をいたします。

再開は11時30分とします。

休憩　午前１１時２２分

再開　午前１１時３０分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長　登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君）　令和３年第１回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教育委員会の行政執行方針を申し上げます。

北海道胆振東部地震からの復旧・復興の最中におけるコロナ禍など、私たちの暮らしや生活様式が急激に変化する中で、教育を取り巻く環境の変化も加速化しています。

自然災害から身を守る生き抜く力、社会の変化に対応し、これからの情報化時代を生き抜く力、ウイルスから身を守り健康を維持する生き抜く力など、幾重もの知識や能力を習得しなければなりません。

防災教育やウイルス感染症予防の教育がより重要となることはもとより、デジタル教科書やタブレット端末を活用し、これからの時代を意識した新しい教育も取り入れていかなければなりません。教育は、これからの社会を支える人材を育てることであり、その社会が変化していく中においては、教育の方法も変わっていかなければなりません。

一方で、来るべきSociety5.0の時代にあっても人が人を育てるという真理が揺らぐものではありません。むしろ、そういう時代にこそ人と人の関わり合いの中で学ぶことが重要であり、ＡＩが先生に成り代わることはできません。

地方創生と復興は教育からという信念を貫き、加えて、コロナ禍における教育、そして、その先の時代の教育は不易流行の理念をもって災禍に負けない教育行政を推進してまいります。

学校教育においては、子どもたちの自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、教育環境の充実を図ってまいります。

学校給食においては開始から５年目を迎えますが、４年間で培った経験を糧とし、安全・安心でおいしい給食の提供はもとより、地場産物の積極的な活用を進めてまいります。学校給食費においては、子育て支援の一環として多子世帯の負担軽減を継続いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き学校、保護者の方々などと連携し、その対応に万全を尽くしてまいります。

社会教育においては、生涯学習活動が町民や町全体の輝きにつながるものであることから、我が町の自然、歴史、文化、産業などを焦点にした学習活動を支援し、豊かな心と健康な体づくりの実践により町の活力を生み出す基盤づくりを行ってまいります。

基本的な考え方です。

むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある

「むかわ」の人づくり」を目指すことを基調とし、以下の施策を推進してまいります。

第１は、将来、自立した生き方ができるよう、児童・生徒に対して引き続き生活・学習習慣の改善と学校教育の質の向上の取組を進める一方、学校給食を活用した食育も加えて、地域の子どもは地域全体で育てるという理念の下、むかわの地域資源や良さに着目したふるさと教育であるむかわ学についても、小中学校から高校まで連携した取組を継続して進めてまいります。

第２は、町民の皆さんの多様なニーズに応じた選択可能な学習機会、社会貢献や地域づくりにつながる学びの場の提供に努めてまいります。

また、むかわ学を活用した事業の拡大や学校運営協議会との連携も図りながら生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、令和３年度の主要な事業について申し上げます。

学校教育の推進。

学校規模、学級編制の小規模化が進んでいる中、子どもたちの未来を見据えた学校教育の構築は喫緊の課題であり、学校教育の基本である知・徳・体を育み、自らが主体となって考えることのできる人材育成を進めるため、学校の教育力の向上と教育環境の整備、充実を進めてまいります。

確かな学力の育成。

学校教育においては、生涯にわたる活動基盤が形成される時期であり、学び進めるための基礎・基本の習得と、課題を解決する能力や主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが大切であります。

学校教育アドバイザーを配置し、学校運営全般へのきめ細やかな指導と学力向上対策を引き続き進めてまいります。

また、毎年作成している家庭学習の手引きを活用し、望ましい生活、学習習慣の定着化を目指して学校、家庭、地域が連携した取組を進めてまいります。

小学校においては、チーム・ティーチングなどきめ細やかな指導を行うための体制確保を行ってまいります。

中学校においては、学習内容が高度化し個々の能力に合った指導が必要となることから、習熟度別少人数指導などにも取り組んでまいります。

また、小中学校ともに新学習指導要領が完全実施されることから、これからの人生を生き抜くために必要な資質・能力を踏まえ、外国語指導やプログラミング教育の充実を図ってま

いります。

放課後や夏・冬休みの一部を利用した補充サポート学習により、分かる授業で確かな学力の育成に努め、ｅラーニングシステムを活用しながら学習習慣の定着を図ってまいります。

英語指導助手はこれまでどおり両地区に１名ずつ配置し、小中学校はもちろん認定こども園、放課後子どもセンターでも活動し、幼児期から外国語に触れる機会を提供してまいります。

鈴木章記念事業推進基金を活用し、高校生の学力向上と併せてこれからの地域を担う人材の育成を目的に公営塾を開設し、むかわの高校生に学びの場を提供するとともに大学進学等奨励金の給付を行ってまいります。

健全な心と体の育成。

子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めることは、自信、やる気、確かな自我を育てることから学校での適切な指導体制づくりに取り組んでまいります。

いじめを根絶するために、いじめ防止基本方針に基づきいじめを生まない教育活動に努めてまいります。

さらに、スクールカウンセラーや心の相談員の活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ・不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

子どもたちの健康と体力については、肥満や生活習慣病の低年齢化など健康が損なわれる状況が出てきており、学校保健としての取組が必要となっております。バランスの取れた学校給食を活用した食育と、コオーディネーショントレーニングの普及を継続して行い、ＮＰＯ法人むーブから指導者を学校や認定こども園に派遣するなど、普及・体験活動を進めてまいります。

また、理科離れが問題視されていますが、鈴木章北大名誉教授のふるさととして、大学との連携授業など児童生徒の理科や科学への興味、関心を深める機会の確保に努めてまいります。

信頼される学校づくりの推進。

学校は地域の中心となる公共施設でもあり、災害時避難場所としても重要な役割を担っておりますが、地域との関わりが減る一方では、その役割を十分に果たすことはできません。

一昨年度より学校運営協議会を設置しコミュニティスクールを導入いたしましたが、地域全体で学校運営を応援していく活動の充実を図ってまいります。

また、優れた資質・能力を有する教職員の確保に努めるとともに、教職員の働き方改革を推進してまいります。

学校教育アドバイザーを各学校の指導、相談役とし、教育公務員としてのコンプライアンスのより一層の徹底や、指導力向上のための教職員研修会を開催してまいります。

特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、教育支援委員会による就学前からの見守りや学校内外の情報共有を充実し、各学校の担当教諭、養護学校等関係機関との連携を深め、専門性が高くきめ細やかな特別支援教育を推進してまいります。

また特別支援学級に属さない児童への効果的な指導を充実させるための通級指導にも引き続き取り組み、学習面での補助を行う支援員や、学校生活の支援を行う介助員を小中学校に継続して配置いたします。

道立高等学校の魅力化支援。

むかわ町との包括連携協定に基づき鵡川・穂別両高等学校の魅力化を支援してまいります。

鵡川高校については、中高一貫教育を継続・充実し、むかわ学を通じて地元理解を深める取組を支援してまいります。

また、生徒寮の運営や地域みらい留学３６５事業により留学してくる生徒を町全体で受け入れ、関係人口の増加や地域の活性化につながるような取組を進めてまいります。

苫小牧－鵡川間の通学バスの運行やＪＲ定期券の給付を継続して行い、町外からの生徒の確保を図ってまいります。

穂別高校については、小中高ふるさとキャリア教育推進事業や穂星寮の充実など、穂別にしかできない穂別高校ならではの取組を支援し、穂別高校に行ってよかったと感じられる学校づくりを推進してまいります。

教育環境の整備・充実。

コロナウイルス感染症対策を含めた教育環境の整備・充実を図り、引き続き安全で安心して、そして落ち着いて学ぶことのできる環境づくりに努めてまいります。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学児童・生徒の学用品費等については、入学前の早期支給を行ってまいります。

情報教育については、タブレット端末の購入やＷｉ－Ｆｉ環境の整備が終了したことから、個々の理解度に応じた指導など有効活用を図ってまいります。

学校図書支援員については、引き続き配置し、読書の普及、図書環境の整備に努めてまい

ります。

社会教育の推進。

新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が大きく変化する中にあって、より多様で複雑化する課題と向き合いながら一人一人が豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるには、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることのできる環境が重要となります。

令和３年度からスタートする第３次むかわ町社会教育中期計画に基づき、町民の価値観やライフスタイルの多様化に対応しながら、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育の推進を図り、全ての町民が楽しく学べる町の実現を目指します。

生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、生涯を通じて自ら進んで豊かに学ぶ環境づくり、子どもたちを守り育てる安全・安心な地域づくりの推進を重点課題として進めてまいります。

青少年の育成としては、中学生による少年の主張大会、小学生から高校生による読書感想文コンクール、あいさつ運動の推進、子どもたちの正しい生活・学習習慣の定着を目指す通学合宿のほか、新規事業として中高生を対象とした町独自の青少年リーダー研修事業に取り組んでまいります。

子育て世代の家庭には、親子の交流や子育てに関する情報提供、ハッピー子育て塾などの家庭教育事業に取り組んでまいります。

成人や高齢者教育としては、ふれあい大学やことぶき学級、我が町について学ぶためのむかわ学を取り入れた講座や情報発信の実施とともに、学んだ経験を生かす場として、みんなが先生、どこでも教室の充実と活用を図ってまいります。

また、非核平和の事業として、町内中学生の広島平和の旅派遣を継続してまいります。

文化・スポーツ活動の推進。

文化・スポーツ活動の推進は、文化芸術、文化財の振興、健康づくりと生涯スポーツの推進を重点課題として進めてまいります。

文化・スポーツ活動の多くは、少子高齢化に伴う担い手不足をはじめとする課題が多い状況にあることから、文化協会、体育協会及びＮＰＯ法人むーブへの支援を行い、活動の推進に努めてまいります。

文化活動については、総合文化祭、町民文化祭の開催やアイヌ文化を伝承保存する活動への支援及び貴重な歴史的文化資産の保存活用を図ってまいります。

スポーツ活動については、スポーツ推進委員などによる指導、普及活動の推進、生涯学習基金を活用した指導者養成や活動支援、全道・全国大会への出場支援を行うなど、多様な生涯スポーツや健康づくりに取り組む活動の普及に努めてまいります。

また、今年は１年延期された東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されますが、本町においてオリンピック聖火リレー、パラリンピック採火式を実施することとしております。これらの事業を通して、町民の機運醸成を図るとともに、スポーツへの興味・関心を促進するきっかけづくりとなるよう取り組んでまいります。

図書館・博物館活動の充実。

図書館は、家庭教育の向上や地域文化等の推進を担っており、穂別図書館は開館時間を変更し、利用者の利便性を図るなど、まなびランド図書室とともに充実に努めてまいります。

本町では、子どもたちの読書活動が少ないという現状から、子どもの読書推進計画に基づき、ブックスタート事業やボランティア団体等による読み聞かせ会の実施など、具体的な事業を進めてまいります。

穂別博物館につきましては、むかわ町恐竜ワールド構想推進計画に基づいた活動を展開してまいります。町民の機運醸成のため、町民の知的関心に応える活動を推進してまいります。

博物館周辺リニューアル・複合的施設整備については、恐竜ワールド戦略室と連携しながら、魅力化に向けた取組を進めてまいります。

また、収蔵している化石の整理やクリーニングを進め、特別展、普及講演会の開催、北海道大学総合博物館との連携協定に基づく研究や活動の推進、恐竜・化石産出自治体等との連携した活動を行ってまいります。

むすび。

以上、令和３年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げました。

次代を担う子どもたちには、未来を切り開き、生涯にわたって生き抜く力を育むことが求められております。そのためには、自ら課題を見いだし、解決に向けて情報を収集、分析したり、周囲の人と意見交換・協働するという探求型学習を推進し、教科にとらわれない横断的、総合的な問題解決能力の育成が重要であります。

教育を通じて、この町に住む一人一人の力で、むかわ町を未来に飛躍させる「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指す着実な教育行政を進めてまいります。

町民の皆様ならびに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上、教育行政執行方針の説明です。よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君）　以上で教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで、町長の行政報告、町政執行方針及び提出事件の大要説明、教育長の教育行政執行方針を終わります。

昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は午後１時30分といたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時３０分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ申し上げておきますが、会議冒頭、議運の委員長より、今日の一般質問については１時間程度の延長、以降については延会という発言がありましたが、会議の都合上、一括して一般質問を今日で終了したいということで考えていますので、特段の各議員の御協力をお願い申し上げたいと。

◎一般質問

○議長（小坂利政君）　日程第５、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇　山　崎　満　敬　議員

○議長（小坂利政君）　まず、３番、山崎満敬議員。

○３番（山崎満敬君）　それでは、通告に基づきまして２点ほど質問をさせていただきます。

まず、１点目でありますが、安心・安全なまちづくりについてということで、今年の１月18日午前２時頃、宮戸で家屋の火災がありました。消防の水槽車による放水、また消火栓を水源とした２線での放水が行われました。当日は少し風がありまして、鎮火までには時間がかかりました。水槽車による放水、水槽車の水が少なくなって、消火栓からの水圧だけでは水槽車に補給するとほかの２線の圧が下がって限度があるため、水槽車は鵜川に戻って給水することになりました。その間、２線での放水でしたが、火の勢いが強くて、今言ったよう

に、鎮火までに時間がかかりました。夏場であれば、消火栓または用水などの水を利用することができたかもしれませんが、冬場、また夏の水がないときには、大変苦しい状態になるかと思います。

そこで、今回、イモッペ生活館も今回の火災の近くに新設されると伺っております。駐車場その他も十分買収した土地があると伺っていますが、それらの建物を含め、あの辺、結構宮戸地区、家が混雑して古い家もあります。今回のような場合を想定したときに、防火水槽が必要と思われますが、町としての見解をお伺いします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　御質問にある火災発生当日、私も現地で消火活動を拝見させていただいているところでもございます。改めて、消防職、団員の皆さんに感謝とお礼を申し上げたいかと思います。

消防水利、防火水槽の設置の関係の御質問でございますが、本年４月１日からの供用開始のイモッペ生活館の安全・安心の確保、こういう観点でのお答えを申し上げたいかと思います。

まず、本施設につきましては、消防法の規定によって、不特定多数の人が利用する集会所として防火対象物に該当するものであります。そこで、消火活動に必要な消火栓、そして防火水槽など、消防水利の設置基準につきまして、防火対象物から140メートル以内に消防水利を設けることが義務づけられているところでもあります。イモッペ生活館から約75メートルの距離に38号消火栓というのが設置されているところでもございます。こういったところでの基準は満たしているところでもございます。

なお、地域の消防体制につきましては、御承知のとおり、消防水利の整備計画を所管しております消防支署、鵡川支署ですか、及び穂別支署としっかりと連携を取りながら、今後に向けて対応してまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　３番、山崎議員。

○３番（山崎満敬君）　ありがとうございます。

今のことに関しては、消防議会のほうで決められることなのでこれ以上はなかなか質問することはできないんですが、１点だけ、ちょっと質問させていただきたいのは、イモッペ生活館の駐車場、万が一、水槽、あの辺にあったほうがいいよということであれば、町としては、使用できないよということなのか、あそこでも結構だよということなのか。突然の話なので即答はできないかもしれないんですが、一応、お考えを伺っておきたいなということで

す。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　先ほどの答弁にも申し上げましたが、基準は設置上満たしているということでございます。

そこで、重ねますけれども、消火栓あるいは防火水槽を含めた消防法に基づく消防水利施設の設置基準というのは、胆振東部消防組合、そして各消防支署で整備計画を持っているところでもございます。今後、全般的、町の全体的な消防水利の関係につきましては、消防支署と検討、協議を図りながら整備が行われていくべきと考えております。

○議長（小坂利政君）　３番、山崎議員。

○３番（山崎満敬君）　ありがとうございます。

たしか消防の関係だと、あそこは150ミリぐらいの入っていて、いろいろなことには条件は満たしているので、消火栓だけでいいという話になろうかと思いますが、今回のような大きな火事、また隣接する家が多いところでの火事には、やっぱり消火栓では足りないなと思われたので質問させていただきました。

震災によって消火栓が寸断されて消火栓が使えなくなるという可能性もあるんで、今、町長がおっしゃられたように、総合的に、また消防議会でもいろいろ質問を投げかけてみたいと思いますので、その節はよろしくお願いいたします。

続きまして、新型コロナの感染対策と経済対策についてということで３点ほど質問をさせていただきます。

まず、１点目が、コロナ感染者の早期発見のため、また、もしものときの感染拡大防止のため、町内でのＰＣＲ検査など、どのように考えていますかということなんですが、臨時議会とか全員協議会でもお聞きはしているんですが、それからどのように町内でのＰＣＲ検査をするのかしないの方向性が変わったのかどうか、その辺の確認をさせていただきたいということです。

２点目が、新型コロナワクチン接種について、混乱を避けるため各地ではリハーサルなどが行われていますが、当町として、対応については、接種会場、場所の数など想定されることについて検討はされていると思いますが、お伺いしています。

３点目、商工業者への支援についての考えを伺いますということなんですが、これはもう、るる大変頭が下がる思いでいるんですが、商工業者に対していろいろな御支援をいただいております。また、新たに第２弾の支援策があるやに聞いておりますが、その辺を踏まえて、

新たな支援策について聞きたいということで質問させていただきました。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　新型コロナウイルス感染症に関わる検査についてお答えをしたいかと思います。

発熱等の症状がある、そして医師が検査が必要と判断した場合、新型コロナウイルスの感染者に接触し保健所から濃厚接触者として判断された場合には、行政検査としてＰＣＲ検査を実施してきているところでございます。医療機関、そして介護施設において、感染者数が多発している地域、さらには関係者が陽性であった場合には、濃厚接触者以外の職員も含めて、広くＰＣＲ検査を実施することになっているところでもございます。こういった形での感染拡大防止の対策が取られてきております。これは、これまでのやり取りとは、ほぼ方向性は変わっておりません。

町内の医療機関では、医師の判断によって簡易キットによる抗原検査を実施しております。症状がある場合のみに適応する検査であるため、無症状の方には実施していないところでもございます。

新型コロナワクチン接種に関しましては、集団接種、これを中心に実施し、これはワクチンの接種です。鵡川地区では四季の館と集落センター等３か所、それと、穂別地区ではふれあい健康センターを会場とし、介護施設、そして障害者施設にも巡回する予定とされております。現在は、接種に向けて、厚生病院、そして穂別診療所と定期的に会議を開催し、情報の共有、細部にわたる確認しながら準備を進めている状況でございます。実施に当たり、心配な点等がある場合には、必要に応じてシミュレーションをしながら、随時確認をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいかと思います。

続いて、商工業者への支援につきましては、これまでも、感染防止を最優先する期間、感染防止を意識しながら消費を喚起する期間、それぞれの期間に応じた対策を商工会としっかりと連携しながら講じてきているところでございます。

現在、年末年始の行事自粛によって影響の大きかった飲食店向けの緊急支援というのを実施しておりますが、新型コロナ感染症の影響というのは長期化が予測されております。コロナ禍における消費喚起対策としてのプレミアム商品券発行事業は、新年度において支援していく考えでもありまして、地域産業への影響というのをこれまで以上に注視しながら、地元商工会と連携を図り、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　３番、山崎議員。

○３番（山崎満敬君）　ありがとうございます。

まず、１点目のＰＣＲ検査、今のところ、むかわ町ではそんなコロナにかかった人が多く出ていないんで、前言ったように、毎週毎週、医療関係とか学校関係の人にやれというのも、なかなか検査するにもお金がかかるということで、難しいところあるのかなと思ってはいたんですが、なるべくであれば、町内でそういう接触者が出たとか、そういうときにはすぐできる体制があればいいのかな。今、伺ったように、抗原検査キット、鵡川の病院でもあるということで、一安心はしております。引き続き、迅速な検査に向けての構築をお願い申し上げます。

それで、ワクチン接種に関しても、今お聞きしますと、るる内部で検討しているということで、これから始まるんですが、町民の皆さん、どうなんだろうということで、心配していたところもあります。その辺で質問させていただきました。今聞いた中では、万全を期しているが、万が一また不具合が出た場合には再度シミュレーションし直すということで、町民の皆さんに安心していただくということでよいかというふうに理解をいたしました。ありがとうございます。

３点目の商工業者への支援、今言ったように、冒頭言ったように、商工業者に対して、多大な御理解の下、御支援をいただいております。また、今年はプレミアム商品券も前倒しでやっていただけるやに聞いております。

そこで、１点、ちょっとお聞きしたいのが、今までは飲食店その他あったんですが、手の届かなかった納入業者という方もいるんですが、その方々が、いや、もう１年以上たつ中でうちらもちょっと限界が近づいてきているんで、うちらにも少し目を向けていただけないかというような話も伺っております。その辺で、納入業者に対する御支援はどのように考えているか、１点お伺いいたします。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　コロナウイルス感染症の影響に伴う飲食店等への納入業者、当然、そういった事業者さんにも影響は生じているものと私どもも捉えているところでございます。そうした状況の中で必要な対策について、間接的な部分については、消費喚起としてまず具体的に対策を講じるということで打ち出させてはいただいておりますが、直接的な支援の部分につきましては、今後、商工会、事務局サイドのほうと捉えている状況もいろいろ意見交換させていただきながら、あるいは金融機関等と、関係者の方とちょっと情報を共

有させていただきながら、今後必要などういったものがあるのかといったところにつきましては検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　今、担当課長のほうから述べられたとおりでございますが、これまでも、商工会さんのほうから商工会としての要望書等々も頂いているところでもございます。まずは、しっかりと地域実情というのをそれぞれが確認し合いながら、先ほども申し上げたとおり、これまで以上に地域に見合った中での経済支援というのはどういうことができるのかということを、今後に向けて対応も考えていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　３番、山崎議員。

○３番（山崎満敬君）　ありがとうございます。

心強いお話をいただきましたので、さらに感謝を申し上げまして、るる商工会担当職員とさらなる協議を重ねて、いろいろな業者、お店のよくなる方向に進んでいければと思っております。

それで、コロナ関係、２点ありましたが、今回、中継もされているということで、むかわ町としては万全な体制だということで捉えておいてよいかと思いますので、また不審な点が出てきたときにはいろいろ聞かせていただきますが、コロナに関しては万全だよということで、会った町民には伝えたいと思います。

最後になりますが、このコロナ、まだまだ続くかと思います。ワクチンもすぐ届かないような気もしております。今年１年続くのかなという気もしますので、いろいろ相談をさせていただきながら、このコロナ対策、また要望させていただくことがありますことをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇　大　松　紀美子　議員

○議長（小坂利政君）　次に、５番、大松紀美子議員。

○５番（大松紀美子君）　質問をさせていただきます。

まず、１つ目に、新型コロナウイルスワクチンについてです。

国内で新型コロナウイルス感染者が確認されてから、１年が経過しました。しかし、いまだ終息するまでには至っておりません。外国製のワクチン接種が２月から医療従事者に行われていますが、町民への接種はいつになるのか、見通しは立っているのでしょうか。町長の執行方針の中で最優先課題と位置づけられている新型コロナ感染症対策として、幾つかお伺

いいたします。

１つ目に、接種計画の詳細と接種体制について伺います。

２つ目に、ワクチンの安全性、有効性、副反応などのリスクについて、町民への情報公開の考え方について伺います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　１点目の接種計画及び体制についてでございます。

ワクチン接種につきましては、国から示されております優先順位に従い、現時点では、高齢者の方の接種を５月から随時開始することを予定しているところでございます。

接種方法につきましては、集団接種を中心に実施し、町及び町内の医療機関でのワクチンの接種体制を構築することとしております。医師、看護師、そして保健師等々、町職員も含め、可能な限り万全な体制で対応することとしているところでもございます。

両地区の医療機関とは、課題の整理、そして情報の共有を行うため、定期的に打合せ会議を実施しております。町民の皆さんが安心してワクチン接種のできる体制整備、引き続き努めていきたいと考えております。

２つ目に、ワクチンの安全性など、情報公開の方法についてでございます。

対象者の方々には、個別通知をはじめとして、広報やホームページ等を活用し周知することとしております。また、町の窓口では、コロナ専用の電話回線も設置することとしております。伝えることと伝わること、傾聴も十分注意していきたいと思います。個別の相談にも随時対応してまいりたいと考えております。

対象者の皆さんには、必要な情報というのを、これまで以上に町としても情報収集の徹底に努めながら、できる限り分かりやすい、正確にお伝えするよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　これまでも、どういう体制で行うかということはお聞きしておりました。

ただ、私が心配するのは、２つの医療機関ありますけれども、通常診療していますよね。その通常診療の中でも、例えばそこで希望者がいれば接種することは可能としているのか。それから、集団接種、よその町の情報ですと、お隣の町でしたら医院が休みの日に集団接種をするような体制を取っているとか、そういうことをお聞きしているんですけれども、例えば集団接種をするときには通常の診療内ではできませんよね、お医者さんが必要ですから。

集団接種する曜日だとか時間だとか、そういうものはもう既にお決めになっているのかについてと、それから、個別に通知を出すということなんですけれども、その通知を読んで、分からない方もたくさんいらっしゃると思うんです。ふだんのときもそうですけれども、相談を受けることもあるんですけれども、ですから、そういった場合、例えば民生委員の人たちに高齢者宅を回っていただいて説明をしていただくだとか、そういう具体的なことも必要になってくるのではないかというふうに考えているんですが、その点について、ただ個別に出すので分かってもらえるということにはならないと思うので、その辺の体制は取るお考えがないのか。

また、私も専用電話というのは必要だと思っていましたので、それはもう既に設置する予定であるということで、よかったと思います。

それから、もう一つ、例えば町内の医療機関じゃないところで受診されている方もいますよね。そういう方が、ワクチン接種をそこのいつもかかっている町外の医療機関で接種したいといったときには、可能になるのかどうかについてもちょっと伺います。

それから、もう一つは、情報公開という点で、毎日ワクチンのことについては、もう本当見たくないんですけれど、あの注射針を刺すシーンは見たくないんですけれども、様々な情報、テレビから入ってきますよね。しかし、本当のところはどうなのか。そのテレビを全ての町民の方が見ているわけではないし、ワクチンの安全性だとか、そういうものに対して、本当に一人一人の町民が正しい情報を得るためには、丁寧な情報発信が必要だと思っているんですけれども、その点について伺います。たくさん言い過ぎたかな。

○議長（小坂利政君）　菅原地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（菅原光博君）　ワクチン接種についてお答えしたいと思います。

まず、１点目に、個別接種の実施できるかどうかというところだと思うんですけれども、まず、第一には、集団で接種を原則として考えてございます。それで、まだちょっとワクチンの入り方が分からない部分もあるものですから、そういったあたりは個別といったようなことも可能性としては十分ありますので、そのあたり、医療機関と十分調整しながら、やりやすい形で接種を進めていきたいというふうに協議を進めていきたいと思います。

続きまして、集団接種中の医療機関の診察というんでしょうか、につきましては、集団接種中でも通常どおり診療を行うというふうな形で、今のところ医療機関とは調整しているところでございます。

また、３つ目の接種時間と曜日なんですけれども、今現在で決まっている中では、鵡川地

区につきましては、９時から16時の平日で考えてございます。状況によっては、土日の実施ということも可能性としては今後あるかと思います。穂別地区につきましては、平日につきましては、水曜日を除く月、火、木、金曜日の午後を予定しております。午後も２体制としておりまして、高齢者につきましては、13時から16時を予定してございます。また、一般の方につきましては、お仕事等ございますので、15時から19時を予定しています。また、一部、土曜日の実施も医療機関と調整中でございますので、土曜日実施する際は、９時半から16時ということで予定してございます。

あと、個別通知を行って、高齢者への説明なんですけれども、議員おっしゃったとおり、民生委員さんの御協力もいただきながら、また担当ケアマネですとか包括のほうでも対応しながら、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えてございます。

あと、町外の接種ですけれども、こちらにつきましても、例えば透析で通っているような方ですとか、そういったような方々もそちらの町外の病院で接種できるような形で協力をお願いするような形で考えでございますので、できる限り、そういった形で対応していきたいというふうに考えてございます。

また、最後に、安全性の周知の部分なんですけれども、こちらにつきましては、来週以降、高齢者に対して、接種するかどうかの意向調査を行う予定となっております。その中で、国から出ておりますそういったワクチンについて知ってほしいことというようなパンフレットがありまして、そちらのほうを同封させていただくような形で現在考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　最後のほうから再質問をさせていただきますけれども、結局、この間、医療関係者の先行接種というのが始まって、報道では、アナフィラキシー反応というのが３例ぐらいもう出ているというところですよね。薬剤投与で収まった人もいるし、入院している人もいると、そういう情報が来ますよね。やっぱり私自身は不安でしかないんです、実は。やっぱり少なからず、そんなふうに不安を持っている方、いらっしゃると思うんです。だから、そういうものに対して、むかわ町としてどんなふうに対応していくのかというのは、非常に難しい、最終的に決めるのは御自身だと思うんです。だけど、そこに行くまでに、例えば打っておかなければ感染してしまうのではないかとか、まだまだ続くと思いますので、その間に、打ちたくないけれども打っておかなければコロナに感染してしまうんじゃないかと、不安もきっと募ってくると思うんです。非常に難しいと思うんです。

ただ、その辺のことも含めて、やっぱり町民の方々にきちんとした、テレビとか新聞だけじゃなくて、町として情報をしっかりと伝えていくということが必要じゃないかなというふうに思うものですから、お考えがあったら伺います。

それと、先ほどのいつ接種、集団接種を基本とすると。お医者さん複数いますから、日中でもこちらに、集団接種会場で対応していただけるのかと思うんですけれども、鵡川地区が９時から16時となると、仕事している方は打てませんよね。その辺の対応をやっぱり鵡川地区も、時間外といったらいいのかな、仕事終わってからでも打てるような体制を取ることが必要だというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小坂利政君）　今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　鵡川地区の時間についてですけれども、病院のほうと今、打合せとかをしながら、やはり時間のほうは９時から16時ということで考えております。

ただ、やはり仕事をなさっている方への配慮というものが必要だというふうに考えておりますので、特に64歳未満の方の接種のところにつきましては、土日での実施というところを含めて、今、調整をしているところです。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　情報周知の関係でございますけれども、議員も質問の中でもおっしゃられているように、道内、国内というんでしょうか、我が町も含め、それぞれの自治体、ワクチン接種体制の確立、しっかりとした確立に向けて、それぞれ都道府県と連携し協力して、さらには地元の医療機関との調整、接種会場の手配、確保、そして接種券、どういった形で皆さんに返していくかという準備に懸命に取り組んできているところでございます。この関係、国民にとりましても、大変関心が高い、極めて高い。ワクチンの具体的な供給時期あるいは供給量についても、まだまだ情報が不足しております、はっきり申し上げて。こういったところも、併せて接種計画の策定に支障を来しているのも事実でございます。こういうことをしっかりと捉えながらも、やっぱり町民に安全・安心に接種ができるように、早め早めの見通しというんでしょうか、こういったものを立てながら、現場の医療機関とさらに向き合いながら、情報の共有に努めていきたいと思います。

先ほどおっしゃられたように、国からのものを直接出すんではなくて、今、町として、町民にとって、さらには町民向けに町民の言葉で書かれたような町としての印刷媒体、こういったところも工夫していければなと思いますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　本当にワクチンがちゃんと来るのかどうか、そういうことも含めて、本当に見通しの立たない状態というのは私も報道なんか見ていて思います。だから、そのことを取り組んでいかなければならない自治体というのは、非常に困難がついて回ると思うんですけれども、やはり、これは災害だと思っていますので、そういったものとして捉えて、適切な情報発信というのを、ぜひ早め早めの発信というものを行っていっていただきたいというふうに思っています。

次の質問に移ります。

国民健康保険税の子どもの均等割の軽減についてです。

国民健康保険は、年金で暮らす高齢者や自営業者、非正規労働者などの方々が加入する健康保険です。高過ぎると言われる国保税が暮らしを圧迫して、多くの滞納世帯を生み出すことにもなっています。中小企業の労働者の方が加入する協会けんぽの保険料本人負担分は、国保税の約半分です。同じ収入、世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、最大２倍以上の負担を強いられている現実がこの国にはあります。本来、公的医療保険は国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは制度の趣旨に反していることになります。

今、一番求められているのは国庫負担の増額による保険税の引下げですが、国は、毎年地方団体が行ってきた国民健康保険への公費投入増を求める提言や要望を受け、やっと高過ぎる国民健康保険税の子育て世代の負担軽減を進めるためとして、子どもの均等割の５割を未就学児に限り公費で軽減するという方針を決めました。実施は2022年４月からとしています。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用して、子育て支援のまちとして負担軽減対象を引き上げる考えはないか、お伺いいたします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　国民健康保険税の子どもの均等割軽減に関する御質問でございます。

この間、子育て世代の負担軽減を図る制度の創設につきましては、全国町村会におきましても国に対して粘り強く要望してきているところで、２月５日、国会へ提出された全世代対応型の社会保障制度ですか、これを構築するための健保法等の改正案の中で、令和４年度から未就学児を対象に均等割部分を全世帯一律に、議員が先ほど申し上げられたとおり、５割軽減する方針が実ったところでもございます。

御質問にありました未就学児以外への対象を引き上げること、これは、今回、この後に議会のほうでも意見書が出されるかと思いますが、私も方向性は同じでございます。引き続き、

町村会等々の立場を通しながら、軽減対象の拡大に向け、粘り強く国へ要望、提案に努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　今、町長がおっしゃったように、本当にあらゆる地方団体の方々が、もう本当に長い間、国庫負担増を求めてきて、本当にやっと重い腰を上げて、就学時までのということで、それも半分、けちな話だなと思うんですけれども、全国的には、もう25自治体ぐらいが独自で一般財源投入して軽減対策を取っているんです。ですから、やっと本当に、やっと少し認められたというか、要望が実ったということなんですけれども。

ちなみに、むかわ町の中で、この未就学児というと何人ぐらいになりますか。それから、18歳未満までだとどのぐらいになりますか。そして、この既に７割、５割、２割の軽減を受けている方もいらっしゃると思うので、その方々のもちょっと残った分の半分が上乗せになるので、７割受けた方は8.5割とかというふうになっていくんですけれども、そうすると、これ、就学時まで５割負担でも町の負担もありますよね、全額国が出すわけじゃないので。そのことも含め、どれぐらいになりますか。人数と金額と教えてください。

○議長（小坂利政君）　八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

未就学児等の人数でございますが、年度当初の人数というのは、前、議員のほうに教えたはずなんですけれども、今回、軽減の試算出すのに、今現在で、延べ人数といいますか、４月からの出入りを含めた人数ということで試算をしていますので、その辺、数字を御報告させていただきます。

未就学児の人数につきましては、延べで102名おります。それで、この中で軽減がない対象者が57名、７割軽減が23名、５割軽減が10名、２割軽減が12名、合計で102名という数字でございます。また、先ほど言っていましたそれ以降18歳までの数字でございます。こちら、軽減なしが113名、７割軽減29名、５割軽減が11名、２割軽減が20名でございまして、合計で173名となってございます。

それで、先ほどの軽減の話でございますが、まず、医療分と後期分の軽減、合わせて３万7,000円というのがむかわ町の均等割でございます。それで、７割軽減の世帯につきましては、現在７割なので１万1,100円を負担しているわけでございますが、残りの３割につきましてさらに軽減が受けられるということに来年４月以降変わりますので、そうなりますと、8.5割軽減というふうになります。その場合の軽減額が３万1,450円になりまして、負担額が

5,550円となります。また、５割軽減のところにつきましては、現在１万8,500円負担してございますが、残りの５割の半分の2.5割が加算されますので、7.5割となります。それで、軽減額が２万7,750円、負担額が9,250円となります。２割軽減も同じ考えでございまして、現在２万9,600円の負担でございますが、残りの８割の0.5なので、４割加算されまして、６割軽減となります。それで、軽減額が２万2,200円、負担額が１万4,800円というふうになります。

それで、未就学児に対しまして、現在の軽減額、法定軽減でいきますと、86万9,500円というのが軽減額になりますけれども、来年以降になりますと、これが232万1,750円ということで、145万ほど増えるというような計算になります。

それと同じように、これを小学生以上に当てはめますと、軽減額が375万1,800円というふうになりまして、現在の法定負担が110万2,600円でございますので、約264万5,000円と。すみません、265万円です、の差が増える形になるというような中身でございます。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　例えば18歳まで５割の軽減を拡大していくとしたら幾らの財源が必要なんだろうということでお聞きしたんですけれども、そうすると、この232万1,750円と264万5,000円の軽減分の、ああ、違いますね。未就学児だから232万1,750円の分の町負担が、２割でしたっけ、町が負担しなきゃならない。軽減の分も町負担しなきゃならないでしょう。しなくていい。私の調査では、軽減する分、丸ごと国が出すのかと思いましたら、町負担もあるというふうに勉強したんですけれども、違いますか。まず、ちょっとここだけ。違いますか。

○議長（小坂利政君）　八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　法定軽減につきましては、今の低所得者の軽減もそうですけれども、軽減額、国２分の１、道と町が４分の１となってございます。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　私は、５割軽減を18歳まで引き延ばしたとしたら、引き上げたとしたら、町の負担は幾ら増えるのかなということを知りたくてこの金額を聞いたんですが、それ分かりますか。

○議長（小坂利政君）　八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　すみません。未就学の部分が、先ほど言った、今のやつから増えるのが約145万円となります。それで、小学生以上18歳まで、それを万が一拡大すると

なると、約265万円、その部分で増えるというような。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　震災もあって、財政的にも基金見ても減っていますし、なかなか独自で軽減を広げていくということは困難であるということは十分分かるんです。

ただ、本当に先ほど申し上げました協会けんぽと比べても、本当にまだ収入もない子どもたちに対して均等割の負担を強いていると、この医療制度そのものがまずまずおかしいことなんですけれども、やはり、例えば今お話ししましたけれども、子どもの均等割で２万9,000円かかるんですから、軽減がなかったら。後期高齢者分も含めると、それにまた8,000円も足ささると。こういう制度そのものをやっぱり協会けんぽ並みに、私たちの党は、１兆円投入することで協会けんぽ並みに国保税は引き下げられるんだということを提言させていただいているんですけれども、全国知事会も市町村会も全て、町長がおっしゃったように、同じ１兆円投入で軽減対策をということを言っているんです。思いは一緒なんです。

ですから、まだ全国では二十数団体と少ないんですけれども、むかわ町も子育てのまちということをアピールしているわけですから、１歳でも２歳でもそのことを引き上げていくことで、今、八木課長が答弁していただいた金額でできるわけですから、そのことをぜひ、来年度からすぐできなくても、2022年に国が未就学児５割軽減やるときに、ぜひ１歳でも２歳でも上げていっていただけるような検討を願いたいと思っているんですが、町長、最後にいかがですか、答弁。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　大松議員の御提案の未就学児以外の対象引上げ、今すぐ町が町独自のという施策には、展開にはならないかと思います。今回の子どもの均等割軽減というのは、繰り返しますけれども、少子化対策、さらには子育て支援対策の一環として捉えているところでもございます。引き続き、重ねますが、18歳ですか、までの対象を広げること、こういったこととも含めて、地方側に求められている２分の１の軽減財源というんでしょうか、こういったことも国が十分確保していくことが求められるんではないかなと思います。

なおです。これも議員御承知のとおり、この間、町としましては、子育て世帯への経済的な支援あるいは保育料の軽減、子どもの医療費助成等々の町の独自の上乗せ支援というのも実施してきているところでもございます。新たなまちづくり計画の中においても、子育て支援というのを重点的な課題としても捉えておりますので、その辺も併せて御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　まだ実施までの期間ありますし、ぜひ軽減拡大の御検討いただくことを求めて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇　佐　藤　　守　議員

○議長（小坂利政君）　次に、４番、佐藤　守議員。

○４番（佐藤　守君）　それでは、４番議員から一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、エゾシカ対策についてお伺いをしたいと思います。平成23年にシカ柵の設置が始まり、農業被害も減少しましたけれども、最近、またエゾシカによる被害が増えています。現況と対策について伺いたいと思います。

まず、１点目が、３年間の農業被害額の推移と、二宮、旭岡地区に囲いわながありますけれども、この囲いわなと田浦、宮戸地区の箱わなというんでしょうか、移動式の、これらの捕獲数と銃による駆除の数といいますか、エゾシカの。大体むかわ町は1,200頭ぐらい駆除をしているんですけれども、その辺の割合についても教えてもらえればなというふうに思います。

２番目は、エゾシカが山沿いから近年は町近くの農地まで出没していますので、銃が使えないということで、移動式の箱わな、これが田浦と宮戸のほうに設置したかと思うんですけれども、今後の導入の考えと、営農区にシカ柵点検、23年のシカ柵が始まっているんですけれども、この辺のシカ柵の点検、この辺の要請というのはどういうふうにしているのかということを伺いたいと思います。

そして、３番目には、捕獲後の処理、これジビエ販売等の促進、実際にはむかわ町に１名のジビエハンターがいますけれども、こういったジビエ販売の促進とハンターの高齢化、こういったことも、むかわ町穂別のほうではハンターの数にはあまり移動はないようですけれども、高齢化になってきているというところで、いっそのこと担当課職員にこういった猟銃の免許を今後取る必要性も出てくるのではないかということで、その考えをお伺いいたします。

○議長（小坂利政君）　髙木産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（髙木龍一郎君）　まず、御質問の要旨に沿ってお答えいたします。

過去３年間のむかわ町の農業被害額につきまして、平成29年は１億1,406万3,000円、平成30年は9,008万4,000円、令和元年度は7,648万2,000円となっております。

次に、二宮及び旭岡地区の囲いわなによる駆除実績につきましては、平成30年は二宮が104頭、旭岡が149頭で合計253頭、令和元年は二宮が67頭、旭岡が125頭で合計192頭、令和２年は２月末現在ではございますが、二宮が22頭、旭岡が27頭で合計49頭であります。

次に、田浦及び宮戸地区の箱わなによる駆除実績につきましては、むかわ町鳥獣被害防止対策協議会によるエゾシカ捕獲実証事業として、令和２年12月から実証試験を始めており、２月末現在で、田浦地区で３頭、宮戸地区で３頭捕れ、合計６頭であります。

次に、銃による駆除数につきまして、猟友会会員からむかわ町に報告されているエゾシカ捕獲実績によりますと、平成30年1,183頭、令和元年922頭、令和２年1,623頭であります。

なお、くくりわな及び囲いわなによる駆除数を合わせますと、平成30年1,784頭、令和元年1,483頭、令和２年2,037頭であります。

２点目の御質問につきまして、箱わなの導入につきましては、銃器による捕獲が難しい箇所への設置、また地域猟友会及び協議会等との連携による新たなモデル対策を目的として実証しております。引き続き、通年での捕獲技術及び捕獲体制を確立し、その効率や特性を分析し、地域への普及につながるよう、取り進めてまいります。

エゾシカ侵入防止柵点検につきましては、平成23年度からの整備事業による設置時に、維持管理は各地域ごとで実施することと承諾されていることから、各地域にて適時に点検をされていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　３点目のジビエ販売等への促進及び担当課職員の免許取得についてお答えをいたします。

まず、ジビエ販売等への促進についてでありますけれども、現在むかわ町内で稼働しておりますエゾシカ加工処理施設、いわゆるジビエ施設は２か所でございますけれども、いずれも町の起業力耕上補助金を活用し整備した施設となっております。また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金として、駆除１頭当たりの補助金額は、加工処理施設に搬入した場合は9,000円、搬入しなかった場合は7,000円としているところであります。

次に、担当課職員の免許取得に関してですが、町内の猟友会会員の状況は、平均年齢は57歳、人数につきましては、平成26年が36名、現在38名と、おおむね横ばいとなっております。町では、平成23年度から、猟銃免許取得助成交付金事業として猟銃免許等の取得に対し助成を行っており、同事業によりまして、今までに鵡川地区で４名、穂別地区で５名の計９名の担い手を確保しているところであります。エゾシカ等の駆除につきましては、資格のみでは

なく長年の経験が必要であり、担当課の職員となった者がにわかに資格を取得しても、実効性のある対応は難しい面がございます。今後も、職員が猟銃免許等を取得することではなく、狩猟免許ですね、すみません。形ではなく、担当職員と猟友会会員が連携してエゾシカ対策に対応し、また、引き続き担い手対策に努めてまいりますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　今の報告を聞くと、農業被害額というのはちょっと減っているようなんですけれども、これは恐らく共済のほうに被害申告をしている数字が出てくるのかなと思うんですけれども、近年、平地のほうまでその被害が増えてきているんですけれども、我々もそうですけれども、多少のことは農業被害としてなかなか申告していない面もあるものですから、そういった面も入れると相当まだ金額も増えるのかなと思うんですけれども。

　囲いわなの件なんですけれども、30年から元年までですか、頭数というのが、30年、元年、２年ですね。２年になると、昨年ですよね、一気に頭数が減っているという状況が出ているんですけれども、こういった中で、銃も入れると、むかわ町、相当数な駆除の実績があるんですよね。19年の新聞報道では、19年度で約2,600頭が胆振管内の捕獲数ですから、そうすると、むかわ町は相当捕獲していることになるんですけれども、囲いわなの実績がちょっと減ってきている、その辺の取組の課題をちょっとどう考えているのかお聞きしたいのと、例年900頭の予算をつけて捕獲しているんですけれども、道の補助事業も入れると大体1,200頭は毎年見ているかなと思うんですけれども、そういった道の補助事業の継続が今後も期待できるのか、その課題と道の補助事業の継続について、その辺の考え方、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君）　道の補助事業については、私のほうで担当しておりますので、回答します。

　毎年の予算の増減はありますが、継続して従来も続いているし、当面なくなるという話もないですので、今後も続くのではないかと思っております。

○議長（小坂利政君）　髙木産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（髙木龍一郎君）　私のほうからは、囲いわなの取組状況の課題についてお答えし……

○４番（佐藤　守君）　囲いわなと箱わな違います。同じ。違いますよね。二宮と旭岡の関係

で年々減ってきている、そういうところのちょっと捉え方。

○産業振興課主幹（髙木龍一郎君）　二宮と旭岡にある囲いわなにつきまして、年々減ってきている、年次で結構増減はしているんですけれども、いわゆるシカ柵の外側からのシカをいわゆる捕獲するという目的で設置されておりまして、実際そのような仕様になっております。これにつきまして、やはりシカの動向だとかそういう増減、年次もありますので、いわゆる今後、ちょっと猟友会といろいろとどのようにしたら効率よく囲いわなのほうに引き寄せられるのかというのを、いろいろとまた協議しながら取り進めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　新聞報道では、農林被害、胆振管内は約２億円前後で推移しているというんですけれども、今、むかわ町は農業被害だけで１億前後近くありますよね。そうすると、囲いわなというのはもともとシカ柵の外側ですから、林のほうですね。農でなくて林業のほうの被害の減少には、大いに意味がある囲いわなだと思うんです。それが全然減ってきているというのは、当時はカメラだとか遠隔装置というのはちょっとなかったですよね、最初のうちは。今はカメラと遠隔装置、たしかついていますよね。にもかかわらず減ってくるというのは、何かシカも学習能力を持ってくるのか。繁殖というのは春ですから、冬の餌のないところに餌をおいてシカを呼び寄せるというのが減ってくるということは、シカが学習能力を持ってきているのか、それとも何か別の要因があるのか、その辺、猟友会の人方と何か原因は何かなという、そういう議論というのはなかったでしょうか。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　二宮地区、それと旭岡地区の囲いわなでございますけれども、こちらの農業被害軽減のためにシカ柵の設置、それからシカ柵沿いにシカが動いて農地のほうに侵入してくるという部分を捕らえることを目的に、地形的にも設置して効果があると思われる場所、そして、あと駆除、その後は、囲いわなに入ったシカを仕留める際に使う場合に猟銃を使うわけなんですけれども、そういった部分が将来的に農作物に被害が生じないような農地を選定させていただきまして、今の場所に至っているところではございます。

現在、今年度から国の支援もいただきまして、捕獲の効率を上げるためにセンサーカメラと自動シャッターのほうも設置させていただきまして、そういった部分では、入った部分を捕らえるということに関しての効率性は上がっておりますが、実際に入ってくる頭数が、現在、令和２年度の状況を見ますと減ってきているという状況になってございます。

こうした中で、その状況というものをもちろん猟友会、こちらのほうの区域を管理される

それぞれの方と情報交換をさせていただいておりますが、実際に明確な理由、根拠というものがなかなか現時点では分からないというのが実態でございます。一つは、議員から先ほど御指摘あったとおり、学習能力があって、あるいは血の臭いというんでしょうか、そういったものがあると長い時間ちょっと捕れなくなるとかいうような経験的なお話もお聞きしますし、また、地震以降の部分でシカの動きが若干変わったんではないかというような推測をされている方もいらっしゃるところでございます。

いずれにいたしましても、カメラも設置させていただきまして、こういった事業、継続してまいりますので、そういった中で動向というものを捕捉しながら、今後ともデータを取りながら、より効果的、効率的な捕獲が進められるよう進めてまいりたいふうに考えてございますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　この囲いわなについては、私もちょっといろいろ関係者とも話聞いたんですけれども、いろいろ餌を変えながらやってもなかなかうまく入らないという話も聞いていますし、ということは、今、課長答弁あったとおり、やっぱりあそこで銃でちょっとやりますよね。そういう血の臭いがどうのこうのというんだったら、電気でという、そういう方法も、もし取れるんであれば、そういう方法も取りながら、囲いわなの実績を上げていけば林業のほうに被害が減少になるという、そういう状況にもなりますんで、そういうことでお願いをしたいと思います。

それと、シカ柵をする前にシカ柵の内側にいたシカが繁殖をして今日こういう状況になっているという、そういったものも多いのかなという、そういう気もするんですけれども、先ほども言ったとおり、現状では今、平地でもそういう被害が出てきているということで、我々の地区でも、個人的に電牧で水田、畑を対応していると。今までは山沿いでしたけれども、平地のほうで電牧を利用しているという、そういう状況になっています。

それで、先ほど移動式の箱わなの話もあったんですけれども、これ金額がどの程度かかるのか。もしある程度の金額であれば個人的に導入してもいいという、そういう話も聞くんですよね。もしそういった場合に、個人で簡単に組立てができるのか。そういうことと、もう一つは、個人で捕獲した場合には、通常であれば、千歳の処理場までというと運搬と料金が大変な金額かかりますから、そういった処理というのは猟友会か行政のほうで何か仲立ができるものなのか、その辺の考えと、また、同じむかわ町でも穂別地区、要望というのは鵡川地区と何か違うところがあるのか、その辺の穂別地区の要望と対応の違い、むかわ町とある

のか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　箱わなの価格でございます。いろいろ機種によって値段も異なるかと思いますが、私どもの導入させていただいたのは、大体１機40万ほどのものでございます。

処理に関しまして、現在はシカ、この箱わなというのは、従前、なかなか実は効率的に捕獲できないんじゃないかというような、これも経験則に基づくものでございますけれども、その中でなかなかやっぱり銃器を使えない、あるいはくくりわなもなかなか難しいというようなところに関しては、試したことのないものをやはり実験しながら、そして、そのことが地域農業者の方自ら守るという取組と、そして、議員から御指摘のあった処理の問題にも、やはり資格ですとかそういった許可を得て動いているハンターさんの協力というものが不可欠ということで、そうした連携する形というものをこの実験的な事業を通じてモデルのようなものをつくって、地域の皆さんの中にそのモデルを普及させていこうというような考え方で今、実験を行っているところでございます。

現在の仕組みといたしましては、捕獲する際のいろいろシカの運搬ですとかわなの設置ですとか、あとシカの目撃情報ですとか、そういったもの、地域の農業者の方が協力して情報を提供したり、あるいは運搬のお手伝いをしたり、お手伝いというか、作業に当たったりとか、あるいは餌の部分になる提供ですとか、そういった部分は農業者の方が担って、捕まったシカの止め刺し、そして、それを解体処理するというところについては、猟友会の協力者の方にお願いをしているといった分担になってございます。

そうした中で、今、実験的な事業でございますので、その処理の経費につきましては、こちらの鳥獣被害防止対策協議会のほうでそういった単価設定をさせていただきながら支援をしているというような実態でございます。

普及に際しましては、既存の鳥獣捕獲対策の促進の支援などの活用ができるかどうかといったところも一つ含めながら、いろいろ対策考えていくところでございますけれども、現時点では、ですから、明確にこの補助が使えるということではございませんけれども、そういった普及促進、皆さんにこういった技術が広まって促進が図られるようなうえで活用できるものは活用できるように、そういったような感じで調査をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、エゾシカ関係の部分のすみ分けといたしましては、私ども、道や国からの支援をい

ただいて捕獲に対する部分での支援をさせていただいていると同時に、農業者側のほうの、農協さんの　　基金事業のほうでも捕獲を奨励する取組、それと、今年度から基金事業のほうで電牧の設置経費に対しても対象としていくようなことで、それぞれ関係機関連携を図りながら、防止対策を進めることというふうに協議しておりますので、その点についても御理解をいただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　まだ、今、箱わなについては試験的なという、そういう状況の中で、両地区で３頭ずつ捕れたという、そういう実績の報告もありましたんで、正直、個人的にお金出してもいいから設置したいという人、実は私のほうにちょっといたものですから、今のところ試験的でやっているということであれば、そういった希望者にとか試験的にやってみて、さらにまた効果があるということであれば、次から次と進めるような、そういう政策を取ってもらいたい、そのように思っております。よろしくお願いします。

それで、シカ柵の点検のことなんですけれども、今、先ほどの答弁では、大体どこの地区も点検はしているんではないかという話、答弁なんですけれども、ちょっと聞くところによると、していないところもあるというような、そういう話もちょっと聞くものですからちょっと質問してみたんですけれども、地元では毎年春に営農区が全員出て点検しているようです。そして、何キロもありますよね。それを一日がかりでやっているようなんですが、やっぱりシカも土の軟らかいところは掘って穴を造ってくぐり抜けようとして、そういう穴があって、そういったところには網を入れて、そして土をかぶせるという方法を取ったり、あとは、熊がよじ登って斜めになった柵を直したりという、そういう状況の中で、一番たちが悪いのが、何か人間らしいですね。山菜を取りに歩いて、ペンチでもってシカ柵を切って出入りしているという、そういう状況もちょっと地元の人間から聞いたものですから、これはやっぱりもう一度行政として、23年から大変な金額をかけて設置しているものですから、その辺の点検をちょっともう一度指導ができないのかなと。ここまでやったせっかくのシカ柵も、１か所の綻びで台なしになるという、そういう状況にもなりますので、いま一度、ちょっと考えを伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

簡潔に答弁をお願いします。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　シカ柵の修繕、管理の関係でございますけれども、多面的機

能支払交付金なども活用しながら、地域の取組として実施してきているところでございます。春先、年度計画を立てる際に、この事務局をやっている改良区さんとも連携を図りながら、そうした管理の大切さというか、そういう部分について、より普及できるように取組、連携しながら進めてまいりたいと思っています。

また、ちょっと前段の御質問の際に、一つ答弁で穂別地区と鵡川地区との違いといいますか、関係についてのところで簡単に答弁させていただきますと、事務を進める中で何ていいますか、穂別地区の農業者の方は、自らわなですとか銃の資格を取って自衛している取組が鵡川地区より進んでいるかなというふうに認識してございます。そういった方が多いというふうに思っています。ただ、一方、私どもの狩猟免許の、失礼しました、猟銃の資格の取得の支援をしてから、鵡川地区にもそういった農業者の方自らそういった免許を取得する方というものは出てきておりますので、引き続き、そういった担い手の育成、確保という観点から、そういった支援、継続して続けていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　分かりました。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それと、もう一点は、先ほどのジビエハンターの関係なんですけれども、むかわ町にもジビエハンターいますし、ぽぽんた市場にそのジビエを販売しているという、そういう実績もあるんですけれども、19年の胆振管内の報道ということでは、胆振管内で約2,600頭捕獲しているということで、むかわ町の捕獲数を見ると半分以上、19年とちょっと年数は違いますけれども、一千四、五百頭、これだけの頭数が捕るんであれば、何か非常にもったいないなと。産業としての何かジビエ販売、こういったものも可能ではないのかなという、そういう感じがしたんですね。実は、白糠町では、新聞でも報道されていますけれども、親子でもって解体処理工場をつくって、白糠、ふるさと納税の返礼品にそのジビエを使っているという、そういう町もあるんですけれども、これだけの頭数をむかわ町で捕るんであれば、何か産業としての何かそういう取組ができるんではないかと。今、ジビエハンター１人ですか、いますけれども、２人といいましたか、ちょっとその辺、何かこう、何ていうのかな、販売の対応、そういったものが産業としてむかわ町捉えられないものなのか、その辺だけちょっとお伺いしたい。

○議長（小坂利政君）　太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君）　私もエゾシカの肉についてはもったいないと思っておりま

して、いろいろ意見聞いたんですけれども、なかなか野生動物なので、季節によって味や臭いが違うということで、畜産で育てた動物などよりはちょっと扱いが難しいのかなという面を１点感じました。

鵡川からのエゾシカ、食肉業者のほか、道内外のレストランに販売もしていると。本州ではミシュランガイド掲載店とも取引があるということ。それと、議員おっしゃるように、ペットフードとしても使っておりまして、インターネット販売ほか、ぽぽんた市場でも町民価格で販売しております。

また、今後、むかわ町としても、ふるさと納税の返礼品としての検討ということも進めたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　それでは、最後のほうの質問になるんですけれども、職員のハンターの関係については、あまり大義がございません。府県のほうではそういうところもあるんですけれども、むかわ町の場合はまだ横ばいということで、高齢化が進んでいるということで、そういう時期が近いうち来るのかなという、そういう考えでちょっと質問をさせてもらいました。

それで、最後になりますけれども、30年にむかわ町鳥獣被害防止計画というのを立てていますよね。これは、今回の鳥獣被害の関係の対策というのは、この30年の計画に沿って今日も続けられているのか、その点だけ最後にお伺いします。

○議長（小坂利政君）　太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君）　被害防止対策の駆除につきましては、この計画に基づいて実施しておりまして、また更新、更新をかけながら、この計画に基づいて駆除活動を続けていくことになろうと思います。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　分かりました。それでは、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

津波災害時における対策についてお伺いいたします。議案で津波ハザードマップの改正の提案がされていますので、差し支えない範囲の中で答弁ができればお願いをしたいと思います。

台風、大雨時の災害における避難マニュアルは作成され、周知されていますが、津波災害での対策はどのように考えているのか伺います。

まず最初に、むかわ町は胆振東部地震災害復興のさなかではありますけれども、２月13日、東日本大震災から10年目に、福島県沖６強の地震発生があり、幸い深度が深かったために津波の発生はありませんでしたが、人ごとではございません。むかわ町の津波予想も7.5メートルから10メートル等に改正されるようですので、津波避難マニュアルをどのように考えているのか、お伺いをいたします。

２つ目に、報徳館は災害時に大勢の町民を収容できる施設の一つですが、最近、１階が土砂災害警戒区域になっていますので、災害時に全面活用できるよう、解除のためには何が必要なのか、お伺いをいたします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　津波災害の前に、先ほどのシカのジビエの関係で、ふるさと納税に直接というよりも、地域資源としてどういうふうな利活ができるのかというふうに御理解を願えればと思います。

さて、現在、本町におけます津波被害の避難のマニュアルにつきましては、津波ハザードマップに記載しております。平成24年６月に北海道が公表した津波浸水予想図に基づき、作成をしたものでございます。

昨年４月に、議員も御存じかと思います、内閣府のほうから、日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震による津波の浸水想定の概要というのが発表され、日高町側の境界付近で11.3メートル、厚真町側の境界で9.8メートルとされております。本町には46分で第１波が到達すると予想がされているところでもございます。

詳細の浸水想定につきましては、現在、作業が若干遅れております。北海道が策定作業を進めており、令和３年中に公表される予定でございます。その内容に基づき、本町のハザードマップを見直し、策定をしていきたいと考えているところでございます。

また、防災対策としましては、令和２年度中に地震・津波タイムライン、これは試行版でございます、を作成、日頃からの防災行動、災害発生時における行動について掲載をしているところでもございます。40分程度で鵡川市街地、田浦地区及び汐見地区などの住民の皆さんを避難させなくてはなりませんので、かなり綿密に避難計画を作成する必要があると考えております。今後、各自治会、そして町内会等々とも十分協議をしながら進めてまいりたいので、御理解を願いたいと思います。

御質問の生涯学習センターにつきましては、平成27年３月27日に、北海道において一部土砂災害警戒区域に指定されており、指定緊急避難場所として活用する際には、万が一に備え、

２階で過ごすようお願いをしているところでございます。指定緊急避難場所でございます。

土砂災害警戒区域を解除する、これにつきましては、対策を講じても土砂災害警戒区域そのものの解除はできません。大雨警報、土砂災害発令時には、生涯学習センター２階への避難というのをお願いしますが、大雨警報、土砂災害解除時には、施設全体を活用してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　津波に対しては、これから道や国のほうからも発表があるということで、詳細については令和３年中に、その辺の何といいますか、手順等はつくっていきたいという答弁ですけれども、いずれにしても、津波が当初より３メートル違うと、この産業会館の入り口が今まで7.5メートルで何とかなるなというのが、３メートル違うと、四季の館、もう全部駄目ですよね、２階。１階は全部駄目ですから、そうなると、市街地の避難所の見直しと避難経路、こういったものが見直しされるのかなというふうに思っていますんで、この辺はこれから十分に協議をするということですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それで、報徳館のほうなんですけれども、今、町長のほうからは、土砂災害の関係については、解除というのは非常に難しいという、そういう御指摘なんですけれども、実際に集落センターが避難所になっているんですけれども、我々地域のところは２部落が避難所になっていますけれども、２部落が行くともう到底これは収容できません。30年の地震のときも、ほとんどの方が報徳館のほうに避難をしてくるということで、報徳館が避難所として町民に認知されているというか、そういう状況で集まってくるんですね。

それで、土砂災害のときには、２階に避難すれば、避難所ではないけれども避難はいいですよということなんですけれども、根本的にその辺は何とか解決にならないと、地震のときには、大雨とか風は多分なければ、災害物、町の支援でもって全部保管していますけれども、もし台風か何かの暴風災害のときには、とてもそういう状況の中で防災グッズをそれじゃ集落センターまで運んでどうのこうのという行動は、実際に取れないですよね。そうなると、どうしても報徳館何とかならないのかなというところでいたんですけれども、今、町長のほうからは難しいよと。

それで、私なりにちょっと考えてみたんですけれども、あそこは今、宿泊施設の研修なっていますから、あそこに擁壁がありますよね、土留めの。あれを足し増しするとなると、費用対効果を考えても、大変な費用かかりますから、まずそれは無理だと思うんです。ところ

が、山のたっぱが問題だというんであれば、山のたっぱというのは、四、五メートルの道路でもって神社につながる道路ですから、その反対側は全部沢になっているんですよ。そうすると、たっぱだけの問題であれば、その道路を２メートルか３メートル切り崩して、個人の土地ですから、了承さえ得れば、右から左に土を移動するというだけで山のたっぱは何メートルも下げることができるものですから、だから、そういう方法というのを将来的に考えてもらえないのかなというのが今回、私の一番の質問の内容なんです。それが、たっぱ下げてももうこれは無理だよということであればこれは話別ですけれども、たっぱを下げる方法によってもし解除できるんであれば、そういう方向を考えてほしいと、そういうことなんです。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　技術的なことはこの後に担当のほうから触れさせていただけるかと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、警戒区域の指定、この要因については、地形要因に基づいて土砂災害警戒区域ということで指定されているため、その地形そのものに、今ある地形そのものに相当程度の変化がない限り、区域変更などの指定区域の解除というのは行われないものとなっております。法面の度数を下げる、そういったものの段階ではないかと。取扱いはですね。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　当施設でありますけれども、警戒区域、特に建物に影響があるというレッドゾーンについては、建物のごく一部です。あそこで言う今のシャワー室と……

〔「全部でないですよね」と言う人あり〕

○副町長（渋谷昌彦君）　全部でない。旧理科室の角、一部がレッドにかかるということで、建物に影響あると、土砂が来るんでないかというふうになっています。この部分を避けて活用する部分については、ＲＣ構造物の建物ですので、問題はないというふうには考えています。ですから、南側の職員室等々、あと２階は当然大丈夫ですけれども、そういったところを中心に活用してほしいというお願いであります。

解除の関係でありますけれども、現地私も見ましたが、非常に落ち着いている法面です。自然林もというか、人工林もありますけれども、植生もきちっとしていますし、亀裂等もないし、がけ等の崩れもないというところですから、あれをいじるということには当然ならないでしょうし、先ほど、今、町長申し上げましたように、地形を全面的に変えなければこれできないということなので、一部をカットすればいいというものでもないので、それは非常に難しいというか、困難だと思っています。どうしても全面活用というか、安全とするなら

ば、窓の部分につぶしてそこをＲＣで補強するというか、すれば対応できるということになりますけれども、通常使いとして、一部の窓をコンクリートで補強するということは光が入らなくなりますので、その辺ちょっと課題があるのかなというふうに思ってございます。

そんなことから、先ほど申し上げましたように、そのときの警報に合わせて活用いただくようにお願いをしたいというふうに思ってございます。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　警報に準じてということで、地域としては非常に難しいような面もありますけれども、へ理屈言うわけじゃないですけれども、もし学校がそのまま存続していたら、そうしたらどうなるんだろうかと。学校を移転するのか、何か対策を多分打つだろうなと。今の状況では、学校も閉校して宿泊研修しか使っていないというところの費用効果を考えると、まあ、ちょっとどうなのかなと。そういう点、前回のときも、学校から外れた神社側のほうがちょっと土砂災害の関係でちょっと避難が云々かんぬんというのあったんですけれども、学校の端から端までは擁壁がずっとあるんで、いや、私は問題ないのかなと思ったら、突然に、27年でしたか、土砂災害の部分指定みたいな、そういう状況になったものですから、何とか、反対側沢だし、山のたっぱさえ削れば何とかなるのかなという素人根性でちょっと質問しましたんで、今後何か検討する余地がありましたら、ひとつまた町のほうでも検討して、いい答えをひとつお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。

◇　東　　千　吉　議員

○議長（小坂利政君）　次に、１番、東　千吉議員。

○１番（東　千吉君）　１番、東　千吉が、通告によりまして大きく４点に分けて質問をさせていただきたいと思います。答弁方、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず、１点目ですけれども、特色ある高校教育現場の検討についてでございます。

特色を生かすことによる生徒の確保及び予算等の支援策をどのように考えているか伺いたいと思います。例えば、鵡川高校は野球、それから穂別高校は博物館とかの連携及び地元資源の活用等について、どういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えします。

これまで、高校振興対策として、保護者の経済的支援、例えば通学費助成ですとか学習支

援ツールの導入費用支援などの方法で生徒を確保し、高校を存続させるという手法が取られてきました。しかし、全国的な少子化は歯止めがかかっておりません。生徒の確保は、より難しくなってきております。

そのような状況下、今後も生徒を確保するためには、経済的支援だけではなく、議員のおっしゃるとおり、地元の資源や特色を生かし、独自のカリキュラムを編成するといった高校そのものの魅力化を向上させる必要があります。生徒が行きたい、保護者が行かせたいと思う学校、生徒も地域と積極的に関わり、地域も生徒を受け入れる学校になることで、生徒を確保するというものであります。先ほどの教育行政執行方針でも述べましたが、鵡川高校、穂別高校両校は、以前からこのような取組を進めております。鵡川高校で野球をやりたいという目的で多くの生徒が入学しておりますし、穂別高校においても、生徒寮、穂星寮を設置し、地域との深い関わりを持って活動してきました。また、来年度からむかわ町内の高校生を対象に公営塾を開設する予算を計上させていただいております。この取組も、町内高校でも高い学力を養うことができ、大学受験に挑戦できるという魅力の一つにしていきたいと考えております。

今後も、経済的支援を継続し、地域の特色を生かしながら高校の魅力化を進め、生徒が行きたいと思うような学校づくりを支援してまいりたいと思っております。御理解をお願いします。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　先ほどの町長の行政執行方針及び教育長の教育行政の執行方針についてお伺いをしたところでございます。

北海道でも、三笠高校のように非常に特化した高校があると思っております。それらは、特にそこへ行きたいという人が来れるようなカリキュラム、来れる、行きたい、授業を受けられるという状況をつくっての高校の教育方針でございます。そういう部分を含めますと、今、鵡川高校については、町長の行政方針もありましたように、非常に具体的な内容も盛り込まれてございました。穂別高校については、やはり今、日本でも特化できる恐竜、こういう関係を特化したカリキュラムをつくる、そういう高校の特色を生かしてはいかがかなというふうに実は思っているんです。そのことをすることで、地域の活性化にもつながりますし、生徒の確保にもつながるのではないか。

さきに資料を見たところ、穂別高校については、10人のところ20人の生徒募集の目標を掲げているようですけれども、その具体的な内容については書かれてございませんでした。簡

単に10人を20人にするということは、これ大変なことで、しかもこのコロナの中で、生徒募集活動を先般からしていないといううわさを聞いておりますから、なかなか町外に向けての生徒の募集の活動ができていないように思ったりもしております。そういった中で、やはり魅力ある、特色ある高校の実現ということでは、地元の資源をしっかりと使っていく、そしてまた、そのことにいろいろなところからの賛同をもらいながらつくっていくということが大事なのかなというふうに思っておりました。

そういう意味では、今まで恐竜ワールド戦略室等でいろいろ培ってまいりました富山の砺波市との交流、あるいはまた日本恐竜協議会の８自治体組織体、あるいはまた北海道恐竜化石ネットワーク研究会、これが６自治体組織体でございますけれども、それらに声をかけながら、何というんですか、しっかりとやっていく。子どもたちでも、うちの孫もそうなんですけれども、うちの孫も車より、何か知らん、恐竜のおもちゃ買っていくと非常に喜んでございます。４歳ですけれども、これが10年間続く子どももいるわけですよね、日本全国ずっと見ていったら。そういう部分を、子どもの夢をずっと高校まで持っていって勉強させる。それは、やがて、その特化された知識、学習を世に出せるという可能性もあるという、非常に奥深い教育状況が実現させられるのではないかというふうに考えるものですから、特にうちの穂別高校の特色というのはそこにあるのではないかというふうに思っておりますので、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口　博君）　これまでの穂別高校の特色ある具体的な取組を御紹介したいと思います。

平成27年から29年間の３年間につきましては、小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業としまして、むかわ町穂別博物館を会場に、穂別高校生が穂別中学校生徒とグループを組みまして、穂別小学校児童を対象に、恐竜化石を含む地元で発掘された化石について、解説などの学習内容を発表したりしております。

また、令和２年度につきましても同様なキャリア教育を実践しておりまして、令和２年度の10月29日に、穂別中学校におきまして、穂別高校生が地元の中澤農園、それから苫小牧広域森林組合だとか穂別博物館等の恐竜についてとか、勉強したことについて、小学校と中学生に向けてクイズを交えてプレゼンテーションなどを行って、キャリア教育を実施してきている経過がございます。

また、平成26年度から、地域連携特例校、協力校事業の一環としまして、協力校でありま

す苫小牧西高吹奏楽部と特例校である穂別高校吹奏楽部とのジョイントコンサートを穂別高校体育館で開催し、地元小学生や中学生及び地域住民を招待し練習の成果を発表するなど、穂別高校の魅力を紹介し、ＰＲしているところでございます。令和元年につきましては令和元年12月16日に開催しておりますが、令和２年度につきましてはコロナ禍によりちょっと中止というふうになっておりまして、カリキュラムとしてはありませんが、キャリア教育という形で、地域の資源を生かしたキャリア教育を実践しているということを御報告させていただきたいと思います。

あと、生徒募集につきましても、毎年ですが、札幌地区、千歳地区のほうを学校訪問いたしまして生徒を募集するような形で、学校訪問を実施している状況でございます。まだまだ地元の小中学校に対しますＰＲが不足している部分もございますけれども、これまでも学校訪問をして生徒募集をするなどの対策を取ってきたということを御報告させていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君）　議員から恐竜ワールド戦略のことにつきましても一部触れていただきましたので、私のほうからも御回答させていただきたいと思います。

恐竜ワールド構想推進計画の中では、高校教育に対するそういった抜本的な、また具体的な戦略を持ってはいないところはあるんですけれども、この間、地域の皆様からもそのような御要望が多々寄せられてきております。町といたしましても、それらの要望にお答えはしたいと考えてはいるんですけれども、どうしても高校との、理化学の先生との連携とかというのがそこまではまだ至っていないという状況がございます。新たな推進計画の中では、できれば我々としては、町としても、今、子ども化石くらぶはあるんですが、シニア層、いわゆる中高の部分についてもぜひ触れていければなという思いはございますが、これの実現についてはまだまだいろいろな機関との連携というか、調整をしていかなくちゃいけないかというふうに思っております。

恐竜を題材にした地域のむかわ学ということでは、教育委員会とも連携をしながら、今後とも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　計画の中では、観光産業としての位置づけも恐竜ワールドの中ではあるというふうに見ております。

しかしながら、教育施設としてのいわゆるむかわ竜の活用は、全国でも類を見ないぐらい要素の高い部分というふうに思っております。したがいまして、前にも一度、地球体験館のことでお話ししたことがあると思いますけれども、高校生になっても地球体験館みたいなところを非常に、僕なんか１回しか行かないんだけれども、非常に何回も高校生が来て、本当にどこ見るんだろうと思うぐらいに、何回も何回も穂別に来て地球体験館を見た子どもがおりました。その子は京都大学行きましたけれども、そういう子どもたちを育成、そして、そういうふうに育てられる現状の地域資源があるということを十分に踏まえて、中にはやっぱり全国見たら、九州か四国かどこかあっちのほうでも、そういう恐竜に対して小さい頃からの思いを高校生になってもしっかりとやっていきたいという、専門職を求めるぐらいの知識を求めたいという子どもたちに対しての特色ある教育をぜひやっていただきたいというふうに念願をいたしますので、ちょっと頭に置いてよろしくお願いしたいというふうに思います。答弁は要りません。

次、経済活動における公共事業、各工事等の発注についてお伺いしたいというふうに思います。

復旧、復興等の大型事業が終了し、従来の予算規模となり、地域経済の循環を考慮した場合、町内事業者中心の発注制度の構築が必要と思われますが、どのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　町の公共事業、各工事等の発注につきましては、これまでも、町内事業者で施工可能な工事及び納入可能な物品などは、町内事業者を最優先に指名、発注をしているところであります。また、一般競争入札となる大型事業の発注におきましては、町内事業者が構成員となる共同事業体による条件付一般競争入札にするなど、常に町内事業者に配慮をしてきているところであります。

今後におきましても、従前どおり、町における要綱、基準に基づきながら、引き続き町内事業者を中心とした発注を行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　令和３年度の予算額が約90億と見込まれておりますけれども、過去２年の予算は150億前後というふうに記憶をしております。そして、その中で固定費等を抜いたいわゆる一般の公共事業あるいはその他の随意契約等を含めた事業等の縮小額といいますか、通常の額に比べてみますと、３分の１以下になっているのではないかというふうに私の

推測をしておるところでございます。

そういった中で、過去２年間に非常に大きなお願い、あるいはまた事業をしながら、町内の業者または町外の業者等に復旧、復興の工事をしていただきました。特に、町内の業者は町内で何とか確保しよう、下請に町外も入れたりなんだりしておりますけれども、そういった中で、しっかりと対応をしてきたやに思っております。

そうした中で、一気に３分の１以下に仕事が減るんだよというところについて、本当にこれしっかりと物事を考えて、満遍なく町内業者に上手に行き渡るような方向性は、従来どおりではなくて、特にしっかりと構築をしていく必要があるのではないかというふうに私は思っております。そうした中で、見直しをすれということではございません。例えば随意契約でも、この２年間でやった随意契約は、ほかの業者さんがいろいろな仕事をしているので、どうしてもこちらの業者にこれだけお願いしなければならないという部分もあったと思います。あるいはまた、業者によっては、無理をして、そしてその事業を取り組んだ業者もいると思いますけれども、そこら辺を、現状が、その事業者さんが現状どうなっているのかというところ、しっかりと見ながらやっぱり今後考えていく必要があるのではないか。仕事の取り合いになるというふうに思っております。その辺について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　過去２年間の予算の関係といいますか、工事の関係については、これ、議員御案内のように、災害という特殊的な事情がございまして、通常ではちょっと考えられないような発注状況にあったわけであります。

令和３年につきましては、従前の形に、従前の予算規模に戻ってきたというところでありますが、まだ依然として震災絡みの大型の事業等も組み込まれているところであります。そんな中で、まだ元の数字に戻っていないという認識でおります。

ここ２年間の事業発注規模での今後の推移ということはちょっと考えられませんけれども、先ほどもお話ししましたように、町内の事業者というのをメインとしながら今までやってきておりますし、今後も進めていきたいというふうに考えてもございます。業者も満遍なくというふうな、ちょっと競争入札でやっている事業でございますので、基本的には競争の中で進むものというふうに考えております。ただ、機会だけは均等に与えられるような発注体系は今後とも続けていきたいというふうに考えているところであります。この間の２年間につきましても、土木事業についてはほぼ100％町内事業者が元請取っているというふうに記憶していますし、大型の建設工事については町内が加入したＪＶで施工しているというふうに

考えているところでございますので、そういった体制で今後とも進めてまいりたいとふうに思ってございます。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　副町長の言う町内業者と僕の言っている町内業者、若干、ちょっと違いがあるのかなというふうな思いもしていましたが、ちょっとその辺、確認をしたいなというふうに思いますけれども、例えばＡランクの業者さん、本社むかわ町にあるのは数社だというふうに記憶しております。いわゆる町内の人たち、雇用者は町内にいますけれども、結局、会社は例えば苫小牧にあるとか、どこか東北のどこかにあるとか、そういうような感じになったりもするというふうな部分になったときに、その会社が、例えば□□□□□□そうだったんですけれども、何というんですか、結局その会社が利益を得た、法人税をというふうな形になったときに、町内の業者を利用することの、上手に利用できるような方策をぜひ取っていただきたいというのが私の思いでございました。答弁はこれも要りません。

次、地域自治区間の連携についてお伺いをしたいというふうに思います。

むかわ町の地域特性や資源を活用した取組は、費用対効果を考えたときに、町民一丸となった協働を重点とした取組が必要であり、地区を分けた検討を続けていくべきではないと思われます。地区を分けての現状についてどのように捉え施策を展開しているか、伺いたいと思います。例えば、様々な分野で共有すべきものが多数ある、その点をどういうふうに利用、生かしていくか等をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　地域自治区間の連携についてでございます。

平成18年３月27日に誕生しましたむかわ町、合併によって行政面積というのが拡大する中で、住民自治の充実、住民と行政との協働、こういった一体感の醸成、そして合併前の旧町が実施してきているまちづくり、地域の個性を尊重し続けられる制度として、合併時に、地方自治法の定めにある地域自治区を、旧町の区域を単位として設置をしたところでございます。

これからの10年を創造する第２次のむかわ町まちづくり計画が、まちづくり委員会の議論を経て今議会でも上程されますが、策定されておりますが、新計画策定の過程においては、これまでありました地域計画、これまでのまちづくり計画の中には、それぞれの地区の地域の地域計画というのが策定されておったんですけれども、今回は、地域計画そのものは策定しなくても、町全体の課題に対応する施策を位置づけることが重要とされてきたところでご

ざいます。地域計画は今回の総合計画に入っておりません。町の将来像として掲げております「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち　むかわ」、この思いというのを大切に、町全体というのが「つながる」、「つながっていく」というのをキーワードとした一体感のあるまちづくりを意識し、町民の皆さんの結束力、これを高めながら、地域性を認め合いながら、創意工夫に満ちた取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　旧穂別町と鵡川町合併して15年、この間は、私は、それぞれの地区のそれぞれの特色をお互いに出しながら見える化をするということは、重要な活動の一つだったというふうに思っております。

これから先、５年、10年後、新町むかわ町として一つになって物事をする、あるいはまた費用対効果も含めて有効な手だてを、民と官の連携によって、協働の力、あるいはまた民の力を活用しながら前へ進むむかわ町というふうに考えたときに、例えば一つの分野、農業ですけれども、私は前から言っていると思いますけれども、鵡川の農業協同組合には魅力を感じております。多分、鵡川の農家の人は苫小牧広域に魅力を感じているかどうか、僕は分かりませんけれども、そういう魅力、あるいはメリット、デメリットを上手に利用しながら、それぞれの農業者が前に一歩ずつ進めるような、そういう形を行政がリーダーシップを取っていく必要があるのではないかというふうに思っているんですね。今の状態だと、なかなかそれぞれにその当時の該当者がおりますから、なかなか難しい部分ありますけれども、将来に向かって若い人たちが、例えば農業を志してやっていくときに、穂別と鵡川の農業者の若い人がしっかりと手を取り合って、自分たちの農業経営の目指すところを高みに望まして行く、こういう形をぜひともつくっていただくよう、行政の手腕をお願いするものでございます。

だんだんそういう気持ちが私強くなったのは、実はむかわ竜の問題のあったときでございます。このときに、年配の方は確かに穂別に随分心情があって、思い入れもあったりということがございました。だから、そういうのも含めながら、合併したときも、年配の人は穂別を何とか地区としてしっかりと残していただきたいという思いが強くて地区のそれぞれの協議会等できたんだろうというふうに思っておりますけれども、昨今の若い人たち、ずっと見ていました。特に、むかわ竜のときに、ほとんどの若い人が穂別でなくていいと、むかわ竜でいいんだと。むかわ一つなんだというふうに、20代、30代前半の若い人がそのことをみんな言っていたんですね。一人もそれに反対する人いなかった。そのことが、やっぱり僕、あ

あ、若い人たちは、これからはむかわ町は一つなんだというふうに思っているんだなというふうに、その場にいて思ったんですよ。

そこを本当は行政がぐっと持ち上げて、むかわ町一つだというふうにやっていただけるともっと早めに進んでいくのではないかなというふうに思ってございます。これも、申し訳ございません、答弁要りません。ちょっと頭の中に留めていただければというふうに思います。

次、新型コロナワクチンの接種体制についてでございます。

私の手元に２月24日時点の情報がございます。これ、ファイザーワクチンの我が国への供給、それから国内配布計画でございます。アストラゼネカ、モデルナほか、各製薬会社の部分については情報はございません。そういった中で、先ほどからいろいろな質問と答弁いただきました。そこの部分では、非常にきちっと考えて前へ進んでいるというふうに思っておりますけれども、この国内の配布計画を見たときに、非常にリアルな現実が出てくることを確認していきたいというふうに思います。

もう既に、まだ２週間しかたっておりませんけれども、供給が非常に遅れてございます。本来であれば、ちょっと参考までにですけれども、ディープフローズンワクチンの供給の量ですけれども、１箱単位でやります。その１箱は195バイアル、約100回分というふうになってございます。これがまだ未送ですから、この１箱、ああ、100回でない、ごめんなさい。1,000回です。１回の接種1,000人分です。ここをちょっと思っていて次の話を聞いていただきたいと思うんですけれども、遅れているんですよ。３月に入って1,000箱の供給、それから、３月いっぱいでまたさらに1,000箱の供給、これが全国の配布計画であります。そうした中で、本来は高齢者優先になっている優先接種のワクチンの配布は、４月５日以降に、基本的に都道府県に２箱ずつしか配布しないことになっているんです。都道府県に２箱ということは、2,000回分なんですよね、都道府県、北海道に。東京と神奈川については４箱、たったそのぐらいしか来ていないんですよ。

ということは、我々が今シミュレーションしながら、むかわ町の高齢者あるいは接種する人にこうやってやりますよというふうな計画を立てていても、ワクチンが供給されてこないということなんですね。１箱に1,000回分ですから、それをどういうふうにしてやっていくのかという非常にリアルな問題が出てくるんです。途中で切らなきゃならなくなったりもしたりもするということがあるので、ぜひそれを執行する側については、そこを踏まえてちょっと質問にお答えをいただきたいというふうに思います。

本町における新型コロナワクチン接種について、先ほどから聞いておりますものを割愛し

て、接種体制、方法、場所等を含めてもう一度お伺いしたい。それから、接種時期が迫るんですけれども、ワクチンの保管体制、２回目以降の接種体制等の準備をどのように進めていくか。それから、現場に応じた対応が必要になると思います。国はこういうちょっと非常に地方自治体に大変な苦労をかけるような供給計画になっておりますけれども、それらを踏まえて、現場に応じた対応が必要ですけれども、シミュレーションの実践訓練など、万全な体制の対応をどのように捉えているか、改めて伺いたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　質問者に申し上げますが、一部、通告を超えた質問内容もありますので、答弁のほうは、それを超えて答弁しない内容で答弁をお願いしたいと思いますし、併せて、前段の質問、非常に建設的ないい質問でありましたので、町長のほうから答弁があれば、この際答弁していただきたいと思います。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　議長から御指名でございますので、最初のほうの答弁で、協働と一体感というんでしょうか、これは言わずもがな、合併した町として、これは永遠のテーマともされているのかなと受け止めているところでもございます。

協働のまちづくりについては、意識面だとか活動の実践だとか、行動、そして地域の個性というのをお互いが尊重し合う、こういったことが大事になってくるのかなと思います。後ほどこれも御提案させていただきます今回のまちづくり計画の中においても、地域自治区制度の検証も併せてというふうな表現もさせていただいているかと思います。あわせて、合併10周年を記念して、両町が一つなんだぞというのをお互いが確認しようじゃないかということで策定されております町民憲章、さらには「人と自然が輝く清流と健康のまち」、そして子ども宣言、非核の宣言、こういったところも、一つの町としての一つのテーマとして、これからも推し進めていかなければならないのかなと考えているところでもございます。言わずもがな、それを進めていくためのまちづくり基本条例の一つの大きなテーマというのが、協働のまちづくりとされています。こういったところの意識を持った行動、努めていければと考えているところでございます。

さて、コロナの関係でございます。質問の要旨に基づいて答弁をさせていただきたいかと思います。

１点目の接種体制等につきましては、３番議員、５番議員への答弁と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

２点目のワクチンの保管体制についてでございますが、むかわ町には、国からワクチン保

存用の超低温冷凍庫、ディープフリーザーが１台配分される予定となっております。この冷凍庫につきましては、鵡川地区に設置することとしており、むかわ町に配分されるワクチンを一括して保存管理することとなっております。穂別地区のワクチン配送につきましては、本庁に設置された冷凍庫から定期的に保冷バッグ等により輸送することを想定しており、輸送されたワクチンは穂別診療所の冷蔵庫に適正に保管することとしております。

次に、２回目以降の接種体制についてでございますが、２回目以降につきましても、１回目と同様の接種体制により対応をいたします。

３点目の実践訓練など万全な体制につきましては、医療機関との定例会議の中におきましても、会場の配置図、動線の確認、こういったことも含め、随時行ってきているところでございます。医師及び看護師の御意見もいただきながら、安全に接種できる万全な接種体制づくり、情報の収集も含めて、引き続き協議をしてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　よろしくお願いをしたいというふうに思います。

国の配布が非常に不安定な中での地方自治体の供給体制の計画ということになる、ワクチン接種体制の計画になるので、非常に難しいと思うんです。数がそろわない、その中で、高齢者がこれだけいて、ここまでしかワクチン１回目打てない、２回目打とうとすると、３週間後に２回目の接種しなさいというふうになっているということですから、これらは現実的にシミュレーションしながら漏れないようにやらなきゃいけないのではないかというふうに思っております。

加えて、ワクチンが経済を回すための一番キーポイントになるというふうに思っております。９割を、重篤者を減らすことができるということであれば、このワクチンが１日も早く接種することで地域の経済をそこそこに回しながら立て直していける、そういう活力にもなるということなので、本当はいいのは、みんなの分集まってから接種すれば本当はいいと思うんですけれども、そうじゃなくて、１日も早く経済を回すという工夫もまたしていかなきゃいけない部分が時にはあるのではないかというふうに思うんですね。

そういったときに、例えば４月、５月、町外からどこかよそへ行った、あるいはよそから町外に入った、その人たちの１回目と２回目の、何というんですか、打ってきたのとか、打って出ていったのとかと、そういうところまでしっかりと、どちらかの誰かがしっかりと把握した中で前へ進まなきゃいけないという厄介な作業になるんですね。ワクチンは生き物で

すから、当然、上手に接種するということ、無駄にしないでやらなきゃいけないということなので、そういう部分を含めて、ぜひとも、事前に情報の少ない中でも、しっかりとしたシミュレーションの中で現場訓練をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　しばらく休憩をいたします。

再開は午後４時といたします。

休憩　午後　３時４８分

再開　午後　４時００分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　舞　良　喜　久　議員

○議長（小坂利政君）　次に、２番、舞良喜久議員。

○２番（舞良喜久君）　通告により質問をさせていただきます。

それでは、災害対策と避難所の対策についてであります。

まず、１番目に、胆振東部から、地震から２年半になりますが、幸いに地震は来たけれども、大変被害は大きかったけれども、津波は来なかったということで、大変よかったんじゃないかと思っています。４番議員ありましたので、重複しないように１点のみ。

先ほど町長さんの４番議員の答弁であったように、津波の高さを想定していても、大体むかわで9.8メートルと言っていましたよね。今ここの本庁舎は、玄関の見たら6.7メートルですよね、海抜ね。７メートル弱になっています。そこで、9.8来ると３メートル以上の水があふれるということで、ほぼ１階は水浸しになるということ、想定するとね。その間、海から来るから、駐車場をはじめ残骸がかなり、駐車場もその当時については使用できないというような、そういう想定になりますけれども、特に、私が言うのは、ここを災害対策本部の本部になっているので、そのときに地震はいつ来るか本当分からないんだよね。来ないことも、もちろん願っていますよ、私も。そういう意味では、シミュレーションとか大ざっぱでもいいから、この対策本部を使用できるかできないかで、１メートルか２メートルだったらできるでしょうけれども。そういう意味のその判断基準というのは、大体どのように考えているかという１点聞きたいと思います。

それから、２番目の大雨時のこの１点、特に聞きたいのは、穂別町民センターの総合支所ですよね。ここがほらやっぱり対策本部をつくったですよね、穂別地区のね。そして、そこにも避難所があります。これも二十数年前にも、やっぱり３日間で約280ミリぐらいの雨が降ったときに、裏から、ちょうどスキー場がありますよね、あの辺と、沢一本走っていますよね。あそこと本庁舎に向けてかなりの水が出て、周りが水浸しになるというような、そういう災害が起きたことは、記録は多分、担当者は知っていると思いますけれども、そういう意味で、そういうときに避難所としてはちょっと、地震は耐えたけれども、土砂災害のときは、砂防ダムなんか入りましたけれども、水は来ると思うんですよね。そういう丸太とか、木かなんか多少防げるけれども、水はやっぱりあふれてくると思うんですよね。そういうときに、あそこ地下にこう、私がいつも懸念しているのは、自家発電装備が入っているんですよね。道路より低くなっているんですよ。そういうところに入ってしまうと、やっぱり電源喪失になるのは間違いないと思いますよね。そういう意味で、そういう対策をどのようにするか、また、避難所を今後どのように考えていくかというのを１つ聞きたいと思います。

３番目にですね、今、こういうコロナ禍の中で、避難所の設置、避難の仕方等について、そういう対策をお聞きしたいと思います。

以上、３点をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　津波の発生におけます対策についてでございます。

まず、災害対策本部の設置についてでありますが、津波の発生時のです。津波警報発令時までに現庁舎において対策本部を設置し、災害対応をすることとしております。津波警報発令時まで。

次に、大津波警報発令時における災害対策本部設置につきましては、むかわ町地域防災計画の中に位置づけております、当面の間、鵡川中央小学校に設置することとしているところでございます。

なお、議員も御存じのように、新たに建設をしています消防署鵡川支署完成時、これにおきましては、総合防災庁舎として位置づけをしておりますことから、本部機能というのを速やかに移行するものでございます。

大津波警報発生時の誘導につきましては、現在のところ、46分で津波の第１波が到達することを考慮しますと、速やかな避難が求められており、綿密な、適正な避難計画が必要と考えております。今後、各自治会町内会等とも相談を図りながら、避難ルート、さらに、一時

的に避難する場所なども決めていきたいと考えております。

津波における避難につきましては、全町的に使用可能な避難所を開設することになると考えておりますので、御理解を願います。

２点目の質問についてお答えをします。

土砂災害警戒区域には、レッドゾーンの特別警戒区域と、イエローゾーンの警戒区域の２種類があり、今回の御質問の施設については、イエローゾーンの警戒区域に位置していることは認識をしているところでございます。これは、特別警戒区域のように建築物の制限を受けないことから、現状では、穂別町民センターを避難所として指定をしております。

対応につきましては、施設周辺の住民の皆さんには、地域の自主防災組織を通じての、既に配布済みとされております土砂災害ハザードマップにより、避難経路に沿った避難をしていただくよう、防災訓練にも毎年、参加協力をいただいているところでございます。

御存じのとおり、穂別地区は山間部のため、避難経路土砂災害警戒区域を通るのがほとんどとされているかと思います。このことから、台風や大雨が予想される場合には、早い段階で危険箇所のパトロールを行い、早め早めの対応を心がけていきたいと考えております。

また、避難経路が危険を伴うと判断した場合には、別の避難所に変更するなど、気象及び現地の状況というのを見ながら対応をしていきたいと考えております。

今後、防災訓練などを引き続き重ねながら、避難経路の確認など、地域の自主防災組織とも連携を図ってまいりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、コロナ禍での避難に関しての御質問でございます。

昨年、チラシで大雨時における避難に関して周知を図ってきております。大雨災害時におきましては、両市街地は土砂災害警戒区域、平家などは指定避難所への避難が必要ですが、災害の種類によっては、２階への垂直避難というのも有効であると考えております。

しかし、市街地以外、地震、津波などは避難が必要となりますので、今、コロナ禍の場合においては、ソーシャルディスタンスを保つことや、発熱を隔離するなど対策が必要になってまいります。ソーシャルディスタンスを保つことで、避難所が足りなくなるケースもあると考えております。先日、町内の寺院、宗教団体、災害時における施設利用に関する協定を締結させていただいております。避難所が不足する場合には、協定に基づき、一時的に避難所として使用をさせていただくこととなります。また、避難所に指定していない公共施設の利用というのも考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　２番、舞良議員。

○２番（舞良喜久君）　１番は分かりました。

２番目の避難所の、そのときにおいてこう変えると言っていましたけれども、いまだかつて、僕らもちょうどその町民センターですか、そこを使って避難所をしているんだけれども、やっぱりそういう習慣がついちゃっているんですよね。だから、いざというとき、やっぱり切り替える人も、今、町長さんが言ったように、早めに町民センター駄目よと、すぐ小学校とか中学校に行きなさいという、そういう指示を出さなかったらまずいんじゃないかと私は思うんですよね。だから、常にやっぱりあそこ使っているんですよね、毎年。だから、いざというとき、やっぱりどうするんだということが僕は一番心配になっている部分、それが１点です。

あと、もうちょっと聞きたいんですけれども、もし分かりましたら、先ほど言っていました、水が入ったときの、２階は大丈夫だと思いますけれども、その電源の問題ちょっと分かりましたら、どのぐらい確保できるか、ちょっと教えてもらえれば。分かりましたらですよ、質問させていただきます。

○議長（小坂利政君）　石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君）　私のほうから質問の回答をさせていただきます。

まず、先ほど議員おっしゃられたとおり、避難所の防災訓練のときに、町民センターを使っている方が非常に多いということで、習慣化されているかと思います。ただ、やはり何かあったとき、今もそうですけれども、早め早めの対応、そういったことには心がけていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

それから、電源の問題でございますけれども、以前、町民センターの地下のほうに発電機を入れておりましたけれども、今年度の予算で、非常発電につきましては、一応、地上のほうに移動して対応しているところでございます。これまでもその発電機に水がかかったりですとか、そういったようなことというのは起こっておりませんので、今回、発電機、裏の駐車場の部分に新たにつけましたけれども、ある程度ちょっとかさ上げをして対応してございますので、その部分についても大丈夫かというふうに思っております。

あと、何キロという部分については、私、今、ちょっと資料を持ってきておりませんけれども、非常発電で庁舎、それから、町民センター、全て賄えるような形で非常電源を確保してございますので、そのようなことで御理解いただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君）　齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君）　若干の補足をさせていただきたいと思います。

今、地下室のほうに非常電源というお話がありましたが、電源、自家発電装置ではなくて、北電から買っている電気のもとというか、配電盤とか、そういうのが全て地下にかつてはあったんですよね。その地区が、地下にあるということで、そこに水が浸入すると電源がストップするということは、前々からございまして、そこが水が入らないように、土のう等で地下に入らないようにということで、平成４年の水害もそうですし、最近、先ほどお話にあった５年前のときもそうですけれども、そこに水が入るということは防止できておりますので、今現在もその点は大丈夫かと思います。

それから、非常用電源、さらに整備いたしまして、元々２ハツあったんですが、今回１ハツ、もう一つ増やしまして、避難所としての電源、それから、庁舎と防災本部としての、地区本部としての電源については、十分な量を確保できるようになってございますので、その辺についても大丈夫かと思います。

それから、もう一つ、早め早めの避難、特に避難所を変更する場合の広報についてでございますけれども、今はかなり気象情報が小まめに入ってくるような状況になりまして、特に大雨に関しては、そこら辺の情報がかなり地区ごとに、細かに入ってきますので、早め早めの対応ができるような状況になっておりますので、その辺もかなりリスクは軽減されているかと思います。

若干補足をさせていただきます。

○議長（小坂利政君）　２番、舞良議員。

○２番（舞良喜久君）　よく分かりました。

あと１件、先ほど町長が言っていました、寺院とかそういうところで、今現在、そういうことで、確約されているところありましたら教えてください。決まっているとか、使えますよと、そういうのがありましたら。そういうところ使ってもいいです、話合いが済んだところですか。お願いします。

○議長（小坂利政君）　石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君）　舞良議員、穂別地区ですので、穂別地区の状況をちょっと報告させていただきたいと思いますけれども……

〔「全部に教えて」と言う人あり〕

○地域振興課長（石川英毅君）　後ほど、鵡川地区のほうは担当のほうから、またお伝えいたしますけれども、先日、２月24日の日に穂別地区については、真光寺、それから、梅渓寺、

本念寺、この３寺院と協定を結ばさせていただいております。協定で締結を結んでございますので、そういった場合についてはそこを利用させていただくということで、済んでおります。

あと、鵡川地区のほうについては、後ほど担当のほうからお伝えいたします。

○議長（小坂利政君）　大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君）　鵡川地区のほうにつきましては、お寺は全て協定を終えております。それと、天理教さんとも、併せて協定を結んでおりますので、御報告いたします。

○議長（小坂利政君）　２番、舞良議員。

○２番（舞良喜久君）　了解しました。

以上をもちまして質問を終わります。

◇　野　田　省　一　議員

○議長（小坂利政君）　次に、７番、野田省一議員。

○７番（野田省一君）　通告に基づき、質問をさせていただきます。

１点目でありますけれども、執行方針についてお伺いをいたします。

執行方針の新型コロナウイルス感染対策対応事業（仮）について、地元産業経営持続化支援、地域活性化支援、その他感染防止対策として、総合的感染防止事業の実施とされておりますが、次の点について伺います。

①新型コロナウイルスによる町の産業への影響を産業別にどのように推察して、これらの事業を実施するのかと考えたのか伺う。

②新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金で支出した事業、繰越明許を含めて、事業単位の支出はどのようになっているのか伺う。

③として、感染終息まで時間を要するものと考えられるが、低迷する産業関係者の力を借りて、ふるさと納税の掘り起こし、発展を考える事業を提案するが、見解を伺う。

大きな２番です。

執行方針の外出支援サービス事業での外出しやすい環境づくりをするとありますが、次の点について伺います。

昨年の町民アンケートからも、高齢者の外出支援を望む声が多くありましたが、今回の外出しやすい環境づくりとはどのようなものを想定しているのかお伺いします。

②であります。３年前、１年前にも一般質問させていただきましたが、助け合い型の移動

サービスの進展は、どのように進展しているかお伺いいたします。

大きい３番であります。

執行方針の地域商社の発展に向けて支援するとありますが、次の点についてお伺いします。

商社のこれまでの取組実績はどのように評価しておりますか。

②今年度の取組目標値はどのようになっているか。

大きい４番であります。

執行方針で、起業力耕上促進事業制度について継続するとありますが、次の点について伺います。

①起業力耕上促進事業のこれまでの取組実績、課題をどのように捉えておりますか。

②この事業に期待をしておりますが、これまでの経緯を踏まえ、今後、改善していく予定はあるのか伺います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　私からは１点目と、１の３点目の質問にお答えしたいと思います。

初めに、これまでの新型コロナウイルス感染症の産業別への影響について、特に特徴的な部分についてお答えをいたします。

まず、農業の関係でございますが、ＪＡむかわ及びＪＡとまこまい広域穂別支所の令和２年産の販売は、いずれも前年度の実績を上回る結果となりましたが、品目別に見ますと、全国的なイベントの中止、観光関係事業の低迷により、花卉、雑穀類や畜産において影響を受ける結果となっております。

林業につきましては、森林組合としてアフターコロナを見据え、原料を確保するという方針から、森林整備事業の量を維持し、林業事業体への影響は少なかったものの、全国的な物流の停滞によるパレット材等の販売が低迷し、製材事業は売上げ減少となっております。

水産業につきましては、外食産業の低迷により、全魚種の平均単価が前年比9.3％減少し、特に、主力魚種でありますホッキガイの単価が前年比12.6％減少するなど、影響を受けております。

商工業につきましては、外出自粛等により、飲食、娯楽関係、それらに物品を納めている小売関係の事業者にも影響が及んでいると捉えております。

これまでの間、こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響が事業者の経営を左右しかねないものにつきましては、地域産業を持続し、守っていくという観点で支

援を実施してきております。花卉において、国や北海道による消費拡大キャンペーン、町観光協会による応援企画の効果も相まって、年度の後半には単価が持ち直すといった成果も出ていることや、漁業協同組合の販路拡大に向けた荷さばき所整備や、森林組合の地域材を活用し商品開発など、厳しい状況の中におきましても、将来を見据えた事業が計画されたことから、これらに対する支援を行ってきたところでございます。

なお、御質問にあります（仮称）新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、長期化すると思われるコロナ禍に向き合い、今後も引き続き状況の変化にも柔軟に対応し、必要な時期に、必要な対応が取れるよう、感染症対応や産業経営持続化支援などの予算として計上をしたものでありますので、御理解を願いたいと思います。

次に、３点目のふるさと納税に関する事業の御提案につきましては、議員からの貴重な御意見として受け止め、事業者等の意欲、意向等の把握に努めつつ、事業化の必要性についても調査をしてまいります。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　私のほうからは、１の２、交付金の関係につきましてお答えをしたいと思います。

今回、議案の説明資料の中で、コロナ交付金の概要ということで121ページのほうに、今回、資料のほうを添付をさせていただきました。議案説明資料の121ページからＡ３で３枚になります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用につきましては、感染症拡大の影響による社会情勢等を見据え、感染症対策や経済対策、生活応援など、幅広く事業を進めてきているところでございます。

むかわ町に対します交付金の配分でございますが、第１次から第３次までの地方単独分としまして、金額が４億9,015万3,000円、それと、国庫補助事業の地方負担分としまして２億1,257万4,000円、合わせまして７億272万7,000円となってございます。

次に、交付金の充当についてでございますが、今年度執行します事業に２億5,742万3,000円、翌年度へ繰り越す事業に４億4,530万4,000円をそれぞれ充当することとしてございますので、御理解をお願いいたします。

なお、１点、資料のほうに記載はございませんが、補足といたしまして、町の一般財源分につきまして御説明をさせていただきます。

このコロナ交付金のほかに、高度無線化の事業におきまして、財源としまして地方債を活

用することにしてございます。このほか、教育分野におけます補助金というものも財源として見込んでございます。これらの財源を差し引いて残った、いわゆる一般財源分としましては、金額が、まだ概数ではございますが、１億900万円ほどが一般財源となる見込みでございますので、併せてお答えをしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江　伸君）　大きな２番、外出支援サービス事業の関係について御答弁させていただきます。

外出しやすい環境づくりにつきましては、質問要旨にありますとおり、昨年春に実施しました「日常生活圏ニーズ調査」で、地域の支え合い活動といたしまして、「外出支援・送迎のシステム」を望む回答が42％と一番多い状況でございました。

本町では、以前から通院、理美容院等に係る外出支援サービス、これを実施しておりますが、令和２年度からは、買物、金融機関、役場等の手続、これを追加いたしまして、生活に必要な外出の機会を増やすよう、制度の充実を図っております。しかしながら、この外出支援サービスは、利用対象者の条件がありますことから、誰もが利用できるサービスへの課題が残されているところでもございます。

議員が以前から提案されております、助け合い型移動サービスにつきましては、現存のサービスを補うサービスといたしまして必要性を感じておりまして、社会福祉協議会とも協議を進めております。

むかわ町社会福祉協議会では、令和３年度に第６期地域福祉実践計画の策定、これに向けまして、地域ニーズの把握などを行う予定であるため、その状況を踏まえた上で、移動サービスについても協議をさらに進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　地域商社につきましては、恐竜ワールド構想に位置づけされております、恐竜化石による経済的価値を高め、広く地域資源全般を利活用し、商品開発、起業支援など町の活性化に寄与することを目的に、令和２年４月に合同会社ＭＤｉｎｏとして設立をされております。

令和２年度の主な取組は、商社自らの独自事業として自走できる事業を構築することと、町内において、販路拡大や商品開発等に取り組む事業者を支援、サポートすることに大別されます。このうち、商社独自事業につきましては、コロナ禍の中ではありますが、ぬいぐる

みの制作販売の開始、漁業協同組合との連携した、むかわ前浜直産市の開催、そして、防災に関するビジネスの構築に向けた産学官民連携の構築等に取り組まれてきております。

ぬいぐるみ販売は、当初、北海道恐竜博での販売開始を予定しておりましたが、コロナ禍で中止となったため、クラウドファンディングサイトを利用した限定販売を皮切りに、町内の小売店での販売を開始するなど、恐竜関連商品を誕生させるとともに、新たなビジネスの模索など、これまでにない特徴的な取組が進められております。

また、商品開発、販路拡大に関しては、町の委託事業というのも含まれておりますが、ニュービジネス創出会議で実施し、意欲ある事業者に学習機会を提供しており、４つの新商品が開発されております。

むかわ竜とカムイサウルスの商標管理業務の関係では、有償申請１者１件、無償申請５者７件を受理の上、許可書を発行しており、無償許可４者が町内事業者によるもので、恐竜などの地域資源を生かした商品開発などの機運醸成に寄与しているものと捉えております。

次に、２点目の今年度の取組目標につきましては、ＭＤｉｎｏの経営戦略として、恐竜レプリカ等を販売、貸出し等の独自事業の確立に向けた計画を策定中であり、２年から３年後の経営自立化に向けて取組を進めることとされております。

新年度におきましては、地域資源を活用した商品開発や販路拡大の取組のさらなる推進と、経済団体、企業等の連携したビジネスの展開などに取り組み、地域内の稼ぐ力を高める役割を果たせるよう、町としてもバックアップしてまいります。

続きまして、起業力耕上促進事業制度についてでございます。

まず、実績につきましては、平成27年度から令和２年度までの６年間に、見込みも含めまして26件の事業に対し支援してきております。その内訳は、新規起業11件、商品開発が９件、事業規模の拡大や新規参入、販路拡大等が６件となっております。

現行制度につきましては、地域資源や地域特徴を活用するものであれば、幅広く対象となり、さらに、新規起業や恐竜関係の取組については、補助上限額も高く設定されていることから、事業者が新たな取組にチャレンジする後押しになっていると考えております。

したがって、令和３年度は現行制度を継続することとしておりますが、一方で、補助金額の大きさから、事業初期の段階から過大な取組に進んでしまうといった危険性もありますので、無理のない事業となるよう、相談の段階から丁寧な対応に努めてまいります。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　１つずつ聞いていきます。

新型コロナウイルス感染症対応事業（仮）についてでありますけれども、本年度、補正で予算だけを計上したというふうに、中身はこれからだというふうに捉えていいのか、これが１つです。

それと、ふるさと納税、これ実は最終的に言いたかったことは、３番目なんですけれども、産業関係者、産業別にいろいろアンケートをこの近隣の市で取ったものがあったんですけれども、それを参考にさせていただいていたんですけれども、ただ、そのアンケートの母数が1,800件以上のアンケートの中だったので、市と町の大小の差はあるとは思うんですけれども、やはり産業関係者が、今、何をコロナ禍で必要としているかというところを調べていくと、資金だとか支援の調達、それから、消費活性化、その次に来るのが販路拡大、施設投資というところに14％ぐらいの方が求めているという、これは他の町のことですから、それは全て当てはまるとは言わないですけれども、しかしながら、大きく外していないだろうなというアンケートを見て、今回、このことを実感したので質問させていただきました。

その中で、ふるさと納税、私たちの町で今すぐコロナ後に求めることができる一番いいサービスじゃないかなというふうに思ったわけですけれども、調査ということで、先ほども話がいろいろ出ていましたけれども、シカのジビエの関係ですとか、本当にもうこれ何回もいろんなところで出てきていますけれども、例えば、ふるさと納税で化石のツアーするだとか、あるいは、廃校を貸し出すだとか、もうそこまでちょっとやっぱり思いを広げさせないと、ちょっと本当に物を売るんでなくて、事を売るという時代ですから、そういうところまで視野に入れて、それぞれの産業の中で、こういうことをちょっと考えてみないかという手助けをこちらから出してみるという手はないかなと思ったんですが、もう一度その辺について見解を伺いたいと。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　１点目の（仮称）新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、ちょっと繰り返しの答弁になるかもしれませんが、長期化するコロナ禍に向き合う中で、引き続き状況の変化に柔軟に対応して、今現在、その使途を限定したものではない中で迅速に感染症対応、あるいは、産業分野の支援といったものに対応する目的で計上するものでございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　コロナ禍でいろいろ苦戦している事業者さんに、こういったふるさと納税制度を活用したところで、新たな活路というところの趣旨の御提案かというふ

うに捉えているところでございます。

私ども議員からの御提案の部分について、全く否定しているところではございませんで、まさに、最初に答弁　　貴重な御意見として受け止めているところでございます。関係する町内の事業者さんの意向というところも、私ども前段きちんと捉えさせていただいた中で、そういったニーズ、要望というものが強い場合、まず、そういった通販として耐え得るような商品づくりですとか、そういったところから取り組んでいかなきゃならない事業者さんもいらっしゃるかと思いますし、そういったそれぞれの事業者さんの段階というものも、きちんと捉えながら対策について検討していくということで、まず、調査からそういったことは開始していきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　ふるさと納税で、じゃどうしたらいいのと、恐らくやったことない、見たこともないというところになっているから、つくるということに関しては、きっとそれぞれの事業者さん、これまでのノウハウは持っているので、それをどうやってパッケージ化したりとか、どうやってふるさと納税で売っていくかということをこちらから教えていかないと、恐らくできないことだと思うので、もう一歩踏み込んだ、皆さんどうですか、ふるさと納税品ありませんかというだけでは恐らく駄目で、そこにパッケージ化するためのノウハウ、あるいは、その物理的な設備投資とか、大小あると思うけれども、設備投資のお金としてこれだけ用意するからできませんかと、さっきの耕上にも係ってくるんですけれども、そういう使い方もあるんですよ、みたいなところまで踏み込んだ支援が、やはりコロナこの１年、２年ではちょっと終わらないという大勢の世の中の見方でもありますので、そこまでやっぱり１年、２年もたない事業者さんもこれから本当に苦しくなってくると思いますので、早急にやはり少し前のめりな形で、ふるさと納税に特化した支援をもう一歩前に進めていただきたいと思いますが、その辺含めてどうですか。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　先ほども酒巻のほうから、そういった事業者の意向も聞きながらということでございましたけれども、今、議員おっしゃられたように、かなり積極的にやっていくということも非常に必要なことだというふうに思ってございます。先ほど出ておりました起業力耕上、こういったものをうまく絡めながら、それと結びつけられればいいなというふうに考えてございますけれども、ふるさと納税というのはなかなかハードルが高いんじゃないかなというふうに思っています。その前に、やはりその通販、インターネットショッピ

ング、そういったところで販売していける、そういった体制をある程度構築しながら、ふるさと納税に結びつけていくというようなところに持っていければというふうに思ってございますので、そういったことも段階的に含めながら、今後、町も支援しながら考えていきたいというふうに思ってございます。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　これ今の答えで、ぜひ、僕はふるさと納税のほうがいいと思っていますので、どちらか積極的、もう少し前に進める、事業継続するために、販路拡大という手を差し伸べてあげる時期じゃないかなと思いますので、ぜひ御検討を願いたいと思います。

次にいきますけれども、次というか、この中で、今回のこの新型コロナウイルス感染対応事業の中で、サテライトオフィスの設置ということで、ちょっと次のあれにも関わってくるんですけれども、2,000万ぐらいこう予算しているのかなと思うんですけれども、これって本当にサテライトオフィスを考えているのか、名目上というのはおかしいけれども、コロナウイルス対策という考え方でこういう名前をつけているのか、実際の使い道はどういうことを目指しているのか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　私からサテライトオフィスの予算の関係についてお答えをしたいと思います。

想定としては、やはり町外からこのコロナ禍で、地方に仕事をする場所ということで、求めてくる場面もあるんだろうというようなことで予算計上させていただいているところでございます。実際にどうなんだというようなところもありますけれども、このサテライトオフィスについては、穂別地区に設置をして、有効活用していきたいという思いもあります。具体の部分についてはこれからこのオフィスの使用条件等々、検討していくことになると思いますけれども、まずは、穂別地区にオフィスを設置をしたいという考え方でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　これがいいとか悪いとかという問題にも関わってくるかもしれませんけれども、これぐらいの金額を出せるんであれば、さっき言った販路拡大に1,000万でも入れて使ってくれと、これでふるさと納税のノウハウを積み上げてくれということに使って、使えるか使えないかは別として、そういうふうにちょっとこう金額的なものを振り分ければいいんじゃないのかな。ちょっとサテライトオフィス、いいか悪いか、僕も、今、判断でき

ませんけれども、そういうような考えもしてほしかったなと、サテライトオフィスと、今、はやりだからやるのかなというふうに考えてしまっていたので、ちょっとお聞きしました。ちょっとこれに関しては分かりました。

次に移ります。

２つ目の支援サービスについてですけれども、これ以前から言っていたように、今回、条件が、買物とか、金融機関とかも増やすんだよということだったんですけれども、ちょっと以前からも言っていたんですけれども、例えば、これボランティアとかの体制をつくるようなことというのは、今回、視野に入っていないんですかね。

○議長（小坂利政君）　今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　議員から提案をいただいております、この助け合い型の移動サービスにつきましては、介護保険の第８期計画の中にも実施を調整していくということで、盛り込ませていただいております。

実施の方法といたしまして、無償のサービスを考えておりますので、ボランティアポイントを活用した体制づくりというものを社協のほうにも提案をしながら、今、話合いをしているところでございます。災害後のボランティア活動の対応とか、コロナによってのボランティアの活動の制約などによって、ちょっと今まだなかなか進展していないという状況ですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　外出支援というのも含めてでございますけれども、来週、社会福祉協議会と災害時のボランティアセンターの設置及び運営に関する協定というのを、これは災害時の協定を社会福祉協議会と結ぶわけでございますけれども、それらも併せて、今後、さらに社会福祉協議会と一層の連携強化を構築するといったようなことで、一般的なボランティアというのも含めた中での包括連携協定、その先に展望していきたいと思います。今回の御質問の施策の展開もつなげていければいいなと考えているところです。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　分かりました。以前から検討する、何とかするということで３年もたっちゃったので、ぜひ実現する方向の道しるべ、第一歩をつけていただければなと思っています。

３つ目になりますけれども、地域商社の関係でありますけれども、新商品を開発して、ぬいぐるみだとか、魚の販売とかいうようなことをやっているようでありますけれども、地域

商社自体、今回も金額ちょっと覚えていないけれども、1,200万ぐらいだったと思うんですけれども、補助金入れてやるようでありますけれども、今、始まったばかりで、町からお願いした形の中で、これいつまでに独立独歩をしてほしいような一定程度の、２つ目に書いたけれども、目標値というのを持っていらっしゃるのかどうか、もうずっと補助金でやっていくと考えているのか、ちょっとその辺の考え方をお伺いしたい。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　先ほど答弁の中にもありましたけれども、２年から３年後には自立できるようにということで、商社側もそういった実施計画を立てながら、今、進めているところであります。ですから、令和４年、５年には何とか自立をしていけるようにというようなことで、今、鋭意進めているところであります。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　一生懸命やっていただいているということは承知しています。期待をしているという意味で申し上げさせていただければ、やはりしっかりと、そこの契約といったらおかしいけれども、目標は２年ですよ、３年には黒字化してくださいと、それ以上過ぎたらもうお金出しませんよとかという、そこまでどうか、もう少しはっきりとした目標値を持ってあげることが、やっぱり人間というか会社にとっても、目標を持つこと、とても大事だと思うので、それは達成できるかできないかは別、別といったらおかしいけれども、別としても、やはりしっかりした、２年から３年なんて言わないで、３年なら３年でもいいと思いますけれども、令和何年まで、二千何年までには持つというように、しっかり持ったほうがいいんではないですかね。その辺もう一度、答弁あれば。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　地域商社の関係でございますが、議員も御承知のとおり、地域商社の設立に向けて、この間、地方創生のワンステージ目の事業等を活用しながら、何とか立ち上がったというところで、これからまちづくり計画にも内包されております地方創生、さらには復興計画と、こういったところも絡めながら地方創生の第２弾、これから５年というんでしょうか、こういったところもセカンドステージとしながら、震災からの復興、さらには、ポストコロナ禍と、こういったところも見据えた復活再生への地域商社としての連携、行政と連携した展開を追っていければなと思います。

なお、現在、地域資源を活用したビジネス展開ということで、なかなかコロナ禍で事業が制約されているところですが、地域商社そのものに興味を示しているところの話も出てきて

いるやに聞いておりますので、今後の動きというのを見定め、具体的な展開と発展につながることを町としても期待していきたいと思っているところでございます。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　なかなか目標値を持ってくださいという話のお答えいただけなかったんだけれども、ぜひ期待はしています。だから、厳しいことを言っているわけでなくて、やっぱりもっと高みを見てほしい、それもいつまでにというところを、町長、今、縦に首振っているので、きっとは決めていただけるというふうに思いますので、ぜひ期待をしていきたいなと思っています。

ちょっとかぶるような話になりますけれども、４点目になりますけれども、起業力耕上促進事業制度について、先ほど26件の新規事業が立ち上がったよと、一定程度の結果を、これ始めてから、町長になってからだから、もう６年ぐらいたつのかなというふうに考えています。これまでと同様にという、今回パワーアップするのかなというふうに期待もちょっとしていたんですけれども、人間慣れというか、５年も６年もやっていると、なんかこうあって当たり前、なくてどうなったというふうになってしまうふうに考えるんであれば、やはりここでもう一段てこ入れしていってほしいなというふうに思っているところです。

そこで１つ提案だったんですけれども、地域資源を生かした取組に対してのみ今までやってきたわけですけれども、地域資源を、資源じゃなくても、この町で起業してくれるというところまでに幅を広げるというような考えはないですかね。この町に会社ができるということは、そこに人、条件的には人が、家族というか、その会社の人は地元で採用してくださいよとか、地域に住んでください、住民票はこっちに置いてくださいよとか、会社の登記はここにしてくださいよとかというような条件は当然つけると思いますけれども、地域資源にこだわらない起業というのは、先ほどのサテライトオフィスにも関係してくる、サテライトでは本社向こうにあるかもしれないですけれども、地元でむかわ町に、地域に置いてというところまでこう拡大するような考え、パワーアップするような考えはありませんでしょうか。

○議長（小坂利政君）　本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　起業力耕上促進事業につきましては、地域資源を活用したというところが大前提となっておりますが、実は、新規起業、新規に起業をされる方につきましては、資源の活用というところは条件として入ってございません。あくまで商品開発ですとか、販路拡大に取り組む部分につきましては、地域資源を前提としておりますが、新たに

むかわに移住してきた方が会社をつくる、店舗をつくるということに関しましては、対象となっておりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　私、勘違いしておりました。

もう一点の耕上のほうはどうでしたっけ、もう一つありますよね。

〔「耕上促進」と言う人あり〕

○７番（野田省一君）　耕上促進事業、これも地域資源じゃないでしたっけか。その辺、その枠を外すという手はないですかね。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　多分、耕上促進事業に関しましては、まちづくりという地域の皆さんが、事業者じゃなく地域の皆さんがいろいろな様々な支援と、もう一つ私ども商工担当のほうで所管させていただいております起業力耕上促進事業という２つの事業がございます。私のほうから御説明申し上げました、起業力耕上促進事業のほうで、こちらにつきましては、新規起業に関してはそういった地域資源という限定を外してございますし、ただし、販路拡大、商品開発、そういった部分ですとか、既存の事業者さんが新たに事業を拡大するであるとか、そういった部分につきましては、あくまで地域の資源であったり、地域イメージというものを活用したという条件をつけさせていただいて、運用しているというところでございますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　最初の１番の問題に戻ってくるわけですけれども、やはり販路拡大を求めているということが、世の中恐らくこのほかの地域のアンケートでしたけれども、３番目に多い支援を求めることなんですね、事業を何を求めますかと言ったら、３番目に販路拡大とか、設備投資とかということに出てくるわけです。今の話からいくと、やっぱりこのコロナ禍で困っている産業の人たちを救うという意味で、今回、そこの地場産業という部分を１回取り除いたらどうかなと思うんですが、そうすることによって、新たに、先ほど言ったコロナ禍で困っている地元の業者がまたいろんなことを考え出す、商業者って、１回起業している人たちみんなやっぱりいろんなこと考えますから、自分の企業を守ろうと思って。ですから、ここを１回外してあげるという手はあるんでないかなというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　地場産業でないものというの、ちょっと私、今、なかなかちょっと分かりかねるんですけれども、地域の中で起業されていろいろやっておられるということは、地域資源を活用しているんじゃないのかなというふうに思っていますので、そういったところに係るんであれば、全て対象になっていくのかなというふうに思ってございます。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　例えばですけれども、私は小売業ですから、小売業している人だって同じことだと思っています。だから、自分で仕入れて自分で売っているような人たちというのは、あり得ると思うんですよ。そこに一歩踏み出せないのは、やはりそこでリスクを取って投資をするということがリスクになっているわけですから、そのリスクを外してやって、一度試させてみてあげると、そのことによって、実は販路があったんだということが、実は世の中いっぱいあるんですよ。それは見てきていますから、僕も実践してきていますから、やっぱりそのことに気づいてほしいということで、やはりそこはちょっと１回その地域資源という枠を外して拡大してあげるということが、今回、今年で、町長も今期でちょうど４年目ですから、１つのパワーアップとして、そこを切り替えるという手があるんじゃないかなというふうに思っていたんですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　野田議員からの今、御提案については、これからの事業のパワーアップというんですか、そういったところの展開につなげる１つの視点として、まずお伺いをしておきたい。

　それと、今回、これまでも申し上げてきておりますけれども、この後に今議会で提案します第２次のまちづくり計画の重点プロテクトにも掲げられておりますタウンプロモーション、これの推進プロジェクトというんでしょうか、これには様々な面でまちなかの再生プロジェクトといった企画開発型、戦略性、その先の成果というんでしょうか、そういった戦略性を持ったプロジェクトの具現化というのを進めていく中において、ふるさと納税の扱いだとか、あるいは、一つとしての起業力促進事業というんでしょうか、こういったところの連動というんでしょうか、これらも含めた中の相対的な中で、その先につなげていくということで御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　１番と４番の話はつながっていたんですけれども、そういうことで今の答弁で、ぜひ今後に期待をしたいなと思っております。

以上で終わります。

◇ 中　島　　勲　議員

○議長（小坂利政君）　次に、12番、中島　勲議員。

○１２番（中島　勲君）　通告に基づいて、２点について質問をいたします。

まず、第１点でありますけれども、何事にも財務は裏づけがないと事業は進まないと、これは当たり前の話ですけれども、そういう観点から第１点目として、財務の状況について質問いたします。

平成30年９月に発生した胆振東部地震以来、新型コロナ対策による想定外の財政支出、あるいは、本年度の新規大型事業に伴う財政支出等々、本町にあっては、過去に例を見ない財政構造になっていると私は認識しております。

町長の町政執行方針でも、コロナ禍を乗り越え、創造的復活、創生へとうたっておりますけれども、これらの実現には、それ相当の財源が必要であることは当然です。激動する経済界の中にあって、本年度予算を前提に今一度確認をしておきたいので、財政構造の現状、そして、今後の動向について伺います。

財政構造は非常に複雑になっておりますので、今回は具体的に次の５項目について伺いたいと思います。

まず、町民税等の税徴収の見通し。それから、次に、地方交付税の見通し。３番目として、財政調整基金の動向。４番目として、減債基金の動向。最後に、人件費の見通し。

これらについて質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　令和３年度一般会計の当初予算につきましては、令和２年度から11億9,800万円が減、90億2,500万円となったところでございます。

質問項目におきまして、町民税を含む町税全体は、固定資産税において家屋、償却資産の課税客体が増加したことによる約5,000万円の増加でございます。

地方交付税では、普通交付税における合併特例措置の終了、測定単位の多くを占めております国勢調査人口の大幅減少を見込むなど、２億円が減少しております。

人件費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、選挙事務に関わります時間外勤務手当や委員報酬により1,900万円が増加。

また、現段階における財政調整基金及び減債基金、令和３年度末の残高は、それぞれ４億

5,000万円、７億円を超える見込みとなっております。

今後の動向につきましては、これまでの決算、令和２年度決算見込み、令和３年度当初予算をベースを基に、現在策定中でございます中期財政運営指針において、５か年程度の推計値を年度内にお示しをしたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　今の町長の答弁も分かるんですが、今ここに、あしたから始まる予算案が出るわけですけれども、これに起因して、確定した数字はまずさておいて、見通しをやはり立ててあると思うんですけれども、その辺についてもお聞きしたかったわけです。それは、決算やれば間違いなく数字は出ますよ。それは決算ですから、１年後の事業をやった後の結果ですね。今、予算を立てる、審議する、事業を展開する、その時点で資金のめどはどうなのかということを私は幾分でも知りたいなということなんですよ。

そういうことを言いますと、人件費だとか、これらは統計的に分かるんですよ。ただ、問題は、この３番目の財政調整基金であるとか、減債基金であるとか、これは本当にこの財務の担当者の考え方、結論を言えば、町長の決断なんですけれども、これによって決まると思うんですよね。ですから、この辺をどのように思っているんですかということなんです。それは確定した数字はよろしいですよ。言葉でよろしいんです。そうでないと、何かこう今までのような繰り返しの予算審査であればいいんですけれども、先ほど言いましたように、地震から始まって、コロナ禍が始まって、本当に想定外のことがどんどん起きてくるわけです。

そして、これは予算委員会でまた質問させてもらいますけれども、大型の新規事業が入ってきております。こういう大きな数字は、今まで私は見たことないと思っているんですけれども、そういう環境にあって、くどいようですけれども、見通してですね、どういう見通しを立てておられるのか。数字はもちろん要りません。今ここで数字を言えと言ったって、言えるものではないんです。それは分かります。ただ、見通してどうなんでしょうかということを改めて質問いたします。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、議員のほうから御質問がありました今後の動向ですね、それらにつきましては、現在、３年度の予算、数字確定しましたので、今後の見通しを含めて５か年程度の推計を取るために、今、必死でグループで作業を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

２点目にあります基金の見通しでございます。

〔「議長、すみません、もうちょっとマイク近づけて」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（菊池　功君）　すみません。

財政調整基金等の見通しでございますが、財政調整基金につきましては、令和元年度の決算におきまして、８億を超える残高となっているところでございますが、今年度の執行中であります予算、また、令和３年度当初予算でも２億8,000万の取崩しをしなければいけない状況でありますから、３年度末で４億5,000万程度になってしまうという状況でございます。毎年毎年、財政調整基金、取り崩さなければ行政が運営できないというのも、危機的な状況なのかなというふうに感じているところでございます。

令和３年度以降につきましては、何とかこの基金を元どおりには戻りませんが、震災を受けて、どの程度町として必要な、残しておかなければいけない、震災があったときには、そのときだけで６億を超える財政調整基金を取り崩さなければ乗り切れなかったという状況がありますので、ある程度の目標値を持って取組をしなければ、今後、予算の収支バランスが取れないのかなというふうに考えておりますので、それも含めて、現在、作業を進めておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

あと、減債基金につきましては、これまでのフレームの目標値であります７億円を確保している状況でございます。減債基金につきましては、大型事業で町債の借入れが増えたときの備え、起債を借り入れるのではなくて基金を活用していく、また、町債を活用した事業の償還によって、財政指標である比率が大きくなるときに、基金を取り崩して、その比率を抑えていくというのに活用していきたいと思っています。現段階のところ、そのような状況にありませんので、今後、新しい原資を積むというのはちょっと難しいかもしれませんが、この数字を維持していくことを目標にしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君）　12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　分かりました。

再度、この減債基金について、今、７億ほどありますということですよね。それは結構なことなんですけれども、加えて、この中にこれから実施する、例えば、その製材工場に対する補助、これは７億1,100万ですけれども、その55％、３億9,000万ほど、これは町の負担ということでなっているわけなんですけれども、これはまた予算委員会のほうで質問しますけれども、そういう問題を含めて、あるいは、新しいホタテの稚貝の放流であるとか、ししゃもふ化場であるとか、福祉関係の仕事、業務、非常に多いですね。こういう点を含めて、最

後に町長にお願いしたいんですけれども、トータルひっくるめて、何て聞けばいいんでしょう、心配ないというのか、いや、ちょっと努力しなきゃならんとか、そういう表現でよろしいんですけれども、質問します。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。マイク入れてください。

○町長（竹中喜之君）　財政状況でございます。今回の予算編成というんでしょうか、それに臨むに当たっての姿勢にも関係してくるかと思います。財源不足というのが見込まれる中で、今回におきましても職員一人一人、共通認識を持った中で、連絡連携、そして、創意工夫を持ち、この町としての今後の身の丈に合った行財政運営を意識し、まず、予算編成に臨んできているところでもございます。

そこで、先ほどの答弁とも重複するかと思いますけれども、議員の質問にもありますように、胆振東部地震、さらには、新型コロナ対策、こういったこれまでにない時代の大きな変化を捉えての今回の予算と受け止めているところでもございます。今年度の災害復旧事業、さらには、公営住宅等の大型事業の関係で、一般会計では対前年比12億円が減少しているところでございますけれども、新年度からの、繰り返しますが、地方交付税では、合併特例期間が終了し一本算定、引き続く震災からの復興、さらには、コロナ禍への対応、そして、地方創生の第２弾への対応と、それぞれに向き合わなければならない状況とされております。

重ねてでございますけれども、これまでにない時代の大きな変化の中で、早いテンポの人口減少、そして、基準財政需要額は大きく減少しているところでもございます。

一方で、人件費、さらには、扶助費など義務的経費や、物件費というのも逆に増加の傾向ともなっているところでもございます。現在、町にとりましては、風的に言えば、強い向かい風の中で、巷間言われているように、あれもこれもといったものではなくて、ちょうどよい危機感というんでしょうか、緊張感を持った中での行財政運営に努めていかなければならない状況と捉えているところでございます。

そのためにも、むかわ町の復興計画、第２弾の地方創生の取組、これを内包させた、今回の御審議いただきます第２次のむかわ町まちづくり計画の第一歩として、今を乗り越えて、その先につなぐ事業の推進を踏まえ、今年度の予算編成に臨んできているところでもございます。

○議長（小坂利政君）　12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　大体分かりました。大きな数字ですから、この程度かなと思いますけれども、いずれにしましても、この財務の運用については慎重に進めていただきたい。当

然のことですけれども、町長も考えておると思いますけれども、我々もそういう心配がございますので、慎重に取り進めていただきたいと思っております。

それから、２番目のほうの質問に入りますけれども、２番目の質問に入る前に、この事前通告の要旨ありまして、その事前通告の要旨説明というところに、これ私の原稿が間違ったんですけれども、議会が本会議と書いたんですけれども、臨時議会なんですよ。ですから、正しくは、ここに第４回議会定例会に云々とありますけれども、正しくは、第６回議会臨時会でと、こうなるわけですよ。これを訂正してください。

それでは、２つ目の質問に入らせていただきます。

公共施設の利用見直しについてということでございますけれども、これは、先ほど言いましたように、令和２年度の第６回議会臨時議会で可決した旧仮設高校野球部寮の本庁舎管理事務所への転用も含めまして、この際、関連する公共施設利用の見直しを行うべきではないかと思っております。これら施設の利用、活用について計画性があると思いますけれども、まず、その辺についてお尋ねします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　この公共施設の利用見直しについてでございますが、公共施設総合管理計画、これに置き換えて御答弁をさせていただきたいかと思います。

公共施設の利活用につきましては、令和３年度、個別施設計画の策定、そして、その内容を踏まえた、先ほど申し上げました公共施設等総合管理計画の見直しを予定しておりますことから、作業過程において、施設ごとのそれぞれの方向性や可能性を含め、調査、検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君）　12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　大きな問題ですから、町内の公共施設ですから、大きな問題なんですけれども、やはりこの私は考えたのは、この野球部の寮の管理棟ですか、あれを庁舎として採用するということについて、かなりの金額を投資しています。であると、これから申し上げますけれども、これ私の考えですけれども、まず、旧生徒寮の本庁舎への参入、どういう方法でこれを利用してくるか、かなり面積があります。

次に、この介護予防センターに入って活動されておる高砂会であるとか、あるいは、囲碁クラブであるとか、この方たちが活動しているこの拠点はどうなるのかと。それから、さらには、町民体育館に事務所を置いている人材センターの事務所、これが、あそこが妥当であるのかという問題。それから、さらには、民間施設の借用による利用、これは私の調べた範

囲では、観光協会であるとか、あるいは、地域商社であるとか、こういう方は民間の施設を借用しているということでございまして、こう見ますと、本町の基幹産業のほかに、これから前向きにいくという、これから創造、創り出す、そういう機関、観光協会であるとか地域商社、これらについては、やはり私は町の中心的な場所に連携をして、相乗効果を高めていく、そういうふうには私は考えているんですけれども、四季の館に集中したほうがいいと。そういう形になりますと、そこも場所が狭いわけですから、それらこれらをずっと総体的に考えて配置をする。

さらには、ム・ペツ館につきましても、今度、宮戸のほうにアイヌ協会さんが引っ越すということにもなっておりますから、かなりあそこは部屋数あります。あれをどう使っていくのか、今までどおり葬儀も含めて使うんであると思いますけれども、それにしても少し広すぎるなと。こういうことを考えますと、総体的に高い時点で、調整をしていったほうがいいんじゃないかと、ということは、組織組織、あるいは、事業所の相乗効果を高めるということなんです。

観光協会、観協頑張っている、商社は頑張っている、それはいいんですけれども、それを合体することによって、場所を集中することによって、いや、何かあれば、四季の館のあそこへ行って聞けば分かるよということにしないと、実際、私も聞かれるんですけれども、観光協会どこにあるんですかといって案内はするんですけれども、なかなかぴんときてもらえないということがありますので、これらを総合的に、有機的に機能を連携して再検討していただきたいということなんですけれども、これについてはいかがですか。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　かなり広範囲にいろいろ言われたのであれですけれども、高砂会、人材センター、さらには、観光協会、あとは、地域商社等々いろんな団体をこう一同にというか、中心的な施設の中に集合していくのが機能的でないかというようなお話でございますけれども、そういった考え方は一つあろうかと思いますが、現段階の中で、四季の館の中にそういった団体等が入っていただくようなスペース等が、今の段階ちょっとございませんので、そこはなかなか難しいのかなというふうに思います。

今後、まちなか再生とか、そういった中でまた議論があるのかもしれませんが、こういったもの全てをなかなか収容するというのは難しいのかなというふうに思ってございます。ただ、そういった相乗効果の得られるもの、そういったものを集めていくということが一つの考え方であろうというふうに思ってございます。

お話のありました、現段階、４月１日からム・ペツ館の中が若干変わりますが、そこについては、今回の補正予算にも上げてございますけれども、中の補修、また改修等をしまして、また再度ム・ペツ館として活用していくわけでありますけれども、現段階での事務室については、高校の公設塾、その事務所としてそこを活用してまいりたいというふうに考えておりますし、もう一つの実習研修室につきましては、その塾の教室として活用していくというようなことで、現段階、考えているところでございます。

○議長（小坂利政君）　12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　テーマが大きいだけに、今日言われてすぐ回答難しいと思っております。しかし、これは避けて通れない問題なんです、まちづくりをするために。また、別の機会で意見述べますけれども、特に、むかわの大事な資源の一つであります埋葬物の展示なんかも、今、高校のあそこの物置ですか、あそこにありますけれども、かなり珍しい大事な貴重なものがあるんです。ああいうものも展示するということになります。

要するに、その個々の場所がどうのこうのというのでなくて、こういう問題を考えるときに、まず、頭に入れてほしいのは、この町を活性化させると、活性化のためには外部から人に来てもらわなきゃ町の中ではどうもならないわけですよ。ということはＰＲなんですよ、ＰＲをすると。ＰＲをするためには、ここの部署もＰＲ、ここの部署もＰＲ、これではちぐはぐなんですよ。ですから、こういうのは寄って、あそこに行けば何でも分かると、こういう機能をつくっていかな、これは行政の仕事だと思いますね。

ですから、そういう形になるんですけれども、だから、観光ばかり力を入れていいのかと、だから、町内の年寄り、若い人含めた福祉関係はどうなるんだと、これ両面で考えて、この活動拠点は決めていかなきゃならないと思うんですね、基本的に。

だから、今、これ大きな問題ですから、ここでどうだと質問するのもどうかなと思ったんですけれども、やっぱり提起をしないと、これからいろいろまちなか再生云々、問題出てきますから、私はそういうふうに考えております。いずれにしても、今まで合併13年ですか、たった中で、やっと機構の改革も動き出した、それから、穂別の恐竜も動き出した、それから、鵡川のししゃもも動き出した、少しずつですけれども、少しずつ動き出したんですね。これを今、動き出すときにきちっと定めておかないと、走り出してからではちょっと遅くなるんですよ。ですから、非常に大きなテーマですけれども、今日、質問になったわけです。

いずれにしても、慎重にひとつ、今、私言ったことを参考になるか、何か分かりませんけれども、基本的な考えは観光か福祉か、あるいは、真ん中を取るのかと、これによって今の

言った組合せ変わってくるんですね。そういうことを考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　答弁要りますか。

○１２番（中島　勲君）　答弁あればお聞きしたいんですけれども。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　幅広い観点で、これから、むかわ町にとって持続可能なまちづくりにどうつなげていくのか、それが、先ほどから申し上げていますように、大きな時代を捉えての、その変化を捉えてのどうその前につなぐ、挑戦的なまちづくりをしていくかといったような視点も併せて御提起いただいたのかなと思います。

それが、今回の第２次まちづくり計画の中で御議論いただいて、それぞれが突き合わせして、さらに、それをもんで厚みを増していくといったようなことになればいいなと思うんですけれども、戻しまして、今回の質問のテーマであります具体は別にしますが、公共施設の総合管理計画等々の個別計画の策定でございますが、これは老朽化の問題が大きく、そして、地方公共団体では厳しい財政状況の中で、どう利用需要が変化していくのかと、こういったところも含めて、先ほどから言っている長期的な視点で、その利活用も含めた中での更新だとか、統廃合だとか、長寿命化などの計画を行うことによる財政負担の軽減と、そして、平準化を推進していくんだよという視点がございますので、そういったことも含めて、これからのまちづくりに、当然ある人口減少の中での公共施設の在り方というのをしっかりと求めていきたいなと思っております。

◇　北　村　　修　議員

○議長（小坂利政君）　次に、11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　かなり時間を押しておりますけれども、一般質問をさせていただきます。

最初に、町政執行方針に関わって伺います。全体的な形の中であります。

最初に、１つとして、新型コロナ感染対策を繰越明許という形でやっていますが、現状の認識、これまでの対策等の到達点、これらの方向と併せて、なぜなのかお伺いをするものであります。

②地震災害は、復興計画で進められております。今年度末で第１期の計画が終わるわけでございます。その中での達成状況をどのように判断されているのか、お伺いするものであり

ます。

３つ目には、第２次まちづくり計画、行政改革に関わって、中期財政運営指針の見直しと三位一体の施策について述べられておりますが、伺います。

４番目に、財政施策との関連で、官民連携ということが述べられております。公共施設の総合管理計画の考え方と併せ、個別計画についての策定時期などについても伺います。

５番目に、人口減少対策と、2045年と私は言いましたが、これはいわゆる高齢化率が最も高くなっていくという状況の中でのものでございまして、それと併せての公共施設総合管理計画の考え方ということで出しましたが、直近では、まちづくり計画の中に10年という形があろうかと思います。それでもよろしいかと思いますが、それらの考え方についてお伺いをするものでございます。

６番目には、産業経済政策の中で、漁業対策で随分述べられております。特に、浜の活力プランの取組という形に基づいてという形が述べられております。そうした中で、今回、ホタテ貝放流事業や、そして、ししゃもふ化場建設ということが出されてきております。そのししゃもふ化場については、その運営等々への考え方と基金造成ということが出されておりますが、それらについての基本的な見解を伺っておくものであります。

まず最初に、この点でお願いをいたします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、これまで感染拡大の防止対策を前提としながら、事業継続への支援、地域経済の活性化、あるいは、感染症対応に従事される方々への対応など、それぞれ状況の変化に合わせて取組を進めてまいりました。

国は、地方創生臨時交付金の第２ステージとして、これまでの感染拡大対策に加えて、リモート対応やデジタル技術の活用、都市と地域の両方のよさを生かして、働く、楽しむスタイルの開拓といった、地域特性を生かした新しい生活、経済構造の構築にも力を入れるとしております。

それらも意識し、むかわ町としても、自由度の高いこのコロナ交付金を活用し、漁業振興として、従事者の担い手確保対策、これは鵡川漁協が整備する新規就業者向け単身住宅建設への支援、これだとか、感染防止のため、都市部から事業者が拠点を移し、事務所機能として活用できるサテライトオフィスの設置等にも取り組み、感染症にも経済危機にもより強い地域づくりを進める考えでございますので、御理解を願いたいかと思います。

続いて、令和元年７月に策定しました、むかわ町復興計画は、復興に向けた基本理念の基に、５つの復興の目標を柱に７年間のロードマップを示し、緊急度の高い取組を中心に、第１期を復興始動期として、令和元年度、令和２年度の２か年で取組を進めているところでございます。

特に、第１期は、被災された方々の生活の再建というのを最重点に取り組み、災害公営住宅など住宅、住環境の整備は、御承知のとおり、昨年中に完成をし、被災された方々の新たな生活を確保することができました。このほか、インフラの復旧、整備もほぼ手がけておりますが、まだまだ復興の道半ばとされております。

いまだ収束の見えないコロナ禍とも向き合いながら、引き続き、心身のケア活動など、ソフト対策の継続と充実、そして、進行管理に努めながら、着実に事業を執行してまいります。

３つ目の御質問でございますが、第２次まちづくり計画を着実に推進していくためには、増加傾向にあります経常的経費を選択と見直しにより、スリム化していく必要があると考えているところであります。

今後も、持続可能な行財政運営を推進するために策定しました、行政改革大綱2021における取組による数値目標を中期財政運営指針で示す推計値として定め、一体的な管理、推進していくこととしておりますので、御理解を願いたいと思います。

４つ目の御質問でございますが、まず、財政対策での官民連携につきましては、行財政運営をスリム化する方法の１つに、民間等が行うほうがより適切で質の高い公共サービスが町民に提供できるものは、民間の力を借りながら事業を進めていき、その中には、施設を健全かつ適切に維持するために必要な技術力、ノウハウを有する者に委託する指定管理者制度なども含めるものと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画の考え方でございますが、令和３年１月に、個別施設計画等を反映し、見直しを行うよう、国から通知がされております。現在の計画策定以降に記載が必要となった新たな事項というのを加え、令和３年度中に策定する予定となっておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、むかわ町公共施設等総合管理計画における人口の推移と見通しにつきましては、むかわ町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる、町独自の見通しであり、合計特殊出生率の上昇と転出超過の抑制を図った上で、2040年の人口を6,297人と推計しております。一方、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2040年に5,390人まで減少すると見通しされております。

この人口減少問題に的確に対応していくため、人口ビジョンを踏まえた、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その中で、将来にわたって安定した活力ある地域社会の実現を目指すこととしております。

基本的な考え方でございますが、子育て環境、人材の育成強化、地元力の耕上で暮らしを支える、恐竜化石を生かしたまちづくり、これまでの地方創生の基本目標をそれぞれの目標達成に必要な具体的施策に取り組むことで、むかわ町ならではの持続可能で、住みよいまちづくりを目指すこととしているところでございます。

次に、６点目の漁業対策についてお答えをします。

浜の活力再生プランは、水産業を核とした漁村地域の活性化を目指すため、水産庁の要領等に基づき、おおむね漁協単位で策定する５か年の計画でございます。本地区のプランでは、震災からの復旧・復興、資源の維持増大と安定化、流通体制の構築、ブランド力の向上、漁業経営のコスト削減とセーフティーネットの拡充の５つを取組方針としております。

次に、ホタテ稚貝放流事業ですが、これは漁業者と漁協の出資金及び町の補助金によりホタテの稚貝を購入し、むかわ町海域に放流、約３年後の漁獲を目指す取組でございます。

ししゃもふ化場の運営と基金造成についてでございますが、新ふ化場は、町からの委託等の形により、漁協が主体となって運営することとなっております。新ふ化場は、使用水量の増加、位置的な関係などにより、電気料金や土砂管理費が増加する見込みであることから、財政的負担を軽減するため、町が過疎対策事業債を活用し基金を造成し、運営経費の増加分を負担します。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　順次質問させていただきたいというふうに思います。

１つ目は、このコロナ感染対策の問題で、今年度、補正予算の中で、総額的には１億を超える、それから、コロナ感染直接のこの感染症対策という4,000万ほどを上げられておりますが、これらを含めて、このいわゆる繰越明許という形で、年度をまたぐ形になっています。私は、なぜこれをするのかというがちょっと分からないと思っているんです。

先ほどの答弁の中で、引き続きこれをやっていきたいという内容もございました。しかし、大事なことは、今、全体で北海道もこの２日間でいう、我が日胆もないようでありますけれども、北海道は全体としてまだ続いておりますし、これがポストコロナとも言われるけれども、いつ収束するのかというのが分からないわけ。また、変異株という新たなものまで北海道でも出ている。だから、これらに対する注意は欠かすことができないんです。

だとすると、これは絶え間なく、これに対する対策をやっていかなきゃならない。そういう意味で言えば、私はこれらの事業を翌年度回しにしていく、繰越明許というにはならないと思うんです、本来ね。やっぱり２月に補正予算に出した、そうすると、２月から３月にかけて、年度内にやるべきことやる、時間がありませんからあれですけれども、町の中でも、福祉施設の中でも、そういう不安があって、施設の中でＰＣＲをやったと、そういうことも出ているわけでしょう。そうすると、やっぱりそういうところで働く人たちの安心のために、やはりこのＰＣＲ検査をやって、そして、この安心感を与えていくということをやっていかなきゃならない。これをわざわざ国に見せる問題ではないと思っているんですが、改めてその辺のところ、見解を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　今回の繰越しの関係でございますが、新年度の予算と措置する内容と併せ、国の補正予算により交付が見込まれる第３次配分を繰越明許として、先ほど申し上げました感染症対策、そして、経済対策と、こういったところも踏まえ、今を乗り切って、そして、その先にもつなげていくんだという事業展開を置く上で、切れ目のない取組として整理を行っているところでもございます。

繰り返しますけれども、国の補正予算で交付が見込まれております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この３次分というのをその先につなぐ施策、そして、補正予算として前倒しの措置を行って、町の独自支援というのも併せ、各種事業を実施するものでございます。コロナ対策、そして、その先の地方創生にもつなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。マイク入れてください。

○１１番（北村　修君）　今、町長のほうから、先ほども出ていましたけれども、繰越ししてやっていく、それが前倒ししてということなんだけれども、私はその考え方がやっぱりちょっと違うんじゃないかと思っているんです。前倒ししてというのは、やはり３月、今はもう３月になっちゃいました、これをつくったときには２月です。２月から３月にかけて、この時期に今、移動期が始まる前にやっぱり安心感を与えるような検査、社会的検査、これらを町としてもやっていくという体制をやっぱり図るべきだというふうに私は思っているんです。

そこで、改めて聞きますけれども、２月に臨時会で補正をしました。福祉施設と医療機関等々への支援金を出しました。これについては、そういう検査に使ってもいいという状況もあったと思いますが、それらがどんなふうな状況で使われておるのか、その内容について伺

っておきたい。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうから、今回、繰越明許にする事業の構成というんですかね、なぜ繰越明許費にしたかということをお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回、３月の補正予算で、繰越明許した事業につきましては、新たな配分、または、これまでの交付金を充てて行っている事業等々の精査をしまして、財源を振替をした内容も含めまして、新たな事業を組み立てているものでございます。繰越明許にしたから、全て４月まで送られるかというのではなくて、補正可決後、すぐ執行できる予算でございます。３月中からすぐに動かして、４月１日以降も切れ目のない状態で対策を講じていくために、繰越明許設定をさせていただいておりますので、補正予算が可決後、何かがすぐありましたら、すぐ発動できるような予算とはなっておりますので、その辺は御理解いただきたいなというふうに思います。

事業の内容につきましては、後の議案で詳細について説明させていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　菅原地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（菅原光博君）　コロナの感染防止対策の強化支援金につきましては、今のところ、愛誠会のほうでＰＣＲの検査を実施するというふうには伺っておりますが、どのような形で何回やるですとか、そういった詳しい内容についてはちょっとまだ把握できてございません。

○議長（小坂利政君）　藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江　伸君）　今、愛誠会のほうの話が出ました。しからば、鵜川の慶寿会はどうなんだということで振られたかと思うんですけれども、慶寿会につきましては、まだ事業内容というか、どのように使うかということはこちらで押さえておりません。交付の際には、用途についても説明をしておりますし、法人のほうで何が必要かということを今、検討されて実行されるものだと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　つかまれていないというふうに、私は今の段階でなっているというのは、おかしいんじゃないかと思うんですよね。あれだけ２月の初めの臨時会で予算を決定して、事業化するという形になっているわけですから、現場でというか、そういう施設のほうで、やんなさいと言っているんだけれども、なかなか進まないんだというなら話分かるけ

れども、その辺なんかこっちからも、ちゃんといってないんじゃないかという感じでしょう。そうじゃないんですか。私は、その辺のところがやっぱり、今、大事なことは、やっぱりそういう少なくとも医療機関や福祉施設、さらには学校、こうしたところでの、そこに携わる人たちだけでもやっぱり検査をする、そういうことが今、求められて、これずっとそうなって、だんだん国もそうやって認めるようになってきたでしょう。だから、そういうことが大事だというふうに思うんですよね。

そういう点で、私は、むかわで言えば、私も調べてみました。そしたら、ケアハウス、田浦のですね、ここなんか慶寿苑だと外部からシャットアウトできるようになっていますけれども、何回も言っていますけれども、田浦のケアハウスはそういうことはできない仕組みになっています。しかし、高齢者が多くて、中身的にはほぼそんなに大きく変わるような状況ではないという状況がございます。そういう中で、そこにいる従事者の皆さんが、そういう話で承っていますかと言ったら、なってないんですよ。

ここで、幸い我が町は、そういう危ういところがあったけれども、実際にそういうところで、今、この陽性ということは出ていない。だから、まだ安心していられるけれども、これが、今、各地で今度、札幌以外で出ているでしょう。そうなったようなときにどうするんですか。やっぱりそういうことを不安に思っている、それに対する対応というのをすべきだというふうに思います。何かあれば承っておきたいと、答弁があれば。

○議長（小坂利政君）　石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君）　私のほうから、これまでの取組の関係、若干ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

先ほど議員のほうからは、こちらのほうから施設のほうにそういう取組がされていないんじゃないかというようなお話しされましたけれども、議会終了後、愛誠会のほう、こちら私は穂別のほう担当してございますので、愛誠会のほうに行って、そして、こういう中身を担当者と一緒に説明してございます。大変施設、法人としてはありがたいと、その中で、それぞれの法人の中で今、活用しなきゃならないことは検討していくというようなお話をされております。その中身については、今、法人のほうで必要なものを対応するということで聞いておりますけれども、細かいことまでは私も把握してはございませんけれども、町としてはきちんと決まった段階で、その該当する法人のほうに話をしてございますので、そこの部分だけは誤解のないように捉えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。マイク入れてください。

○１１番（北村　修君）　私はやっぱりそういう検査、追跡という形を今から取る、そういう段取りをしておく必要あると思っているんです。例えば、民間の農協なんかでも、やっぱりいろんな人との接触ってありますから、そういうもののために事前にこの検査ができるように、一定の期間と契約を取りながら対応するというふうになっているんです。やっぱりそのぐらいのことを進められるようなことをやりましょうや。このことをまずお願いしておいて、時間の関係で次にいきます。

②番目の地震災害における復興計画の問題でございます。

町長のほうから、るる述べられました。私は、ここで本当にこのいわゆる始動期と言われる第１期ですね、いろいろ述べられておりますけれども、この計画の中で、これらが本当にこう全部が計画どおりにできなくても、そこに手をつけていって、本当にこの少しでも安心できるような状況をつくり出しているかどうかという、やっぱりそういう我々はまとめをしていかなきゃならないというふうに思っているんですね。そういう点では、住宅問題、述べられるように、本当に御苦労さまでした。立派なものです。しかし、やっぱりいろいろなものが残されていると思うんです。例えば、生活再建の問題で言えば、心のケアと言われるような問題なんかも、私も、特別委員会でもこの点について調査をしたいということで出しましたけれども、なかなかそこまで至らなかったんですね。

そういうようなことを含めて、特に、この生活再建問題、心のケアだとか、あるいは、そういうこの問題ですね、それらで、どういうふうな状況であったのかということを押さえているかどうか、改めて伺っておきたいと思います。例えば、住宅の問題で言えば、この訪問ですね、支援訪問だとか、あるいは、この地域ぐるみでやるとしていた、認知症の対策の、対応の問題だとか、いろんな課題が述べられていたんですね。それらについての対応、本当にどうやったかということ、改めてここで伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　生活再建の動きにつきまして、私のほうから報告したいと思います。

まず、住宅のほうですけれども、仮設住宅のほうから新しい公営住宅のほうに移られた方等につきまして、建設課のほうの職員と、それから、地域包括の保健師と、それと、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの３名でセットになりまして、全員のお宅のところに訪問をして、今の状況であったりとか、何か困り事がないかというところを確認させて、訪

問させていただいております。

それと、あと、心のケアの部分ですけれども、心のケアにつきましては、やはり長い期間をかけながら、支援が必要なものというふうに捉えておりますので、臨床心理士会のほうに委託をした心のケアの対策につきましては、来年度以降も継続して続けていく予定で考えております。現在も、心のアンケートのほうにつきましては、巡回ドッグの中で毎回、取っておりまして、そこの中で、必要な方につきましては訪問等を実施しているのと、臨床心理士会と併せてケアカンファレンスのほうを実施しているのと、相談日を設けているところもあります。そのような対策のほうを継続しながら取っているところと、３月２日の日には、心のケアの講演会のほうも実施させていただきまして、そこの中で対処方法等につきましても講演をさせていただいております。

そのような形で、今年度からゲートキーパーの養成とかも始めながら、自殺対策のほうも進めているところでございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　これ議長が言ってから、このマイクのスイッチを押したほうがいいんでしょう。

〔発言する者あり〕

○１１番（北村　修君）　そのタイミングが俺よく分からない、ごめんなさい。いや、だって何回も言われるでしょう、俺。すみません、時間がなくなります。

私は、この心のケアだとか、そういうこの地震後のコロナ、いろいろ続いてきています。

先日、仮設に入っていた、公営住宅に入った方が突然命をなくするという、これは自殺でも何でもありませんけれども、病気のようですけれども、ありました。こういうのを聞くと、本当に我々は何かをできなかったのかなと、私はよく思うんです。そういう意味でも、この問題を僕はしつこく言うのはそういうことなので、よろしくお願いします。

続いて、３点目に入ります。

この３点目、第２次まちづくり計画と行政改革に関わってお伺いをしたいというふうに思います。

１つはというか、中期財政計画、いろいろ先ほども出ていました。だけれども、これをいつやっていくのかということで、この見直しをやっていくのはいつなのか。そして、三位一体の中でという町長の文言がございます。これらの考え方というのはどういうことなのか、併せて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　私のほうから、中期財政計画の関係についてお答えをしたいと思います。

現在、中期財政計画の取りまとめということで、年度内にお示しをしたいということで考えております。本当の月末になるんでしょうけれども、令和３年度の予算も固まって、また、まちづくり計画も提案を申し上げるという中で、向こう５年間の経費等々の予測も含めて示しをしたいと。

また、三位一体の取組ということで、まちづくり計画、そして、また、行政改革大綱2021の策定もしてございます。そういう中で、中期財政計画ということで、こういった計画の中でリンクをさせ、また、推進管理ということをしていきたいというふうに考えておりますので、漏れのないように、計画も相互連携した形の中で取り進めていきたいという思いでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　今、中期財政計画については分かりました。年度内ということは、この３月中にやるということですね。いや、これ本来、まちづくり計画、そして、行政改革のプラン出しているわけですから、これセットでないとおかしいんですよね。それで、私、あしたの今議会でまちづくり計画決めるというの、ちょっとどうかなというふうに思いはしていて、これらを改めて質問しているわけなんですけれどもね。

そこで、改めてお伺いしますけれども、こういう中における行政改革、これはどういう位置づけとしてやっているのか。この中身を読みますと、第２次まちづくり計画を推進していく役割として、行政改革があるよというふうに言っています。これらについて、今後、自治体の運営等々の中で、在り方も根本的に見直していくというふうな述べ方もあります。これらについて、先ほど三位一体でということでのちゃんとした回答はなかったやに思っているんですけれども、これらを含めて、改めてこの執行方針で言っているこれらの考え方について、整理してお伺いしたい。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　中期財政運営指針という形になろうかと思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、年度内ということですので、もう少々お待ちいただければと思います。本来であれば、まちづくり計画、また、行革大綱2021、これと併せて出したかったところでありますが、言い訳がましくなりますけれども、この間のコロナ対応等の関係もござ

いまして、なかなか進められないところもございまして、何とか３年度予算を含んだ中でお示しをしたいというふうに考えてございます。

行政改革大綱2021につきましては、今、増加傾向にあります経常経費、こういったものを選択と見直し、先ほど答弁しましたけれども、そういった中で少しでもスリム化して、そういった財源を生み出していこうといったところと併せまして、全体のその行政のスリム化を図って、財源を生み出していくと、そういう中でまちづくり計画の実践に向けていきたいというものでございます。そういったリンクをしていくと、その進行管理といいますか、財政的な指針として中長期財政運営指針の中で財政規律を守りながら、持続可能な行政運営となるような形で進めていきたいということで、この三位一体といいますか、３つの関係を牽制しながらやっていくということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　次に、今の中期財政と関わるんですが、４つ目の官民連携の問題についてお伺いをしたいというふうに思います。

ここで、先ほども述べられましたけれども、基本的にこの官民連携という形をもっと具体的に言えば、何を今、直近では想像しているのか、予定、計画しているのか、あるいは、長期的に見ればどういうことなのか、そういう点もうちょっと砕いてお伺いしたいというのと、それから、この施政方針の中で、この官民、それから、民営化という状況の中で、認定こども園を民営化するというふうな表現がございます、民営化も含めて。これは、現在でも、ある意味では民営化だという形なんだけれども、これを完全民営化とすることなのかどうか、ここら辺のこの方針における使い方、これはどういうことなのか、改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君）　２点目のこども園の民営化の部分について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

現在、穂別地区のさくら認定こども園、これは町立の認定こども園でございます。このさくら認定こども園の扱いについて、鵡川地区のほうは既に民営化されておりますので、ひかり認定こども園が、それと併せて、さくらのほうも、今後、民営化に向けて考えていくと、10年間の計画でございますので、そういった部分、まちづくり計画のほうにも載ってございますし、また、それらについて検討していかなきゃならないということで、執行方針の中にさくら認定こども園の民営化も含めて、今後のこども園の運営についてということで記載を

されているという中身でございます。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうから、民間の官民の連携ということで、執行方針に書かせていただいておりますが、先ほどお答えのとおり、今後、業務を進めていく中で、民間が行うほうがよりサービスができるものとか、コストで成果が生み出せるものがありましたら、そこを積極的に活用していきたいということでございまして、具体的にこの業務を令和３年度から民間に委託しましょうというようなものではなくて、議論する中で、出てきたものにつきましては、民間のほうに委託をしていきたいなというものを協議する、スタートを、きっかけをつくっていきたいなということになっております。

また、行政改革大綱におきましても、民間委託の推進ということをうたわせていただいております。今後、令和３年に入りまして進めてまいります行革のプランのほうで、職員間を含めまして協議、検討をした中で、民間に委託できるもの、委託したほうが効率的に行政サービスが進むもの等を頭出ししていきたいなというふうな考えでございまして、繰り返しますが、この業務は民間に移行しますというものは、今のところは、現在、委託しているものは別ですけれども、新たなものは頭出ししていない状況にあります。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　あわせて、この関係で公共施設総合管理計画の問題についてお伺いしておきたいと思うんです。先ほどの答弁の中で、これらについては国の事業ともリンクしているということがございました。それはどういうことなのかということで、第１点お伺いしておきたい。国のほうのこの総合管理計画の事業方向というのは、どっちかというと人口減少が止まっていないところでは、施設で言えば、統合して少なくせというような形になるわけですけれども、そういうことになっていくのか、それとも、これまでのこの町のある公共施設と総合管理計画、これらに基づいていくのか、そして、これらの見直しというのは直していくのか、それを含めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　むかわ町の公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年度に現在の計画を策定しているところでございます。策定の目的といたしましては、公共施設の老朽化が課題になっている中、公共団体におきましては、財政状況は厳しくなりますよと、それに併せまして、今後、人口減少等により、利用の需要が変化するということが見込まれていることから、全体の状況を把握して、長期的な視点による更新、統廃合、長寿

命化などの計画を行うことによる財政負担の軽減、平準化を推進するということで、国のほうで示されて策定しているものでございます。現在の計画、平成28年度に策定した計画におきましては、20年間、今で言うと令和18年度まで20年間の間に、総床面積を12％削減するという目標を立てまして策定しているところでございます。

現在の状況で言いますと、実際に建物の建て替え、住宅もそうですけれども、更新したもの、解体したもの、また新たに施設を造ったもの等々で、大きな面積の変化はございませんが、まずは、その数量を改定に向けて策定し直す、または、国の指針につきましては、平成30年に公共施設の適正管理のさらなる推進ということで、今度、残す施設についての大切さというんですかね、これまでは市町村に見合った施設のもの、あと、財政負担を軽減するための施設の統廃合というのがありましたが、新たに個別計画を策定することによって、残す施設の長寿命化に対しまして、交付税算入になる起債を充てられますというような指針が出まして、それ以降、改定の見直しに係るものについては、個別計画を策定した内容を反映してつくりなさいということで、令和３年度中に、私たちのほうもつくり直すような形になっております。

この３年度というのが、一応、前回策定してから一定期間を経過しているとともに、現在、国が各省庁でインフラの長寿命化計画を策定しておりまして、その策定が令和２年度中に全て終わるということで、市町村は令和３年度中に見直しなさいという指針でございます。あわせまして、これまで記載を必要としなかった項目についても、記載するような通知が来ておりますので、それを踏まえて作成していきたいというふうに考えておりますが、策定の内容につきましては、今後、検討していくこととなります。長寿命化、更新等を実施する施設の有無というのも決めていきたいというふうに考えておりますので、御理解お願いします。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　今、るる述べられたように、国のいろんな状況とのリンクさせた中でやるんですね。そうすると、１つは、この計画で述べられているような状況と併せて、個別計画というのは、今のまちづくり計画の中に急いで取り付けていかないと、これはかみ合わないものになっちゃうんじゃないかと思うんだけれども、その辺のところの取組方をどうするのかというのが第１点。

それから、そういう中に最も大事なことは、この計画にもあるように、再編であったり、統合であったり、廃止だったりという形になるんです。しかし、まちづくり計画で、今、つくられて、この後、議論されるように、大事なのは地域集落だと思うんです。だから、そう

いうところのコミュニティなんかの問題をどうつくり上げていくのかということが、これからのまちづくりと大きな関わり持っていくと思うんですけれども、そこら辺のところの公共施設管理計画という、個別計画をつくっていく組合せ等々をどんなふうに考えておられるのか伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　個別計画の中身については、今の段階、具体については御容赦願いたいかと思いますけれども、今回のこれも皆さんに提示します、第２次のまちづくり計画の中におきまして、公共施設等総合管理計画、これの効率的、さらには、効果的な公共施設の運営、それも将来を見据えての最適な配置、こういったことを視点に戦略的、ある成果を目的にしながら、公共施設総量の取組ということで整理をしているところでもございます。中身については、新年度中ということになるかと思いますけれども、それらの実施に当たっても、皆さんと協議を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　次に、人口減少の問題で伺っておきたいというふうに思うんです。

私は、これはまちづくり計画の中で目にするの、ここで伺っておきたいのは、計画の中との関連で、10年後、独自で六千二百何人という形の選定をしています。どうして研究所の数字ではなくて、ここのところはやっていくのかという点を今、伺っておきたいというのが１つと、私は、やっぱりこの人口はもうある意味で、我が町は20年後なりには半数近いところまで減るというのは、もう想定の上で、まちづくりというのはしていかないとしようがないんじゃないかというふうに思っているんです。変な夢を追ってもしようがないと思うんですけれども、そこら辺の考え方と含めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　人口減少対策の考え方になるかと思いますが、全国的に人口が減るというのは現実的にそうなんですけれども、町として、何もしないでただ人口減るのを黙って見るということは、これはある意味ちょっと無責任なのかなという考えもあります。やっぱり人口を減るのは仕方ないんですけれども、その減り幅を抑制することはできるんじゃないかと、そういう考え方というのが地方創生の取組だと思っております。ただ、具体的に、じゃ何年後にこれだけの人口に減るんだというのは、本当に推計でしかないので、そこの数字の根拠というのはそれでしかないんですけれども、町を持続可能というか、みんなが住むということを考えると、やっぱり対策というものは必要だと思います。

その上で、やっぱりその目安というものを、目標を設定して、それに必要な対策というものを考えるというのも、これは町としてある意味、責任のある取組を考える必要がございます。ですので、むかわ町に限らず全国の市町村、同じような思いで総合計画のほうを策定していると考えてございますので、現実的な数字じゃないという部分では、確かにそうなのかもしれませんが、やっぱり目標を持って進むというところを重要視したいというふうに考えてございますので、そういった考え方だということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　これついては、また後日、議論をしたいというふうに思います。

次に、６つ目の産業経済対策についてで、漁業の問題でお伺いします。

るるお答えいただきましたけれども、今回このホタテの事業ということを取り上げて、本当によかったなというふうに私は思っております。浜に聞きますと、まだ決まったばかりの話なのでという、それを取り上げているというのはすごいなというふうに思いながら、そこで、私は、時間がないのでもう簡単にしますけれども、一番心配なのは、浜の皆さんもこれを取り組むのに相当な議論があったようです、なぜか。これは、これまで２度にわたって災害で泥が海に流れて、ホタテが壊滅した、7,000万も8,000万も借金を負ったという、これがあるんですよね、浜の中には。これらの状況をやっぱり、その不安を取り除いていくような対応を考えていかなきゃならないと思っているんです。そういう点で、そのようなところをどう考えておられるのか、伺っておきたいということであります。私は、やはりこれは穂別ダムの土砂さらい、そういうものも含めてもうやっていくようなことをやらないと、これまた失敗するだろうと思いますし、何よりも、あの震災で山があれだけ崩壊した、この対策を大至急、国を含めてやっていかないと、これらの事業に大きく影響するかと思っています。これらを含めて伺っておきたい、１点。

それから、あわせて時間の関係で伺います。

もう一つはししゃもです。ししゃものふ化事業の前段が始まるということで、多分これ運営も基金でやりたいという、運営も応援したいということでやるんだと思っているんですけれども、私は今、ししゃもは、浜の人たちは今年の漁どうなるのかという不安があります。本当に捕れないかもしれない。そういう中に、このししゃもふ化場と言われても、なかなかこう一緒にやろうよとならないかもしれない。やっぱりこれは商店とかいろんな関係あるわけだから、町が、やっぱり行政がここに主体的な力となって働く、進めていく必要あると思うんですけれども、そういうことを含めたものとして考えていいのか伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君）　ホタテにつきましては、漁協、漁業者とも、今後、再び、災害があっても仕方ないという覚悟で取り組んだというふうに聞いております。自然相手ですので、必ずしも防ぐことはできないと、何年かに一遍は被害出ても、それはそれで進むということです。それで、今回、漁業者だけ１人当たり10万円程度の出資ということで、失敗しても前のような大やけどにはならないという、そこからまず始めたいというところで、まず、１サイクル３か年でその収入を積み立てて、また、３か年、３か年というふうに繰り返していくというふうに伺っております。

ししゃもにつきましても、水産業のみならず、水産加工業、商業、観光業に大きく影響する魚種、また、商業ということで、町が事業主体となって取り組むと、その運営は漁協と協力して行っていきますよと。ただ、ふ化場の規模等大きくなりますので、経費は増加いたします。その部分を、先ほど言いました、過疎債を活用した起債の積立てによって財政負担を軽減しまして、漁協、漁業者の負担は増えないような形で運営していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　今、町がそのふ化場の運営の主体になってと言ったのかな、それはそれで確認させてもらっていいのかな。

〔発言する者あり〕

○１１番（北村　修君）　違うの、ちょっともう一回。

○議長（小坂利政君）　太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君）　運営の主体は漁協となります。施設の主体は町ですので、維持管理費等も負担してまいります。町が負担する維持管理費によって、漁協等の負担が少なくなるという仕組みになっております。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　大体そんなところかなというふうに思うんですけれども、私はもっとやっぱり行政が関わってやらざるを得ないかなというふうに思っています。それと、もう一つは、答えがなかったんですけれども、ホタテの事業、これをやっぱり成功させていくためには、そのもうそういう被害があるということ、いや、それはもう台風が来たりなんだりするのは覚悟の上だと思うんですけれども、しかし、あんなホタテが全滅するような状況をつくり出しちゃいかんのですよ。その要因は分かっているんだから、そこのところを取り除

く、何年かかってでも取り除いてあげるという、そういう努力を一方で、行政側もするということが大事なので、そこのところを強く求めておきたい、また別なときに議論したいというふうに思っています。

時間の関係で、次の問題に入ります。宮戸沼の問題に入りたいというふうに思います。

このやつを出したのは、今、御存じのように、宮戸沼というのは、宮戸地域の２級河川、イモッペ川の中流にある部分でございます。そこが一定のため池になっておりまして、そこから夏になれば、農業用の水田の取水が行われるというところでございます。

なぜ私が今回、出しかというと、今回、国の事業で、昨年のあの大雨災害等々の中で、本州のほうのため池等々が破壊される、そういう事態の中で、そういう農業用の施設についてのこういう補助事業が出されました。私はここを該当するんじゃないかというふうに思っているので、検討してはどうかということでお尋ねをさせていただいています。よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君）　山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本　徹君）　ただいまの御質問に、私のほうからお答えいたします。

まず、通称宮戸沼は、鵡川土地改良区において、イモッペ川流域として水利権を取得しておりまして、川東北幹線用水の支線に対して補水として、地域における水田等に利用されている状況であります。通称宮戸沼につきましては、国のため池整備の補助事業の対象施設とはならないことは確認しておりますが、農業用取水と、そして、河川の管理の点から、その機能が確保できるよう鵡川土地改良区と連携いたしまして、適切な維持に努めてまいりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　規模の点で該当しないんじゃないかという話なんだけれども、もう一回調べてみてくださいよ。あのため池全体で言えば、それはそうなのかもしれないけれども、今回、新設されている新たなものがあるんですよね。これでいけば、私はそう捨てたものじゃないんじゃないかと思っているんですよ。改めてここを調査して、検討していただきたいということを述べておきたいというふうに思います。

それで、最後の質問に入ります。最後じゃない。

次に、日高線の問題で、汐見駅の問題について伺っておきたいと思います。

町長の方針の中で、この汐見駅がなくなることによって、この汐見駅区の皆さんは町営バスでという話でございます。本当に町営バスでもしっかりと対応していただかないと、新入

生もいるわけですから、お願いしたいというふうに思っているんですが、私は、何よりもやっぱりこれ日高線がなくなるということで、日高のほうについては代替事業等々との中でやるわけでしょう。そしたら、我が町も、我が町はここから苫小牧あるとしても、一部なくなるわけだから、やっぱりこれはこの代替のバス事業の中に入れてもらうべきだ、そのこととの関わりをちゃんともっとやるべきだというふうに思いますが、それが１つ。

そして、あわせて、この該当する地域には、小学校１年生もはじめとして高校生もいます。これらについて、本当にこうちゃんとした送迎ができるように、それに間に合う体系をつくっていただきたいというふうに思いますが、その辺も含めてお願いします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　ＪＲ日高線の関係でございますが、御承知のとおり、昨年10月23日、鵡川・様似間について日高７町が廃線に合意、本町においても、同日に鉄道事業廃止に伴う同意及び覚書というのを締結しているところでもございます。本年の４月１日付で廃止となることが決定しております。このため、鵡川－汐見間の住民の足の確保につきましては、利用地区の、これまでですが、汐見１区自治会と意見交換を行い、自治会のほうからは、利用の実態に合わせて、車の運転ができない方の足の確保が必要ではないかとの意見が出され、この間、町営バスの運行を委託している事業者と協議を進めてきているところでございます。

基本的には、ＪＲ北海道から受ける鉄道事業廃止に伴う支援金、これを活用して、鵡川駅発着のダイヤに合わせた町営バスの利用を想定し、４月１日から対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、汐見地区における新入学児童及び高校生の利用についてでございますが、小中学校の通学に関しては、今までどおり、既存の汐見線の利用により対応可能であり、高校生の足の確保につきましては、列車の発着に合わせた町営バス、汐見線、鵡川川東線を利用していただくことで、対応してまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　時間の関係で、次にいかせてもらいます。

次に、教育についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

コロナ禍の中で、学校が休校であったりとか、いろんな困難があって、御苦労されたなというふうに思ってはおります。その中で、子どもたちのやっぱり学力を落としてはいけないし、休ませてもいけない、こういうことがるる考えられます。その中で、やっぱり私は非常に不安に思っているのは、子どもたちの集団活動が減っていく中で、本当にそういう状況の

中で、子育てといいますか、子どもづくり、組織づくりというのがどんなふうに進んでいるんだろうかという不安があります。それらについて、どのように見解を持っているか伺っておくものでありますし、そして、改めて、さらに、今回の方針の中で、これまで進められておりますＧＩＧＡスクール関係のデジタル化、こういうものをさらに進めていくという状況があります。私は、それはそれで必要な場合、この震災のような必要な場合もありますけれども、しかし、本当に子どもの教育を根底から考えたときに、こういうデジタル化だけでいいんだろうか。

教育長が執行方針の中でるる述べられています、子どもにあってはどういうことが大事なのか。私は本当にいいところを述べているなと思っています。そういうような方向で実践をやっていく必要があるんじゃないかと思いますけれども、改めて、このコロナの関係と併せて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えします。

昨年、町内の小中学校では、運動会や体育大会が全国一斉の臨時休校中であり、直後の日程であったため、行うことができませんでした。しかし、その後、学芸会や学校祭などのその後の集団活動につきましては、感染症対策を徹底しながら行ってきております。修学旅行につきましても、時期をずらし、行き先を変えるなど工夫を重ねながら行くことができました。

今後も、規模縮小などの制限はありますが、感染症対策を講じながら行ってまいります。

ただし、感染者が出た場合などは、延期や中止など適正な対応を図ってまいります。

デジタル化につきましては、タブレットが昨年12月に納入となり、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備も終了しております。また、来年度からは、デジタル教科書の試行導入が始まり、教育環境の変化が急速に進んでいます。現在、先生方の研修を行い、大学との連携授業などをオンラインで行っており、今後も、学校と連携しながら有効活用をしてまいりたいと思っております。

少人数学級につきましては、先月、小学校の学級編制を令和３年度から５年かけて35人に引き下がることが決定しました。今回の改正により、町内で該当するクラス、学校はありません。ただし、令和４年度からの小学校の教科担任制が導入されることもあり、全国的な教員不足が深刻化することも予想されますことから、引き続き北海道教育委員会と連携しながら、人材の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いし

ます。

以上です。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　今、述べられた、ありがとうございます。私は、やっぱり子どもの教育にとって本当に大事なのは、教育長が１ページ目で述べられているように、基本的には、先生にＡＩが代わるわけはありません。ここ大事なところと思っているんですよね。そんなタブレットとか、そういうのだけ見ているんじゃなくて、やっぱり本なり、文字をちゃんと見て、それが思考力を高めていく、大事な教育だというふうに思っているんです。そういうものにこうしていて、ぜひ頑張っていただきたいなと。

それから、１点だけ、少人数学級が、今すぐ本町としては関わりは持たないという状況ですけれども、私、去年、もっとこう少ない人数でコロナ対策やればいいということで言いましたけれども、やっぱりそういうことも含めて対応していくという、そういう状況にはならないんですか。その辺もう一回だけ。

○議長（小坂利政君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

穂別地区につきましては、もう本当に少人数学級になっております。そういった部分では、北村議員がおっしゃるとおりの状況になっております。鵡川地区につきましては、特に、今、中学校の１年生ですか、40人ぐらいいらっしゃいます。本当は中学校が35人学級になっていただければ、本当に２つに分けることはできるという状況でありますが、これは、今後の文部科学省の考え方が示されてくると思いますので、そのときに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君）　これで、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は強行日程に、議員、説明員、それぞれ御協力に感謝を申し上げたいと思います。

これで散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

散会　午後　６時４７分

令和３年第１回むかわ町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和３年３月９日（火）午前１０時開議

町長提出事件

第　１　同意第　１号　むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件

第　２　同意第　２号　むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件

第　３　同意第　３号　むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件

第　４　同意第　４号　むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件

第　５　議案第　２号　損害賠償の額の決定に関する件

第　６　議案第　３号　むかわ町まちづくり計画（合併新町建設計画）の変更に関する件

第　７　議案第　４号　第２次むかわ町まちづくり計画の策定に関する件

第　８　議案第　５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件

第　９　議案第　６号　東胆振３町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件

第１０　議案第　７号　東胆振３町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件

第１１　議案第　８号　むかわ町道の路線の認定に関する件

第１２　議案第　９号　むかわ町ししゃもふ化事業推進基金条例案

第１３　議案第１０号　むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案

第１４　議案第１１号　むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第１５　議案第１２号　むかわ町税条例の一部を改正する条例案

第１６　議案第１３号　むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第１７　議案第１４号　むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第１８　議案第１５号　むかわ町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

第１９　議案第１６号　むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の一部を改正する条例案

第２０　議案第１７号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第２１　議案第１８号　むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案

第２２　議案第１９号　むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

第２３　議案第２０号　むかわ町国民休養地野営場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

第２４　議案第２１号　むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

第２５　議案第２２号　むかわ町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

第２６　議案第２３号　むかわ町民交通傷害保障条例を廃止する条例案

第２７　議案第２４号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第１０号）

第２８　議案第２５号　令和２年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

第２９　議案第２６号　令和２年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第３０　議案第２７号　令和２年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第５号）

第３１　議案第２８号　令和２年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第３号）

第３２　議案第２９号　令和２年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第２号）

第３３　議案第３０号　令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	東　　千吉 議員	２番	舞良喜久 議員
３番	山崎満敬 議員	４番	佐藤　　守 議員
５番	大松紀美子 議員	６番	三上純一 議員
７番	野田省一 議員	９番	星　　正臣 議員
１１番	北村　　修 議員	１２番	中島　　勲 議員
１３番	小坂利政 議員		

欠席議員（２名）

８番　三倉英規議員

１０番　津川篤議員

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	戸嶋英樹	総務企画課主幹	梅津晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主査	栃丸直士
総務企画課主幹	菊池功	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課参事	萬純二郎	町民生活課主幹	菊池恵美
健康福祉課長	藤江伸	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	熊谷伸一	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課参事	太田剛雄	産業振興課主幹	髙木龍一郎
建設水道課長	山本徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤琢	会計室主幹	松本和香
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	藤田浩樹
地域振興課主幹	長谷山一樹	地域振興課主幹	菅原光博
恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主幹	藤野真稔
地域経済課主幹	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	教育振興室長	田口博

生涯学習課主幹	松本　洋	生涯学習課主幹	佐々木義弘
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会事務局長	東　和博
農業委員会支局長	藤野真稔	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	今井　巧	主査	長谷山美香

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議　午前１０時００分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第１、同意第１号　むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　おはようございます。

同意第１号　むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件について、説明いたします。

本件は、本年５月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町穂別212番地３、紀藤康宏氏を新たに任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

紀藤氏は、地域の森林づくりに強い熱意と意欲を持ち、指導性を有しているとして、農業の傍ら、胆振地域青年林業士として活躍されており、町社会教育委員として教育行政にも貢献されており、その模範として適任者であると考えております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから同意第１号　むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第１号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第２号から同意第４号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第２、同意第２号から日程第４、同意第４号までのむかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件まで３件を一括議題とします。

同意第２号から同意第４号までの３件について、提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　同意第２号から同意第４号　むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件について、御説明を申し上げます。

本件は、本年５月10日の任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員として、むかわ町田浦200番地14、馬場信悦氏、むかわ町美幸４丁目43番地、前田幸男氏、むかわ町穂別679番地、中村由美氏の３名を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。質疑の順序は議案番号順とします。

まず、同意第２号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、同意第３号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、同意第４号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これから同意第２号から同意第４号まで３件について討論を行います。討論の順序は議案番号順とします。

まず、同意第２号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで同意第２号の討論を終わります。

次に、同意第３号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで同意第３号の討論を終わります。

次に、同意第４号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで同意第４号の討論を終わります。

これから同意第２号から同意第４号まで３件について採決します。なお、採決は議案番号順とします。

お諮りします。

まず、同意第２号　むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第２号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第３号　むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第３号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第４号　むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件

は、原案のとおり同意することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第４号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第５、議案第２号　損害賠償の額の決定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津　晶君）　議案第２号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は９ページをお開きください。

本件は、地方自治法第96条第１項第13号の規定により損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は147万4,757円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

経過の概要につきましては、平成18年３月31日に本町を退職し引き続き他の自治体に奉職した相手方から、本町を退職当時、本町での在職期間が転出先の自治体でも退職手当の算定に通算される旨の教示を本町職員から受けたものの、転出先の自治体は独自で退職手当を支給しており、本町が構成団体となっております北海道市町村職員退職手当組合に加入をしていないことから、本町での在職期間は通算しない旨の教示を受けたとして、令和２年３月２日にその真意について本町へ問合せがあったものでございます。

約14年前の事象でありますことから、北海道市町村職員退職手当組合及び当該転出先自治体に対し確認を行った上で、相手方に対し本町での在職期間が当該転出先では通算されない旨を説明し、本町在職分の退職手当を北海道市町村職員退職手当組合から支給する手続を取り進め、令和２年６月11日に退職手当を支給したものでございます。令和２年12月８日付で、相手方より、約14年にわたり誤った教示の訂正もなく、退職手当の支給が遅れたことに対する慰謝料の請求があり、退職手当の支給が遅れたことに対する遅延損害金相当額を損害賠償金とすることで示談が成立する運びとなったことから、損害賠償の額を決定するものでございます。

以上、議案第２号につきまして提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　そもそも、こういう結果になった主な原因というのはどこにあるんでしょうか。損害賠償を請求されて支払ったということは、当時の、何て言うんでしょうね、こちら側、むかわ町に大きな原因があったということになるんでしょうけれども、その辺もうちょっと、なぜこういう結果になったのかということについて説明をお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津　晶君）　ただいまの質問に対しましてお答えを申し上げます。

まず、退職手当の支給についてでございますが、自治体により取扱いが大きく二分されておりまして、自治体独自で退職手当条例を制定してお支払いするケース、もう一方は、本町もそうですが、共同で事務組合を設立しまして掛金を持ち寄り退職金を支給するケースという２種類がございます。

次に、日を空けないで他の自治体に転入した場合の退職手当の取扱いでございますが、一般的には各自治体の条例等で在職期間の通算はできるものとされております。ただし、退職手当の支給方法が違う自治体間での転入、転出につきましては、本来的には当該自治体同士で協議の上、新たに受入れ先の自治体が、その退職手当の支給期間を通算して、その自治体で退職をされることとなったときに合わせてお支払いをするか、しないかというところの協議が必要になっております。

現在は、新たに転出する先の自治体の証明がなければ期間の通算ができないということになってございますが、この事象が起きた18年当時につきましては、自治体間の協議のみで退職手当支払機関のほうには特に報告を要しなかったというような事務の手続だったと聞いておりまして、ここの部分で本町のほうが転出先自治体との打合せが十分でなかったというところが原因であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　今の質問に関連なんですけれども、14年前ということで。これ、どうなんですか、本人は突然そういったものに気がついて申入れをしてきたのか、それとも数年前から何かこう、むかわ町のほうにアクションがあったのか、その点はどうですか。

○議長（小坂利政君）　梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津　晶君）　ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

御本人様と対話をさせていただいた中では、御本人様が将来の人生設計を考えるに当たり、現在の自治体のほうに退職手当の支給見込額の試算をお願いしたところ、本町の通算期間が入っていないということが発覚して、先ほど申し上げました令和２年３月に御一報があったということでございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第２号　損害賠償の額の決定に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第６、議案第３号　むかわ町まちづくり計画（合併新町建設計画）の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　議案第３号　むかわ町まちづくり計画（合併新町建設計画）の変更につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は11ページでございます。

本件は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律第２条及び旧市町村の合併の特例に関する法律附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第５条第７項の規定により、むかわ町まちづくり計画（合併新町建設計画）を変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要につきまして御説明申し上げます。

別冊配布してございますむかわ町まちづくり計画（案）、副題としまして「人と自然が輝く清流と健康のまち」と記載の計画書を御用意願います。

当該計画につきましては、平成27年度に計画を変更、計画期間を５年間延長しまして、今年度が計画の最終年度となってございます。国におきまして、全国的な建設需要の増大や東日本大震災、熊本地震等の影響により合併市町村の建設計画に盛り込まれた事業等の実施にも支障が出ている状況を鑑み、平成30年４月に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方債の発行可能期間が５年間延長されてございます。

本町にとりまして優良な財源であります地方債の活用を引き続き可能とするため、今回、現計画を変更するものでございます。

主な変更の内容でございますが、初めに計画書４ページ（３）計画の期間でございますが、こちらを平成17年度から令和７年度までの20年間に変更するものでございます。

続きまして、ページ飛びますが、36ページをお開き願います。

すみません、計画書、白黒の、第２次まちづくり計画の後ろにファイリングされているもの、ページ36ページです。

すみません、説明のほう続けさせていただきます。計画書36ページでございます。

こちら（５）番といたしまして、地域固有の歴史・文化の継承の主要事業、博物館、資料館の充実としまして、こちらに「博物館を含む周辺エリアの整備」を新たに追加いたします。追加の項目につきましては下線を引いてございます。

続きまして、４ページでございます。

（３）水産業の振興でございます。主要事業、経営近代化と技術開発、こちらにししゃもふ化場、失礼しました、41ページですね。失礼いたしました。40ページでございます。

（３）水産業の振興でございます。主要事業、経営近代化と技術開発に「ししゃもふ化場（仮称）の整備」を新たに追加いたします。

続きまして、67ページでございます。

こちら、財政計画でございます。（２）の計画期間につきまして、本計画と同じく合併後20年間、平成18年度から令和７年度までに変更するものでございます。

めくっていただきまして、68ページでございます。

財政計画につきましては、歳入計画、歳出計画ともに令和７年度まで見込値としまして追加をするほか、年号の修正、令和に変わる部分につきましては平成から令和に変更をするものでございます。

こちらが本計画の主な変更点でございます。

議案書にお戻りいただきたいと思います。この計画期間を、平成18年度から令和７年度の20年間に変更するものでございます。

以上、議案第３号につきまして提案理由を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　確認なんですけれども、今回のこの合併時の合併新町建設計画、変更点としては今言った令和７年までに計画を伸ばしたというところ、今説明あった点だけが変更、あとはそのままということでよろしいですか。

あと、詳細どこか。今主な部分を言ったのか、詳細を言ったのか。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　変更点につきましては、あと細かいところで言いますと、障害者の表記、こちらこれまで漢字表記だったんですが、障害者の「害」の字を平仮名に変更してございます。あとは変更点はございません。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　68ページ、69ページに財政計画が出ているんですけれども、この数字というのは、その前にあります今後10年間の第２次むかわ町まちづくり計画、これと当然のごとくリンクしていくということになると思うんですけれども、財政計画がまだできていないということなんですけれども、この、今の新町の計画というところの財政、出ています

よね。これはこのままそっくり、第２次のまちづくり計画の財政計画になっていくという認識でよろしいんですか。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうから、68ページ、69ページの計画値策定の過程についてお答えしたいと思います。

新町建設計画の改定につきましては、令和２年12月の頭に、北海道のほうに協議する必要がございました。その時期につきましては、まだ令和３年度当初予算編成が始まる前の時期でございまして、新町建設計画に当たりまして合併特例債、優良財源であります合併特例債、残額については24億ほどございます。それを最大限に活用するような事業配置、これまで皆様方にお知らせしております事業を、特例債を最大限に活用できるような数字づくりというのを簡易算出しまして載せているものでございます。

実際に、今定例会で提出させていただきました令和３年度の予算とこの計画値にも、もちろん相違がございます。今後、皆様にお示しします財政フレームの値についても若干変わってくる、若干というんですかね、変わってくると思います。

一応、先ほど言いましたように策定時期がちょっと異なっておりますから、数字の誤差が出てきておりますが、フレーム自体はこの数字とはちょっと変わってくるような内容になってくると思いますので、御理解のほどお願いします。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　当然、つくった時期が一緒じゃないと当然違ってくるんでしょうけれども、どれぐらい違ってくるかというところが分かっていらっしゃるのではないかと思うんですけれども。何て言うんでしょうね、中期財政フレームも、それから財政計画も今月中でしたっけ、それまでの中にはこちらに提示していただけるということでしかないと。今の状況では。どのぐらいの振り幅というか違いになってくるかというのが、そちらでも分からないということですか。具体的に。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　計画のほうにつきましては、令和元年度、平成30年度、ここの数字につきましては、震災等々の復旧事業がございましたので、むかわ町の財政規模としては大変大きな数字になっているところでございます。むかわ町の規模としては、この数字に照らし合わせますと、平成29年度ぐらいが町の標準財政規模で行える事業なのかなというふうなところを意識しまして推計は出しました。

フレームにつきましては、令和３年度の当初予算も含めた中で、また、まちづくり計画で掲げられている事業の配置等を含めた中で今算出している状況でございますので、数字的にはちょっと明確なことは言えませんが、標準的な数値としては29年度の数値を基に推計を出させていただいているところでございます。

振り幅等はちょっとお答えできませんけれども、この数字が目安になると御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　この後の、議案第４号のまちづくり条例の審議にも関わっちゃうのでどうしようかなと思ったんですけれども、やっぱりここははっきりさせたほうがいいなと思って質問します。

これは、いわゆる今の現まちづくり計画、これを延長するという問題ですよね、簡単に言うと、平たく言うと。中身的にはこう、こう、こうだぞというのはあるのかもしれないですけれども、平たく言うとそういうこと。

そうすると、この後出されてくる第２次まちづくり計画との関係で、今、財源の問題ちょっとありましたけれども、その事業内容そのものも、まちづくり計画の内容そのものもどうするのかという問題があると思うんですよ。そこのところの整合性をどういうふうに取っていくのか。２つの計画が同時進行するという形になるんじゃないかという、ちょっと相矛盾するような形も見られるんだけれども、その辺のところをどう町民の皆さんに説明していくのかと。

ただ技術的な、災害関係でいろんな財源ができたから、それを取るためのものとしてやっちゃうのか、そこら辺のところの説明できる整理をちゃんとしておく必要が一つはあるんじゃないかということが１つ。

それからもう一つ。今言ったように、このまちづくり、後で私もちょっと意見の中で出そうと思ったんだけれども、この現まちづくり計画、平成24年につくられたというこれがどこまで到達したのかと。以前の議会の中に検証という形で出されていますけれども、じゃ具体的にどうだったのかという関わりによって、掲げられているタイトルとかそういうものはほぼ同じなんですよね。だとすると、それがどのような到達度で、どこに引き継がれていくのかという、そういうところがより明確にならなきゃいけないというふうに思っているんですが、そうした内容を含めてどのように整理して我々も捉えたらいいのか、ここのところきち

んと説明しておいたほうがいいと思うんで、改めてお伺いします。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　私のほうからお答えをしたいと思います。

このむかわ町まちづくり計画、合併時に策定をした計画でございますけれども、このものについては合併当時、市町村の合併の特例に関する法律第５条という中で、法定計画として位置づけをされているということでございます。旧町、それぞれ鵡川、穂別の計画を継承してこの計画がつくられているというところの、基本的なところがあるというところでございます。

この計画の中で事業も盛り込まれておりますけれども、基本的にはこれから御説明申し上げる第２次まちづくり計画の中にも、これらも継承した形の中での事業配置ということで、相反する計画ということではなくて、両輪で動いていくというようなイメージで持っていただければよろしいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　そういう答弁にならざるを得ないだろうというふうに思っているんですけれども。そこで、これは後の議論になるのかもしれないんだけれども、私はこういう延長、現まちづくり計画が有利な財源も得られるという形の中で延長するという状況になれば、そういう中で、なぜ、じゃこの第２次まちづくり計画を、まだ財政計画も十分でないという状況の中で、ここで急いでここを提案していかなきゃならないという、その理由は何なのかということに疑問がたどり着くわけですけれども、そこら辺を含めて、ちょっと事前に解明しておいていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　この合併新町建設計画につきましては、今年度が計画期間満了でございます。空白期間をつくるわけにはいきませんので、今回ご提案をさせていただきました。ただ、その財政計画ができるタイミングというのは、正直この建設計画のための計画ではないので、先ほど説明あったとおり、ちょっと差異がずれたというのはちょっと当初想定はしていないものでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　合併の新町建設計画の変更については、議会の全員協議会の中でも若干説明があったかとお聞きをしているところでございますが、あくまでも合併新町建設計画

につきましては、先ほど担当のほうからも触れられましたように、引き続き、合併特例債、これが延長になっているため、この合併特例債を活用するための計画期間というのを延長するということで捉えていただきたいと思います。

なお、新しい新町のまちづくり計画については、これも議員の皆さん御案内のとおり、まちづくり基本条例にしっかりとうたわれているもので、町と議会、町民の皆さんの中で、その期間の中でしっかりと提示していこうというもので、その位置づけについては、事業の重なる部分もあるかと思いますけれども、まちづくり計画と今回の合併新町建設計画については、その辺の取扱いというのを御認識改めていただければなと思います。

なお、今度の新たな計画のほうの、例えばでございますけれども、財政、中期財政計画になるんですか、中期財政指針につきましては、ある程度の建設事業から公債費を想定、さらに皆さんも御存じのとおり、交付税の関係については今度の新計画から、国勢調査の人口、さきの国勢調査の人口を置き換えた中での算定というんでしょうか、こういったところでかなり大きな変動というのも考えられるかと思いますので、その辺も御認識をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第３号　むかわ町まちづくり計画（合併新町建設計画）の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第７、議案第４号　第２次むかわ町まちづくり計画の策定に関する件を議題とします。

議案第４号について提案理由の説明を求めます。

柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　議案第４号について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書は13ページでございます。

本件は、むかわ町まちづくり基本条例第36条に基づき、第２次むかわ町まちづくり計画の策定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

別冊配付してございます第２次むかわ町まちづくり計画（案）に基づきまして、御説明を申し上げます。

初めに、目次を御覧いただきたいと思います。

この計画書の構成でございますが、本計画は第１章から第４章で構成し、第１章は計画策定の趣旨や位置づけ、まちづくり委員会の提言、人口ビジョンについて。第２章は基本構想として、まちの目指す姿としてまちづくりの理念、将来像、さらに基本方針を分野横断的に実施する重点プロジェクト、ＳＤＧｓに関する記述でございます。第３章は基本計画として、基本構想で定めた理念、将来像を実現するための具体的な施策の内容など、体系的に示してございます。第４章は計画策定の経過や、町民参加の状況など、資料編としてまとめてございます。以上が計画書の構成でございます。

次に、各章ごとの概要を御説明申し上げます。

第１章は、計画策定に当たっての前提とする事項でございます。

２ページでございます。

計画策定の趣旨でございますが、人口減少、少子高齢化が進む現状に加え、平成30年の胆振東部地震、そしていまだ終息の見えない新型コロナによるまちづくりへの影響など、厳しい状況下にある一方、科学技術の革新、ワーケーションやテレワークなど働き方の多様化など、新たな変化への対応という視点も必要でございます。

こうした状況を踏まえた新たな10年間のまちづくりを戦略的に展開するため、町政の運営指針として策定することといたしました。

次に、計画の位置づけと役割でございますが、この計画は、むかわ町まちづくり基本条例第36条及び、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき策定するもので、本町の最上位の行政計画となるほか、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法に基づく計画としての位置づ

けもいたします。

次に、計画の役割でございますが、まちづくりの総合的かつ長期的な指針となるほか、国や北海道の総合計画や関連計画を踏まえつつ、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略、むかわ町復興計画を内包し、町民と行政による協働のまちづくりを進めるための手引として、その役割を担うものでございます。

３ページに移っていただきまして、計画の構成と期間でございますが、基本構想、基本計画ともに令和３年度、2021年度から令和12年度、2030年度までの10年間としますが、具体的な施策を示す基本計画は、５年ずつ前期計画と後期計画として策定いたします。

また、基本計画を達成するための実行計画につきましても策定をしてまいります。

次に、４ページから７ページにかけましては、ＰＤＣＡサイクルの構築、人口減少、少子高齢化の進行をはじめ本町が意識すべき時代の流れ等につきまして、８ページは、大きく生活が変化しましたコロナに対する向き合い方について記載をしてございます。

９ページ、10ページにつきましては、本町の地域特性、財政状況等を記載してございます。

11ページでございます。

11ページからは、この計画の策定の主体を担っていただきました、まちづくり委員会の開催状況につきまして記載をしてございます。新型コロナの影響もあり、スタート時や大勢集まっての議論が思うようにできませんでしたが、感染予防対策をしっかり取りながらワークショップを重ね、町の将来像を意識しながらプロジェクトの企画、検討などを進めてまいりました。昨年10月にワークショップの発表会、そして今年２月に住民説明会を、まちづくり委員会の企画、運営により開催をし、出席いただきました町民の皆さんに直接まちづくりへの熱い思いというものを届けていただきました。

13ページでございます。

13ページは、まちづくり委員会に設置しました３つの専門部会が提言をした全９つのプロジェクトと、それに対応します政策項目について記載をしてございます。

15ページ、16ページにつきましては、2060年までのむかわ町の人口の推移と将来展望について記載してございます。むかわ町を未来に引き継いでいくためにも、粘り強く人口減少や少子高齢化対策に取り組み、どう向き合っていくかが重要であると考えてございます。

次に、第２章、基本構想でございます。

初めに、まちの目指す姿、まちづくりの理念でございますが、これまで積み重ねてきたまちづくりの歴史や町民の思いを盛り込んだ現行計画のまちの将来像、「人と自然が輝く清流

と健康のまち」を町民憲章や宣言とともに未来につなげていくために普遍の理念として位置づけ、未来を切り開くまちづくりに挑戦してまいります。

次に、まちの将来像「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち　むかわ」は、つながるをキーワードとしまして、町民の結束力を高め、各地区の特性を認め合いながらより一体感を高め、つながりを町の発展につなげていきたいとの思いを込めて、まちづくり委員会が中心となり、町が目指すべき10年後の姿として設定をいたしました。

続きまして、20ページ、21ページでございます。

まちの将来像を実現させるために必要な各分野に、目指すべき５つの基本的な方針を記載してございます。基本方針ごとの体系につきましては、24ページからとなります。

次に、22ページ、23ページでございます。

こちらは計画全体の政策、施策体系をまとめてございます。まちづくりの理念、将来像の下に、各分野別の５つの基本方針を設定し、基本方針ごとに政策項目、目指すべきまちづくりの方向や目的を示すものを展開しまして、さらに政策項目を実現するための方策として施策項目をひもづけしてございます。また、５つの基本方針を分野横断的、重点的、効果的に実施する施策群で構成するプロジェクトを、重点プロジェクトとして位置づけてございます。

このページ、22ページが理念から政策項目としまして、こちらを基本構想、23ページの部分につきましては、基本計画として記載をしてございます。上の青い横に引いている矢印で示してございます。

次に、重点プロジェクトにつきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、34ページをお開き願います。

２－４、重点プロジェクト、34ページでございます。

重点プロジェクトの実施に当たっては、限られた行政経営資源を集中的、効果的に活用しながら、各施策を重点的、優先的に進めてまいります。

35ページに移りまして、基本的な視点としまして３点、整理をしてございます。

１つ目は、地方創生の深化であります。人口減少の進行を緩和させるための取組として、自然減、社会減の両面から粘り強く進めていく必要があります。恐竜ワールド構想の推進や子育て環境の充実、まちの将来像を担う人材の育成を進めながら、新たな時代に対応した地方創生の動きを加速化させます。

次に、震災からの創造的復興です。2019年、令和元年に策定しましたむかわ町復興計画を本計画に包含し、地方創生と連携することでさらなるまちの発展を目指してまいります。復

興計画では、2021年度、令和３年度からを復興展開期として重要課題に位置づけてございますまちなかの再生や、にぎわいの創出に向けた取組を着実に進めてまいります。

３点目は、まちの認知度向上とむかわブランドの確立でございます。数多くある地域資源を磨き上げ、魅力の向上など、町民、団体、事業者等との連携により戦略的、効果的に進め、まちの認知度を高める取組を進めてまいります。

重点プロジェクトは、前期基本計画の５年間で、限りある人的資源や財源を集中投入するなど、重点的、優先的に実施していくものとして、記載のとおり３つのプロジェクトを設定いたしました。

地方創生プロジェクトでは、現在の人口減少、少子高齢化対策の戦略として策定した総合戦略に掲げる取組をベースにしながら、災害や感染症に負けない新たな人の流れを創出していくほか、子育て環境の充実、まちの将来を担う人材育成の強化、恐竜ワールド構想の推進といった３つの展開方針を定め、地方創生の更なる進化を目指してまいります。

まちなか再生プロジェクトでは、震災からの創造的復興、創生を目指すこととして策定しましたむかわ町復興計画の中の復興展開期、復興創成期のステージでは、両地区のまちなか再生とにぎわいの創出を重要課題と捉え、鵡川の市街地、穂別の市街地、それぞれを中心としたまちなかの再生と両地区の連携強化による、「むかわまるごとフィールド」に向けたまちづくりといった展開方針を定め、まち全体の活性化を目指してまいります。

タウンプロモーション推進プロジェクトでは、まちづくり委員会から提案のあったプロジェクトを基本に、若い子育て世代の定住人口の増加に向けたプロジェクトとして設定をいたしました。これまでの地方創生の取組に加え、本町ならではの強みや特徴を明確にした上で、効果的なプロモーションによるまち全体の価値、地域ブランドを向上させていく取組を強化してまいります。

展開方針として、まちの認知度向上とむかわブランドの確立、戦略的・継続的な情報発信、町民の誇りや愛着心の醸成といった３つを定め、町民や障がい者などから選んでもらえる町を目指してまいります。

続きまして、39ページでございます。第３章、基本計画につきまして御説明を申し上げます。

こちらは、基本方針別に政策、施策を体系的にまとめてございます。

40ページでございます。

基本方針１、子育て・医療・福祉の分野でございます。

表の見方といたしまして、一番左側に政策項目、その隣に施策項目、そしてその実現に向けた具体的な取組となってございます。

42ページをお開き願います。

42ページからは、施策項目ごとに現況と課題、施策の方針、具体的な取組、主な事業、関連計画の順に整理をしてございます。それぞれの施策項目に達成状況や施策効果を測る指標としまして、主な成果指標を設定してございます。毎年度、状況を分析しながらＰＤＣＡサイクルによる改善等を図る仕組みでございます。

また、具体的な取組の中で、むかわ町版総合戦略に関わる取組につきましては茶色で囲んでございます戦略マーク、むかわ町復興計画に関わる取組につきましては緑で囲んでございます復興マークを表示してございます。

さらに、まちづくり委員会に設置しました３つの専門部会が提言としてまとめました全９つのプロジェクトに関連します政策項目につきましては、このページ、42ページでいきますと一番上になります、９つのプロジェクトというマークを付してございますほか、ＳＤＧｓの17の目標に関するマークにつきましても併せて表示をしてございます。

40ページにお戻りいただきまして、基本方針１、子育て・医療・福祉、健康でいきいきとした暮らしを創るでございます。

切れ目のない出産・子育て支援のほか、医療の充実や地域福祉の向上により、生涯安心して住み続けられるまちを目指し、地域みんなで支える体制の構築により、親切で温かいまちづくりを進めます。

41ページ、実現に向けた政策項目の１つ目といたしまして、（１）結婚・子育て・移住・定住への支援の充実でございます。施策項目といたしましては、こちら42ページになります。

施策項目は、①出会い・結婚・移住・定住。44ページになります、②妊娠・出産・子育てなどへの負担の軽減。45ページです、③幼児教育・保育サービスの充実。46ページでございます、④子どもの居場所づくり。これら４つの視点を設定してございます。

なお、具体的な取組及び主な事業につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、後ほどお読み取りいただきたいと存じます。

次に、47ページ、政策項目の２つ目でございます。

（２）健康づくり・地域医療体制の充実でございます。

施策項目は、①生活習慣病予防と重症化予防の推進。49ページでございます、②としまして、こころの健康づくり。50ページでございます、③としまして、地域医療の充実。この３

つの視点を設定してございます。

続きまして、政策項目の３つ目でございます。ページは51ページでございます。（３）といたしまして、地域福祉・高齢者福祉の推進でございます。

施策項目は、①地域福祉の充実。53ページでございます、②としまして、高齢者の健康づくりと介護予防の充実。54ページでございます、③在宅・施設サービスの充実。この３つの視点を設定してございます。

続きまして、55ページ、政策項目の４つ目といたしまして、（４）障がいのある人への支援の充実でございます。

施策項目としまして、①障がいのある人を支える環境づくりと社会参画の促進。56ページでございます、②障がいのある人への生活支援。こちら２つの視点を設定してございます。

続きまして、57ページでございます。

こちら基本方針の２でございます。安全・環境・暮らし、安心・快適な生活環境を創るでございます。

暮らしや経済活動の基礎となる社会基盤の整備や、長寿命化対策、震災からの復興に向けた取組の推進、災害により強いまちづくりを目指し、笑顔あふれるまちを目指してまいります。

59ページでございます。

実現に向けた政策項目の１つ目といたしまして、（１）暮らしの安全確保でございます。

政策項目は、①地域防災力の充実強化。61ページでございます、②治山・治水・海岸保全対策の推進。62ページでございます、③消防力の充実強化。63ページでございます、④防犯・交通安全・消費生活対策の推進。４つの視点を設定してございます。

続きまして、64ページ、政策項目の２つ目といたしまして、（２）環境にやさしいまちづくりでございます。

政策項目は、①自然環境の保護と循環型社会の形成。66ページでございます、②環境衛生・環境美化事業の推進。こちらの２点の視点を設定してございます。

続きまして、67ページ、政策項目の３つ目といたしまして、（３）道路・公共交通の維持・活性化でございます。

政策項目は、①道路の整備・維持管理。68ページでございます、②公共交通の維持・活性化。こちらの２つの視点を設定してございます。

続きまして、69ページ、政策項目の４つ目といたしまして、（４）上下水道の整備でござ

います。

施策項目は、①上水道の整備・適正な維持管理。70ページでございます、②下水道の整備・適正な維持管理。こちらの２つの視点を設定してございます。

続きまして、71ページ、政策項目の５つ目といたしまして、（５）社会基盤の整備でございます。

施策項目は、①良好な市街地環境の形成と住環境の充実。73ページでございます、②情報通信基盤の整備・維持管理。こちら２つの視点を設定してございます。

次に、74ページでございます。

基本方針の３、産業・観光・交流、むかわファンを増やし賑わいと活力を創るでございます。

本町の基幹産業であります農林水産業におけます生産基盤や担い手対策などの強化、商工業の振興や地域資源の活用によりにぎわいと活力のあるまちを目指してまいります。

76ページでございます。政策項目の１つ目といたしまして、（１）農業の振興でございます。

施策項目は、①むかわの農業を支える担い手の育成・確保。77ページでございます、②持続可能なむかわ農業の推進。78ページでございます、③農業基盤整備の推進。80ページでございます、④活力あふれる農村地域づくりの推進。４つの視点を設定してございます。

続きまして、81ページ、政策項目の２つ目といたしまして、林業の振興でございます。

施策項目は、①豊かな森林づくりの推進。83ページでございます、②森林資源の有効活用。84ページでございます、③森林を活かした教育と交流。この３つの視点を設定してございます。

続きまして、85ページ、政策項目の３つ目といたしまして、（３）水産業の振興でございます。

施策項目は、①担い手の育成・確保。86ページでございます、②生産環境の整備。87ページでございます、③水産資源の安定・増大。こちら３つの視点を設定してございます。

続きまして、88ページでございます。政策項目の４つ目といたしまして、（４）商工業の振興でございます。

施策項目は、①地域産業の活性化とまちなかの再生。90ページでございます、②新規起業などによる働く場の確保。こちら２つの視点を設定してございます。

続きまして、91ページでございます。政策項目の５つ目といたしまして、観光振興と交流

の推進でございます。

施策項目といたしまして、①地域資源を活用したまちづくりの推進。92ページでございます、②関係人口・交流人口の創出・拡大でございます。93ページ、③地域ブランド力の強化。こちら３つの視点を設定してございます。

続きまして、94ページでございます。基本方針の４、学び・文化・スポーツ、楽しく学びまちを支える人を創るでございます。

次世代を担う子どもたちや各分野の担い手の育成とともに、豊かな心を育む教育を推進いたします。また、生涯学習、生涯スポーツの環境づくり、郷土愛の醸成や学校との協働により特色ある地域づくりを進めてまいります。

95ページでございます。政策項目の１つ目といたしまして、（１）学校教育の充実でございます。

施策項目は、①確かな学力を育む教育の推進。97ページでございます、②地域の特性を生かした多様な教育・交流活動。98ページでございます、③安心して通える教育環境の整備。99ページでございます、④高校魅力化対策の推進。以上、４つの視点を設定してございます。

続きまして、100ページでございます。政策項目の２つ目といたしまして、（２）生涯学習の推進でございます。

施策項目は、①生涯学習推進体制の充実と施設整備・利用促進。102ページでございます、②としまして青少年の健全育成。この２つの視点を設定してございます。

続きまして、103ページでございます。政策項目の３つ目といたしまして、（３）生涯スポーツの推進でございます。

施策項目は、①スポーツ活動の充実と団体・指導者の育成。104ページでございます、②スポーツ環境の充実と利用促進。こちら２つの視点を設定してございます。

続きまして、105ページでございます。政策項目の４つ目といたしまして、（４）ふるさとの歴史・文化の発信と継承でございます。

施策項目は、①地域文化財などの保護と活用。106ページでございます、②恐竜化石などの資源の保護と価値向上。107ページでございます、③芸術・文化活動の推進の３つの視点を設定してございます。

次に、108ページでございます。基本方針５、コミュニティ・行政経営、みんなで支え合い、明るい未来を創るでございます。

町民が主役の協働のまちづくりや、男女共同参画社会の形成に向け、地域コミュニティの

活性化に努めるほか、効率的で戦略性を持った行財政運営により安定した行政サービスの提供、そして明るい未来と希望ある町を目指してまいります。

109ページでございます。政策項目の１つ目といたしまして、（１）協働のまちづくりでございます。

施策項目は、①町民が活躍するまちづくりの推進。111ページでございます、②多様な連携による地方創生の推進。112ページでございます、③まちなかの再生となりわい・賑わいの創出。113ページでございます、④男女共同参画社会の形成。こちら４つの視点を設定してございます。

続きまして、114ページでございます。政策項目の２つ目といたしまして、（２）行政の運営でございます。

施策項目は、①広域行政の推進。116ページでございます、②積極的な情報の発信と共有。117ページでございます、③ＩＣＴなどを活用した便利な行政サービス。118ページでございます、④人材育成と組織体制の強化。こちら４つの視点を設定してございます。

続きまして、119ページでございます。政策項目の３つ目といたしまして、（３）財政の運営でございます。

施策項目は、①持続可能な行財政運営。121ページでございます、②公的資産の有効活用。こちら２つの視点を設定してございます。

125ページからでございますが、こちらは第４章資料編といたしまして、計画策定の体制、町民参加の経過、こちらアンケート調査、ワークショップ、発表会、住民説明会等のほか、まちづくり委員会の活動の経過、そして諮問書及び答申書の写しを掲載してございます。まちづくり委員会の、このまちづくり計画の策定に当たっての思いというものも酌み取っていただけるのではないかと思ってございます。

以上が、第２次むかわ町まちづくり計画の策定に関しての御説明となります。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君）　説明が終わりました。

換気対応のためしばらく休憩をいたします。

再開は11時25分とします。

休憩　午前１１時１６分

再開　午前１１時２５分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

本件は、町の将来に大きく関わる案件であることと、計画書（案）が膨大であるため、質疑を分けたいと思っております。

質疑をされるときは、ページ数を指示の上、簡潔明瞭に質疑を願います。

まず、別冊第２次むかわ町まちづくり計画書（案）38ページまでの第１章、序論及び第２章、基本構想について、質疑はありませんか。

ページ数を確実に提示してください。

７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　町民の皆さんが一生懸命考えて集約してきたもので、大変これが実現するということになるとよろしいなというふうに思うんですけれども、その中で、４ページになりますＰＤＣＡサイクルの構築ということと、４ページですね。これ一体誰がやっていくんだろうという。どの時点で、何年だったっけ、実行計画は３年とかといって、これは毎年達成しているかどうかということをＰＤＣＡかけるということなんですけれども、どのタイミングで誰がして、どのようにその結果を繰り返し発表してくれるのか。

○議長（小坂利政君）　栃丸総務企画課主査。

○総務企画課主査（栃丸直士君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

ＰＤＣＡサイクルをどのように誰が評価検証するのかといったことにつきまして、これまでも現行の計画の中で、基本計画とそれから実行計画、さらには基本構想と三層構想で計画を構想していますけれども、まず今回の計画にもあるように、基本計画のほうに成果指標というのを設けていまして、さらにその基本計画の下に実行計画という個別事業をひもづけしております。それぞれに指標というのを設けていまして、それをベースに達成状況、それから、事業の効果検証といったものをまとめて、次年度の、また予算に反映できるような形で、年度終わった後に検証して、それをまちづくり委員会のほうにもかけて、まちづくり委員会のほうの御意見もいただきながら、必要があれば改善を加えて効果的な施策に取り組むということにしてございます。

以上です。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　そうすると、実行計画で３年、違うか、実行計画３年だよね。例えば、３年、毎年やると言っているから、まちづくり委員の方は10年、この計画10年というふうになっていますので、10年間同じ人を縛っていくという考えなんでしょうか。毎年やっていくということはそういうことなのかな。

○議長（小坂利政君）　栃丸総務企画課主査。

○総務企画課主査（栃丸直士君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

まちづくり委員会の委員さんの任期は今２年で、この２年の任期の中で、それぞれ今、各政策に対する評価なり検証をしていただいておりまして、10年間縛るということは今もしていませんし、これからもその予定はありません。

２年、２年で任期変わってきますので、新しいまた委員さん、変わった委員さんの中で、検証していただくということになります。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　まず初めに、まちづくり委員会の委員の方々はじめ、あとは町民の皆さんとか、中高生の皆さんがまちづくりのアンケートに答えていただいて、パブリックコメントにもたくさんの方の意見を寄せられて、このまちづくり計画が案として出されたことに本当に感謝をしたいと思っております。２月19日の説明会にも少し聞かせていただきました。本当に多くの委員の方々がたくさんの提案をされて、このまちづくり計画に反映されたということを知りまして、本当に感謝しているところです。

そこで、ちょっとこの38ページまでの間に２つのことをお聞きしたいんですけれども、３ページに基本構想、基本計画、実行計画というふうにあるんですね。これ、実行計画というのは３年ごとに決めていくということなんですが、当然、今後議論される新年度予算の中にも多くの施策がもちろん入っております。しかし、３年間の計画となれば、新年度の事業の中だけでは当然入り切れるものではありませんし、この３年の実行計画というのはいつつくられて、いつ提示をしていただけるのかということ。それと、そのときに、当然町民アンケート、これ載っていないんですけれどもね。この案には町民アンケートの結果というのは載せられていないんですけれども、本当は取り込んでいただきたかったなと思うんですけれども。当然アンケート取ったわけですから、町民の皆さんが願っている項目ってありましたよね、たくさん。それらのことが当然優先的に入っていくものだというふうに私は思いますけれども、その辺の考え方について伺います。

それから、23ページに基本構想、基本計画の表が載っていますよね。この議案の前に審議した合併新町の建設計画というところが、これはここの一番右、23ページの内包する主な計画の中に、むしろ新町の合併建設計画というものも内包しているんだよというところが書かれていたほうが、何で２つのまちづくり計画があるんだみたいなことにならなくて済むのではないかなという気が私はするんですけれども、どんなものでしょうか。

○議長（小坂利政君）　栃丸総務企画課主査。

○総務企画課主査（栃丸直士君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、実行計画につきましては、今後、先ほど言ったように基本計画にぶら下がる個別事業、これを整理しながら予算編成前に策定をしまして、皆さんにお知らせしていきたいと考えております。３年というのはあくまでも配置の計画の３年でありまして、この３年間、事業配置は３年間考えますけれども、年度年度でローリングしながら配置事業、当然財源の問題もありますので、優先順位を考えながら、配置を、また変更を繰り返しながら、優先順位、それこそ重要度というのを考慮して、また改善を図っていきたいというふうに考えております。

それから、町民アンケートの結果につきましては、昨年の10月に、おととしですか、取りまして、当然、そのアンケート結果、今後のまちづくりで重要だと思うこと、あるいは今のまちづくりの中で満足している事項、こういったところは当然整理しながら、今回の基本構想、それから、基本計画のほうに反映はしてきてございます。

それから、新町建設計画の掲載の仕方といいますか、内包する主な計画の中に入れてはどうかという御意見につきましては、新町建設計画自体をそもそも網羅して今の現行の計画がつくられております。そういった意味から、町の理念としてはそれは引き継いでそのまま記載していますけれども、中身までは、ここの内包する計画としては、もう既に網羅している計画ということで整理をして、ここであえて表示しないということで整理はしております。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　実行計画のことなんですけれども、ここの表示の仕方というのは、「計画期間は３年間とし」となっているんです。だから、取り方では、１つの事業、１年で終わるものもあるでしょうけれども、そうでないものもあって、期間は３年間、この期間を３年間というところがちょっとどういう事業が出てくるかによって違うと思うんですけれども、これは３年間、どういうふうに理解したらいいんだろう。こういう実行計画をつくってほしいんですよ、当然。例えば、実行計画はまだ新年度、ここにいっぱい主な事業と書かれ

ていますよね。それは、やっていることもあるし、これからやることもあるし、新年度でもう始まっていることもあると。新町計画は３年から始まるわけだから、当然入っているでしょう。でも、新町の具体的な実行計画というのは私たちには示されていないでしょう。予算書の新年度の中に入っているものはあるけれども、では、言ってみれば新年度予算に入っているものが３年間の初年度のものなんだよというふうに言われているわけでもないしね。

だから、言っているの分かりますか。実行計画という具体的なものが何もないから、もう始まるのにいいのという、分かりますか。だから、この期間は３年間、では何、どんなことで３年間でどうなのという、何か私の頭ではあまり理解できない。だから、ちゃんとやっぱり実行計画で、もう新年度から始まるんだから、そういうものがある程度出されていないと困るという思いなんですけれども、ちょっとその辺解明してください。

○議長（小坂利政君）　栃丸総務企画課主査。

○総務企画課主査（栃丸直士君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

実行計画につきましては、現行の計画でも基本計画、それから実行計画ということで、個別事業を基本計画にぶら下げて位置づけしておりまして、現行の実行計画も３年間でローリングしてこれまでもやってきていまして、当然切れ目のない形で、今後も今も、当然継続事業もこれからもあるものですから、その現行である実行計画を引き継ぎつつ、新たな計画でも実行計画をまた策定していきたいと思っていますし、新規計画については当然３年間でございますから、３年度でスタートする計画もあるし、４年度でスタートする計画もあるので、その３年間のスパンの中で整理していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　ということは、この実行計画は、何か話しましたっけ。もう、近々実行計画、３年分の実行計画は示していただけるというふうに思っていていいんですか。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　実行計画の関係についてお答えをしたいと思います。

実行計画は毎年、次年度の予算編成前に、これまでの事業の実施、あるいはこれからの予定という部分で、次年度予算に反映する前に、その３か年の実行計画、毎年、繰り返しローリングするという栃丸の説明もありましたけれども、予算前につくりまして、その中で次年度の予算編成に事業配置をしていくというものでございます。ですので、令和３年度の予算編成に当たっては、現行のまちづくり計画、２年度までの計画の中においての実行計画でもって管理をしているということで、これは行政の内部で、その事業配置を決めていくという

形になるものですから、中身的には事業を推進するに当たっての管理していく資料というようなことになりますので、御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　38ページの間で幾つかお伺いしたいと思います。

１つは、ちょっとページ数は関係ないんですが、今回、私もこれに関わっていただいたまちづくり委員の皆さんには本当に感謝申し上げ、このとおりにいったら本当にいいなと思っています。そういうふうな町にしたいと思っています。そういう立場からお伺いします。

それで、１つ最初に伺っておきたいのは、先ほどこれまでの10年目を迎えた計画、これらについて、財政的な期間延長ということも出ましたけれども、前の計画の中で、清流が輝く、人と自然、清流が輝くというのは継承していくよというようなことになりまして、そういうことなんですが、全体として、前の計画の部分、例えば、みんなが自分のこととして考えようとか、新しい人をつくり出そうというようなことは計画の中にありましたよね。そういうようなことがどのように今度の計画の中で引き継がれているのか、それをステップの材料にしてきたのかという、そこら辺のところをまず最初に伺っておきたい。１つです。

それから、２つ目に、今度のこの計画の中に、コロナの問題、ポストコロナ、ウィズコロナというような形があります。と同時に、地震、災害という形が出されています。それが当面の課題なのか。コロナで言えば、いつまでの期間があるか分かりません。そういう２つの大きな災害と、この計画をつくっていくという、その関わりについて、何か分かるようでちょっと分かりづらいような感じがあるんですけれども、そこら辺のこの関連をどのように位置づけようとしているのか改めて説明をお願いしたいというのが２つ目です。

それから、このページまでの間にで言えば、１つは男女、ジェンダーの問題が触れられていまして、これ、これまでも要望していたところですけれども、男女共同参画の問題、それから、女性活躍の推進法に関する問題、これらを位置づけていますと、こういうことなんですけれども、これらについてのいろんな数値的なものはどのように持っていこうとしているのか。例えば、役場職員の中でおける女性管理職の比率の問題等々が問われてくるのではないかと思うんですけれども、そういうことを含めて、それは数値目標か何かは置いているのかどうか、その辺の議論はどうであったのかということを含めて、お伺いしておきたい。

それから、次には、これは38ページぐらいですかね。最初のほうになりますけれども、ＳＤＧｓの問題が出ておる。持続可能な社会という問題が出ています。この問題について、非

常に大きなスペースを取って、いろんな分野別の計画も出されているようでありますけれども、これをどのような立場で我が町としてやっていくのか。ここに書いてある表というだけでいくのか。このＳＤＧｓの問題で言えば、基本的には、一番多く中心になっているのは環境の問題であったりするんですけれども、具体的に言えば、エネルギーの問題です。

ここでも若干のエネルギーの問題が出ていますけれども、そういう体制、どうやってむかわでは自然エネルギーに切り替えていく、そういうことをどう実践的に進めていくのかというのがよく見えないんですけれども。隣町なんかではバイオマスというようなこともやられているようですが、その辺のところ、我が町には太陽光がいっぱい出てきていますけれども、それらをどういうふうに取り入れていくのか、あるいは、そういう計画を、年次的な計画をどうするのかとか、そういう議論もされているのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺含めて、この問題について、町として具体的に進めていこうと、まず姿勢について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　ただいまの質問の中で、男女共同参画の社会の形成というところで、後のところで改めて出てまいりますので、そのときにまとめて答弁をさせたいと思います。

栃丸総務企画課主査。

○総務企画課主査（栃丸直士君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、１点目の現行のまちづくりの計画をどのように今の第２次のまちづくりに反映したかというところでございます。

まず、やっぱり、最初に、町の将来像ということで「人と自然が輝く清流と健康のまち」の基本理念というのを現行の計画にも定めてございます。この基本理念の中に、やっぱり今ある自然、町にある自然、それから地域資源、こういったものをつないでいく、また次世代にも引き継いでいくというところが町民としての責務だといったところをしっかり明記してございます。まず、こういった基本理念を今回の計画にもしっかり引き継いでいるといったところが一つです。

それから、また、現行の計画の中で、むかわ力の結集というのがまちづくりの指針の中に示されてございます。このむかわ力というのも、町民の地元力、今は地元力という表現にもなっていますけれども、それから、町民と行政との協働力、それから、町の潜在力というのを発揮しながら、我が町のむかわ力として、むかわ力を結集して町の発展につなげていくと、こういった指針を第２次のまちづくりの計画に議論の中で引き継いでいるといったところで

ございます。

それから、コロナの関係でございますけれども、第２次まちづくり計画の８ページにポストコロナを見据えたまちづくりということで、その考え方を記載しておりますけれども、当然、今のコロナ禍、これをまずは乗り切るといいますか、まずは町民の健康とか命、これを守っていって、それから次の展開というところがまず１つでございます。その上で、これまで、今、国のほうで進めている現行の生活スタイル、新しい生活スタイル、こういったところを町民の生活の中にも取り入れて、次のまた施策を、ポストコロナを見据えて、新しい施策につなげていくという視点が重要だというふうに考えております。

それから、ＳＤＧｓにつきましては、具体的な取組としては今まだ整理はできておりませんけれども、ＳＤＧｓの基本的な理念といたしましては、持続可能な社会の実現を目指すといったところが一つの理念になっております。また、そういった理念を踏まえて、多様な主体との連携、協力によって取組を進めていくということが、ＳＤＧｓの中で重要視されておりまして、この考え方は本町の今回のまちづくり計画にも当然つながっていくということで認識しております。

したがいまして、このＳＤＧｓという共通言語を使うことによって、さらに町民とのパートナーシップというのが深化されて、地域課題の解決に向けた好循環、こういったものを生み出すことができるということで期待をしておりますし、あと国のほう、それから道のほうでも、このＳＤＧｓの理念を重要視していまして、道では推進ビジョンというものもつくって、北海道全体でこれを進めていきたいという考え方も示しておりますし、国のほうでも方針というのをつくって、全国の自治体において、この国際的な持続可能な開発目標といったところを皆さんで目指していくという視点を持っていますので、我が町もこのＳＤＧｓという目標に向かって施策の展開をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　私、現まちづくり計画の中から、どういうふうに我々はそのやつを捉えて、学んで、そしてステップさせるかということで聞いているわけですけれども、例えばこの中で言えば、例えばあったのが、「人を育て我が町の力を高めよう」というような文言が入ったんですね。私はこれなんか、最近の、今回のまちづくり委員会もそうだけれども、それぞれの団体なんか見ていると、本当に僕らの世代から見ると、若い人たちが育ってきているなという感じがしているんです。そういうふうなことなんかも本当に学べるからという思いでちょっと聞きました。

それはいいんですけれども、１つはＳＤＧｓの問題です。私は、これをこれだけのスペースを取って、その後、38ページのところですけれども、これだけのスペース等々取りながらやっていくんであれば、国や道の、あるいは国際的な目標であるから我々もここの中に入れていくんだという、そういう単純なものではないみたいですけれども、そんなふうにも聞こえるんですけれども。そういうことではなくて、やっぱり我が町として持続可能なということでのポイントになっているところ、私はエネルギーと言いましたけれども、こういうふうなところで、具体的に町としてこの10年間にこういうことを目指していくぞ、ここのところをつくり上げていくぞというふうな、そういうものもつくり出し、示していく必要があると思っているんです。

例えば、先ほど言いましたけれども、隣町なんかで言えば、バイオマスなんかでそういう自然エネルギーを具体化しています。うちの町で言えばバイオマスもできるでしょうけれども、今、風力の問題も出ていますけれども、これはいいか悪いか、いろんな議論があるところですが、太陽光なんかで言えば相当なものができて、これみんな活用すれば我が町は電力賄えるぞというぐらいな、そういうぐらいの量があるわけでしょう。例えばそういうものとの関連で、どういうふうに取り組んでいくとか、そういう、一つの具体的な目標値なり何なり、そういうところに触れていく必要があるのではないかというふうに思っているんですが、いま一度お聞かせ願いたいというふうに思っています。

それから、コロナと地震災害なんですが、今るる答弁がありましたけれども、例えばコロナの問題で言えば、今後出てくる国策の方向等を受け入れながらという今お話もありましたけれども、私はそうではなくて、やっぱりある意味では、コロナの疫病というのは、これから何年になるか分からない。これがどんなふうに変化していくか分からないというふうに、今、いろいろな研究の中で進められているわけでしょう。だから、ひょっとしたら、これが３年５年、相当長い期間にわたって我々はこういったマスクだとが、生活をしなければならないかもしれない、そういうふうな変化になってくる状況でもあると思っているんです。ですから、そういうものを入れていくんであれば、そういうところまで見通したものとして触れていく必要があるのかなと思っています。

それと、聞いて思うのは、私はここで大事にしたいのは、やっぱり、我が町で言えば地震、あの地震だと思うんですね。やっぱり、この地震からどのようなことを今つくり出していくのかということがもうちょっと見えるようにしたほうがいいのではないかなという感じがしているんですが、そこら辺合わせてどうでしょうかね。

○議長（小坂利政君）　栃丸総務企画課主査。

○総務企画課主査（栃丸直士君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、ＳＤＧｓのお話でございます。議員おっしゃるように、ＳＤＧｓの皆さんが持つイメージというのはやっぱり環境に優しいというところが強いというふうに私も受け止めております。そういう意味では、環境に優しいというところでは、基本計画の中に、基本方針の２の中に省エネルギー、自然エネルギーの導入、推進というところで、具体的な取組も明記はしてございます。

ただ、おっしゃるように具体的な数値目標といったところを入れ込めるかというのは、そこはちょっと今後の検討材料にさせていただきたいと思っていますし、ＳＤＧｓ自体が議員御承知のように17のゴール、それから、169のターゲットで構成されて、幅広い範囲にわたって目標が掲げられている取組でございまして、環境に優しい取組だけではなくて、防災の観点、それから、人に優しいという観点、いろいろあると思います。そういったところも、当然各施策の中で配慮しながら、まずはこのＳＤＧｓの理念を意識しながら、町全体で取り組む必要があるというふうに考えております。

それから、コロナの関係と災害の関係でございますけれども、コロナのほうにつきましては、先ほどと同じような答弁になりますけれども、まずやっぱり現行のコロナのこの状況を、まずはここから抜け出すというところが非常に重要かなと思っていまして、また、災害の関係につきましても、復興計画のほうで今されている取組、それから、もう既に終わった取組、こういったところを整理しながら、具体的な取組の中に今回溶け込ませた形で基本計画の中に落とし込んでおりますので、既にやっている計画はもう整理して、これからやらなければならない計画もこの中に入れまして、あと基本的な視点の中にも復興を目指す取組ということで、基本的な視点の中で、具体的に６ページになりますけれども、「創造的復興・創生を目指すまちづくり」という形で、ここを基本的な視点として捉えて、まちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　今度のこの計画で、あれですね、２ページの役割、位置づけと役割とか、そういうところとの関連として質問するわけでありますけれども、私は、全体として非常によく課題が網羅されていて、それに向かう姿勢も網羅されているとは思うんですけれども、思うというか、本当にそうなっているなという感じがしているんです。

ただ、本当に具体的にどうするのというところで、いろいろまだ議論が必要かなという感

じはあるんですけれども、私は全体として、この計画の中に欲しいなと思っているのは、これを、では住民の皆さんが何してもらうのか、住民の皆さんが自分もこの町民として、このまちづくり、町をつくっていく中で、私は何をするという、私が何ができるという、そういうふうなものが見えないんですよね。いろいろ政策が、この後順次議論されていきますけれども、政策が出ていますけれども、本当に、町民の一人で私が何する、私は何をできるんだろう、こういうことが見えない。ほかのほうでは、本当に集落単位で、何をしてこうやるんだということが一つのまちづくりになったりしている。そういうものがもっと見えて、町民がもっと一人一人が、自分はこう参加するというようなことが見えることというのは、この中にはどんなふうになっているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　町民皆さんの関わりという部分では、ちょっと後ほどのページにも出てくるんですけれども、やはりまずいろんな分野で、人によってはその関わり方が違うと思うんですけれども、普段、皆さんが所属されている、例えば自治会の活動に参加をするですとか、何かの集まりに顔を出すとか、ちょっとした、やっぱりコミュニティの形成というのをまず図っていただくことが大事かと思います。何かをしなければならないというよりは、日頃、例えば、行政に何かこういうことをしてほしいと、こういうことが困っているとかという、伝えることもそれは参加していることになると思いますので、まちづくり計画の中で町民の皆さんにはこれをやってほしいというよりは、まちづくり計画を一緒にちょっと勉強しましょうというところから、何かスタートさせていきたいなと私個人ではそういうふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　私のほうから今のことでお答えをしたいと思います。

この計画をつくるに当たって、まちづくり委員会の中でも３つの部会に分かれて議論をしてきたという経過あります。その中では、350を超える施策が出てきていました。これは、全て町がやってほしいということではなくて、自らもやっていくんだという決意の下で皆さん真剣に議論していただいたところでございます。そういう中で、この計画書が、350の施策を盛り込んだ形の中で出来上がっているということで、町民の皆さんにもプレゼンという形で、穂別会場、鵡川会場、２回に分けてやっております。

また、説明会のときにも、まちづくり委員さん自らが、委員長、副委員長が出て、このまちづくり計画をつくってきた経過、思いを述べております。そういう中で、行政が何かをし

てくれるんだということではなくて、もうそこから脱却をして、自ら我がこととして、この町を、やはり住みやすい町にしていくんだという思いが強いといったところの意見反映ができているという計画になっています。なかなか字面では見えにくいところでございますけれども、後ろのほうにも経過載ってございます。そういう経過の中でつくり上げてきた計画だというふうに思っていますので、その部分についてもお酌み取りをいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後１時30分とします。

休憩　午後　零時０４分

再開　午後　１時３０分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長から議事進行上の協力をお願いを申し上げたいと思いますが、本案についての質疑については要点を絞って質問していただきたいのと、併せて説明も簡潔に説明をするようにお願いを申し上げたいと思います。

会議に入ります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、第３章、基本計画に関して、40ページから73ページまでの分野別計画、基本方針１及び基本方針２について質疑はありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　これまで何度か説明を受けていましたので、もっと早くに申し上げればよかったなと思いながら、どうにも気になってしようがないことがあるのでお伺いします。

42ページです。（１）結婚・子育て・移住・定住の支援充実という中の、具体的な取組①－３、結婚支援対策、これについては何も文句はないんですけれども、この中に「町民一人

ひとりが希望どおり結婚」ここまではいいんですよ。「出産できるよう、結婚生活を支援する取組などを進めます」と書いているんです。これは、ジェンダー、平等という、そういう観点から言うと、結婚することはいいですよ。でも、出産をするかしないかというのは、できるかできないかということも含めて、この文言はないほうが、なくさなければならないのではないかなという思いを強くしまして。これは、やっぱり、結婚イコール出産するものというふうに定義づけてしまうということもありますよね。必ずしも結婚イコール出産ではないわけで、こういうことが女性に求められるような印象を与えてしまうということは絶対によくないというふうに思っていますので、この部分、「希望どおり結婚」まではいいですけれども、出産できるよというのは、私は削除すべきではないかというふうに強く思っています。

そのことが１点と、それから、54ページの在宅・施設サービスの充実の中で、一番上ですけれども、「町が指定している介護サービス事業者数（居宅介護支援・地域密着・総合支援）（社）」、その数値が令和２年17なんですけれども、それ令和７年、この５年間で１か所増やすというふうに受け取っているんですけれども、この具体的な施設名を、想定しているものがあるということなんでしょうから、それを具体的に伺います。

それから、64ページ、最後ですけれども、（２）環境にやさしいまちづくりの中で、下のほう、①－３で、具体的な取組の中で、「適切なし尿処理」ということが出ています。これは、私は平取の衛生施設組合に行っているんですが、平取町は新町長になってからバイオマスでし尿処理と、し尿と生ごみのバイオマス化ということで今取組を、まだ具体化はしていませんけれども、予算も計上しながらやっているんです。そうなったときに、今共同でやっている、し尿処理の関係が、平取が抜けることによってどうなるのかというのは、実は参加している議員の中でも、何というんでしょうね、正式な場ではないですけれども、どうなってしまうんだろうねというようなことが、話が出ています。

し尿処理施設の、これは当然５年以内に、５年以内ではない、５年以内とは書いていませんね。今後、当然老朽化しているということで、改修ということになっていくという見通しの下に書かれていると思うんですけれども、これについて、現状分かっていること、考えていることがあったら伺います。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　まず、私からは42ページの結婚支援対策のところでございます。適切な表現ということで、配慮して表現をし直すということで御理解をいただければと

いうふうに思います。

○議長（小坂利政君）　今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　54ページのサービス事業所の数になりますけれども、こちらのほうは、居宅介護支援事業所が１か所増える予定がもう既にありまして、それで18か所になる予定になっております。そちらの数を維持するということで当面の目標にしているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　64ページの「し尿処理の適切な」というところございましたけれども、先ほど構成の平取町がバイオマスの検討をということで、そういうお話は聞いておりますけれども、正式な申出というか、協議になっていないということもございますし、この件については、日胆衛生組合の中で今後いろいろ議論をされていくものというふうに考えているところであります。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　この結婚・出産に関する文言はぜひ削除して、適切な。私は削除しても何ら問題がないと思うんです。結婚生活を支援するということですから、削除しても何ら問題ないことだと思うんで。その辺は、やはり今のこの時代、こういう誤解されるような文言を使い続けていくということは、やっぱりあってはいけないことと思うんで。ごめんなさい。聞いていただいていますか、私の話。削除するという方向にぜひしていただきたい。これなくても全然意味不明にも何もならないので、「結婚生活を支援する」。結婚できるような、例えば賃金のことも含め、大きな意味で結婚できる、そういう支援をしていくということに取っていますけれども、この辺の文言は、ぜひ、なくてもよいというふうに思っています。

それから、し尿処理場の衛生施設、衛生組合のことなんですが、これ老朽化になって、町として、もちろん向こうの組合が考えることということもありますけれども、これは10年間の計画ですけれども、そう待たないうちにしなければならないというふうに聞いてはいるんですけれども、その辺、今分かる状況があれば伺います。

それから、２番目の居宅介護の１か所増になる。具体的にはまだお話できませんか。どういうところなのか。

○議長（小坂利政君）　齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君）　１点目の出生率のところ、希望する出生率を目指していくというところの部分について、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

１次のまちづくり計画、そのときから当然、人口減少対策を取るというところで、単純に計算言いますと2.0、夫婦で２人のお子さんがいないと現状の人口を維持できないというところがございました。もちろん、それ以上を希望というか、目指さないとそこが達成できないんですけれども、全国的な調査をしてみますと、夫婦２人で希望する出生、何人のお子さんを将来的に生むかという希望を調査をしたところ、1.8人という数字が出てございます。この数字は最低達成しないと人口減少対策にはならないと。自然増減の部分ではございますけれども。そういった部分で、夫婦がせめて希望する出生率を目指そうと。まず、一時的には。そういう意味もございまして、こういう表現になってございます。その辺がちょっと、適切に読み取れないということであれば、適切な表現に直させていただくということで、先ほど成田課長のほうで答弁したものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　居宅介護支援事業所の関係ですけれども、現在、富川のほうで開いております居宅介護支援事業所のほうが、むかわ町のほうもエリアにして、既にケアプランのほうは持っていただいている状況があります。その中のケアマネの１人がむかわ町のほうの事務所のほうに移って開設をするというような形で動くことになっております。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　支所長が御答弁してくださったんですけれども、違うんです。ここ女性が１、２、３ぐらいしかなくて、あとみんな男性なんですけれども、違うんですよね。人口増だとか、少子化を何とか、人口を増やしていくという点では、それはそうでしょうけれども、それとこのここに書かれていることは同じふうには考えてはいけないと思っているんです。産みたい女性が増えて1.8よりももっと産んでいただいたらいいというのは、それは分かりますよ。ここに表現されているのは結婚対策ですから、結婚イコール出産というふうにはならないということを私は言っているんで。こういう表現をするということは、今このジェンダー、平等と叫ばれている時代にそぐわないと言っているんです、私。

だから、1.8人よりも産んでほしい、産める人は産める環境になってほしいし、産んでいただきたいと思っていますよ、私も。だけれども、それとここの部分と違いますので、混ぜこぜにしないでください。何回も言っても駄目かな。結婚イコール出産できるようにでなく、ここ書かなくたっていいんですよ。「結婚することを支援する」。それでいいではないです

か。こういうことを残してほしくないなというのが、分かりますか、男性の皆様。

○議長（小坂利政君）　齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君）　今のこの文章でございますけれども、町民一人一人が希望どおり、結婚も出産も希望どおりというところがあるので、私の先ほどの答弁もそういうことで、現状1.4の数字なんですよね。これ1.8を目指す。2.0を目指すというところで、この根底にあるのは人口減対策というのもこれに含まれているというつくりの中でこれが出てきているという、そういう背景もあってこういうことになっているということを申し上げた次第でございます。適切な表現かどうかは、先ほど成田課長が言ったように、もう一度確認させていただきます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

２番、舞良議員。

○２番（舞良喜久君）　67ページの下のほうに、主な事業の中で、道路整備とか、橋の問題、除雪とか、あと歩道の整備、バリアフリー化と大変よい計画で、私もいい結果だと思っております。

これに、私もちょっと探したんだけれども、関連で、歩道の整備の中に、穂別の市街地にメタセコイアがありますよね。これは生きた化石で、道とも補助金関係で関連があるので、この、ちょっと芯止めが遅過ぎてかなり大きくなって、根っこが下に入っていってかなり歩道がで凸凹なったり、排水溝に入ったり、あとまた応急、枯れたときに、春とか秋に、歩道にどんと落ちてきて、そういう整備するの大変だと。空き店舗があると、いない人はやっぱりそのままになる可能性があって、かなり飛ぶし、10メートル20メートル軽く飛びますから。そういうの、どこかメタセコイアのそういう、せっかく歩道の整備があるので、どこかに入らないかなということで、そういうのをぜひ検討してもらいたいなということで、いかがかなと思って質問しました。

以上です。

○議長（小坂利政君）　山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本　徹君）　ただいまの御質問にお答えします。

穂別地区の今議員おっしゃったメタセコイアの街路、あそこについては北海道の道道に当たります。その中で、過去にも、芽が伸びたりとか、枝が落ちたりとか、そういう部分で、北海道と協議をしながら、北海道の維持の中で間引きをしていただいたり、枝払いをしていただいたりしている実績があります。なので、今後ともそういう部分があれば、道と協議し

て対応していきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　今、山本課長がお答えしたとおりなんですけれども、67ページの①－３に具体的な取組というところで、「老朽化した橋梁や舗装について、補修など適切な対策を講じ」というふうにうたってございます。そういう中で、対応を全般的にしていきたいということでございますので、御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　２番、舞良議員。

○２番（舞良喜久君）　ぜひ、お願いしたい。昨今、やっぱりかなりそういう苦情が出ているんですよね。だから、そういうことをきちっとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　６番、三上議員。

○６番（三上純一君）　まずは、資料編にも記載されておりますけれども、多くの時間とたくさんの議論を重ねてこられた奥野委員長はじめ、まちづくり委員の皆さんに対しましては、心から敬意を申し上げたいと思います。

それで、１点だけ方向性について確認させていただきますが、59ページですけれども、防災備品や避難所の環境整備というところですけれども、そこで、町長も企業あるいは団体と積極的に災害協定を結ばれて、体制づくりはもう着々と進んでいるのかなというふうに受け止めておりますけれども、その中で、避難所の問題として、福祉避難所がいろいろと課題も多いんですけれども、その辺の高齢化に向けた福祉避難所の整備というものまで、より一層充実されていくべきでないかなというふうに思うんですけれども、現況でもいろいろと社会福祉協議会等との連携等も多分ありまして、その辺は組織としての体制づくりはあると思うんだけれども、いかんせんマンパワー不足というところも否めないところもあると思うので、その辺でこの環境整備を進めていく上での方向性というか、それに向けてどんなような見解を持っているのかだけお伺いさせていただきます。

○議長（小坂利政君）　大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君）　福祉避難所の問題ですけれども、当初、福祉避難所として指定していたのは、放課後子どもセンターですとか、まなぶ館ですとか、言ってみれば多目的トイレのあるような施設を指定しておりました。しかし、胆振東部地震のときに、そういった施設が被災していたりとか、介護の必要な方とかもいらっしゃる部分もありまして、そういった施設で、では実際、職員がついてやるということがなかなか難しいだろうというこ

とが今回の地震で分かりました。

胆振東部地震のときに、たまたまなんでしょうけれども、自分たちにもできることがないかということで福祉施設のほうからお声がけをいただきまして、そういった中で福祉避難所を四季の館の横の施設で行うことができました。これは全国でもあまり例のないものというふうに聞いております。

こういったことができたということもありまして、現在、福祉施設と災害協定を結びまして、今後そういった大きな災害が起きたときに、福祉避難所として各施設で対応していただけるような体制を現在整えておりますので、マンパワーがそこにあるので、そういったものを有効に利用させていただくということで進めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　単刀直入に、54ページなんですけれども、③－３具体的な取組、この介護人材の育成・確保です。ここの部分は、今までとそんなに文言が変わっていないような感じになってございます。ここは、注視する住民に非常に、将来の不安を払拭するような書き方をしていく必要があるのではないか。例えば、少し意図的なものがあっても、そこまで払拭できるような書き方になっていないのではないかというふうに思います。主な成果事業の中にしっかりと人数とか、あるいはまたその他の、町民が感じられるような数字の目標値、いわゆる設定をする必要があると思います。

ここにおられる、私も含めて全員ですけれども、2040年、20年後には全員が高齢者になります。そこの数字を見てみましたら、高齢化率が50％を超えるわけなんですよね。半分以上が我々みたいな高齢者になっていくということなので、その中でどういうふうにすることが介護人材の確保につながるかということを改めて考えていくような指針、指標が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君）　今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　ただいまの質問にお答えいたします。

まず、介護人材の数というところを目標値に設定したほうがよかったのではないかという御意見だったかと思うんですけれども、確かにそういうような形で目に見えるような目標値があるというのはよいことなのかなと思いますが、今の動向の中で、事業所の在り方であったりとか、そういうところをいろいろと踏まえた上で、介護人材の数も変わってくるという

ところがありますので、今回目標値に入れるのは難しいという判断をした上で、このような目標値の設定になっております。

文言の部分ですけれども、今回新たに入れさせていただいている部分が、介護職員の奨学金返還支援というところを新たにさせていただいております。こちらにつきましては、令和３年度の予算のほうの中にも入れさせていただいておりますけれども、介護職員の方でも奨学金を借りながら勉強なさって勤められる方がいらっしゃいますので、そこの奨学金の返還について支援をする制度とかを今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　過去からの恒久的な人材不足、これにはひょっとしたら大きな改革も必要になってくるのではないかというふうに実は思っているんですね。若い人だけに介護を任せるということではなくて、老人が老人、健康な老人が不健康な老人を介護できるような、そういうようなシステムの構築もしなければならない。そういうことを考えたときに、いろんな試行錯誤をしないと、100％百発百中で物事が当たるということではないというふうに思うんです。そういった意味では、20年後を見据えて、あるいは５年後、あるいは今いる５年後10年後に、ある程度の形がしっかり見えないと、我々20年後にここにほぼほぼ快適に住んでいけるかというところをしっかりと目標値として定めていく必要、僕はあるのではないかというふうに思うんですが、再度どうでしょう。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　まず、現行の介護、町内の施設等々の、これまで新しい事業として執行方針でも触れさせていただきましたけれども、介護人材の育成を図るための、ここの、これ新設でございます。介護職員奨学金返還支援、ちょっと読み取りにくいかもしれませんけれども、新たに介護人材を育成していくよというところの奨学金制度というふうな形で御理解いただければなと思います。よろしいですか、まずは。新設です、これ。それと、ちょっと読み取りにくいかなと、文言的に。そこを御指摘なのかなと思います。要するに、新しい人材を確保するよというための支援金というふうに受け取っていただければなと。

それが１つと、それと、いいですか。介護従事者を新たに確保していくよといったときの一つの手だてということで御理解願えればなというのが１つと、それと、東議員が先ほど言われました、高齢者も含めてなんですけれども、若い人も、例えば在宅で介護を行っている方もいらっしゃるかと思います。そういったことも、町内の実態というのをしっかりと捉え

ながらということで、今回新たに、51ページでございます。新しい表現でございますけれども、これも執行方針に触れさせていただいております。介護者（ケアラー）支援というんでしょうか。支えている人を支える、お互いが支え合うと、こういったことも地域包括ケアセンターで、しっかりと今後に向けて調査研究をしていくことで掲載を記しているところでもございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、74ページから138ページまでの基本方針３、基本方針４、基本方針５、重点プロジェクト、第４章資料編について質疑はありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　91ページの観光入込客数というところで、目標値が実は基準値の約２倍になっているんですよね。すごいなと思ったんですけれども、根拠としているところについて伺います。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　御質問の観光客入り込みの数でございますけれども、数値につきましては、通常の統計で使っておりますのは、四季の館、あるいはキャンプ場などの施設利用者、それから、キャンプ場ですとか、あとイベントの参加者の、これを決めまして、こうした方に統計を取って、こちらのほう胆振総合振興局のほうにも報告して、むかわ町の観光客入り込み客数として過去から統計数値が使われているものでございます。

今回、統一して令和２年を基準年としておりますが、ここは実は令和２年、御存じのとおりコロナウイルス感染症拡大の影響で、各種イベント、それから、施設利用者が減っているところが基準となっているところでございます。そうした中で、大変多く、倍ということの形にはなってございますけれども、過去のデータから申し上げますと、過去のデータで、例えば平成25年度で14万6,000人という数、記録しているところでございまして、これは、こういった数値の中でそれぞれ観光振興の取組ですとか、施設の魅力向上などに、この施策を通じて取り組みながら、それぞれ増加を果たしながら、これで何とか５年後にはこの目標数値のほうをクリアしていこうという考えの基に設定したものでございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　まず、これは112ページです。この中の中頃の下に、③－４の主な事業の中に、歴史的建造物の有効活用と載っているんですけれども、確認させていただきたいんですけれども、この中に布施旅館は入っているんでしょうか。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　私のほうからお答えしたいと思います。

歴史的に本町において貴重な建物ということで、布施旅館の解体のほう、町のほうで行っているという経過がございます。これらの活用については、これからまちなか再生の中でも町民が利用しやすい機能を備えた交流拠点施設の整備を目指すということで、その中にも歴史的建造物というものも表記としてあります。そういう中で、この歴史的建造物の活用といいますか、そういったものも考えていきたいというところでございます。

○議長（小坂利政君）　12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　それでは、ちょっと今の件は後ほどまた触れますけれども、まず、まちづくり総体を見まして、私はこういうふうに感じているんですよ。まず、これを、町をつくっていく、まちづくりというのは、今まであったように、産業振興、これをまずやっていく。それから、住民の福祉の向上。その次にです。今まで、あまり重要視、表面に出なかったんですけれども、交流人口の増加とかいろいろ表現あるんですけれども、私この際はっきり言って、観光の振興と、第三の産業といいますかね。そういうものに着目して、これ３つを組み合わせてまちづくりにしていったらいかがなものかなと考えています。

そして、そのときに、観光といっても、来る人方が魅力なかったら来ないわけですよ。寂しいところへは来ないんです。やっぱり、にぎわいがあり、楽しみあり、あるいは体験ありと、こういうところへ来るわけです、今の人方というのは。そういう意味で言いますと、この鵡川・穂別地区、これ本当に歴史的に見てもすごい無形財産といいますか有形財産、あるわけですね。その一つに布施旅館なんですよ。今、布施旅館というと何か私的な営業のために開いた旅館かというイメージはあるかと思うんですけれども、私はそうでなくて、このむかわ発祥の黎明期に布施旅館の前身があったと。これは、田代さんですか、学芸員の方がいろいろ研究されて発表していますけれども、むかわの町の黎明期、発祥の地点がここなんですよ。これは、苫小牧からいろんな郵便物等々を運ぶ、そして、それを日高、様似、穂別、あるいは札幌のほうに行くということで。この布施旅館というと何か個別の旅館でちょっとイメージ私も悪いんですけれども、布施旅館を外してむかわの振興、むかわのことは語れないと思っているんですよ。

歴史を重んじないところというのは絶対発展しないんです。これは世界的に見ても、イタリアのローマにしても100年もずっと続くということは、そうこう戦争はしていますけれども、失敗を繰り返さないようにということでやっているんですよ。歴史を見たら。そういう面でも、やはり今回のまちづくりにも、そういう観光の部分に限って言うと、過去のことをきちっと整理をして、それを観光に結びつけていく。こういう手法が大事かと思います。

それで、次に、それではどうやっていくんだと。非常に、資料を今見せてもらっていますけれども、微に入り細にわたって本当にきちっと整理されている。すばらしいです。ただ、それをこれから10年間、どう実行していくのかと。そして、青い描いた理想像をどうやって実現するのかと。これにかかっているんです。ここまでの作業は本当に完璧です。私、そう思っています。

それで、私の考えなんですけれども、そのやり方、手法というのは、今たまたま日本の国でやっていますけれども、ＧｏＴｏキャンペーンのトラベル、旅行、これが何であああいうふうになるかというと、いろんなコロナに対する国民の不満、ストレスもあるんでしょうけれども、やはり物でなくて精神的に満足したいという、そういう心理で観光地は成り立っている。先ほど言いましたように、魅力がなければ誰も来ないんですよ。ところが、むかわにはすごい歴史的なものがある。むかわにはあります。今言った布施旅館もそうでしょう。それから、漁協もそうでしょう。三角点もそうでしょう。そういうもの、それは点なんですね、点。だから、点を線で結ぶんですよ。線で結ぶというのは、今でいう、日本でやっているトラベルキャンペーンなんです。点と点を線で結んでいく。これは観光ルートなんです。この手法をぜひ、まねというのか、これは原則ですから、まねではないんですけれども、その手法を取り入れていったらどうかなというふうに考えています。

それで、具体的に申し上げますけれども、例えば、鵡川地区でいうと先ほど言ったように布施旅館であるとか、漁協であるとか、農協施設でもいいでしょう、三角点でもいいでしょう。今度できるししゃもふ化場をどこか見るところもあるでしょう。

ここで終わってしまっては駄目なんですね。穂別に目を向けなければ駄目なんです。穂別だって、本当に今有名になっていますけれども、何といいますかね、恐竜という、もう世界的に売れている、地下資源、恐竜資源と言うんですか。よく表現できませんけれども、要するに恐竜です。それから、向こうにも温泉あります。ちょっと逆になりますが、ここにも温泉あります。

〔「簡潔にお願いします」と言う人あり〕

○１２番（中島　勲君）　それで、鵡川ばかりでなくて、鵡川を一つの拠点として、穂別を拠点として、点と点を線で結ぶ。むかわ全体を観光ルートにしていくと。私は、むかわエコタウンロードと、こういうふうにつけたいんですけれども、例えばですよ。そうして、観光というものに、振興をしてむかわにお金を落としていただくと。これが新しいまちづくりの一つの軸になると考えていますので、もし意見があればお願いします。私はそう考えています。

以上です。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。簡潔にお願いします。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　ただいま中島議員より御指摘のございました取組ですが、現在進めておりますまちなか再生の検討の中でも、両地区のまちなかのほうを活性化、元気にする中で、それをやはり御指摘になったとおり、鵡川地区、穂別地区、それぞれの取組ではなく、それぞれが元気になることをさらに結びつけ、町内を周遊する仕組みというものも築き上げていくということを目標として、そうした取組をこれからの計画の中で進めていこうという実は視点を持ってございます。

先ほど、観光客入り込み数の点についての御質問もございましたが、まずそれぞれ個々のいろんな資源、魅力というものを高める、磨き上げる取組、そして、それらをつなぐ取組、そういったものをこの計画期間中、構築しながら、町の中に多くの観光客が訪れていただけるようなものを目標として取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　基本的な考え方は、今、酒巻課長が言ったとおりでございますけれども、計画の中には、91ページの中で交流拠点となる施設の活性化という点で、町内の周遊性を高める取組をすると。また、次の92ページの中では、鵡川・沙流川ＷＡＫＵＷＡＫＵ協議会などの広域観光事業の推進というようなことで、そういう大事な視点を今後生かしていこうということで計画の中には入ってございますので、付け加えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　大変、まちづくりの歴史だとか、あるいは文化的視点を生かした中での、これからの地域活性化にという御提案があったかと思います。先ほど、711平方キロメートルの鵡川地区、穂別地区、点と点を結んで大きなというところでは、123ページのまる

ごとフィールドに向けたまちづくりということで、全体化をどう図っていくんだというのは酒巻のほうから説明があったかと思います。そして、今現在、観光という形でむかわをさらにＰＲできるよう、イメージアップできるよう観光振興方針というのを今策定中でございます。こういった運動面も含めての、まちなかに生かしていける。さらには、先ほど言った歴史だとか文化、この町の資源をまちづくりに生かすということは、まちづくりそのものの要諦として捉えているところでございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　こういう計画をつくる場合に、やはり困った顔しないで、10年後をして、こうやっていくとこうなるんだというイメージを頭に置いて、にこにこしながら進めてください。

以上です。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　１つは、これ何ページだ、113ページなのかな。男女共同参画のやつ、先ほど質疑しまして、こちらの側に回してと言ったやつです。この点について答弁をいただきたいというのが１つであります。

それから、今のところでありました観光計画というようなことなんだけれども、これはどのような形で今後つくっていくのか、そういう中に今述べられていたＷＡＫＵＷＡＫＵ協議会も当然入るんでしょうけれども、私はその中に新たに、例えばうちの町としてそういうものを独自にやっていったらいいのではないかというのが一つあるんですけれども、いわゆる鵡川から占冠に向かう、オロロップだとかいろいろ観光ありますね。そういうようなものなんかも、ぜひそういう中に加えた形に実践的に取り組んでいただければいいなというような思いがあります。それも含めてちょっと質問をさせていただきたい、まず。

○議長（小坂利政君）　いいですか。酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　私から観光振興方針の策定の考え方について御説明させていただきたいと思います。

観光振興方針の策定につきまして、その進め方につきましては、私ども役場、町の観光振興部門、それから、町の観光振興を担っていただく観光協会、この２者が、さらに商工会の関係の方とも情報交換をしながら、まず策定をしていきたいというふうに考えているところ

でございます。まずは、そういったところを中心に、また必要に応じましては、それらに関係する機関の方の御意見なども頂戴しながらというふうに考えているところでございます。

現在、御議論いただいていますまちづくり計画において、観光振興施策の展開に向けて、まず既存の地域資源と拠点施設のネットワーク化を図りまして、町のにぎわいと活力づくりを目指すための基本的な方向というものをこの方針の中で定めていきたいというふうに考えてございますし、まずは、策定の視点としましては、既存する地域資源のストック、既存する様々な農産物ですとか恐竜化石、それから、既存の施設というものを最大限に活用するといった視点、それから、誘客等のＰＲ先等も含めたところでのそういったターゲットの、ＰＲ先のターゲットの絞り込みというものもこの中で扱っていきたいと思っております。

また、現在こういったコロナ禍の中で、これが長期化するということの中で、過去のままの取組ではなかなかうまく進んでいけないと。令和２年についてはほとんどのイベントも中止になってございますし、こういったコロナ禍とか災禍の中でも取り組めるイベントの模索ですとか、そういったものについても検討の視点として置きながら、今後の観光振興の方向性についてを定めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解のほうお願いいたしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　栃丸総務企画課主査。

○総務企画課主査（栃丸直士君）　私のほうから、男女共同参画社会の今回設定しました主な成果指標の考え方についてお答えをいたします。

まず、これを設定した背景なんですけれども、国のほうも今、今後、人口減少がどんどん進んでいく中で、女性が活躍する視点というのを非常に重要視しまして、我が町としても、男女がともに仕事と、それと家庭を両立できる環境が、まずそれを整えていくということが重要で、そのための一つの指標として、記載のとおり審議会、それから委員会の女性委員の比率というのを設定させていただきました。これの根拠につきましては、それぞれ町で把握している委員会、それから審議会、これをベースとしまして、今現在、令和２年度現在でいきますと、今言いました委員と、委員会と審議会の総数が266人おりまして、そのうち女性が委員を担っている数につきましては49人おられますので、今現在18.4％ということで基準値を設定してございます。これを、５年後には20％まで引き上げていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（小坂利政君）　梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津　晶君）　私のほうからは、男女共同参画における町職員の取組状況について答弁をさせていただきたいと思います。

むかわ町におきましては、町長部局、議会事務局ほか、共同で女性活躍推進法に基づきます特定事業主行動計画というものを策定してございます。平成28年４月に策定をいたしまして、現行の計画はこの３月までということで、現在４月以降の計画の最終調整を行っているところでございます。

先般、新聞報道でもちょっと別の抽出条件で報道があったところでございますが、町のこの計画に基づく抽出条件における状況といたしましては、現在公開しているのが令和元年度の数字でございまして、女性の管理職の登用につきましては目標13％に対しまして12.5％というふうになっているところでございます。

参考までに、先般の報道では、抽出条件違いますが13.5％という形で報道はされておりまして、計画に基づく水準におおむね近づいているのかなというところでございます。こういった形で、引き続き町といたしましても職員筆頭に男女共同参画の実現に向けまして取組を進めてまいります所存でございますので、御理解のほどお願いします。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　今の男女参画を含めて、いわゆるジェンダー、平等という問題で言えば、役場などでは、私はいわゆる障がいを持つ方なんかの雇用の関係だとか、こういうようなものもぜひそういう中に入れていただけるよう要請をしておきたいなというふうに思います。

今、るる答弁をいただきました。この基本計画と同時に全体的にも関わるんですけれども、１つ２つお尋ねしておきたいと思います。

それは、先ほども言いましたけれども、こういう計画をつくる場合に、本当に住民組織をつくってそこでいろんな御意見を出していただいて、積み上げもしながらという形でやって、これは非常にすばらしいことだというふうに思っておりますけれども、もう一つの側面は、やっぱり住民協働とか共生とかというふうにいろいろ書かれておりますけれども、そういう意味では町民一人一人がどう参加するするのかということも、もっと分かりやすくする必要があると思っているんです。

これを全体的に見ると、やっぱり政策的なものをどうやっていくかという形になっています。そういう意味では、本当に私も参加できるというものに、もっと具体的に何らかの形で、例えば、鵡川から穂別までかけて桜の時期には花が並びます。そういうのに合わせて花ロー

ドをつくろうではないか、そこにみんな参加してというような、そういうふうな、これを書くか書かないかは別として、そういうものをつくって、町民の人たちが、これなら私も参加できるというふうな方向をぜひお願いしたいなというふうに思います。

そういう立場というのはないのかどうかというようなことをお聞きしたいし、それから、住民のつながるということが大きなコンセプトになっています。そういう意味でも、そういうことが本当に大事かなというふうに思うんですけれども、そこら辺のところを改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　栃丸総務企画課主査。

○総務企画課主査（栃丸直士君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、住民との協働の関係ですけれども、まず根本にあるのがまちづくり基本条例、これが、この中で協働のまちづくりというのが根底にございます。今、議員がおっしゃられたとおり、まちづくり委員会の中でも、町でやれること、それから町と町民でやれること、それから町民自らがやれることという議論もいただきました。これから、基本計画、いろいろな分野でいろいろな施策があると思うんですけれども、この中で当然実行計画をつくっていく段階で、町民が関われるもの、そういったものは後で整理していきたいと思っていますし、町がやらなければならないものも中にはございます。そういうものを、実行計画をつくる中で整理をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。いいかい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第４号　第２次むかわ町まちづくり計画の策定に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第８、議案第５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　議案第５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書は15ページを開き願います。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特例措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定に基づき、平成30年むかわ町議会第２回定例会議案第31号において議決をいただきました穂別稲里辺地における事業料及び辺地対策事業債の予定額の追加につきまして北海道知事と協議が調いましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書16ページをお開き願います。

穂別稲里辺地に係る変更後の総合整備計画案でございまして、今回の変更につきましては、下段３、公共的施設の整備計画の表中、括弧書きで記載しておりますとおり、各施設の整備計画における事業費を追加するものでございまして、豊進橋につきましては総額6,600万、国庫支出金を除く一般財源3,400万円辺地対策事業債として、また、ハーモニー橋につきましては総額2,330万円、国庫支出金を除く一般財源1,180万円を辺地対策事業債として予定することに計画を変更するものでございます。

以上で議案第５号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第９、議案第６号　東胆振３町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　議案第６号　東胆振３町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件について説明を申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

この規約の変更は、地方自治法第252条の７第２項の規定により、厚真町、安平町、むかわ町の３町で共同設置している東胆振３町介護認定審査会の事務局担当町を令和３年度よりむかわ町から厚真町へ変更することから、規約の変更について議会の議決を求めるものです。

議案説明資料９ページ、議案第６号資料の新旧対照表をお開き願います。

第３条の認定審査会の執務場所、「むかわ町美幸２丁目88番地むかわ町役場内」を、「厚真町京町165番地の１厚真町総合ケアセンター「ゆくり」内」に改めます。

第４条、第７条、第９条第１項、第10条中、「むかわ町長」を「厚真町長」に、第５条、第６条第２項、第７条、第９条第２項中、「むかわ町」を「厚真町」に、第７条中、「むかわ町議会」を「厚真町議会」に改めるものであります。

議案書18ページにお戻り願います。

附則として、この規約は令和３年４月１日から施行し、関係町の長は、この規約の施行の

際、現に効力を有する第９条第１項の規定による厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条令及び関係規則等を公表しなければならないとしています。

以上で議案第６号について提案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第６号　東胆振３町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第10、議案第７号　東胆振３町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君）　議案第７号　東胆振３町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件について御説明させていただきます。

議案書19ページ、議案第７号をお開き願います。

本条例は、厚真町、安平町、むかわ町の東胆振３町で行っている障害支援区分認定審査会の共同設置について、審査会の事務局担当町を令和３年度よりむかわ町から厚真町に変更するため、規約の変更の協議を行うことから、議会の議決を求めるものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料の11ページ、議案第７号の資料の新旧対照表をお開き願います。

第３条の認定審査会の執務場所を、「むかわ町美幸２丁目88番地むかわ町役場内」を「厚真町京町165番地の１厚真町総合ケアセンター「ゆくり」内」に改め、第４条から第９条までの規定中、「むかわ町」を「厚真町」に改めるものでございます。

附則といたしまして、令和３年４月１日から施行するものとしております。

議案書19ページにお戻り願います。

本件は、地方自治法第252条の７第２項の規定により、東胆振３町障害支援区分認定審査会共同設置の規約を変更するための協議をすることについて、同条第３項の規定により準用する同法第252条の２の２第３項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。よろしく御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江　伸君）　誠に申し訳ございません。説明資料の中に一部誤りがございましたので修正をさせていただきたいと思います。

議案説明資料11ページ、議案第７号資料のうち、第６条になります。第６条の題目のほうになります、括弧書きの。６条の１行上の行になります。そこで、現行の部分が「安平町」になってございますが、これを「むかわ町」に訂正させていただきたいと思います。

それから、改正後についてでございます。その左横になります。そこが、「むかわ町」になってありますところを「厚真町」に修正させていただきたいと思います。

修正をお願いいたしまして、おわび申し上げます。よろしく願いします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第７号　東胆振３町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第11、議案第８号　むかわ町道の路線の認定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君）　議案第８号　むかわ町道の路線の認定に関する件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

本件は、むかわ町福住２丁目において、道路用地の寄附行為に伴い、周辺民家の生活道路に供するために町道認定を行うもので、道路法第８条第１項及び第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明の都合上、別冊の議案説明資料の図面により説明したいと思います。議案説明資料13ページをお開き願います。

認定しようとする路線ですが、福住２丁目にございます天理教胆振分教会南側に位置します福住16号としまして、起点部分勇払郡むかわ町福住２丁目13番２地先から、終点部勇払郡むかわ町福住２丁目12番５地先の道路延長118メートルの路線を新たに認定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきます

ようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第８号　むかわ町道の路線の認定に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第12、議案第９号　むかわ町ししゃもふ化事業推進基金条例案を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　議案第９号　むかわ町ししゃもふ化事業推進基金条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書は23ページをお開き願います。

本件は、平成23年度以降、関係機関等を含めた調査等を行い、本定例会におきまして、議案第31号　令和３年度むかわ町一般会計予算において、令和４年度までの継続事業で整備費用を計上させていただいております新たなししゃもふ化場が令和４年秋に完成後、町からの委託により漁協が主体となり運営することとなっております。新たなふ化場の運営費用は現

在の施設より増加する見込みで、その増加分を町が負担することとしていることから、当面の運転維持管理費用につきまして、過疎対策事業債のソフト事業を活用し積立てすることとし、後年度以降の財政負担の軽減を図るため、地方自治法第241条第１項の規定により、新たに条例を定め、基金を設けるものでございます。

それでは、主な条文につきまして御説明申し上げます。

第１条は、条例の設置に関して、ししゃもふ化事業の安定的な運営を図ることにつきまして規定しているものでございます。

第２条から第５条は、他の特定基金条例との整合性を図り、その管理及び運用につきまして定めるものでございます。

第６条は、基金の処分に係る条項でございまして、第１条の目的に沿った事業である場合、全部または一部を処分できることとしておりまして、積立金原資の処分を可能とするものでございます。

なお、公布の日から施行するもので、令和３年度むかわ町一般会計予算第４表で限度額を定める水産基盤推進事業債の令和３年度借入額から積立てを予定していることを申し添えまして、議案第９号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから、議案第９号　むかわ町ししゃもふ化事業推進基金条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第13、議案第10号　むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津　晶君）　議案第10号　むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書は25ページから27ページまでとなっております。

この改正は、第２次むかわ町まちづくり計画及びむかわ町行政改革大綱2021の着実な推進を図るため、効率的かつ効果的な行政組織とするべく、課の設置につきましてその一部を改正するものでございます。

基本的な考え方といたしましては、１点目としまして、まちなか再生の推進、防災力の強化、情報発信の強化など、新たな行政課題に対応する組織、２点目としまして、課の統合等によるコンパクト化、技術系職員の統合による人材育成強化など、効果的、効率的な組織運営、３点目としまして、会計年度任用職員等の積極活用による人材の有効活用、４点目としまして、課の統合により行政判断をスピード化し、迅速な住民対応を図ることを念頭に置いております。

説明の都合上、議案説明資料15ページ、むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案の概要を御覧いただきたいと思います。

初めに、15ページに改正の概要でございますが、１点目といたしまして、むかわ町課設置条例の一部改正についてでございます。これまで第１条に規定されておりました課の一部を再編するため、課名を改めるものでございます。

また、総合支所設置条例第３条に規定されていた総合支所に設置する課を第１条第２項として課設置条例に規定し、総合支所設置条例第４条に規定されていた総合支所設置の課及び室の事務分掌につきましても、課設置条例の第２条第２項として規定することで、課及び室の設置につきましては課設置条例で一括規定することとしております。

なお、総合支所設置の課及び室も再編するため、課及び室の名称をこの条例で改めた上で

規定をするものでございます。

２、改正概要の２点目につきましては、むかわ町総合支所設置条例の一部改正についてでございます。総合支所設置の課及び室の事務分掌につきましては、先ほど御説明しましたとおり、課設置条例で一括規定することとすることから、当該規定を削除するものでございます。

これら２つの条例改正に伴う課の再編内容につきまして御説明を申し上げます。

議案説明資料は同じく15ページの２、改正の概要①むかわ町課設置条例のア及びイの欄を御覧いただきたいと思います。

産業振興課のうち、農政グループと林務水産グループ、地域経済課産業グループのうち、農林業の事務分掌を所管する農林水産課を新設いたします。

次に、産業振興課のうち、商工観光グループ、建設水道課、地域経済課建設グループの事務分掌を所管する経済建設課を新設いたします。

次に、地域振興課につきましては、健康グループの事務分掌を健康福祉課に統合し、企画町民課として新設いたします。

次に、恐竜ワールド戦略室につきましては、地域経済課産業グループのうち、商工業の事務分掌を所管し、経済恐竜ワールド戦略室として新設いたします。

課の再編等による事務分掌の変更についてでございますが、同じく議案説明資料15ページの２、改正の概要、１、むかわ町課設置条例のイの欄のほうを御覧いただきたいと思います。

総務企画課危機対策グループを情報防災グループと名称を改め、総務企画課政策推進グループで所管しておりました広報広聴を新たに所管いたします。

健康福祉課の保健介護グループを保健グループと介護グループに分割し、地域振興課から統合した健康グループは、引き続き穂別総合支所に設置をいたします。

農林水産課は、本庁に農業水産グループ、総合支所に農業林務グループを設置し、林務に関する主管は総合支所設置の農業林務グループとし、本庁設置の農業水産グループでは鵡川地区の林務に関する業務を補完いたします。

経済建設課は、旧建設水道課の技術グループと上下水道グループはそのままに、商工観光戦略グループを加え、地域経済課から統合した建設グループは引き続き穂別総合支所に設置いたします。

経済恐竜ワールド戦略室は、旧恐竜ワールド戦略室の所管はそのままに、穂別地区の商工観光戦略を新たに所管いたします。

改正後の課、室及びグループにつきましては、議案説明資料16ページの３、改正後の課、室及びグループにまとめておりますので、御覧いただきたいと思います。

条例本則の改正内容につきましては、課設置条例につきましては議案説明資料の17ページから19ページ、総合支所設置条例の本則の改正内容につきましては同じく説明資料19ページから21ページのとおりでございます。

また、本一部改正条例の附則におきまして、関連する条例を一部改正いたします。

附則第２項によるむかわ町情報通信施設番組審議会条例の一部改正につきましては、議案説明資料21ページを御覧いただきたいと思います。「地域振興課」の名称を「企画町民課」に改めるものでございます。

附則第３項によるむかわ町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、議案説明資料21ページから22ページに本則の改正内容を掲載しておりまして、22ページにあるとおり「経済建設課」を「建設水道課」に改めるものでございます。

附則第４項によるむかわ町上下水道料金審議会条例の一部改正につきましては、議案説明資料22ページのとおり、「建設水道課」を「経済建設課」に改めるものでございます。

それでは、議案集のほうに戻って御説明を申し上げたいと思います。

議案集につきましては26ページをお開きいただきたいと思います。

附則の第１項でございますが、この条例は令和３年４月１日から施行とするものでございます。

以上、議案第10号の提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○１２番（中島　勲君）　質問ということではないんですけれども、中身は見て分かるんですけれども、具体的に分かりやすい組織機構図と業務分掌、これを配付していただけないものでしょうか。これ、４月１日から実施ですよね。だから、それまででいいんですけれども、お願いします。

〔「議会に配付してと、町民ではなく」と言う人あり〕

○１２番（中島　勲君）　そうです。全員に。分からないでしょう、これでは。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　ただいまの組織機構の見直しの関係でございますけれども、これから町民にも分かりやすい形の中で周知をしていかなければならないということだと思いますので、議員の皆さんにも分かりやすい形の中で説明する文書を配付していきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　支所のほうなんですけれども、経済恐竜ワールド戦略室ということで、商工業の振興、地域振興、観光、全部入っていることなんですよね。これグループは置かないとなっているんですが、私はこの恐竜ワールド戦略室は、課でもよかったのではないかなというふうに思っているんですけれども、ここだけ室そのままなんですけれども、そこのその辺の意味は何なのか。それと、グループは置かないということは、人員配置の問題なのかよく分からないですけれども、穂別支所だけがこうなっているというあたりのところはなぜなのかなと。グループ制は残ったままなんですけれども、課が変わったということでグループ制は残るということで、本庁のほうはそうなっているんですけれども、この辺の事情、お考えがあってこうなっているんだと思うんですけれども、もうちょっと詳しく、どうしてこうなったのかということをお聞かせください。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　私から経済恐竜戦略室の関係についてお答えをしたいと思います。

　現行の恐竜ワールド戦略室についてはグループを配置してございません。仕事としては商工観光部門が新たに増えますけれども、この分野については室長直轄の形の中でグループ長を置かないでこの業務を当たるという考え方でございまして、総合力挙げてこの戦略室の仕事に当たってもらうという考え方でございます。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　穂別の商工業とか地域振興が恐竜だけに特化しているわけではないですよね。穂別の地域を全て恐竜に絡めて何とかしていこうというふうな、そういう重大な目標があるということでこうなったのか。私はそうではないと、もっと違う分野もたくさんあるわけだから。なぜここだけがこう特化したような形に印象が受けるというのはなぜなのかなというふうな気がして見ているんですけれども。そうではないのであったら、きちんとやっぱり本庁のようにグループ制をつくって、それぞれ責任持った形で、その中で連携して

協議しながら実施、施策を講じていくということは当然あることでしょうけれども、やはり何かみんな経済をつけただけで、恐竜戦略室の中でやっていくというのはいかがなのかなというふうに思っているんですけれども。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　恐竜ワールド戦略室は穂別をステージといいますか、主体として今まで進めてきましたし、今後もそういったところを中心にしていくということが一つありますけれども、今回の機構改革の中で、先ほども触れましたけれども、課の統合等によりコンパクト化を図っていきたいというのが一つございます。課を設置していくということは、組織をまた肥大化していくということにもなりますし、課としてのやっぱりスケールというか大きさも必要となってまいります。そういった意味で、今の形の中で、室の中で穂別地区の経済関係を所管していただくというようなことで幅広くやっていってもらうということになります。共通するような町のプロモーション等については、本庁側の商工観光戦略グループのほうで担うような形になりますので、そういったところを補完する地域的な経済課題について経済恐竜ワールド戦略室に担っていただくということになってございます。

今後において、またその辺も恐竜ワールド構想の進み具合によっては、また変化もしていくのかなというふうに思ってございます。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　この機構改革がコンパクト化を図りたいというのは初めてお聞きしました。私は、第２次まちづくり計画、今後10年間進めていく上で、この計画をより役所として推進していくために、グループ制がどうなのかという議論はずっと議会の中からも出ていたと思いますし、そのことをあえて、ではその今までのメリットはどうだったのか、デメリットはどうだったのかということはあえてお聞きしませんでしたけれども、やはりそういうグループ化、今までやってきたことのデメリットがあるからこそ、この機会に機構を改革していこうというふうに思ったんだと思うんです。でも、それをただ単にコンパクト化するために行政組織を変えていくんだというふうには思っていなかったので、ちょっと矛盾しているのではないかなという、お聞きしていて思ったんです。

当然、このとおり効率的、効果的な行政組織にすると書いていますけれども、コンパクト化したことでそれがそのように進むかどうかというのは、私はどうかなと思っています。その辺の、今までやってきたグループ制がどうだったのかという、メリット、デメリットをはっきりさせた上で、その上で、例えば第２次まちづくり計画を着実に推進していくためには、

このデメリットだった部分をやっぱりこういうふうにすることで、もっとより進めやすくなるんだという、そんなふうな説明ではないと、ただ単にコンパクト化するんだ、したいからこうなったということでは、私はちょっと矛盾しているのではないかなという思いになりますけれども。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　コンパクト化というのは目的の一つでございますので、それだけを狙っているわけではなくて、当然ながら第２次まちづくり計画を安定的に進めていくために、やっぱり経常経費の削減というのも当然必要になってまいります。そういった意味では、人員をただ減らしていくということではありませんけれども、やはり新たな行政課題に備えていけるような形で行政組織を見直して効率化を高めていくということが必要だというふうに思ってございます。

そういった意味で、先ほどちょっと梅津のほうからも申し上げましたけれども、行政課題、新たな課題としてまちなか再生ですとか、防災力の強化、さらには情報発信というのも、内部はもとより外部に対してしっかりしていかなければならない、そういったところにも力を入れていくというような考え方ございますので、そういった視点を持ちながら現行の組織を変えて、できるだけコンパクトを図りながら対応していくということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　ちょっと細かくは理解できない部分があるので、単純な点でちょっとお伺いしますけれども、例えばですけれども、健康グループ、健康福祉課の健康グループは本庁舎と総合支所と、横にまたがっているということは、仕事の内容は本庁の人も穂別総合支所の仕事をするというふうに捉えていいんですかね。そういう絵なのか、そういう意味でいくと、ほかにもどこかあったよね。あとは、経済建設課においても建設グループが、ほかの商工観光戦略グループ、技術グループ、上下水道グループは穂別のほうも一括して見るよというふうに捉えていいものなのか、ちょっとこれだけでは読み取れなかったので、ちょっと確認をさせてください。

問題はここからなんだけれども、総合支所と本庁との、今回この組織改革によって人員がどの程度増減するのか。穂別のほうでどのぐらい、鵡川のほうでどのぐらいというような数値的なものを確認させてください。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　まず、健康グループのところでございますけれども、基本的に今、健康グループ、地域振興課に配置しておりますけれども、仕事的には変わらないと。ただ、課が今度は地域振興課から企画町民課に変わって、そこから分離をさせて、健康福祉課に変わっていくということになります。仕事的にはお互いに横断的にする場合もあるでしょうけれども、同じ課ですから。そういう意味合いでございます。

また、経済建設課の建設グループですけれども、ここについては建設部門、住宅料だとか水道料だとかそういったもの、そして、住宅の維持管理だとかというようなところを所管をするということになるということでございます。

あとは、人員の関係でございますけれども、人員については大きく増減をさせないと。やはり、支所の行政サービスを低下させないということでございますので、今ある人員を基本的な考え方の中で配置をしていくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　あと、もう一つは、窓口や何かは今の窓口の体制をそのまま維持していくのかということも確認をさせていただきたい。それと、人数のことは増減させないということで、これまでの教訓として、やはり災害、何があるか分からない災害のときに、一定程度のやっぱり職員がその場にいなければ災害に対応できないという大きな経験をしてきましたので、その辺をぜひ留意して配置していただきたい。

以上、ちょっとその点だけ。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　窓口の関係ですけれども、従前と変わりなく窓口対応していくということになろうかと思います。あと、人員の関係については先ほど申し上げたとおり大きく増減はさせないということでございますので、そこは現行の人員体制の中でやっていくという理解でお願いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　人員については今と変えないということではないです。現員の人員をもって配置しますけれども、配分を大きく変えないという意味で理解してください。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号　むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は15時20分とします。

休憩　午後　３時０６分

再開　午後　３時２０分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第14、議案第11号　むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津　晶君）　議案第11号　むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書は29ページから32ページまででございます。

この改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任

用職員制度が令和２年度より創設され、一定の条件を満たす会計年度任用職員等について、育児休業等の取得が可能となることから、条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

23ページ、むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部改正概要を御覧いただきたいと思います。

初めに、２、条例の概要についてでございますが、１点目といたしまして、育児休業を取得することができる非常勤職員の定義を明確化いたします。

２点目といたしまして、非常勤職員、会計年度任用職員でございますが、が取得することのできる育児休業の期間を定めます。この期間につきましては、原則は１年でございますが、２番につきましては、配偶者が子の１歳の誕生日以前に育児休業をしている場合に、本人が育児休業を取得できる期間で、子が１歳２か月に達する日までの最長１年間。３につきましては、本人または配偶者が育児休業をしていて、本人が養育する子の１歳の誕生日以降も育児休業を取得することが特に必要と認められる場合で、この場合は、子が１歳の誕生日から１歳６か月に達する日までの期間。４につきましては、子が１歳６か月に達した翌日から２歳に達する日までの期間となり、これ以外は、先ほど申し上げましたとおり、原則として１番でございますが、１歳の誕生日前日までの期間ということになってございます。

３点目といたしましては、部分休業を取得することができる非常勤職員を明確化いたします。

４点目といたしましては、非常勤職員が取得することのできる部分休業の期間及び時間を定めます。１日最長２時間かつ取得した日の勤務時間が５時間45分を下回らない範囲で、養育する子の３歳誕生日の前日までの期間というふうになってございます。

条例本則の改正内容につきましては、説明資料の24ページから29ページまでのとおりとなっておりますので、お読み取りをいただきたいと思います。

それでは、議案書に戻って御説明を申し上げたいと思います。

議案書の32ページをお開き願います。

この条例の附則でございますが、令和３年４月１日からの施行とするものでございます。

以上、議案第11号の提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第11号　むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第15、議案第12号　むかわ町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君）　議案第12号　むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

説明の都合上、別冊議案説明資料の31ページをお開き願います。

地方税法施行令の改正に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

本条例による改正につきましては、法改正に合わせた施行令改正に伴いまして、法人町民税関係に関する第50条の第４項中の引用する条文の条ずれに伴い、規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料32ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の33ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和４年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第12号　むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第12号　むかわ町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第16、議案第13号　むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君）　議案第13号　むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書35ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、むかわ町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

説明の都合上、別冊議案説明資料33ページをお開き願います。

むかわ町国民健康保険税条例新旧対照表により御説明いたします。

附則第17項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改めるものでございます。

なお、本改正は、定義づけの改正により規定の整備を行うものであり、取扱いに変更が生ずるものではありません。

議案書の35ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第13号　むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　この場でお聞きしても、分かることかどうか分からないんですけれども、ここに、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスで、世界保健機関に対して中華人民共和国から報告されたと、こうなっているんですけれども、国保に加入している方が感染した場合に、国保からお金が支給される、保険というか支給されるということで、それはいいことなんですが、今、変異型とかありますでしょう、変異型、２種類ぐらい、もっとなのかもしれませんけれども、そういった場合も、これはこの条例に当てはまると考えていいんですか。これから、感染力強くて、感染が心配されるということがあるんですけれども、そういう場合はどうなるんですか。分からないかな。

○議長（小坂利政君）　八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　ただいまの変異型の関係ですけれども、今のところ該当にな

るということで、今後、国から通達があるというふうに聞いております。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第13号　むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第17、議案第14号　むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　それでは、議案第14号　むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、提案理由の御説明を申し上げます。

ページ数は37ページになります。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードの再交付手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

説明の都合上、議案説明資料35ページ、議案第14号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

改正の部分でございますが、別表中、17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項から32

の項までを１項ずつ繰り上げるものでございます。

議案書の37ページの議案第14号へ戻っていただきたいと思います。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第14号　むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第18、議案第15号　むかわ町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　議案第15号　むかわ町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

議案書は39ページをお開き願います。

本件は、令和２年３月31日、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、地方税の延

滞金の割合等が見直しされたことに伴い、むかわ町税外諸収入金の延滞金割合特例につきまして、地方税を準用しておりますことから、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊で配付しております議案説明資料の37ページ、新旧対照表をお開き願います。

附則第４項中、「特例基準割合（当該年の前年租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合」を、「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、以下、この項目において、「特例基準割合適用年という。」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を、「その年における延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

議案書39ページにお戻り願います。

本一部を改正する条例は、公布の日から施行し、令和３年１月１日から適用するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第15号　むかわ町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第19、議案第16号　むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君）　議案第16号　むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書41ページ、議案第16号並びに議案説明資料39ページから42ページの新旧対照表をお開き願います。

本件につきましては、令和２年12月の第４回定例会において、イモッペ生活館の整備に伴い、必要な所要の改正について御決定いただいたところではございますが、内容を精査した結果、他の施設の使用料との均衡に不整合があることから、条例の一部を改正する条例の一部を改正し、イモッペ生活館の整備により複雑化した別表に施設名称を表記することで、より分かりやすい例規とするものでございます。また、イモッペ生活館の利用料の金額設定につきましては、以前は地区生活館として分類しておりましたが、穂別中央生活館に次ぐ規模と設備を兼ね備えていることから、中央生活館と同等の金額設定としております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案の説明を終わります。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号　むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第20、議案第17号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　議案第17号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、提案理由の御説明を申し上げます。

45ページをお開き願います。

この改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている附則第１条の２を削る改正がされたことに伴い、特措法附則第１条の２第１項の規定を引用して、新型コロナウイルス感染症の定義をしている法律の規定について、定義づけの改正がされたことによりまして、本条例の一部を改正するものでございます。

説明の都合上、議案説明資料43ページ、議案第17号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

改正部分でございますが、附則第５項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

議案書の45ページの議案第17号へ戻っていただきたいと思います。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお

願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第21、議案第18号　むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（菅原光博君）　議案第18号　むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。

議案書47ページ、議案第18号をお開き願います。

この改正は、介護保険第８期計画期間中の介護保険料率を定める必要があること、また、新型インフルエンザ等特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義改正がされたことから、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料45ページの新旧対照表をお開き願います。

第６条第１項中、「平成30年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第３項から第５項までの規定中、「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に改めるものとし、附則第９条第１項第１号中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改めるものです。

議案書47ページにお戻り願います。

附則といたしまして、本一部改正条例は、令和３年４月１日から施行しようとするものでございます。ただし、附則第９条第１項第１号の改正規定につきましては、公布の日からの施行となります。

なお、経過措置といたしまして、改正後のむかわ町介護保険条例第６条の規定は、令和３年度以降の年度分の保険料について適用することとし、令和２年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の例によるものといたします。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号　むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第22、議案第19号　むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　議案第19号　むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案について説明を申し上げます。

議案書49ページをお開きください。

本条例は、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料47ページ、議案第19号資料①をお開きください。

改正しようとする条例案は４件です。

新旧対照表として、49ページから82ページ、むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、82ページから97ページ、むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、97ページから102ページ、むかわ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、102ページから106ページ、むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を掲載しております。

今回の改正は、御覧のとおり、非常に多くの箇所で改正となることから、主な改正点について説明させていただきたいと思います。

全サービス共通の改正点として８項目あり、感染症対策の強化は、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務づけており、感染症・災害発生時の業務継続に向けた強化は、計画等の策定、研修の実施、訓練実施等の義務づけがあり、この２項目は３年の

経過措置が設けられています。ほかには、ハラスメント対策の強化や、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用としてテレビ電話等を活用しての実施を認めること、利用者への説明・同意に関する見直しとして、電磁的記録による対応を原則認めること、記録の保存等に係る見直しとして、電磁的な対応を認めることと、その範囲を明確化すること、運営規程等の掲示に係る見直しとして、事業所にファイル等の閲覧可能な形で備え置くことを可能とすること、また、高齢者虐待防止の推進として、委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めること等を義務づけており、虐待防止に係る項目は３年の経過措置があります。

次に、通所系・居住系サービスに、地域と連携した災害への対応強化として、避難訓練時に地域住民の参加による連携をすること、通所系・居住系・施設系・多機能系サービスには、認知症介護基礎研修の受講の義務づけとして、無資格の職員に、３年の経過措置がありますが、研修受講の措置を義務づけること、多機能系・通所系サービスに、管理者の配置基準の緩和として、本体事業所や他職務との兼務を可能としています。

居住系サービスでは、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保として、ユニット数が現行では２以下であったのを１以上３以下にし、サテライト型事業所の基準を創設します。ほかに、夜勤職員体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用、計画作成担当者の配置基準の緩和の改正をします。

居宅介護支援では、ケアプランにおける各サービスの割合、同一事業者による提供の割合を利用者に説明と、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応が追加されています。

また、訪問系サービスのオペレーター基準の緩和、訪問系・通所系のサービスつき高齢者住宅等における適正なサービス提供の確保、多機能系の過疎地域等におけるサービス提供の確保、施設系サービスの人員配置基準の見直し、口腔衛生管理の強化、栄養ケアマネジメントの充実、個室ユニット型施設の整備・勤務体制の見直し、リスクマネジメントの強化については、本町に該当するサービスはありませんが、必要時に備えて改正します。

詳細の改正内容は、新旧対照表に記載のとおりでございますので、後ほど御確認ください。

議案書75ページをお開きください。

本改正は、令和３年４月１日から施行となっておりますが、経過措置が設けられている項目があることから、附則第２条から第11条に経過措置期間等を記載しております。

以上で、議案第19号について、提案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　経過措置があるものもありますけれども、町として、この改正を受けて、当面いろいろやらなければならないこともあるかと思うんですけれども、その辺の町としての、具体的に、予算に盛り込まれているものもあるのかもしれませんけれども、ちょっと私もこの辺あまり理解していませんので、その辺詳しく、決まって、来年度予算に関わっている部分があれば、お聞かせください。

○議長（小坂利政君）　今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君）　今回の改正につきましては、事業所には説明等を町のほうからしていくことが必要かと考えております。

研修等につきまして、細かなところは、道のほうでも実施しているものがありますので、そちらのほうを御紹介していきながら、今後、体制のほうを整えていきたいと思っております。

３年度予算のほうに組み込まれるような内容のものは、今回はございません。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号　むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第23、議案第20号　むかわ町国民休養地野営場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤野地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（藤野真稔君）　議案第20号　むかわ町国民休養地野営場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

議案書79ページをお開きください。

むかわ町国民休養地野営場こと、通称、穂別キャンプ場の施設につきまして、現行規定にあります別表を改正いたしたく条例の一部を改正するものであります。

説明の関係上、別に配付させていただいております議案説明資料集107、108ページの新旧対照表をお開きください。

改正の１点目でございますが、昨今の利用状況や近隣類似施設の情勢を考慮し、宿泊による利用時間を改正するものです。

現行規定によりますと、108ページに記載しております摘要欄に「「泊」とは午後３時から翌日午前10時まで」としておりますが、改正案では、「午後１時から翌日午前11時まで」とし、滞在時間を拡充し、サービス向上に努めるものでございます。

併せまして、付随しております休憩ですが、直近５年の利用状況におきましても、休憩で利用される利用者が全施設合わせましても年間平均で２桁に届くかぐらいの利用数でしたので、削除するものです。

２点目といたしまして、持込みテントとタープについてです。現行規定により、持込みテントは大、小、ミニと、サイズごとに使用料金に差額を設けておりましたが、ここ数年のキャンプブームにより多種多様なテントが販売していることもあり、現行の種別ではそぐわない状況となっているところです。そこで、持込みテントにつきましては、サイズ問わず１張りの使用料で統一し、受付時間の短縮及び場内における受付テント確認作業時間の短縮を図っていくものです。また、タープにつきましては、施設開設以来、利用料金を徴しておりませんでしたが、近年、テント設営をしないタープ設営型のキャンプも普及してきていることから、テント同様に料金設定をするものです。さらには、宿泊はしないがテントやタープを張らせてほしいという利用者も増えてきていることから、デイキャンプといたしまして１日

料金を新たに設けるものです。

３点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を図るため、現在、利用者へ貸出しをしております備品等のうち、貸し毛布、貸しマット及びパークゴルフ道具の貸出しを廃止します。

４点目といたしましては、年々管理維持経費がかさむパークゴルフコースと、ここ十数年利用されていない野外ステージを廃止するものです。

今後につきましては、テントサイトに用途変更し、利用者受入れ増を図ります。

また、パークゴルフに代わる利用者アクティビティにつきましては、指定管理者及び地域おこし協力隊員と連携し、開発に取り組んでまいります。

５点目といたしましては、衛生協力費の在り方についての見直しです。現行規定における衛生協力費の考え方ですが、日帰り利用の際に野営場内に飲食された方を対象としておりましたが、改正案では、日帰りや飲食する者に限定せず「野営場内を利用する者」としています。利用者の方への新型コロナウイルス感染症防止対策といたしましても、ウィズコロナの中において、ごみ分別処理や共同利用施設の清掃につきましては、より一層必要と考えております。また、利用者自ら美化衛生を協力され負担しているという視覚的にも理解していただき、サービス向上に努めていきたいと思います。

最後に、各使用料ですが、現条例が施行されて以降一度も改定はしておりません。この間、度重なる消費税増税、各施設の老朽化や幾度も行いました各種修繕費用についても反映してきておりません。今回の別表改正に合わせて、近隣類似施設も参考に、もうけ主義に走らず、利用者リピーター化を重視した利用料を改定案としております。

議案書の80ページ、議案第20号に戻っていただきたいと思います。

附則といたしまして、本条例の施行は、令和３年４月１日からとするものであります。

以上、議案第20号の条例につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号　むかわ町国民休養地野営場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第24、議案第21号　むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君）　議案第21号　むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書81ページをお開き願います。

本条例は、道路占用料について、道路法施行令の一部改正に伴い、単価変更及び区分を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

市町村における道路占用料につきましては、条例等で定めることとなっておりますが、その際には、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることと国より指導されているところでございます。平成30年度に行われました固定資産評価額の評価替え、また、地価に対する賃料水準の変動等を反映した道路法施行令の改正に伴い、本条例における占用料の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、別途お配りしております議案説明資料109ページ、議案第21号資料新旧対照表をお開き願います。

こちらの109ページから111ページまでにおきまして、道路占用料の単価の新旧対照表を記載しているものでございます。

この別表におきましては、ほぼ各物件における道路占用料の単価が、ほぼ全体にわたって単価の改正をするところでございます。電柱または電気工作物等につきましては、単価の上昇という形になっております。広告塔、また看板につきましては、一部減少という形となっているところでございます。

議案説明資料113ページをお開き願います。

こちらの備考の第９項でございますが、これまで１か月未満における短期の占用料におきましては消費税相当額を加えているところでございますが、現行でございまして、税率の表記をしていたところでございますが、これを改正としまして、「課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額」としまして、その時点の消費税率を掛けるという形での改正をするものでございます。

議案書84ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例の施行日を令和３年４月１日としておりますほか、既に占用を許可しております物件の占用料も新たな条例を適用させることとしております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号　むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第25、議案第22号　むかわ町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君）　議案第22号　むかわ町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書85ページをお開き願います。

本条例は、道路構造令の一部改正により引用条項の一部条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、別途お配りしております議案説明資料の115ページ、議案第22号資料新旧対照表をお開き願います。

当該現行条例において、第５条第７項、第９条第４項、第41条第３項、第42条第２項において、道路構造令の引用条項を示しているところでございますが、この道路構造令の一部改正によりまして条ずれが生じたため、改正するものでございます。

議案書85ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例の施行日を、公布の日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号　むかわ町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第26、議案第23号　むかわ町民交通傷害保障条例を廃止する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　議案第23号　むかわ町民交通傷害保障条例を廃止する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

ページは87ページになります。

町民交通傷害保険につきましては、昨年、引受け損害保険会社より令和３年３月末をもって販売を停止する旨の通知を受け、その他の損害保険会社に事業引継ぎの可能性を確認しましたが、現在と同様の内容で事業を引き受けてくれる損害保険会社がなかったことから、令和３年３月31日をもって町民交通傷害保険の取扱いを廃止するため、本条例を廃止するものでございます。

なお、附則において、この条例は令和３年４月１日から施行するものとし、この条例の施行の日前に生じた交通事故に関わる保険金の請求及び支払い、その他の取扱いについては、なお従前の例によるものとする経過措置を設けるものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号　むかわ町民交通傷害保障条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、私のほうからお願いを申し上げたいと思います。

議事進行上の理由から、議案第24号から議案第30号までについては提案理由の説明をもって延会をしたいというふうに思っておりますので、あらかじめ御理解をいただきたいと思います。

◎議案第２４号から議案第３０号の一括上程、説明

○議長（小坂利政君）　日程第27、議案第24号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）から日程第33、議案第30号　令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）までの７件を一括議題とします。

議案第24号から議案第30号までの７件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　議案第24号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）から議案第30号　令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）まで一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第24号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の第３次補正予算等により新たに配分額が示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今後の感染症対策、地域経済対策、また、農業関係及び学校関係における補助金を活用する事業につきまして、繰越明許を設定した上で、切れ目のない取組をするための費用、各事務事業を推進するために必要な費用を追加するほか、各事務事業の実行予算による整理が中心でございます。

説明につきましては、主なものを説明させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額及び各事務事業への新規及び財源振替後の充当額につきましては、一般質問におきましても御説明申し上げております内容ですので省略させていただきますが、別冊配付の議案説明資料121ページから123ページで御確認をお願いいたします。

一般会計補正予算の御説明をします。

議案書89ページをお開きください。

第１条ですが、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ３億808万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ120億4,027万2,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書90ページから97ページの第１表歳入歳出予算補正となってございます。

議案書の98ページをお開き願います。

第２表繰越明許費の補正でございますが、今回の補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するもののほか、国の３次補正を受けて追加する事業は、国の予算が令和２年度となるため、本町におきましても令和２年度補正予算として計上し、全て繰越明許を設定し、年度内から執行が可能な事業につきましては早急に取り組んでまいります。

説明につきましては、別冊配付してございます令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書を併せて第２表に記載する事務事業から御説明申し上げます。

説明書の20ページをお開き願います。予算説明書の20ページです。

よろしいですか。

補正予算に関する説明書20ページでございます。

中央部分にございます91番、庁内リモートワーク推進事業2,147万9,000円の追加につきましては、役務費及び負担金において事務執行上の事務執行見込みから63万1,000円減額する一方で、令和２年第２回定例会において追加した３密をつくらない庁内機能の構築などのために整備したタブレット端末につきまして、不足分を整備することにより、利用の環境、機能向上を図るため、庁内等の環境整備工事200万円、備品購入費2,011万円を追加するもので、今回追加する工事費、備品購入費にこれまでの未執行となっています備品購入費の予算４万円を加えた2,215万円を繰越し設定し、執行するものでございます。

説明書25ページにお移りください。25ページです、説明書。

併せまして、議案説明資料の117ページをお開き願います。

繰り返します。第２表の繰越明許設定をする事務事業から順に御説明申し上げます。

説明書25ページ、議案説明資料117ページをお開き願います。

291番事業でございます。新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、これまでの感染症により低迷する各産業に対する支援を講じてきておりますが、いまだ収束が見えない中、長期化すると思われるコロナ禍に向き合い、4,000万円を追加するもので、全額繰越明許設定するものでございます。

その次でございます。サテライトオフィス等環境整備事業につきましては、議案説明資料は118ページにお移りいただきまして、感染防止のため、都市部において働き方が見直される傾向にある中、地域の活性化や関係・関心人口の拡大につなげるため、鵡川高校仮設生徒寮の一部を再利用し、事務所機能として活用できるスペースを整備するため、工事費、備品購入費を合わせて2,050万円を追加するもので、全額繰越し設定するものでございます。

その下になります。説明書26ページ、議案説明資料につきましては119ページにお移りいただきまして、2021番、オリンピック・パラリンピック気運醸成事業につきましては、令和３年２月26日に安平町、厚真町とともに調印を行い、ホストタウンとしてリトアニア共和国から競歩、マラソン競技に参加される選手と交流を深めることとなりました。今後、年度内から切れ目なく事業の成功に向け取り組むため、連絡調整に係る通訳などの委託料など合わせて300万円を追加するもので、全額繰越し設定するものでございます。

説明書は29ページにお移りください。

400番です。町民会館等管理運営事務491万3,000円の追加につきましては、年度内の執行見込みから248万9,000円減額する一方、イモッペ生活館の整備により、アイヌ事業を含めた拠点をム・ペツ館から完全に移すこととなりますが、ム・ペツ館はこれまでどおり町民会館としての利用継続していくこととなります。利用形態から町外の方々も訪れることが多い施設であることから、感染予防対策に係る改修を行うため、施設改修工事費740万2,000円を追加し、繰越し設定を行うものでございます。

なお、改修内容につきましては、床面の改修、玄関の改修、手洗い場の設置などを予定しているところでございます。

説明書35ページをお開きください。

711番、下段でございます。グループホームみのり管理運営事業86万7,000円の追加につきましては、施設内の電気配線設備の修繕を行うための９万7,000円を追加するほか、利用者

の感染予防対策のため、食堂共有ホールに換気機能つきエアコンを整備する費用として備品購入費に77万円を追加した上で繰越し設定を行うものでございます。

説明書39ページにお移りください。

920番、上段でございます。こども園の管理運営事務、補正予算額としては14万8,000円の減額となっております。年度内の執行見込みから143万円減額する一方、さくら認定こども園を利用する園児の感染予防対策のため、ホールに２台の換気機能つきエアコンを整備する費用129万5,000円を繰越し執行するため、既設の備品購入費の執行残額に不足する128万2,000円を備品購入費に追加するものでございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

1210番、地域農業推進事業230万8,000円の追加につきましては、年度内の執行見込みから旅費及び補助金など1,183万9,000円減額する一方で、46ページ中段、現在、農業次世代人材投資資金を受け、次年度以降も継続する方に、道の補助金を前倒しして活用し交付するための117万円、農業経営の確立に意欲的に取り組むため、融資を活用して農業用機械を整備する際に補助する担い手確保・経営強化支援事業補助金を1,175万円、平成30年北海道胆振東部地震により損壊を受けた農業用施設や機械の再建を支援した方々のうち、消費税の申告方式の選択により国・道からの補助金の返還が必要となった方に係る町からの返還金として122万7,000円を追加するもので、農業者からは町費を含め、歳入、その他雑入で166万1,000円を計上するものでございます。

なお、追加する予算のうち、担い手確保・経営強化支援事業に係る補助金1,175万円を繰越し設定するものでございます。

説明書50ページ、議案説明資料120ページをお開き願います。

説明資料につきましては、担い手・労働者確保事業につきまして、農業と水産業の対策を合わせた内容となっておりますが、本補正予算につきましては、水産業における内容となってございますので、御理解をお願い申し上げます。

予算説明書の下段、1450番、水産業振興対策事業1,689万7,000円の追加につきまして御説明します。年度内の執行見込みから、事業費など310万3,000円を減額する一方、組合員の減少傾向が続き、今後も担い手の確保が困難となっている鵡川漁業協同組合において、後継者のいない高齢層の組合員による一時的雇用や組合事業等を組み合わせた中で、通年で就業機会を提供することで、将来的な担い手の育成、確保をするため、漁協が整備する単身者向け住宅の費用を支援するため、担い手住宅整備事業補助金2,000万円を追加した上で繰越し設

定するものでございます。

説明書51ページをお開き願います。

1480番、商工業振興対策事業4,913万9,000円の減額につきましては、年度内の執行見込みから、貸付金など7,011万3,000円を減額する一方、コロナ禍における消費喚起対策として、プレミアム商品券発行事業を支援していくため、地元消費活性化事業補助金として2,097万4,000円を追加した上で繰越し設定を行うものでございます。

説明書58ページにお移りください。

下段の1780番、防災対策事業351万2,000の減額につきましては、年度内の執行見込みから報酬など776万1,000円減額する一方で、感染症対策として、避難所における間仕切りを10台、マスクや消毒液などの購入費用として消耗品費に231万3,000円、また、空気清浄機を追加で購入する費用193万6,000円を繰越し執行するため、既設の備品購入費の執行残に不足する95万3,000円を追加するものでございます。

なお、繰越し設定する金額につきましては、消耗品費231万3,000円、備品購入費193万6,000円に、既に令和２年度当初予算、第４回定例会において予算措置しております戸別受信機につきまして、契約は既に終え発注しているところですが、受注事業者からコロナ禍においての備品調達に時間を要していること、また、機器の製造が長期化し、年度内の納品が難しくなったと申出があったことから、現在の納期を延長する必要がございます。その納期を延長するために契約変更をするため、購入費用1,144万円を繰越明許費として追加するものでございます。合わせた繰越明許費が1,568万9,000円となるものでございます。

説明書60ページをお開き願います。

1840番、高校振興対策事業につきましては、今年度は鵡川高校生徒寮に通学する生徒の下校中における密を避けるため、下校便を１台増便し運行しているところですが、当面の間、臨時交付金を活用し、引き続き運行する費用として151万2,000円を追加するもので、全額繰越し設定をするものでございます。

説明書61ページをお開き願います。

1910番、教育団体活動等助成事業につきましては、国の３次補正予算において、各学校１校当たり事業費50万円に対し２分の１が補助金として措置される感染症対策等学校教育活動継続支援事業に係る学校保健特別対策事業費補助金のうち、教職員の資質向上のための研修費、支援経費として100万円を活用し、教育振興会補助金に追加するもので、こちらも全額繰越し設定するものでございます。

なお、この補助金は１校当たり50万円、本町は小中学校５校で400万円となるものでございまして、教職員に100万円を活用するほか、180万円を小学校費、120万円を中学校費に活用するものでございます。

次に、63ページ、1980番、小学校保健・安全対策事務、併せて、説明書飛びますが、65ページ、2060番、中学校保健・安全対策事務につきましては、学校保健特別対策補助金を活用して行う感染症対策、臨時交付金を活用して行う感染症対策と追加する理由が同じであることから、併せて御説明申し上げます。

小学校保健・安全対策事務につきましては、学校保健特別対策補助金180万円を活用して、それぞれ学校配分の消耗品費に38万円、備品購入費に142万円、臨時交付金を活用しまして、３校の保健室に換気機能つき空調機を整備するため、備品購入費に207万9,000円、合わせて387万9,000円を追加。中学校保健・安全対策事務につきましては、学校保健特別対策補助金120万円を活用して、それぞれ学校配分の消耗品費に25万円、備品購入費に95万円、臨時交付金を活用して、２校の保健室に換気機能つき空調機を整備するため、備品購入費に138万円、合わせて258万6,000円を追加し、それぞれ全額繰越し設定をするものでございます。

続きまして、70ページにお移りください。

説明書70ページ、2260番、穂星寮管理運営事務、補正予算額としては551万2,000円の減額でございます。こちらは、執行見込みから570万3,000円減額する一方、いまだ予断を許さない感染症の中、今後、登校できない状況となった際も、寮内においてリモート学習が受けられるよう無線ＬＡＮ機器の整備をするため、19万1,000円を繰越し執行するため、既設の備品購入費の執行残に不足する14万4,000円を追加するものでございます。

議案書のほうです。

議案書の98ページ、繰越明許費の中で、今の御説明の中で説明していない７款土木費、橋梁補修事業につきまして御説明申し上げます。橋梁の補修事業につきましては、現在発注しております橋梁、豊進橋が１橋、橋梁補修工事において、橋梁の塗り替えを実施しようとしたところ漏水が発生し、漏水対策に必要な資材の入手に時間を要したことから、最終調整による労務の確保ができなかったため、年度内の執行が難しくなっている状況でございます。更新を延長せざるを得ない状況から、今後発生する費用、完成分の費用2,140万円を繰越し設定するものでございます。

続きまして、議案書の99ページ、繰越明許費の変更につきましては、１つ目は、農業基盤整備につきまして、令和２年第４回定例会におきまして、北海道に追加割当てがあり、事業

促進を図るため予算を追加しました田浦６線排水整備事業に係る1,410万円については、繰越し設定したところですが、併せて補正しました仁和地区の農作業道整備におきまして、品質の確保のために雪解けの舗装工を行うことにすることから、846万円を追加するものでございます。追加後の繰越額としては2,256万円となるものでございます。

２つ目は、林道災害復旧事業費でございます。令和２年当初予算において１億6,000万円を措置し、同額繰越し設定していたところですが、単価の組替え等により事業費を精査したことにより今後の執行額に変更となることから、補正の予算の減額と合わせまして1,844万1,000円減額し、繰越額を１億4,155万9,000円とするものでございます。

次に、議案書の100ページでございます。

第３表債務負担行為につきまして御説明します。

令和２年第３回定例会一般会計補正予算（第６号）において設定しました公共施設ＬＥＤ化事業につきまして、プロポーザル方式により事業者を決定し、令和３年度からの10年間の契約が完了したものでございます。事務事業執行上、役場本庁舎から四季の館まで各施設ごとに設定を行うため、債務負担行為を追加するものと併せまして、補正予算（第６号）で設定しました内容を廃止するものでございます。

なお、役場庁舎から四季の館までに係る限度額の合計額は、当初設定した限度額より少なく4,303万6,000円となったところでございます。

また、新たに追加の一番下の段になります。４月１日から委託業務を執行するに当たり、業務の内容の見直しにより、年度内に契約行為を進める事業が発生しております。オロロップ公園管理業務につきまして、ゼロ町債として債務負担行為を設定するものでございます。

議案書101ページ、第４表地方債補正につきまして御説明申し上げます。

まず、追加となります減収補てん債につきまして御説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅減収が生じる消費や流通に関わる７税目につきまして、令和２年度限り地方債として措置される地方財政法が改正され、減収補てん債の対象税目に追加されたところでございます。本町におきましては、そのうち３税目が該当することから、新たに限度額を設け借入れを行うため、追加するものでございます。新たに設定する1,304万円の内訳につきましては、地方消費税交付金分649万8,000円、市町村たばこ税分460万4,000円、地方揮発油税譲与税分193万8,000円となっているものでございます。

次に、102ページの上段、地方債を廃止する３件、地域情報施設整備事業債につきましては、穂別地区の高度無線環境整備推進事業の執行により、当初予算で措置しておりました特

定地域サービスに係る更改事業につきまして執行する必要がなくなったこと、アイヌ住宅新築等資金貸付事業債につきましては、年度内において事業の活用がなかったこと、学校教育施設環境改善事業債につきましては、令和２年７月の第５回臨時会で国の補正予算（第１号）で措置された学校施設環境改善交付金を活用し整備しました穂別中学校のトイレ洋式事業に係る対象事業のうち、改善交付金を除く金額につきまして借入れを予定していたところですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第３次配分において、学校施設に係る衛生環境の改善等として交付されることとなったため、それぞれ廃止するものでございます。

農業振興施設等整備事業債以降につきましては、各事業における年度内の執行見込みから減額するものとなっております。

続きまして、予算に関する説明書３ページから歳入の補正について御説明申し上げます。

１款町税でございます。町税の6,975万円の追加につきましては、課税及び収納見込額の増加によるものでございまして、町民税における医業所得が当初見込みを大きく上回っていること、法人町民税につきましては、建設事業者を中心に納税額が大きく伸びていること、また、固定資産の償却資産における年度内の更正により増額となっているものでございます。

４ページ、２款地方譲与税から９款地方特例交付金につきましては、交付額の確定及び交付見込額により当初予算から大きく変更となるものについて補正をするものでございます。

４ページの下段から５ページにかけて、10款地方交付税１億5,000万円の追加につきましては、特別交付税につきまして、12月交付分において既に２億7,074万円の交付を受けております。３月交付分が未確定でございますが、過去の交付実績から今回追加するものでございます。

なお、特別交付税の年間見込額を５億円とするものでございます。

続きまして、12款分担金及び負担金55万9,000円の減額、13款使用料及び手数料807万円の減額につきましては、それぞれの事業における最終見込額に応じ補正するものでございます。

７ページに移りまして、14款国庫支出金につきましては、事業の実績見込みなどによる整理でございますが、全体として１億6,229万4,000円の追加となってございます。大きく増額となっている項目につきましては、８ページの下段２項４目土木費国庫補助金のうち文京ハイツ及び末広団地シートの整備に係る交付対象事業費が増加したことにより社会資本整備総合交付金が8,773万9,000円のほか、同じく８ページに戻りますが、２項１目総務費国庫補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億3,640万4,000円の追加配分

によるものでございます。

９ページに移りまして、15款道支出金につきましては、10ページの２項４目農林水産業費のうち、先ほど繰越明許費で御説明申し上げました国の３次補正により、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,175万円、11ページになりますが、上段の２項５目商工費補助金、令和２年コロナ禍において地方経済の活性化に向け地域で発行した商品券のプレミアム率の上乗せ分に対する道の補助金950万円などの一部増額となっているものでございまして、全体としましては、道補助金につきましては166万4,000円の減額となるものでございます。

11ページの中央でございます。

16款財産収入につきましては、定期預金しております各基金に係る利率が見込みより低利であったことから減額はありますが、１項１目光ネットワーク回線等貸付金で103万1,000円、13ページ上段、２項１目町有地等売払収入につきまして、令和２年、これまでに穂別地区の遊休町有地及び法定外公共物計８件の売払いを行い、369万7,000円の収入があったことから、全体で320万2,000円の追加となっているものでございます。

13ページの寄附金につきましては、第４回定例会において予算提出した以降寄附がございました一般寄附金２件、企業版ふるさと納税の指定寄附として１件、いずれも令和２年12月中に申出があり採納いたしましたことから追加するものでございまして、一般寄附金につきましては、胆振東部地震復興支援としまして、町内文京三丁目75番地２、蕎麦家いごころ、株式会社サンクフル、代表取締役、苫米地英則様から１万2,100円、イモッペ生活館備品購入費といたしまして、町内□□□番地□、□□□□□様から10万円、指定寄附につきましては、企業版ふるさと納税といたしまして、宮城県仙台市若林区蒲町東７番地－５、株式会社小川組、代表取締役、木下巧様から100万円となってございます。いずれも寄附者の意向に沿って胆振東部対策基金への積立て、年度内における備品執行、事業による活用をさせていただくものでございます。

18款各基金からの繰入金につきましては、充当事業の確定、決算見込みにより整理したものでございます。

14ページ、繰越金につきましては、これまでの補正予算に未計上となっておりました繰越金を予算化するものでございます。

20款諸収入２億3,771万4,000円の減額につきましては、15ページの上段、３項３目中小企業振興融資貸付けの預託金実行の減少で元金の6,000万円の減額、また、５項１目鵡川高校生徒寮整備事業の財源として見込んでおりました北海道市町村備荒資金組合支消金につきま

して、後年度以降の負担が生じない範囲の支消とするため、１億7,770万円を減額するものが主な理由でございます。

21款町債２億4,876万円の減額につきましては、先ほど第４表で御説明したとおりでございます。

続きまして、18ページの歳出について、繰越明許費補正と重複しない内容で御説明申し上げます。

１款議会費につきましては、コロナ禍により町外公務などの減少を含め、決算見込みによるものでございます。

２款総務費につきましては、年度末における整理減額するものでございますが、大きなものといたしましては、23ページ、１項６目、225番の２、穂別地区情報施設整備に係る事業の見直しによる１億5,260万9,000円の減額、24ページ、１項９目、コロナ禍により事業見送りをしたまちなか再生事業で1,977万1,000円減額となっております。

なお、議案第２号で議決をいただきました内容につきましては、18ページ下段から19ページ上段、30番、総務一般事務内に記載となってございます。

このほか、２款における新たな基金の原資積立てにつきまして、御説明申し上げます。

ページは戻ります。22ページです。申し訳ございません、22ページになります。

中央に胆振東部地震対策基金につきまして記載しております。基金につきましては、ふるさと納税の寄附者の意向に沿って184万6,000円、一般寄附分は、先ほど御説明しました１万2,000円、それに、令和２年第２回定例会で予算計上し、年度内にまちなか再生事業で活用することとして御議決をいただいておりました300万円につきましては、今補正でまちなか再生事業を減額することから、年度内の活用が難しくなったため、後年度以降活用させていただくため、一時基金に積立てするものでございます。

次に、23ページ、情報通信施設営繕基金につきましては、年度内において、施設の基本料金として18万4,000円の収入があったところでございます。既に５万6,000円予算計上していたことから、その金額を除く12万8,000円を追加するものでございます。その下の公共施設長寿命化推進基金につきましては、施設の維持補修費が年々増加傾向にあるところでございます。施設の長寿命化事業など後年度以降の事業に備え、5,000万円を新たに原資積立てするものでございます。

次に、25ページ下段、地域振興基金につきましては、ふるさと納税分の寄附者の意向に沿って562万円を積立てするものでございます。

26ページ上段、未来担い手基金につきましては、ふるさと納税分、寄附者の意向に沿って441万円、担い手対策事業など後年度事業に備え、2,000万円を新たに原資積立てするものでございます。その下の恐竜の卵基金につきましては、ふるさと納税分の寄附者の意向に沿って440万円を積立てするものでございます。

続きまして、32ページにお移りいただきまして、下段、民生費でございます。民生費につきましては、34ページの中段になります660番の２、国民健康保険直診勘定の繰出金につきまして、診療所における診療収入の減少により不足が見込まれる財源を補塡する必要があることから2,970万5,000円を追加いたしますが、民生費全体としては8,391万4,000円の減額となっているところでございます。

続きまして、ページを飛ばしまして41ページになります。

４款衛生費につきましては、42ページ、990番、看護師養成修学資金貸付金180万円、1030番、健康診査委託料で490万円の減額など、全体で1,768万5,000円の減額となるものでございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

５款農林水産業費につきましては、事業の執行状況による年度末の整理となっておりますが、繰越明許費を組む事業のほか、追加となります、47ページ、1270番、畜産業振興対策事業、こちらは、指定管理制度により運営しております町有牧野におきまして、令和２年、家畜伝染病に伴い入牧頭数が激減したことから、その補塡を行うため、委託料として104万7,000円の追加するものでございます。また、1285番、農業基盤整備事業基金積立金につきましては、12月交付の特別交付税で、町内で執行されております国の直轄事業に係る災害分として交付がありましたことから、後年度以降の町の負担に備え3,500万円を新たに積立てするものでございます。

49ページになります。

1410番でございます。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業につきましては、道の追加割当てがあったことから93万4,000円の追加、1430番、基金管理事務におきましては、富内地区分収林の間伐による収益金の負担91万円を追加するなどから、農林水産業費として全体で3,201万3,000円を追加するものでございます。

51ページ、６款商工費につきましては、追加は繰越明許費で説明しました事務のほか、53ページ、中央にあります1590番、はーとふる事業、移住定住促進事業、はーとふる・ほーむ事業におきまして、この最終年度となります年度末にかけても申請が続いていることから、

200万円を追加いたします。また、中小企業振興融資貸付金及び民間賃貸共同住宅建設助成金などが減額することから、はーとふる事業で200万円追加いたしますが、６款全体では7,542万1,000円の減額となるものでございます。

53ページの下からの土木費につきましては、54ページの下段、1630番、除雪対策事業、12月及び１月における実績から、年度末に不足が見込まれる除雪対策費で800万円の追加がございますが、道路整備及び住宅整備の執行実績により減額が大きいことから、全体で１億1,729万8,000円の減額となるものでございます。

続きまして、57ページ、８款でございます。

８款消防費につきましては、1771番、胆振東部消防組合消防署鵡川支署庁舎移転整備事業に係る年度内の町の執行額が確定したことなどにより、全体で954万円の減額となるものでございます。

続きまして、59ページからの教育費でございます。

教育費につきましては、繰越明許で追加したもののほか、ふるさと納税による寄附の意向を受けまして、61ページに記載しております1857番、鈴木章記念事業推進基金、ページが飛びます。67ページ、2160番、生涯学習推進基金につきまして、ふるさと納税による寄附者の意向に沿いまして、それぞれ441万円を基金に積み立てるものに加えまして、鈴木章記念事業推進基金の後年度以降の事業に備え、2,000万円を新たに原資積立てするものでございます。

なお、ほかの事業におきまして、執行状況による年度末整理になりますことから、教育費全体としましては1,909万9,000円の減額となるものでございます。

76ページ、10款災害復旧費でございます。

庁舎等災害復旧事業は、執行額の確定により減額、また、林道災害復旧事業費は、繰越明許費の補正で御説明しましたとおり減額になることから、全体で1,938万2,000円の減額となるものでございます。

76ページ下段からの11款公債費でございます。

前年度までの許可債までの借入れを含め、償還額及び償還利息が確定したこと、利率見直しに伴い変更が生じたことにより、元金で108万6,000円の追加、利子は252万3,000円の減額となっております。また、今年度は国庫支出金町債を活用した大型事業の執行が重なり、年度内の資金調達が例年より多くの一時借入れにより賄っているところでございまして、年度末までの見込み分として、一時借入金の利子を23万3,000円追加するものでございます。

〔発言する者あり〕

◎会議時間の延長

○議長（小坂利政君）　本日の会議は、審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

○議長（小坂利政君）　続けてください。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　77ページ、12款諸支出金につきましては、厚生連の決算を受けて、前会計年度の損失分が確定しましたことから、損失交付金として病院事業会計へ補助金１億766万7,000円を追加する一方で、上水道及び下水道事業会計における収支状況から、それぞれ補助金を727万4,000円、750万円を減額するものでございます。

78ページ、13款給与費につきましては、年度末における整理により2,412万9,000円の減額となるものでございます。

また、14款予備費につきましては、これまでのコロナ対策や２月16日発生の暴風に係る初動経費に充用しているところでございますが、執行後の残額を当初予算額に戻すため、519万9,000円減額するものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第25号　令和２年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の説明に移らせていただきます。

議案書は105ページをお開き願います。

本補正予算におきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定補正予算（第５号）及び直診勘定補正予算（第１号）でございまして、第１条ですが、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額から6,458万2,000円を減額し、歳入歳出のそれぞれを12億1,390万4,000円、第２条ですが、直診勘定における既定の歳入歳出の総額から4,215万2,000円減額し、歳入歳出のそれぞれを３億9,586万4,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定は議案書106ページからの第１表、直診勘定は議案書108ページからの第２表の歳入歳出の補正となっているものでございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきまして、別冊配付しております令和２年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）に関する説明書により御説明申し上げます。

保険特別会計補正予算（第５号）に関する説明書（保険事業勘定補正予算第５号）により

御説明申し上げます。

６ページの歳出から御説明申し上げます。

１款総務費につきましては、一般事務及び賦課徴収事務に係る執行における年度末の整理によるものでございまして、41万9,000円の減額となるものでございます。

２款保険給付費につきましては、診療報酬、高額療養費、出産育児一時金など、当初見込みより被保険者の減少を含め、給付費が減少していることなどから、それぞれ減額するもので、全体で5,720万円の減額となるものでございます。

８ページ、６款保健事業費につきましては、特定健診における年度末の整理で52万9,000円の減額、７款の基金積立金につきましては、積立利率が低利であったことから３万1,000円の減額、９ページ、８款諸支出金につきましては、僻地診療所運営費に係る調整交付金が当初見込みを下回ったことにより、直診勘定への繰出金が640万3,000円減額となるものでございます。

説明書は３ページにお戻り願います。

歳入でございます。

１款国民健康保険税につきましては、被保険者の減少により現年課税分、年度内の収納実績の見込みによる滞納繰越分、合わせて1,767万7,000円減額となるものでございます。

３款道支出金につきましては、歳出の保険給付の減少に伴い5,735万6,000円の減額、４ページ、４款財産収入につきましては、歳出同様の理由で３万1,000円の減額、５款繰入金につきましては、国民健康保険税軽減分に係る一般会計からの繰入金が75万円減額となる一方で、歳出の保険給付費より国民健康保険税の収入見込み、道支出金の収入見込みが大きいことから、その補填をするため、基金の繰入金は722万4,000円追加となるものでございます。

６款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっていた９万3,000円を予算化するための追加、７款諸収入につきましては、国民健康保険税の延滞金の収入の増加により61万2,000円の追加、８款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る保険税軽減分として交付が見込まれることから、330万3,000円の補助金を追加するものでございます。

続きまして、直診勘定の説明に移らせていただきます。

こちらも、説明の都合上、別冊に配付しております国保の特別会計補正予算（第５号）に関する説明書（直診勘定補正予算第１号）により御説明申し上げます。

５ページ、歳出から御説明申し上げます。

１款の総務費につきましては、給与費、一般事務費など年度末における整理全体で2,018万1,000円減額するものでございます。

ページが飛びまして、７ページ、２款の医業費でございます。医業費につきましては、患者数の減少と併せまして、看護師人材委託の日数の減少及び他の医療機関で特殊な検査を要する患者数の減少などにより、2,197万1,000円減額となっているものでございます。

続きまして、３ページにお戻りいただきまして、歳入を御説明申し上げます。

歳入、１款診療収入、２款診療外収入につきましては、いずれも患者数の減によるもので、それぞれ6,830万円、177万円減額となるものでございます。

４ページの３款繰入金につきましては、僻地診療所に係る調整交付金算定額の減少から、国保会計繰入金が606万6,000円減額する一方、歳入歳出の決算見込みから必要となる財源補塡分として、一般会計繰入金2,970万5,000円を追加するものでございます。

４款繰越金につきましては、令和元年度決算剰余金を予算化するものでございます。

７款国庫支出金120万円の追加、８款道支出金200万円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援事業を既設の医業費におきまして執行しましたことから、それに対するそれぞれ補助金、交付金が見込まれることから、科目を新設し追加するものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書111ページをお開き願います。

議案第26号　令和２年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきまして御説明申し上げます。

第１条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ567万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億4,807万3,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書112ページの第１表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付しております令和２年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に関する説明書により御説明申し上げます。

４ページの歳出により、３ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

４ページ、１款総務費につきましては、事業の実績から歳入６款の国庫補助金の見込み額が確定したことに伴いまして、財源を振り替えするものでございます。

２款分担金及び負担金567万2,000円につきましては、広域連合に対する保険料及び事務費

に係る負担金の確定により増額するもので、その財源としまして、歳入の１款医療保険料を決算見込みに補正するほか、２款繰入金、また、３款繰越金において、令和元年度の決算余剰金を予算化し、財源調整を行うものでございます。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書113ページをお開き願います。

議案第27号　令和２年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第５号）につきまして御説明申し上げます。

第１条ですが、既定の歳入歳出の予算総額からそれぞれ7,879万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億7,299万8,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書114ページからの第１表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付しております令和２年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第５号）に関する説明書により御説明申し上げます。

６ページ、歳出から御説明申し上げます。

１款総務費につきましては、１項介護保険一般事務における第８期アンケート集約方法の変更に伴う報償費の減額、２項認定審査会事務におきましては、審査に係る意見書作成費用などの減額、また、認定審査会共同設置事務におきましては、委員報酬などの減額により、全体で180万6,000円の減額となるものでございます。

２款保険給付費から３款地域支援事業費までは、それぞれの事業の利用実績を踏まえ、最終所要額へ調整するものでございまして、７ページの下段、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、８ページの中段、介護予防サービス給付費において、今後の執行に不足が見込まれることから増額いたしますが、その他の項目については減額となるものでございます。

12ページの下段になります。

４款の基金積立金につきましては、積立利率が低利となったことから２万1,000円の減額、５款諸支出金につきましては、歳入補正に伴う財源振替でございます。

説明書は３ページにお戻り願います。

２款分担金及び負担金につきましては、配食を利用する方の購入枚数、当初見込みから減少したこと、審査会共同設置に係る費用の減少から構成町の負担金が減額となることから、135万3,000円の減額となるものでございます。

３款国庫支出金から５款道支出金まで及び７款の繰入金のうち１項の一般会計繰入金につきましては、介護給付費及び事業費の割合などに基づきまして収入見込みの調整を図ったものでございます。

６款の財産収入につきましては、歳出と同様の理由で２万1,000円の減額となるものでございます。

７款です。４ページの下の７款の、記載は５ページですね、２項１目介護給付費準備基金繰入金の1,952万8,000円の減額につきましては、事業の最終見込みから整理したものでございます。

８款の繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっている額につきまして予算化するものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書117ページをお開き願います。

議案第28号　令和２年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第３号）につきまして御説明申し上げます。

説明の都合上、議案書と併せまして、令和２年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第３号）に関する説明書の１ページをお開き願います。

議案書の第２条に水道事業の収益的収入と支出について記載しております。当初見込みと比べ、水源地の土砂の除去に係る費用が減少したことなどから、123万4,000円減額となるものでございます。また、簡易水道事業の収益的収入と支出におきましては、建物の修繕費用、取り壊し費用、水道施設の維持等の委託料が減少したことにより、604万円減額となるものでございます。

議案書は118ページ、説明書は３ページにお移りいただきたいと思います。

水道事業の資本的収支につきましては、資本的支出の鵡川大橋の水道添架管移設工事、国営かんがい排水事業に係る排水管移転工事における入札減による工事の減少に伴いまして、その工事に係る保証負担金が3,496万6,000円減額となるものでございます。

簡易水道等資本的収支におきましては、資本的支出の道道穂別鵡川線配水管移転工事の事業変更などにより工事費の減少に伴いまして、企業債及び保証負担金合わせて3,125万円の減額となるものでございます。

説明書４ページに、それぞれの資本的支出につきましては、収入で説明したものが、例年実施しております量水器のほうに工事費用における入札減によるもので、水道事業で6,400

万3,000円、簡易水道事業等で3,404万3,000円の減額となるものでございます。

なお、議案書118ページ、第４条につきましては企業債、第５条につきましては、他会計からの補助金の額を今回の補正増減に伴いまして改めるものでございます。

以上で議案第28号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第29号　令和２年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

説明の都合上、併せて令和２年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第２号）に関する説明書、こちら２ページをお開き願います。

第２条、上下水道収益につきましては、予定した機器更新が執行できなかったことから、その機器に係る除却費が発生しなかったことに伴う減額150万円、説明書の１ページに……

申し訳ございません、もう一度説明します。

下水道の収益的支出につきましては、予定していなかった機器の更新が執行できなかったことから、機器に係る除却費が発生しなかったことなどにより150万円が減額、説明書の１ページにお戻りいただきまして、収入は当初予算見込みより下水道使用料の収入が増額となる見込みから150万円追加、収益の増加により、一般会計補助金が300万円減額となるものでございます。

続きまして、説明書３ページになります。

農業集落排水の収益的支出につきましては、各費用において、年度末の整理により合わせて420万円の減額、収入につきましては、説明書の１ページに記載しております。当初の見込みより下水道使用料が増額となる見込みから、30万円を追加するものと、収益の増加により、一般会計補助金が450万円減額となるものでございます。

議案書は120ページ、説明書は４ページにお移りいただきまして、公共下水道事業の資本的支出につきましては、処理場内機器更新が未執行となったことから、合わせまして4,570万円の減額となるもので、収入は、４ページに記載しておりますが、企業債及び補助金が減額、その財源と予定していた企業債補助金が減額となるものでございます。

農業集落排水の資本的支出につきましては、調査設計委託料の入札減により230万円減額することに伴い、収入はその財源となる企業債補助金が225万円減額となるものでございます。

なお、議案書120ページ、第４条につきましては企業債、第５条につきましては他会計からの補助金の金額を今回の補正の増減に伴い改めるものでございます。

以上で議案第29号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書121ページをお開き願います。

議案第30号　令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

説明の都合上、令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）に関する説明書を併せてお開き願います。１ページになります。

収益的支出につきましては、令和元年度会計における損失交付金の額の確定に伴い、１億766万円、施設点検費用7,000円を追加するもので、合計額が１億766万7,000円を、収入におきまして、一般会計補助金として追加するものでございます。

議案書の第３条につきましては、他会計からの補助金の金額を改めるものでございます。

以上で、議案第24号から議案第30号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　説明が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（小坂利政君）　お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、明日の開会時刻は午前10時とします。

本日は御苦労さまでした。

延会　午後　５時２１分

令和３年第１回むかわ町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和３年３月１０日（水）午前１０時開議

町長提出事件

第　１　議案第２４号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第１０号）
第　２　議案第２５号　令和２年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
第　３　議案第２６号　令和２年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
第　４　議案第２７号　令和２年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第５号）
第　５　議案第２８号　令和２年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第３号）
第　６　議案第２９号　令和２年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第２号）
第　７　議案第３０号　令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）
第　８　議案第３１号　令和３年度むかわ町一般会計予算
第　９　議案第３２号　令和３年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
第１０　議案第３３号　令和３年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
第１１　議案第３４号　令和３年度むかわ町介護保険特別会計予算
第１２　議案第３５号　令和３年度むかわ町上水道事業会計予算
第１３　議案第３６号　令和３年度むかわ町下水道事業会計予算
第１４　議案第３７号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算
第１５　諸般の報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１３名）

１番	東　　千吉　議員	２番	舞良喜久　議員
３番	山崎満敬　議員	４番	佐藤　　守　議員
５番	大松紀美子　議員	６番	三上純一　議員
７番	野田省一　議員	８番	三倉英規　議員

９番	星　　正臣 議員	１０番	津川　　篤 議員
１１番	北村　　修 議員	１２番	中島　　勲 議員
１３番	小坂利政 議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	戸嶋英樹	総務企画課主幹	梅津　晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主査	栃丸直士
総務企画課主幹	菊池　功	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課参事	萬　純二郎	町民生活課主幹	菊池恵美
健康福祉課長	藤江　伸	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	熊谷伸一	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課参事	太田剛雄	産業振興課主幹	髙木龍一郎
建設水道課長	山本　徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤　琢	会計室主幹	松本和香
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	藤田浩樹
地域振興課主幹	長谷山一樹	地域振興課主幹	菅原光博
恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主幹	藤野真稔

地域経済課主幹	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	教育振興室長	田口博
生涯学習課主幹	松本洋	生涯学習課主幹	佐々木義弘
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会事務局長	東和博
農業委員会支局長	藤野真稔	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	長谷山美香

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

開議　午前１０時００分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第２４号から議案第３０号の質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第１、議案第24号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）から、日程第７、議案第30号　令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）までの７件を一括議題とします。

議案第24号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関して、補足で提案理由の説明の申出がありましたので、これを許します。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　昨日、御説明申し上げました議案第24号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）におきまして、説明の不足がありましたので、時間を許していただき、追加で御説明申し上げます。

議案書98ページをお開き願います。

第２表、繰越明許費の補正でございます。上段の２行目、３行目の説明が不足しておりましたので、追加で御説明申し上げます。

２款総務費、１項、令和２年第６回臨時会、一般会計補正予算（第７号）で議決をいただきました、感染症対策のため整備を進めております指定避難所等公共施設の自動水栓整備につきまして、全国的に需要が高く、各施設に設置されている水栓の型式において、調達に時間を要していることから、年度内での設置終了が難しいことから繰越設定するものでございます。

次に、令和２年度当初予算で議決をいただきました、ＪＲ日高線、苫小牧－鵡川間アクションプランの取組により、令和２年度内に制作、運行開始を予定しておりましたラッピング列車の制作について、ＪＲ北海道より、現在行われているデザイン修正作業に時間を要して

いることから、年度内に完成、運行開始が難しい旨、申出がありましたことから繰越設定するものでございます。

説明が不足していたことをおわび申し上げ、追加説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第24号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書、別冊事項別明細書、３歳出、18ページから32ページまでの１款議会費及び２款総務費について質疑ありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　25ページの291番と292番、ちょっと順番に言っていきます。

291番の（仮称）新型コロナウイルス感染症対策事業で4,000万見ているんですけれども、非常に具体的な内容が説明書にもありますけれども、地域産業の持続化や地域活性化に必要な支援、その他感染症対策等全般とこうあるんですけれども、非常につかみどころがないというか、もうちょっと考えていらっしゃることがあればお聞きしたいのと、今、コロナの感染拡大という点で、この何日間かは帯広、釧路辺りで非常に増えていて、それもやはりその高齢者施設だとか、病院だとか、そういうところに広がっていますよね。本当にいつそんなふうに起きてもおかしくないわけですから、これまでもずっと要請してきました、要望してきました、そういう機関でのＰＣＲ検査というものをやはりこの4,000万の中でやっていくことが必要だというふうに私は思っているんですが、考えがあれば伺います。

それから、次の292のサテライトオフィス環境整備ということで、説明では高校の仮設寮を活用するということなんですが、どこにつくって、どの程度の、例えば何か所つくるとか、もうちょっと詳しく伺います。

それから、26ページの2021番のオリンピック・パラリンピック気運醸成事業なんですが、支援業務の委託料が220万ついているんですが、このちょっともうちょっと具体的にお伺いします。

それと、29ページの400番の町民会館等管理運営事務なんですが、ム・ペツ館という、正式な名前は中央生活館というと思うんですが、違うんですか、頭振られているんですけれど

も、その辺で、今、イモッペ生活館ができて、このム・ペツ館というのが町民会館として使われるということなんですが、名称も含めてこれまでどおりの、町民はそのム・ペツ館という名前の呼び方が慣れているんですけれども、その辺についてどういうふうに考えているのか伺います。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　私のほうから、まず、292番のサテライトオフィスに関してでございますが、こちら先日、若干御説明があったかと思いますが、今、想定してございますのは、旧高校寮の一部ユニットを使いましてサテライトオフィス、あるいはワーケーション対応ができるように、施設の中の改修等を予定してございます。設置場所につきましては、今のところ、具体のここという場所はまだ決めてございませんが、地区としましては穂別地区のほうに設置をしたいと考えてございます。予算が可決された後、詳細については、使い方含めて場所の選定を進めていきたいと考えてございますので、御理解願います。

もう一つ、2021番のオリンピック・パラリンピックのホストタウンの関係でございますが、こちら委託としまして、今回、中身としましては、リトアニア共和国との連絡調整等に必要な通訳と翻訳の業務とその他、東京の中央のオリンピック・パラリンピックを所管しているところとの協議というものが出てございます。そこの連絡調整は、ちょっと町単独ではできないものですから、ほかのホストタウン既にやられている自治体とも同じような方式を取りまして、今回、委託をすることで予算を計上してございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　私のほうからは、291番の新型コロナウイルス感染症対応事業ということで、4,000万の予算について御説明申し上げたいと思います。

この事業については、これから予測しえない事態といいますか、そういった中で対応したいということで、ある意味、予備費的な形で措置をしているものということでございます。また、介護施設等のクラスターのお話も今ございました。それについては、さきの臨時会において医療福祉介護感染防止対策強化支援事業ということで、予算もつけておりますので、その中で施設としてのＰＣＲ検査というものは、この中でもできますということになると思いますので、この事業を使って、事業者の方については職員の、あるいは入所者のＰＣＲ検査というのも対応可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君）　八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　ム・ペツ館の関係でございますけれども、ム・ペツ館の名称につきましては、正式名称はム・ペツ館ということになってございまして、生活館という位置づけではございません。町といたしましては、町民会館という位置づけになってございます。現在、アイヌ協会さんのほうで事務所は入ってございますが、出た後につきましても、町民会館として活用するということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　291番にしても、292番にしても、非常に大きな金額ですよね。それを以前にも、この感染症対策に使うということで7,000万ほどが、内容が十分決められない中、議決したこともありますよね。私はこういうのでいいのかなというのがとても疑問で、例えば、予算執行するときに、確かにその準備する時間が足りなくて、こういう提案の仕方になってしまうのかなと思ったりもするんですけれども、こんな大きな金額を中身はまだこれからですみたいな感じで出していくということがいいのかなというか、よく分からないで、はい、分かりました、あなたたちを信用しますよみたいな、信用していないわけじゃないんですよ。こういう予算の出し方がどうなのかなと、国もそういうことありましたけれども、しょっちゅう。

そういうことがいいかどうかというと、よくないのではないかというふうに私は思うので、言っているんです。こういうふうなことに至った経過もあると思うんです。その私が申し上げたことも含めて、あるのであればやっぱり言っていただきたいし、こういうことが続くということは、よくないことであるというふうに思って聞いておりますが、いかがですか。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　議員おっしゃるように、中身をきちんと精査をして、正確に決まってから予算づけするというのが、当然基本だというふうに思ってございます。ただ、コロナ関係の予算につきましては、国のほうの第３次のコロナの交付金ということになっておりまして、２年度予算の中で、国では15か月と言っているんでしょうかね、予算の中で取り組まれている環境でございます。そういった中で、現行の中で想定し得るものは、中身を詰めた中で今回、補正予算に上げてございますけれども、詰め切れない、今後、４月以降にまたいろいろ発生してくるものがあろうかと思います。そういったものに備えて、現行の中ではちょっとこういう形で、先ほど言いましたけれども、予備費的になりますけれども、総括的に予算を持って、新年度の対策に当たってまいりたいというふう考えているところであります。

ただ、実施に当たっては、当然、議会の中にも御協議申し上げて、こういったものに使っていくということについては、議会とともに相談をしながらやらせていただきたいというふうに思ってございます。ただ、スピーディーにやっていくという中で、今に、補正の中で組ませていただいたということで御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　そういうことであれば、例えば、こういう議会との協議の中で様々な、こういうことをしてはどうですか、こんなことはどうですかということもいっぱい提案しているわけですよね。だから、そういうこともやっぱり酌んでいただいて、幅広いコロナのこの対応の臨時交付金というのは、本当に幅広く使えると聞いています、様々なことに。だから、こういうことができるんだと思うんですけれども、やはりそういうことも含めて、ぜひ、特に、先ほど課長が御答弁いただいたＰＣＲ検査のことも、確かに支援金１人30万の規模で支援することにしましたよ、私も電話で聞きました、いろいろ。

だけれども、やっぱりそういうものにも使えるというのと、そういうことに使ってくださいというんじゃ全然違うでしょう、施設側が判断することになるんですから。その施設側が、例えば、慶寿苑なんかは、「こんにちは」のお手紙見ましたら、感染が疑われる入所者がいて、職員全員ＰＣＲ検査しましたと、保健所と相談して。こういう場合にはお金かからないですから、無料ですよね。だけれども、そうではない施設というのは、やろうと思ったら今の制度では、仕組みではお金かかるんですから。だから、そういうことにも使えますよ、使ってください、使ってほしいというのと、もう、こういうお金で、東京都辺りは、医師会が発表していましたよね、感染がそういう施設に増えているから、１週間に１回、そういう従事者にＰＣＲ検査するとニュースで言っていました。変異種も、北海道でももう増えてきていると、いつ、今は穏やかにこの地域はなっているけれども、分からないわけだから、やはり積極的にこういうお金を予防のために、水際で止めとくために使うというふうに、ぜひ考え直していただきたいというふうに思いますが。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　これまでも、大松議員、今、質問にありましたけれども、町としましても、それぞれ町内の事業者の皆さん、さらには、議会の皆さんの要請、要望にしっかりと向き合って、前回の関係もそうですけれども、対応に努めてきていますし、これからもしっかりとこのコロナの動き、まだまだどう動くか分かりません。それと、全国、国内においての国難でもございます。そして、国内それぞれにおいての事態というんでしょうか、緊急事

態もあれば、集中対策期間の事態もあるといったような、その事態、事態というのをこれからももちろん、町としても、国、そして、道の、これまでも申し上げている対処方針というのを受けながら、独自の支援措置というのもしてきておりますし、これからもその対応に努めたい。

それと、先ほどの4,000万については、担当のほうから説明もあったように、その動き、動きに応じて緊急避難的に対応できるものについては、即座に対応できるような予備費と、予備費的な考えということで、改めて御理解を願いたいなと思うところでございます。

それと、ＰＣＲの関係でございますけれども、先に介護事業所等々の皆さんに支援強化の関係で御支援をしているところでもございますけれども、もっと丁寧なこちらのほうの、さらに詳しい説明というんでしょうか、向き合い方というのも考えて、その活用の仕方というんでしょうか、有効活用に向けて努めていければなと思います。なお、ＰＣＲについては、巷間言われているように、今後におきましても、一人一人がまずは感染予防というのを十分徹底した中で、検査が、まずは必要な人が迅速に受けられるような体制を整えていくことが肝腎と捉えているところでございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　関連でちょっと質問をいたします。

292、サテライトオフィスの関係なんですけれども、今、説明の中では、事業化する過程の中では、コロナ臨時交付金、こういったものがある程度使ってしまわなければならないというか、計画をしなければならないという、そういう状況の中でこういった事業が上がってきたというふうに、今、理解したんですけれども、そうすると、今後、どのような方法で周知と確保といいますか、こういったものをしていくという、もちろん考えがなければ事業をぽんとここでもって上がってくるわけはないと思うんですけれども、あと、確証ですね。実際にやったはいいけれども、そういったことが実際に起きなかった場合も、ある程度こう想定しなければならないと思うんですけれども、それを想定しないということは、事前に何か打診があったり、町のホームページで先にそういったものを出しておいて、ちょっとアクションがあるよとか、そういう状況にあるのか、それとも、今、全くまだ白紙の状態で、とにかく事業を始めますよという状況なのか、その点だけちょっと確認お願いいたします。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　ただいまのサテライトオフィスの件についてお答えをしたい

と思います。

まずは、町外の事業者さんにお声がけをして、やはりこの都市部における感染状況ということを踏まえた中で、地方にその事務所を設ける、ワーケーションなんかにも使えるというようなことで、サテライトオフィスの設置を考えたところでございます。その中で、その発信の仕方として、やはり今、議員がおっしゃるとおり、町のホームページ等々で情報発信もしていくということで、さきの……

〔「もうしている」という人あり〕

○総務企画課長（成田忠則君）　いや、まだしていないですよ。これから設置をして、その後にこのサテライトオフィスというものをＰＲをしていくということにしたいというふうに考えております。

それで、その使い道として、もし、その事業者が来ないといった場合にどうするんだというお話もございました。そういう中で、今、まちなか再生の議論も進んでいるところですけれども、コミュニティの施設といいますか、気軽にこう集まれる施設というお話も出ているようでございます。そういった使い方ということも考えてやれるのかなというイメージは持っておりますけれども、まずは、やはり町外の事業者向けのサテライトオフィスという設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君）　戸嶋総務企画課参事。

○総務企画課参事（戸嶋英樹君）　サテライトオフィスの関係で、町外での周知の方法の一つとしまして、３月の末に、経済同友会からお声がかかりまして、首都圏の企業を対象に町の魅力、事業をＰＲする機会をいただくことができました。そういう場におきまして町の魅力をＰＲしながら、サテライトオフィスの活用も含めて周知、ＰＲしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　説明では分かりました。一応、見切り発車的な要素もありますけれども、これが成功して移住につながれば、これに越したことはないので、今の答弁では、何か相当いいような方向に向くやにも答弁していましたので、ひとつ期待を申し上げたいと思います。

それと、もう一点、2021のホストタウン、この関係についてもちょっと関連でお伺いをし

たいと思います。

相手がリトアニアですから、これ３町でホストタウンということですけれども、リトアニアを考えると、何かむかわ町のほうからこうアクションを起こして、こういう状況になったのかなというようなことで、その辺をお聞きしたいのと、これから調整の関係が入るということで、全く決まっていないものなのか、通常であれば交流というふうになりますと、通常の外国人とのこういう場合は、大体学校との交流だとか、町民との交流だとか、そういったものがあるんですけれども、そういったものも含めて、全く今のところは白紙の状態で、とにかく３町でホストタウンとして受けて、これから大使館のほうの調整の中でもって交流の中身とか、そういったものは決めていきますよという、まだその段階ということで理解していいですか。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　先ほどの佐藤議員の質問の中で、サテライトオフィスのスタートといいますか、見切り発車でスタートというようなことでおっしゃられたんですけれども、見切り発車ということではなくて、いろいろな期待というか、考えと戦略を持ってやっているということで、ちょっと御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　東京２０２０オリンピック・パラリンピック協議におけるホストタウンの関係についてお答えをしたいと思います。

このホストタウンについては、３町の町長とリトアニア国のオリンピック委員会の会長さん、そして、また、オリンピックの基金理事長と先般２月26日に、テレワークになりますけれども、テレビ会談という形の中で、最終的に合意調印式ということを行っているところでございます。内容については、事後交流ということで、事前の交流はなかなか難しいということでございました。リトアニアについては、先に平塚市がホストタウンということで決定をしているところでございますけれども、これは事前交流含めて、事前合宿も含めて受入れをするといったところになってございます。

私どもとしては、北海道で行われる競技、マラソン、そして、または競歩、この競技が北海道で行われるというようなことでございますので、その事後の交流ということで、競技が終わった後に交流ができればなという趣旨で、被災３町として、ぜひ受入れをしたいということでお話を進めてきたところでございます。

事後交流の具体的な中身として、まだ、これから詰めの段階入っていきますけれども、な

かなかこのコロナ禍にあって、町民との交流というのもちょっと難しいところではあるのかなと思いますけれども、それぞれの町のＰＲも含めて、今後に向けてつながっていくような交流ができればいいなと、有益な交流ができればいいなというようなところで、これから詰めていくという段階でございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　今回のホストタウンの関係は、むかわ町から国を通してリトアニアにプッシュした経緯ではございません。むかわ町とリトアニア国が、昨年ですか、一昨年ですか、意向協定を結んでいるといった御縁もあるだろうということで、その情報を収集した国の内閣府のほうから直接、今回、復興オリンピックという関係もあるものですから、ぜひ被災３町として、この御縁を生かした中で、ホストタウンを受け入れてくれないかという話でここまで来ているところでございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　事業番号292、（仮称）サテライトオフィス等環境整備事業でございます。何点か質問させていただきたいと思います。

まず、これ高校の生徒寮の一部を利用するということで、モバイル仮設、過去に本庁の横に建てる確定申告、それから、投票所等の利用もございました。全体的にこの２か所で、今の今回のやつとで、どれぐらいのモバイル仮設の占用量なのか、確認をしたいというのが１点です。

それから、そのモバイル仮設を利用することについて、再利用について、民間の利用を促していきたいという最初の話ございました。これらの整合性というか、その調整等についてはどういうふうになっているのかをお伺いしたい、これが２点目です。

それから、穂別のほうにということでございました。用途については、今後、検討するということなので、恐らく地域住民の要望を十分に聞きながら、利活用をしていくというふうに伺っておりましたけれども、例えば、コロナによって、葬儀の内容もシステムも大きく変わった、これから新しい形ができてくるということで、家族葬、あるいは簡易葬等の利用が検討の中に入れるかどうか、ここもお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　サテライトオフィスの件についてお答えをしたいと思います。

まず、さきにご提案を申し上げました役場庁舎の裏に建設をします分庁舎ですけれども、

これについては５棟の、仮設寮で使っていたモバイルハウスを使います。今回、穂別に設置をしようとするモバイルハウスの部分については３棟ということでございます。

それと、事業者、民間との調整という部分についてはこれからということになろうかと思います。

また、葬儀等の活用ということでございますけれども、これについては、あくまでも事務所機能ということでございますので、そういった利用というものは想定をしていないというところでございますので、御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　何点か、まず最初に、事業番号261番ですけれども、ちょっと聞き落としているんなら申し訳ないけれども、261番のまちなか再生事業1,700万、補助金減額している、ちょっと内容をもう一回教えてほしい、単純に。

それと、事業番号が291番、コロナウイルス感染症対応事業4,000万の件ですけれども、これ、こうやって補助金を一時こういう項目で今まで受けたコロナ臨時交付金の関係で、何％まではこういう形で使途をはっきりさせないで、補助金を対応事業ということでやっていけるのか、その辺縛りあるのかどうか、ちょっと教えていただきたい。

それと、292番のサテライトオフィスなんですけれども、これ今回、前回で高校寮のやつ全部買い上げたのかなと思っていたんですけれども、まだある、新たに買うんですか。一体全体、前回でもう高校寮を使った分はしようがないかと思っていたんですけれども、これ何でまたコンテナというか、モバイル型の家を買う経緯になったのか、これ一体幾らするものなのかというところですよね。何でモバイル型のそういう建物になったのか、根拠をちょっと教えてください。

それから、先ほどから、やはりこれ皆さん思っているように、確かに急に降って湧いたというか、コロナ対策で交付金が出てきたので、今までの課題をいろいろと整理したものの中から順番にやってきたのかなというふうに思うんですけれども、先日の一般質問をさせていただいたときに、その後に説明資料を５番で頂いたように、これモバイルハウス系と、それから、庁舎の横、裏に建てるやつとか、そこに入れる機材入れると、もうこの関係だけで１億1,000万ぐらい使っているんですよね。全体のパーセンテージにしたら、恐らく10％以上なるんだろうなと思うんですけれども、その割にやはりこの辺随分大きく使ったなと、それで、さっきの291番との兼ね合いになりますけれども、ここの事業費にもっと充てておく、

4,000万でなくてもう少し大きくしておいて、しっかりと内容を吟味してから着手するということはできなかったのか、その点についてお伺いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　私のほうからサテライトオフィスの件についてお答えをしたいと思います。

経費については、１億までは行っておりません。先般、役場の分庁舎として使う分については4,500万、そして、また、今回、1,760万ということでございますので、御承知おきいただきたいと思います。

また、なぜそのモバイルハウスなのかというお尋ねでございますけれども、この部分については、モバイルということで、移動が可能だということでございます。そういう意味では、多様性というのにも対応できるなというところでございまして、役場裏に建設をするという建物についても、将来的に、じゃ永久的に分庁舎として使うのかということも当然ありますので、将来的に、じゃそれをもっとこう動かして、まちなかに持っていくだとか、そういうことも考えられるだろうと。穂別に建設するものについても、これも動かすことができるということですから、そういう中で、動かすことができるという利点も含めてこういったものを使っていきたい。また、被災をした高校生徒寮のレガシーといいますか、そういったところもあるだろうというようなところで、やはり震災を忘れてはならないというようなところで、この部分についてを有効に使っていきたいという思いでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　私のほうからは、まちなか再生事業に係る内容とその減額の理由のところでございますけれども、まちなか再生事業については、大きく２つの事業ということで、先般、特別委員会の中でお示ししました、まちなか再生に向けた検討の開催経費、それと、もう一つは、それと並行した中での、そういったものが定められたまちなかににぎわいを取り戻すためのソフト面を中心とした事業を、町、観光協会、商工会の３者で実行委員会を立ち上げまして、そちらのほうに補助をしながら、にぎわいを取り戻すような試験的なイベントの実施であるとか、あるいは、景観づくりの取組といったようなものを進めることを予定してございましたが、この大きく減額となった部分につきましては、コロナ禍の中での各種イベント等の自粛関係、それと、あと、予定をしておりました景観関係も、オリン

ピックのリレーの開催に向けた中での一つの取組というものに向けて、いろいろやっていこうというところがございましたが、そういった部分が全て中止になってきたというところがありまして、大きく減額となったところでございます。

また、各種そういったものに向けての準備、会議等の部分も、当初、開催なかなかできなかった部分がありまして、実行委員会の立ち上げが大きく遅れていったという事情もございます。

なお、先日、穂別地区において行われました花火につきましては、これら大変遅れたところでございますけれども、過去、議会の中でも御提案いただきました町民向け、こういったコロナ禍の中で、なかなか外に出られない子どもたち向けに、光の何か演出ということで、安らぎを与えるようなという御提案をいただいたところでございまして、そういうことも受けまして、実行委員会の中で、卒業生向けの花火のイベントとして、そこについては年度内に着手をさせていただいたというような経緯となっているところでございます。

なお、鵡川地区分の花火が今週金曜日に開催される予定となっていることも、併せてお伝えしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　先ほどの答弁の中で、分庁舎として使うモバイルハウスなんですけれども、５棟と申し上げましたが７棟ということでございます。訂正をお願いをしたいと思います。

それで、鵡川高校生徒寮、仮設寮で使っていた全体のモバイルハウスでございますけれども、全部で26棟ということでございます。そのうち７棟と３棟ということですから、10棟を利用していくということでございますので、答弁ちょっと漏れがございまして、その点について申し上げたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　コロナ交付金のその活用の仕方、充当の仕方なんですけれども、こちらその使途をはっきりさせないとかという考え方ではございません。いずれにしましても、個々実施が具体化されているものには、より充当金額を精査をしてございますし、先ほどのサテライトオフィスなんかですと、もうちょっと幅広に一応充当は考えてございますが、何％までそのはっきりさせなくていいとかという基準は特にございません。

○議長（小坂利政君）　７番、野田議員。

○７番（野田省一君）　ずっと勘違いしていたんですけれども、26棟もあったんですね。その

うち10棟、ということは、残り16棟これからも買い続けるんですか。それやっぱり業者とはっきりしておかないと、いつまでも、もう前回のとき、私の勘違いだったと思いますけれども、全部使って建てるのかなと思っていたので、かなり大きいものができるのかなと思っては、期待というか、そのぐらいお金かかるかと思っていたんですけれども、残りどうするかということは、業者との間で取決めはしっかりできているのか、ちょっとそこを確認させていただきたいと。

それと、移動できるからという理由はいいかなと、固定してちょっと、さっき４番議員がなんかこう言ったけれども、かなりこう物事早く進むよという部分が見え隠れしているので、やっぱり後の違う利用方法も考えられるということであって、移動できるということは前置詞というか、言葉としてはいいなというふうに聞いておりました。

あと、これから買うかどうかというところと、単価的に本当に相場に合っているのかどうかというところも、今、単価聞いても恐らく相場に等しいのかどうかは分かりませんからいいですけれども、後の経緯をどうするかという。

それと、もう一つは、先ほどの4,000万こう補助金積んだよと、コロナ対策補助金を4,000万にしたという、これもっと積んでおけばいいの、逆にもっと積んでおいて、事業精査、もうちょっと精査する前に積んでおいて、対策事業でこう後から出すという手法もあるんじゃないのかなというふうに思っていたんですけれども、ここの全体のその交付金の何%はこういう形で積んでも、コロナ対策補助金として積んでもいいですよという割合はあるのかどうかということをちょっと聞きたかったんですけれども、それだったらもっと多く積んでおいて、精査して長くやるという手法も、これから４次があるのかどうか分かりませんけれども、４次はもうないか、年度替わるから、それにしても、そこら辺も積んでおいていいぎりぎりの金額積んでおいて、ゆっくりというか、十分時間をかけて吟味していったほうがいいかなと思うんですけれども、その何%ぐらい積んでいいのかという部分をお知らせいただきたいと思います。

それと、もう一つは、先ほどのまちなかにぎわい再生事業に関しては1,700万、実際にはほとんど使っていない、１割も使っていないのかなと思うんですけれども、いやなんかお金かけなくても、計画案はできたぞというところで、ちょっと寂しかったかな。もちろんコロナという問題があったので、その中でも一定程度の町民の皆さんが、まちなか再生に対して意欲を持って進めていただけたということはよかったんですけれども、これ継続してというか、翌年、あるいはそのコロナが明けぐらい、様子を見ながら、今後、似たような事業をや

っていく予定なのか、その１点だけ。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　まず、私の説明ちょっと不足していた部分あるかと思うんですけれども、まず、大きくこの事務事業の中で行った２つの取組で、その計画の検討のほうにつきましては、お金をかけなかったということではございませんけれども、外部のアドバイザー的な役割を果たす方の、一応こう予定しておりましたが、その部分は北総研さんが経費をかけずに応援していただけるということがありまして、そういった部分で報償費が減額となっている、もちろん春先、コロナで会議が開けなかったことということに関しての部分で、若干こう執行残が出ているというところもございます。

それと、もう一つ、ソフト事業的な取組として、様々なイベントですとか、景観づくりの取組、この部分については、そういったもの種々の自粛関係で、そういった執行ができなかったということでございますけれども、これは、翌年度また新年度の中で、同様の事業取り組むような予算として、今回、要求はさせていただいているという内容でございます。

○議長（小坂利政君）　成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君）　モバイルハウスの件についてお答えをしたいと思います。

全体、高校生寮で使っているのは26棟で、今、10棟使いますよという説明をしたところでございます。残りの16棟についてどうするかという話でございますが、これについては、災害救助費で国が手当てをして、寮を仮設で建てたと、リースで建てているという状況でございます。私ども使うのは、今、10棟でございまして、残り16棟については、使うつもりはないということですので、これについては、解体されて撤去されるということになりますので、御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君）　コロナウイルス感染症対応の4,000万、交付金なんですけれども、こちらその何％まで積立てをしてよいというふうにはなってございません。こちらその感染症対策を含めて、必要なときに必要な対策を取っていくということで、あくまでもその積み立てるというものではないので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、32ページから45ページまでの３款民生費及び４款衛生費について、質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、45ページから57ページまでの５款農林水産業費、６款商工費、７款土木費について質疑ありませんか。

４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　1450の水産業振興費、ここでちょっとお伺いをしたいと思います。

農業関係では、働き手がいてもなかなか住宅がないという、そういう問題で、ここに書かれていますけれども、それぞれ地域でもって、そういった受入れの空き家を利用して、そういう状況をやっている中で、今回、普及所の空いている住宅を農協自身が政策的価格で買い取るみたいな状況載っているんですけれども、非常にこういい方向に動いているなと思うんですね。

それで、１つは、こういう大きな農協組織の農業関係では、こういうことを進められているんですけれども、むかわ町には、今、民間の農業法人が何社かあるんですけれども、相当こう本州のほうから季節的に労働者を受け入れたい、職員を受け入れたいという、そういう状況の中で、なかなか住宅がむかわ町ないという、そういったことも聞くんですね。これは、民間は民間ですから、それなりに努力をしながら、町のほうと相談しながらやっていくかと思うんですけれども、それとは別に、今回、漁業組合のほうも管理者向けで住宅の整備をしますよと。それで、この辺行政のほうも、漁業関係者と意見交換をしているかと思うんですけれども、よくテレビで、南洋のほうでは脱サラで漁業者になるとか、農業で言えば第三者継承のように、そこに入って漁業を後を継ぐという、よくそういうニュースというのは流れてはいるんですけれども、こういった北国では、なんかそういうような事例というのはあまり聞かないものですから、漁協がこういったものに力を入れるということは、相当逼迫した状況もあるなというふうにはちょっと記憶するんですけれども、こういった状況で、実際にどういった状況を行政側と漁協とその辺の問題点を話し合ったのか、その辺のちょっと経緯、教えてもらいたいと思います。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　私のほうから、水産業の担い手確保に係る漁業協同組合との協議の状況ということも含めまして、考え方について御説明させていただきたいと思います。

議案説明資料の120ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、農業・水産業ということで、両方の担い手・労働力確保に係る事業と整理させていただいておりますが、ここで現状につきましては、議員から、先ほどるる御指摘のとおりの部分でございますが、特に、漁業の関係につきましては、これまで担い手という部分は、家族、既に漁業を営んでいる御家族の方が、御子息がそのまま後継者として後を引き継ぐというようなことが主となってございましたが、現在、組合員さんの状況を漁協さんから聞きますと、なかなかその後継者のいない高齢組合員というのも増えてきているというようなことをお聞きしております。そうした課題の中で、なかなかそういう中で組合員数を現状のその家族からの後継者だけで維持していくことは、なかなか今後難しいといったことの中で、やはり町外なども含めて、そういうところから人を呼び寄せた中で、実務研修といいますか、漁業という産業になじめること、それから、汐見地区という地域になじめること、そういったことも研修期間の中で見極めながら、こうマッチングさせていって、そういった中で向き方については就業をさせていくというようなことに、漁協として本格的に取り組んでいきたいという意向をお持ちでございます。

そうした中で、まず、２年ないし３年後くらいのスパンが必要であること、そして、また、この中で１年通じた仕事というものも生み出しながら、そこでの仕事を実地研修的に積みながら、そういったものをやっていくというようなところで、漁協としては組立てをしていきたいというような意向でございます。ただし、そのときに、最終的にネックとなりますのが住宅、特に、今回、漁協がターゲットとしているところでいきますと、単身者向けの、しかも、そういった季節労働的なものを組み合わせて通年での仕事をつくるということでございますので、どうしても安価な価格設定の住宅が必要だというようなところが、やはり地域としての課題になっているところがありまして、そういったところを解消していくのに、漁協自らがそういった方たちを個々受入れするための施設整備をしていきたいというような意向があったというところでございます。

私どもはそれを受けまして、こうした中で一定の条件というものを定めながら、こういった担い手づくり確保の取組に対して支援をしていこうというふうに組み立てをさせていただいたところでございます。

また、こういう仕事を通じた部分でいくと、農業の担い手というものが長期研修、実地研修という実践研修というものを通じた中で、その期間に地域になじむということも含めた中で、仕事を得て、そして、それが定住につながっているというような実績もございます。そういった部分では、この漁業においても、漁協が自らそういった部分に取り組むということ

で、一つ定住であるとか、産業の担い手づくりということに大きな役割を果たしていただけるんではないかということの判断から、こういった支援策を考えていったところでございます。

○議長（小坂利政君）　４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　それで、中身については分かりました。

実際に、漁協の皆さんと話している中で、こういった住宅で人材を確保したいということであれば、研修生の何といいますか、人材確保の構想とか、目途だとか、こういったものはどういう機関でお願いをして、研修生は確保できますよとか、なんかそういった具体的なものというのがあれば、一番こう先が見えてうれしいんですけれども、どんなものなんでしょうか。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　今、私どもお聞きしているのは、３名ほど町外から連れてこれるというような情報を伺っております。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　ちょっと数字的なことで２点ほどお伺いします。

１つは、商工業の関係で52ページに関わってですが、今度のこのコロナ感染症対策の中で、商工業関連も随分、新たに３点ほど第３次ではやっているんですが、そういう中で、なぜこの52ページの商工業振興対策事業の中の新型コロナ対策補助金が減額になっているという、これはやりくりで、上のこの地元消費活性化とのやりくりなのかなという思いもしますけれども、しかし、減額というのはどういうことかなというふうに思いながら、聞いておきます。

それから、あわせて商工業振興対策の中で、コロナ対策補助金として、ここにホッキガイ漁業補助というのがここに含まれているんですけれども、これは漁業じゃなくて、お店とか、そういうことも含めてなのかな、この体系というのはどうなるのかということを明らかにしていただきたい、いうことであります。

それから、２つ目には、53ページですが、地域おこし協力隊支援事業についてですが、今回1,700万ほど減額という形になっているんですが、人が十分に採れなかったからだろうというふうに思っていますが、私の記憶では、この地域おこしの事業は、かなりの交付金事業だというふうに思っています。だとしたら、その返還とかなんかに出るんじゃないかと思ったんですが、ここに一般財源での減額となっているんですが、そこら辺の財源のやりくりと

いうのはどうだったんでしょう。そのことをちょっと明らかにしていただきたい、いうふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　商工業振興対策事業の減額でございますが、新型コロナ対策補助金につきましては、この間、補正等で追加をさせていただきまして、商工業関係の持続化の支援ということで、実は予算を取らせていただいた部分でございますけれども、12月から１月までの間に確定をした部分を今回、減額をさせていただきまして、つまり、執行残、こちらのほうをまず減額させていただきまして、そういった財源の部分につきましては、その他のコロナ対策としてされた支援のほうに調整がされたものというふうになってございます。あくまで確定分を含めた減額という意味合いでございます。

それと、ホッキガイの御質問でございますけれども、ホッキの部分につきましては、これも過去、コロナ対策の関係で、産業の全般にわたる持続化ということで、具体的には、花卉の支援ですとか、水産業の資材関係の支援をこの間、実施してきたところでございます。その中の一つとして、ホッキガイの単価下落に伴う部分の支援ということで、これは漁業者さん、漁業協同組合でホッキガイを漁をされている方たちの単価の減額分に係る支援ということで、取り組んでいる内容でございます。ですから、商工業者さんですとか、そういった販売業者さんのほうに行く関係の補助ではないというところでございます。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうからは、53ページ、1595番、地域おこし協力隊活動支援事務の財源の関係につきましてお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊の活動の財源につきましては、特定一般財源になります特別交付税で、その活動費用、実績に基づいて当該年度に交付されることとなっております。財源の内訳としまして、先ほど申しました、特定の一般財源として特別交付税が交付されることになりますので、予算上は一般財源で記しているところでございます。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　今のところで、一旦もらっちゃったら、一般財源でこれは使うということにしちゃうということなの。交付金は来ているので、入ったからということなのか、もう一回ちょっとその辺分かりやすくやっていただきたいというのが１つ。

それから、ホッキガイの件なんだけれども、商工関係でまるきりないよということなんだ

けれども、この説明資料の123ページ、この大きいやつね、上段の下から５段目ぐらいのところに、商工業振興対策事業補助金というの幾つか並んでいて、その中の一つにコロナ対策補助金で（ホッキガイ漁業補助）とあるんだよ。俺これ、ここ何ですかという、この関係でどうなんですか、いうことなので、そういう意味で、ここにどうして漁業と、だから、商店街と結びついた、あるいは、地域商社とか結びついて、そういうものとしてやるのかなというふうに思ったので、ちょっとそこは明らかにしてもらいたいということなんです。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　ホッキガイの関係でございますが、これは、当時、補正予算を計上させていただいた際にちょっと遡ってしまうお話なんですけれども、この際にコロナの影響が、既にあの時点で飲食店、それから、商工業中心に発生をしておりまして、そういったものに加えて、地元産業全般にわたる持続化というところで、影響の出てきたものについては、農業、水産業、関わりなくこちらのほうの経費で支援をしていきたいということで、こちら、たしか資料もお配りさせていただいたかと思うんですけれども、その際には、特に影響の出ていた部分といたしまして花卉の関係、それと、漁業現場におけるところでということで、ここの経費を使いながら資材の支援をしていきたいというような御説明をさせていただいたところでございます。

その後、長期化する中で、特に主力魚種であるホッキガイの関係についても、大きな影響が出ていることを踏まえまして、追加で補正もさせていただきながら、この部分で地元産業全般にわたる持続化ということで、こちらの商工業費の中に計上させていただいて、対応をさせていただいたというような経緯でございまして、ちょっと分かりづらい、編成上、水産業費というものがありながらというところなんですけれども、ここでは、コロナ禍の中でそういった執行をさせていただいたというような状況でございます。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私の答弁不足で申し訳ございません。

1595番の地域おこし協力隊の特別交付税の措置の額、議員のほうから、財源確保されていて、減額となれば、交付金の返還が生じるのじゃないかという御質問ですが、特別交付税に関しましては、年度内における調査におきまして、それぞれの特殊財政需要額を報告し、交付を受けているものでございます。

地域おこし協力隊の部分につきましては、そのルール分として、当該年度の採用の実績及び３月までの執行見込みの中で、金額のほうを調査で報告しておりまして、予算を超える内

容、または執行見込みを超える内容での交付にならないような調整がされておりますので、採用がなくても、その分の交付金が入ってきて、返還が生じるということはございません。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　すみません。

もう一点だけ、もう１回だけお伺いします。

先ほどの商工業の53ページのその1,000万減額というのは、いわゆるこれまで町独自でやっていたやつだというので、1,000万を使わなかったので減額したよということなんでしょう。分かりました。であれば、この商工業振興費のところの減額で、一般財源からの減額というのになるんじゃないかなと思うんだけれども、これでいくと、一般財源の減額が241万2,000円で、あと、ここ支出金のほうの減額のほうが大きいという形になるんだけれども、この辺のこのやりくりというのは、どんなふうに理解したらいいのかなというふうに思っているんですね。第３次分を入れてやってということなのか、第２次部分での交付金との関係でこうなったのかということなのか、その辺含めて明らかにしていただきたいなというふうに思います。

もう一回言っておきますけれども、ホッキガイの件なんだけれども、これは、これまでの事業上入れたということなんですね。しかし、この中では、第３次の交付金補正の事業の中でも、こういうふうにコロナ対策としてやるというところに該当させているんだよね。だから、これからもそんなふうにして一般商店なんかも含めたという形で、これを受け取っていいということになるのだろうか、その辺のところ、もう一回整理してお願いしたい。

○議長（小坂利政君）　酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君）　まず、1,000万の減額、新型コロナ対策補助金につきましては、これは国の交付金が充当されておりました。それで、今回の支出の確定した分につきましては、その分を、今後見込みの部分を捉えた上で、不要な部分については減額をさせていただくと同時に、財源については、別なコロナ対策として上げていて、一般財源が充てられたところに充当されるように調整が図られたものでございます。

それと、ホッキガイにつきましては、これも財源の調整ということで、一般財源扱いとなっていた部分について、こちらの３次の追加があったということで充当されたものというふうに認識してございますが、これは商工業ということでなくて、前段、歳出予算を補正させていただいた際に御説明したとおり、あくまで水産業、漁業組合のホッキガイの漁をされている方たち向けの補助金ということでございます。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうから、1480番の補正におけます特定財源の内訳のところを説明したいと思います。

まず、歳出予算におきましては、新型コロナ対策補助金1,000万円減額となっているところでございますが、特定財源における国庫・道支出金の金額につきましては、先ほどから出ております、新たに第３次分の交付金を活用しまして、追加で337万3,000円この事業には出ております。それと併せまして、補正の提案の際に御説明しましたプレミアム商品券の発行の事業、町として昨年実施しました事業におきまして、通常の上乗せ部分に、さらに20％上乗せして40％ということで事業を行っておりまして、そのプラスした上乗せ部分に対しまして、道のほうから補助金を950万受けておりますので、それを財源として充てている合計額が1,287万3,000円となっているところでございます。

元々、コロナ対策補助金に対して、100％交付金を充てていたわけではなくて、一般財源を充てていた分に３次の交付分がありましたので、そこに337万3,000円、さらに充当させていただいたのと、プレミアム商品券分の950万、道からの補助金を事業に充てたという内容になっております。

○議長（小坂利政君）　議場内換気のため、しばらく休憩します。

再開は11時25分とします。

休憩　午前１１時１２分

再開　午前１１時２５分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　54ページの1630、除雪対策について伺います。

追加8,000万、800万、すみません、800万ということなんですけれども、今季そうたくさん降りませんでしたけれども、私もいろいろ町民の方から要望を受けて、お伝えさせていただきましたけれども、広報にもグレーダー、町は３台ありますと、多分運転を委託しているんだと思うんですけれども、例えば中央通りの桝川さんから橋、今こちらから行く鵡川橋は

通行止めになっていますから、除雪するときに、そこの近くまで行ってくれないんです、一番最初のときに。やっぱりそういう何と言うんだろう、優先順位みたいなものってあると思うんですけれども、やはりそういうところをきちんとやってほしいことと、それから、解けて凍ってしまうと非常に危険なんです。特に交通量が多いと思われるところは、走ってみましたらかいてあるんですけれども、削ってあるんですけれども、やはり裏道とか行きますとひどい状況になっているんです。お伝えした後に、小さな車で回って削り取る小さいほうのグレーダーで回っていらっしゃったようなんですが、やっぱりその辺の対応なんかは基準があると思うんですけれども、どのようにされているのか伺います。

○議長（小坂利政君）　江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君）　ただいまの質問にお答えしたいかと思います。

除雪の対応としましては、まずバス路線、そこがまず第一優先で除雪を進めております。また、市街地、郊外地におきましては幹線的な道路、交通量の多いところというところを先に進めていきまして、住宅街とかそちらのほうは割合遅くなるというところはございます。

今回、中央通りのその先のところなんですが、機械のちょっと大きさ等もございまして、今までは交通規制かかっていないところで真っすぐ行けたところもあるんですが、ちょっとその幹線道路を開けていく中で、カーブを切って行くときに、その除雪の雪を置いて行ってしまって段差になってしまうというところもあろうかとは思います。

ただ、そこをまた見ていきまして、今度違う機械、また小さい機械というものを持って行きまして、それで交通の町道の開放というところを進めていくところで、進めているところでございます。

また、今回、融雪時期でございまして、道路の路肩にだんごになったような形でちょっと雪があった形なんですが、今回のうちの対応で考えたときに、大きな機械でやると、またちょっとまただんごになってしまうので、小さい機械をメインに使いながら、そのだんごを解消していくというところで、現在進めていったところでございます。

ということでございますので、御理解をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

２番、舞良議員。

○２番（舞良喜久君）　関連でちょっと質問させていただきます。

今、鵡川の話出たけれども、特に穂別地区ですよね。大きなグレーダーだと分かるんだけれども、今年特に雨降ったりなんかして、次の日、寒くてかなり氷、アイスバーンになった

ところが多いんですよね。

だから、要望として、気持ちは分かるんですけれども、大きい交差点　　交差点の、僕も何回かあるんですけれども、グレーダーで押しちゃうと物すごい玉ができて、車が通れないんだよね。僕も何回か回り道したことありますけれども、かなりもう入っていけないんですよ。だから、せめて交差点ぐらいは１台分ぐらい広げて、僕らも何回か直接言ったこともあるんだけれども、やっぱり町のほうからきちっと言ったほうが効果があるので、そういうのを最低１台ぐらい通れるぐらいのやっぱりこう、効率は悪いかもしれないけれども、交差点の大きい交差点ぐらいは１台ぐらい通れるぐらいのやっぱりこう、だんごになったような状態のをちょっと整備してほしいという、そういうことは言えないかちょっとお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　要望ですね。

○２番（舞良喜久君）　はい。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、57ページから78ページまでの８款消防費、９款教育費、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款給与費、14款予備費について質疑ありませんか。

５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　58ページです。

防災対策事業でなんですが、個別受信機が年度内間に合わないということで御報告あったんですが、先日のまちづくりの説明会のときにも出ていましたよね、申し込んだけれども、さっぱりその後、音沙汰ないと。やっぱりそういう心配をされているわけですから、どういう方法になるかは別にして、申し込まれた方にはちょっとお知らせするということが必要じゃないかと思いますので、その辺の考えがあれば伺います。

それから、先ほど出ていましたモバイルハウスの分庁舎のようにして使うというところで、私は基礎工事をした上で使うというふうにお聞きしていましたので、先ほど成田課長の「動かせます」というのが、どうも腑に落ちなかったんですが、改めて、どういう形態で使おうとしているのかについて伺います。

それから、77ページで2515、公営企業支出金というところで、病院事業会計の補助金、追加分として１億766万7,000円、こう出ているんですけれども、この間、コロナ感染予防対策

として、いろんな自治体病院に対してもいろいろな支援金等があったと思うんですけれども、それらについてどの程度入っているのかについても、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

〔「モバイルの件について、先ほど　　ましたから……」と言う人あり〕

○５番（大松紀美子君）　いや、防災だからいいじゃないですか。

〔「今のことだけ、今の質問に対しての答えだけ。モバイルの関係だけ」と言う人あり〕

○総務企画課長（成田忠則君）　まず、個別受信機の関係につきましては、事業者のほうに発注後、事業所のほうから、このコロナの影響を受けて製造が間に合わないという申出がありまして、この部分については、繰越しをさせていただきながら対応させていただくということになります。

町民の皆さんには、この議会を終えてからすぐ、申込みを受けている方がいらっしゃいますので、個別に通知をして、丁寧な対応をさせていただきたいということでございます。

なお、品物については、受信機については連休明け、５月末くらいを目途ということを聞いていますけれども、そこら辺も確認をした上で、個別に皆さんに通知を差し上げたいというふうに思います。

また、モバイルの関係でございますけれども、先ほどの答弁にもありましたとおり、モバイルと言うぐらいですから動かせるということが前提でございます。コロナの対応ということで、多目的スペースということで分庁舎ということでございますが、これもいつまでコロナが続くかというところもあると思います。その先を見据えてやはり動かしていくということも視野に設置をするということでございますので、その点で御了解をいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

○５番（大松紀美子君）　いやいや、答弁。

〔「病院」「病院のほうが　　形になっている」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君）　藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江　伸君）　ページが77ページ、病院事業会計の補助金ということで出ているものでございます。

この中の補助金として病院会計に出されているのは、いわゆる赤字分というのは損失交付金というものの繰り出しになっております。細かく言いますと、１億766万円がこの損失交付金になります。7,000円につきましては、法定点検の手数料の部分で不足分でございます。

すみません、説明が足りなかったです。

コロナの関係の交付金関係ですが、町を経営するものじゃなく、厚生病院から直接申請が上がって出ておりますので、掌握は現在のところつかめておりません。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　今の病院事業会計の補助金、損失補塡だということは分かっています。

ただ、新年度の予算の中で聞いてもよかったんですけれども、今ここで聞かせていただいたんですが、やはりその辺はきちんと調査する必要があると思います。当然、新年度予算等、それから損失補塡にも関わってくることですから、どれだけのお金が病院に入って、どういう内容のもので、どんなふうに使われているかというのは、指定管理者としてやっているわけですから、それは町としてきちんとつかむべきだと思いますし、それが今、全国ではどう言われているかというと、全く不十分だと、患者数も減っていたりで、どこの経営も大変なんですから、特に自治体病院なんかは、物すごい影響を受けているということは出ているわけですから、やはりその辺は、いかにこの医療機関に補塡するお金を減らしたらいいかって考えているときなわけですから、やっぱりきちんと調べて示していくべきだというふうに私は思いますけれども。

○議長（小坂利政君）　藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江　伸君）　いわゆるコロナの影響を受けての部分も、最終的に赤字になれば、この損失交付金になりますが、毎年、年度終わってから、６月、７月に事情聴取というわけじゃないですけれども、内容をお聞きしながら決めておりますので、そこら辺はきちんとした形で、必要なものとしてなるのであれば支出というふうになります。

○議長（小坂利政君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　厚生連のほうから決算見込みも出ますし、今事業予算も出ますので、そういった中できちんと確認していまいりたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　５番、大松議員。

○５番（大松紀美子君）　そういうことになりますよね。決算をした上で、どうなっているのかということは明らかになるのは、それは当然のことです。

しかし、今、病院会計がどうなっていくのと、直診も含めて、診療所、直診も含めてどうなっていくのかという、このコロナ禍の中で経営が大変になっていることは事実なんですから、むかわ町の病院なんですから、むかわ町とむかわの診療所と病院なんです。そうしたら、やっぱりきちんとアンテナ張り巡らせて、じゃ国として、この私どもの病院に幾ら支援してくれたのかということを、やっぱりきちんと把握しておくということは、病院の決算出てからわかりますというのは、そんなのんきなこと言っている場合じゃないんじゃないですか。

やはりその都度、情報としても出ていますよ、いっぱい、新聞報道でも何でも。だから、そういうものをきちんと捉えて知っておくということ、知らなきゃならないことだというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　従来と違う取り巻く環境におかれていますので、今の議員の御意見も踏まえながら、より詳細に綿密な連携、これからの連絡連携というのも、いろんな事業を行う上でも出てきますので、事業を行う上での連絡連携と、それと先ほどの提案のあった件についても、しっかりと把握してまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、１ページから17ページまでの１、総括、２、歳入全般について質疑ありませんか。

１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　令和３年予算の前の最終の補正（第10号）ということで理解をしたので、１点だけお伺いしたいというふうに思います。

モバイル仮設の部分の関係性でございましたけれども……

○議長（小坂利政君）　この件について、１回終わっていますので……

〔「いや、収入の部分です」「あっ、そう」「はい」「ページ数、ページ数」「最初から言ってください」「全体ですから」「地域」と言う人あり〕

○１番（東　千吉君）　さきの臨時会で、モバイル仮設を移転設置、移設設置するときに、一般財源を８割近く利用して設置することで可決されました。

そのときに、私は説明を聞いたときに、コロナの地方創生臨時交付金事業の第２次の事業までの事業執行残をかき集めて、一般財源を圧縮するというふうな説明を受けましたので、

賛同できなかったという内容がありますが、これについて最終の、令和２年の最終の部分ですから、繰越明許も含めてみておりましたけれども、その内容等についての解釈できるような内容に、ちょっと見えたり見えていなかったりするので、具体的にどういう形でそれを圧縮して一般財源の、かき集めて圧縮をしているのかお伺いしたい、こういうことでございます。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうから、多目的スペース整備事業に係ります交付金の最終的な充当額についてお答えしたいと思います。

議案説明資料の121ページに記載してございます。

多目的スペースの整備に係る総事業費につきましては、記載のとおり、交付対象額5,555万円のうち、交付金の充当額が4,150万円となっておりますので、さきに提出しました予算からは、交付金を3,000万弱ですが充当する額を増やしているところでございます。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　それは、私も充当の概要について見ておりますので分かっております。

私が聞いているのは、臨時交付金の事業の執行残、２次までの、この執行残をかき集めて、一般財源を圧縮するという説明でございました部分について、詳細をお伺いしたいということでございます。

〔「コロナ対策費残ったの入っていないんじゃないかという」「質問ないのか」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　今回の補正予算につきましては、昨日御説明しました新型コロナ対策の３次分につきましては、おのおの繰越明許の事業を創設しまして充当させていただいているところでございます。

補正の中では、これまで補助金で予算計上しながらも、残額が残っているもの等々ございますので、その財源を既設の予算であります多目的スペースの整備事業に充てているという形を取っているところでございます。

○議長（小坂利政君）　１番、東議員。

○１番（東　千吉君）　最終の質問になるかと思います。

そこの部分を、詳細をお伺いしたいということなんです。これは私の議員としての思いの中の非常に大事なところもございますので、今、答弁、もしできないということであれば、

後できちっとした詳細を、いわゆるコロナの地方創生臨時交付金事業の執行残のかき集めた額がどれぐらいになっているのか、第２次までの部分で、どのぐらいになってこの数字が出たのかをお伺いしたいということでございます。

〔「　　の場合は」「休憩してください」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君）　答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

休憩　午前１１時４４分

再開　午前１１時４８分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうから御質問に答えます。

２回目の質問に対しまして、議員の質問の意図を把握していなく、答えが不足していたものでございますので、再度御説明申し上げます。

議員の質問につきましては、当初1,200万の交付金を充当して、今回、最終的には4,150万まで充当額が増えている、この増えた中身につきましては、１次分、２次分の交付金を回すということの内容で予算を可決させていただきまして、その今回、充当をどこから振り替えたんだということですので、実際には振替金額につきましては、今回の多目的スペースの整備に係る充当した額より大きいものになりますが、どの事業からということですので、その金額に満たす内容について御説明したいと思います。

まず、１つ目は、まちなか再生事業のこちら1,300万円交付金を充当しておりましたが、今回、減額に合わせまして、この充当額をまず振り替えているところでございます。

続きまして、商工業のプレミアム商品券、これ上乗せ分をもともと交付金充てていたところですが、今回、道の補助金が入ったことによりまして、そのうち1,090万を多目的スペースのほうに振り替えさせていただいております。

あわせまして、こちらも商工業なんですが、地元産業経営持続化支援金、こちらにつきましても執行状況の中で残額が出ておりまして、そこに充てておりました1,490万、この部分も活用しながら多目的スペースのほうに充てているという形でございます。

実際には、この数字が一致するわけではございませんが、これらのものを活用して財源を

振り替えさせていただいております。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり89ページから103ページまでの予算総則、第１表歳入歳出予算補正、第２表繰越明許費補正、第３表債務負担行為補正、第４表地方債補正全般について質疑ありませんか。

３番、山崎議員。

○３番（山崎満敬君）　ちょうど100ページ、債務負担行為補正のところでＬＥＤ、何回もＬＥＤ化したらどうだということで、やっとなりました。10年ということで、リースと伺ったはずですが、10年後はこれ買取りリースなのか、この10年間でもいいのか、その辺ちょっと確認したいんですが。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうからお答えします。

今回の公共施設のＬＥＤ化事業、令和３年度４月から令和12年度末まで、10年間の新たなリース契約ということで金額が定まったことに伴いまして、債務負担の補正を大枠からそれぞれの施設に替えさせていただいている内容でございます。

リース期間中の玉切れと言うのですか、等が発生しましたら、そこの保証も含めまして、10年後、リース期間が終わっても、そのまま備付けのままで町が利用できるような状況となっております。

○議長（小坂利政君）　３番、山崎議員。

○３番（山崎満敬君）　じゃ、その後、買い取ってしまった……

○議長（小坂利政君）　マイク入れる。

○３番（山崎満敬君）　その後、買い取ってしまうという形ですね。

それと、もう一点。これ予算に絡んじゃうか、どうしようかな。

〔「じゃ、予算でやろう」と言う人あり〕

○３番（山崎満敬君）　うん、予算のほうでやらさせていただきます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　１点だけ、その次のページなんですけれども、101ページなんです

けれども、減収補塡債を地方債の追加にしているんですが、減収補塡債ということに、この内容は昨日説明も受けたんですが、これは減収補塡債というのは通常、交付税等で本来的に見なきゃならないものが、いろんな事情で来ないんだよと、そういうときにこういうのを活用しておやりくださいと、こうなるわけだ。

この年度末でこういう補塡をするという状況は、これは新年度との関係で言えばどういうふうな組合せなのか、あるいは年度末でやって財源を確保するということにしたのか、その辺含めてもう一回お願いします。

○議長（小坂利政君）　菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　私のほうから。

今回の減収補塡債につきましては、ちょっと昨日の説明と重なりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常より減収が見込まれる消費、流通に関わる７税目が、今回、地方財政法の改正に伴いまして、令和２年度限りで減収補塡債の発行対象となったものでございます。

この措置につきましては、今年度限りでございまして、具体的な内容につきましては、普通交付税の算定において見込まれる基準財政収入額に算入されていた額、例えば消費税交付金だったら、例えば2,000万交付が見込まれていて、それを交付税の基準額にしていましたが、実際には1,700万しか入ってきませんと、本来であれば普通交付税で交付できる額について、交付が満たない部分について減収補塡債を発行させるというような内容でございまして、当初予算、新年度予算には影響ない、今年度限りの措置となってございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号　令和２年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第５号）、事項別明細書、１、総括、２、歳入、３、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、令和２年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第１号）、事項別明細書、１、総括、２、歳入、３、歳出全般について

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり105ページから109ページまでの予算総則、第１表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第２表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号　令和２年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に関する別冊説明書、事項別明細書、１、総括、２、歳入、３、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり111ページ及び112ページの予算総則、第１表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号　令和２年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第５号）に関する別冊説明書、事項別明細書、１、総括、２、歳入、３、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり113ページから115ページまでの予算総則、第１表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号　令和２年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第３号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり117ページ及び118ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号　令和２年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第２号）に関する別冊

説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり119ページ及び120ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号　令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり121ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第30号の質疑を終わります。

これから議案第24号から議案第30号までの７件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第24号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第29号の討論を終わります。

次に、議案第30号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第24号から議案第30号までの７件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号　令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号　令和２年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号　令和２年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号　令和２年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第５号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号　令和２年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第３号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号　令和２年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号　令和２年度むかわ町病院事業会計補正予算（第１号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩します。

再開は午後１時30分とします。

休憩　午後　零時０４分

再開　午後　１時３０分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第３１号及び議案第３７号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小坂利政君）　日程第８、議案第31号　令和３年度むかわ町一般会計予算から日程第14、議案第37号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算までの７件を一括議題とします。

議案第31号から議案第37号までの７件について、提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　議案第31号　令和３年度むかわ町一般会計予算から、議案第37号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明申し上げます。

本来であれば、議案書、予算説明書に基づき御説明申し上げるところでございますが、本説明は、別冊配付してございます令和３年度各会計予算概要書に基づきまして御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ファイルの一番頭になると思います。事業概要書でございます。

まず、１ページをお開き願います。

令和３年度むかわ町各会計の予算総括表でございます。

一般会計は90億2,460万7,000円で、前年度に比べ11億9,794万8,000円、比率で11.7％の減額でございます。

特別会計は、国民健康保険特別会計ほか２特別会計で総額27億263万7,000円、6,812万9,000円、2.5％の減額でございます。

公営企業会計は、まず、上水道事業会計が５億7,404万3,000円、１億4,329万6,000円、20％の減額、下水道事業会計が７億4,493万6,000円、１億4,013万7,000円、23.2％の増額、病院事業会計で３億9,407万1,000円、１億2,590万1,000円、46.9％の増額となっているものでございます。

全会計におきましては、134億4,029万4,000円、11億4,333万5,000円、7.8％の減額となるものでございます。

ページをめくっていただきまして、２ページ、３ページにつきましては、一般会計歳入歳出予算科目別対比表となってございます。

対前年比の款別の増減額が大きいものを中心に御説明申し上げます。

まず、左側の歳入でございます。

１款町税は、歳入全体の11.7％を占め、固定資産税において、建物及び償却資産の課税客

体の増加に伴い伸びておりまして、増加となっているところでございます。

２款地方譲与税から７款地方消費税交付金までは、令和２年度決算見込み及び令和３年度の地方財政計画に基づき計上しているところでございます。

８款環境性能割交付金、９款地方特例交付金につきましては、令和２年度における交付実績により、自動車税改正に伴う環境性能割臨時軽減に係る減収補填分が特例交付金として交付されたことに加え、令和３年度は新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税の特例による減収分が交付金として交付される見込みのため、増減額が大きくなっているものでございます。

10款地方交付税は、歳入全体の43.8％を占める39億5,000万円、２億円、4.8％の減額を見込んだところでございます。

普通交付税につきましては、令和３年度地方財政計画に基づくほか、基準財政需要額において、測定人口が国勢調査人口となる費目につきましては、減少の見込みによる置き換え、また、合併特例支援措置が令和２年度で終了したことに伴い、一本算定による試算を行ったところでございます。

３ページに移りまして、14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る交付が見込まれるものの、住宅及び生活館整備、災害復旧事業の予算措置終了に伴い、大きく減額となったところでございます。

15款道支出金は、林業構造改善事業に係る間接補助金を見込み、大きく増額となったところでございます。

16款財産収入は、令和３年度において売払いを予定する立木収入の増加を見込み、増加となっております。

18款繰入金は、新たに水産業振興基金などを活用するものの、はーとふる事業などの終了に伴い、特定目的金基金で１億1,923万2,000円の減額、また、財政調整基金で7,700万円減額となることから、総額で１億9,623万2,000円減額となっているものでございます。

20款諸収入は、ＪＲ日高線（鵡川様似間）鉄道事業廃止に伴う鵡川－汐見間交通確保に係る支援金を見込む一方、鵡川高校生徒寮整備に対する北海道市町村備荒資金組合納付金支消金が皆減することにより大きく減額となっております。

21款町債は、新たに林業振興施設等整備事業に活用するものの、住宅整備及び穂別総合支所非常用電源強靭化事業の終了により、総額で１億1,660万円減額となっております。

町債のうち、普通交付税の振替財源となる臨時財政対策債は、地方財政計画に基づき、

9,510万円増加の２億4,000万円を見込んでおります。

なお、地方債を予定する事業目的につきましては、議案書の133ページ、議案書の133ページ、第４表地方債に掲載しているとおりとなっております。

続きまして、２ページに戻りまして、右の表、歳出について同様に御説明申し上げます。

２款総務費は、継続事業である情報端末整備、新たにＧＩＳ、航空写真の更新、滞納管理システムの導入、また、オリンピック・パラリンピック気運醸成事業などで増額する一方、令和２年度に予算措置した穂別地区特定地域サービス更改、四季の館発電機補修等が終了することにより減額となっております。

３款民生費は、新たに福祉施設職員を確保するための奨学金返還支援や、難聴児補聴器購入等助成、穂別地区においてアイヌ政策交付金を活用して、アイヌ文様ラッピングバスの購入、また、穂別仁和地区でみなし仮設住宅に引き続き居住される町有住宅の改修、また、園児増加に伴う保育事業負担金により増額する一方、イモッペ生活館整備終了により大きく減額となっているものでございます。

４款衛生費は、町内における新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施、新たに歯周疾患予防に係る大人の歯科健診の実施に伴い増加してございますが、平成23年度に開始しました看護師養成修学助成制度は、町内における看護師が充足していることから、当分の間、新たな貸付けを行わないこと、また、これまで町の保健事業推進を担っていただいた保健推進委員の新たな委嘱を行わないことから、関係予算を皆減してございます。

５款農林水産業費の、まず農業費につきましては、鵡川地区田浦６線排水路整備が最終年度を迎え、事業料が増額する一方、ＪＡとまこまい広域穂別支所多目的倉庫の整備に係る支援終了、国営かんがい排水整備の受益者負担軽減に係る北海道における事業確定が未確定であることから、当初予算措置を見送ったことなどから減少しているところでございます。

令和３年度に農業費を使いまして、農政用の連絡車両を整備する予定でございます。整備の財源としましては、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業を活用するため、債務負担行為を設定する必要があることから、議案書132ページに限度額を記載しているところでございます。

林業費につきましては、林業専用道芭呂沢支線開設工事の完了、小規模治山事業の事業料が減少する一方、苫小牧広域森林組合製材工場整備に対する支援、新たに穂別和泉地区林道留辺蘂線において法面工事を開始することから、大幅な増額となったところでございます。

水産業費につきましては、鵡川漁協におけるサケ定置漁整備に係る補助の通年化、休止し

ていた鵡川漁協内の矢板補修の再開に加え、令和４年秋の供用開始に向け、継続事業として整備を開始するししゃもふ化場整備、供用開始以降、新たに事業推進を図るための基金造成、また、新たに水産業振興基金を活用して補助するホタテ稚貝放流助成事業により大きく増額しているところでございます。

なお、継続事業となるししゃもふ化場の総額年割額につきましては、議案書131ページ、第２表継続費に記載しているところでございます。

６款商工費は、現在３名の地域おこし協力隊を含め最大11名委嘱する見込みから、支援費が増額する一方、一定程度の成果が見られたはーとふる事業、民間借家建設助成事業の終了により減額しております。

７款土木費は、橋梁補修事業を引き続き行うほか、次年度以降の橋梁解体に係る実施設計、福住地区たこ公園の遊具更新、地籍数値のデジタル化、新たな都市計画マスタープランを策定することにより増額する一方、応急仮設住宅での入居が余儀なくされていた入居者の新たな住まいとして整備した文京ハイツ及び末広団地Ｃ棟の整備完了により大きく減額しております。

８款消防費は、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震による浸水、洪水ハザードマップ改訂、町単独の災害記録誌作成、消防組合鵡川支署において高規格救急自動車の更新、新庁舎移転に伴う初度備品の整備、穂別支署におきましては新たに資機材兼車庫を整備する一方で、穂別消防支署非常電源強靭化、鵡川地区防災無線関連工事などの終了により減額となっております。

３ページに移りまして、教育費でございます。

町内の高校に通学する生徒、町内から町外へ通学する生徒の学びやとして開設する（仮称）放課後学習センターの費用、ＧＩＧＡスクール構想を推進するためのサポーターの配置、穂星寮の舎監の増員などにより増加する一方、鵡川高校生徒寮整備、鵡川中央小学校屋体トイレ改修の終了により大きく減額しております。

10款公債費は、例年どおりの償還終了や新たな元金償還開始による増減はあるものの、合併時に実施した電算システム統合事業、鵡川中学校改築事業と大きな事業に係る償還の終了に伴い、大きく減額しております。

なお、令和３年度の一時借入金の最高額は、議案書123ページ、第５条に定めているところでございます。

11款諸支出金は、事業規模や収益状況のより、上水道補助金で減額、下水道事業の出資金、

病院の補助金で増額となっております。

12款給与費は、職員の退職及び採用による相殺減となってございます。

なお、災害復旧費は、令和２年度で予算措置を終了することから、皆減となったものでございます。

４ページをお開き願います。４ページは、国民健康保険特別会計の保険事業勘定に係る歳入歳出の予算の科目別対比表でございます。

総額は12億2,349万9,000円で、4,259万6,000円、3.4％の減額となっております。

歳入の１款国民健康保険税は、前年度から32世帯減の1,343世帯、被保険者数は112人減の2,307人となっており、減額となるものでございます。

３款道支出金は、歳出、保険給付費の減少に伴う減額となっており、５款繰入金は、国民健康保険税の減少を補塡する事業基金繰入金が増額となっております。

次に、歳出につきましては、被保険者の減少などに伴い、２款保険給付費、３款国民健康保険事業納付金が減額となっております。

６款保健事業費は、特定健診の受診率向上に向けた対策費用を含め増額となっておりまして、特定健診受診率50％、特定保健指導実施率60％を目標に取り組む予定でございます。

８款諸支出金は、過年度事業に係る補助金の償還の終了、直診勘定に対する繰入金の減少に伴い減額となっております。

なお、議案書135ページ、第３条におきまして、保険給付費に不足が生じた場合における同一款内の流用規定を定めております。

次に、概要書５ページに移りまして、直診勘定に係る歳入歳出予算の科目別対比表でございます。

総額では４億2,904万9,000円、896万7,000円、２％の減額となっております。

歳入、１款診療収入につきましては、１か月当たりの入院患者を延べ295名、外来患者を延べ1,130名と計画し見込み、令和２年度から減額となってございますが、穂別地区で実施する新型コロナウイルスワクチン接種に係る収入を1,138万5,000円を見込んでいるところでございます。

３款国庫支出金につきましては、歳出、総務費において整備する顔認証付きカードリーダー整備に係る医療提供体制設備整備交付金を計上しているところでございます。

７款町債は、内視鏡装置整備を終了したことにより皆減するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

３名の職員が定年退職を迎え、再任用となるため、１款総務費、給与費の部分で減額となるものでございます。

下段に移りまして、後期高齢者医療特別会計でございます。

総額は１億5,025万2,000円、769万9,000円、5.4％の増額となっております。

歳入、１款後期高齢者医療保険料、歳出の２款分担金及び負担金につきましては、被保険者は横ばい、ほぼ横ばいでありますが、１人当たりの算出保険料、広域連合で算出した保険料が増加となった結果でございます。

歳入の２款繰入金は、保険基盤安定負担金が増額となるものでございます。

次に、６ページをお開き願います。

介護保険特別会計に係る歳入歳出予算の科目別対比表でございます。

総額では８億9,983万7,000円、2,426万5,000円、2.6％の減額となっております。

歳入につきましては、歳出総額に対応していまして、それぞれの負担割合に応じ所要額を算出しており、保険料の不足分につきましては、７款繰入金の基金繰入金により措置しているところでございます。

なお、１款介護保険料は、第８期介護保険事業計画における基準額を月額4,600円、被保険者は事業計画値3,127名、基礎控除改定等を加味し算出しているところでございます。

歳出につきましては、１款総務費は、令和２年度まで３年間事務局を担っておりました審査会の事務局が移管することにより211万8,000円の減、２款保険給付費については、第８期計画に基づいて算出しており、総額で減額となっております。

３款地域支援事業は、介護予防、生活支援サービス等により増加してございまして、地域ケア実務研修会の開催、高齢者生活安心ガイドブック作成経費のほか、国の高齢者の介護予防、健康づくりの充実に特化した事業に対する保険者努力支援交付金を活用するなど、各事業の拡充を図る内容となっております。

なお、議案書145ページ、第２条におきまして、保険給付費、地域支援事業費に不足が生じた場合には、同一款内で流用できる規定を定めております。

次に、７ページをお開き願います。

公営企業の上水道事業会計でございます。

表の右側、下段に収益的支出と、右は収益的支出と資本的支出の合計で５億7,404万3,000円となっております。

鵡川地区の水道事業につきましては、給水戸数が2,251戸、主な事業といたしましては、

上水道施設アセットマネジメント計画策定、量水器取替え、配水管整備に係る実施設計、新たな配水管の整備、既設配水管の更新、公用車の更新を予定しているところでございます。

穂別地区の簡易水道等事業につきましては、給水戸数が1,243戸、主な事業といたしまして、量水器取替え、第６次拡張工事、稲里浄水場設備改修、既設配水管の更新、豊田ポンプ場の解体を予定しているところでございます。

８ページをお開き願います。

下水道事業でございます。

下水道、表の右側、収益的支出と資本的支出で７億4,493万6,000円となっております。

鵡川地区の公共下水道事業につきましては、排水戸数1,516戸、主な事業としましては、処理施設内の機器更新、福住地区住宅造成地区の枝線工事を予定しているところでございます。

穂別地区の農業集落排水につきましては、排水戸数740戸、主な事業といたしまして、処理施設内の乾燥機等の更新を予定しているところでございます。

なお、鵡川地区処理施設機器更新事業につきましては、２か年度事業となることから、こちら議案書156ページ、第５条におきまして、期間及び限度額を記載しております。

次に、下段の病院事業でございます。

収益的支出と資本的支出の合計で３億9,407万1,000円となっております。

右側の病院事業収益の医業外収益につきましては、普通交付税算入及び病院事業費用の不足を一般会計から繰り入れるものでございます。

病院事業における業務量は、１日当たりの平均患者数は入院で24名、外来で83名を予定するものでございます。

次に、９ページ、町税の状況でございます。

町税の総額は、10億5,257万1,000円、全体で5,060万4,000円、前年度から5.1％の増加を見込んでおります。

９ページの個人町民税、法人町民税はほぼ横ばいとなっており、10ページに記載しております上段にあります固定資産税、あとまたページの右側にございますたばこ税が増額となっているものでございます。

11ページは地方交付税と地方譲与税等の状況となっております。

地方交付税は、令和２年度は決算見込み、令和３年度におきましては、先ほど御説明したとおり39億5,000万円と推計しているところでございます。

地方譲与税につきましては、地方財政計画において30.2%減とされておりますことから、大きく減少を見込んでおります。

12ページをお開き願います。

12ページについては一般会計、13ページは特別会計及び公営企業会計の町債の状況となっております。

一般会計の令和３年度末現在の見込額は99億1,702万7,000円となっており、年度間で5,975万5,000円増加する見込みです。

全会計を合わせた３年度末の現在見込額は127億9,136万1,000円で、年間で１億4,748万4,000円増加する見込みとなっております。

次に、14ページをお開き願います。

一般会計の基金は、財政調整基金、減債基金のほか、新たにししゃもふ化事業推進基金を造成することから、19の特定目的基金となってございます。

下段、下から４行目になります。下から４行目、下から３つ目のぽちです。黒丸で表示しております。一般会計基金の合計、令和３年度末現在高は43億4,850万円を見込み、特別会計の２基金を合わせた令和３年度末現在高見込額は44億6,449万3,000円の見込みとなっております。

なお、最後の51ページには、消費税法第１条第２項に規定する社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされております地方消費税交付金の予算額のうち、消費税率引上げに係る分として見込まれる１億176万円の使途につきまして掲載してございます。

以上、議案第31号から第37号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案７件の取扱いにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全員で構成する令和３年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに協議が調っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は、大体論または特に重要な点だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第31号　令和３年度むかわ町一般会計予算の説明に対して質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号　令和３年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号　令和３年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　大体論の説明の中でも、この33号の後期高齢者分だけが、全予算の中で増額になっているんですよね。その理由について簡単に述べられたんだけれども、もうちょっとここのところが何でこういう増額になったのか、高齢者が増えたというだけじゃないというふうに思うんだけれども、これは、この事業は道との関係になっているんだけれども、そこら辺でどんなふうに受け止めて提案されているのか、伺っておきたいと。

○議長（小坂利政君）　八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君）　後期予算の関係の御質問だと思います。

保険料の関係で690万ほど増額というふうになってございます。こちらにつきましては、先ほど補正予算のほうで、今年度当初予算では690万ほど増額になっておりますが、先ほど午前中に議決していただきました補正予算の中で、500万ほど今回増額補正をしてございます。その分は、後期高齢者の連合会のほうから、年度当初の予算要求の中でちょっと漏れていた部分があって、追加で予算措置してくれということで来たものですから、それを追加予算で補正させていただいたという中身でございます。

それで、先ほど菊池主幹のほうで説明しましたとおり、後期高齢者の人数的にはさほど変わってございません。それで、今回増えた要因につきましては、軽減の部分で、今、段階的に8.5割軽減が、今、7.75割軽減となってございまして、令和３年、今度、３年度予算から７割軽減のほうになります。その部分で、対象者がちょっと正確な数字ちょっと覚えていませんけれども、500人ちょっとおりまして、それの影響額が約200万円弱ということで、その分が増加になっているというような中身でございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号　令和３年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号　令和３年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号　令和３年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで議案第37号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第31号　令和３年度むかわ町一般会計予算から議案第37号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算までの７件につきましては、審議の都合上、議長を除く全議員で構成する令和３年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第37号までの７件につきましては、議長を除く全議員で構成する令和３年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました令和３年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げ

ます。

委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催を願います。

しばらく休憩します。

説明員は本会議再開まで退席願います。

再開は14時30分といたします。

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時３０分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君）　日程第15、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました、令和３年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に野田省一議員、副委員長に星　正臣議員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎休会について

○議長（小坂利政君）　お諮りします。

令和３年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会　午後　２時３１分

令和３年第１回むかわ町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

令和３年３月１２日（金）午前１１時２５分開議

町長提出事件

第　１　議案第３１号　令和３年度むかわ町一般会計予算

第　２　議案第３２号　令和３年度むかわ町国民健康保険特別会計予算

第　３　議案第３３号　令和３年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算

第　４　議案第３４号　令和３年度むかわ町介護保険特別会計予算

第　５　議案第３５号　令和３年度むかわ町上水道事業会計予算

第　６　議案第３６号　令和３年度むかわ町下水道事業会計予算

第　７　議案第３７号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

第　８　発議案第１号　むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案

第　９　意見書案第１号　北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書（案）

第１０　意見書案第２号　国民健康保険料（税）の子ども均等割り減免の拡充に関する意見書（案）

第１１　意見書案第３号　高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を全額国費で一斉・定期的検査を求める意見書（案）

第１２　所管事務調査等報告の件

（総務厚生・経済文教常任委員会）

（胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）

第１３　閉会中の特定事件等調査の件

（総務厚生・経済文教常任委員会）

（議会運営・議会広報委員会）

（恐竜ワールド構想調査特別委員会）

（胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１３名）

１番	東　　千吉 議員	２番	舞良喜久 議員
３番	山崎満敬 議員	４番	佐藤　　守 議員
５番	大松紀美子 議員	６番	三上純一 議員
７番	野田省一 議員	８番	三倉英規 議員
９番	星　　正臣 議員	１０番	津川　　篤 議員
１１番	北村　　修 議員	１２番	中島　　勲 議員
１３番	小坂利政 議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	戸嶋英樹	総務企画課主幹	梅津　　晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主査	栃丸直士
総務企画課主幹	菊池　　功	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課参事	萬　　純二郎	町民生活課主幹	菊池恵美
健康福祉課長	藤江　　伸	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	熊谷伸一	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課参事	太田剛雄	産業振興課主幹	髙木龍一郎
建設水道課長	山本　　徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤　　琢	会計室主幹	松本和香

地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	藤田浩樹
地域振興課主幹	長谷山一樹	地域振興課主幹	菅原光博
恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主幹	藤野真稔
地域経済課主幹	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	教育振興室長	田口博
生涯学習課主幹	松本洋	生涯学習課主幹	佐々木義弘
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会事務局長	東和博
農業委員会支局長	藤野真稔	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	長谷山美香

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君）　着席ください。

御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和３年第１回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開議　午前１１時２５分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第３１号から議案第３７号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第１、議案第31号　令和３年度むかわ町一般会計予算から、日程第７、議案第37号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算までの７件を一括議題とします。

本案は、今期定例会において設置の令和３年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し、休会中の審査事件として付託を行ったものであります。

これより予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

野田委員長。

○予算審査特別委員長（野田省一君）　令和３年度むかわ町各会計予算特別委員会報告書。

令和３年第１回むかわ町議会定例会において付託された議案第31号　令和３年度むかわ町一般会計予算から議案第37号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算までの７件について審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

○議長（小坂利政君）　ただいま野田委員長より報告がありました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第31号から議案第37号までの討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第31号の討論を終わります。

次に、議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第32号の討論を終わります。

次に、議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　議案第33号　令和３年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

この事業は、高齢者の僅かな年金の中から保険料を頂いて、そして運営するものであって、極めて内容的にひどいものと言わざるを得ませんが、私どもはこれを本来的には廃止すべきだという考え方は持っておりますが、この予算において、一般会計、特別企業会計ある中で、この後期高齢者予算だけが増額の予算となりました。それだけ今、高齢者にとって、全体にとって高齢者の問題が極めて大きい課題だということをこの点でも示しているのにもかかわらず、内容的にはこれまで同様、これまで行われてきた僅かな軽減率が今年度もまたぞろ７割まで引き下げられるという状況になっています。こうした中では、この僅かな年金の中から自動的に引かれる、そういう制度の下での高齢者の安心な暮らしは容易ならないものがあると考えざるを得ません。

そういう立場から、少しでも支援をという願いに応えて実施されるべき、そういうことを願いながら、この予算案に反対とする討論とするものであります。

以上です。

○議長（小坂利政君）　次に、賛成者の討論はありませんか。

４番、佐藤議員。

○４番（佐藤　守君）　賛成の意見を申し上げたいと思います。

全道的にも少ない負担金であり、その説明に対しては理解を得ておりますので、賛成とい

たします。

○議長（小坂利政君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第33号の討論を終わります。

次に、議案第34号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第34号の討論を終わります。

次に、議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第35号の討論を終わります。

次に、議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第36号の討論を終わります。

次に、議案第37号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで議案第37号の討論を終わります。

これから議案第31号から議案第37号までの７件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第31号を採決します。

お諮りします。

議案第31号　令和３年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号を採決します。

お諮りします。

議案第32号　令和３年度むかわ町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号　令和３年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小坂利政君）　起立多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号を採決します。

お諮りします。

議案第34号　令和３年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号を採決します。

お諮りします。

議案第35号　令和３年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号を採決します。

お諮りします。

議案第36号　令和３年度むかわ町下水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号を採決します。

お諮りします。

議案第37号　令和３年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第８、発議案第１号　むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

４番、佐藤　守議員。

○４番（佐藤　守君）　発議案第１号　むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提案理由を御説明申し上げます。

議員等から提出あった事件の２ページをお開き願います。

本件は、むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部改正により、課の名称が変更されましたことから、むかわ町議会委員会条例に規定する常任委員会が所管する課、課名等の変更を行うため、同条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、産業振興課を農林水産課に、建設水道課を経済建設課に改め、経済文教常任委員会が所管する部署として、経済恐竜ワールド戦略室を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　これから提案理由の説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　以上で討論を終わります。

これから発議案第１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第９、意見書案第１号　北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

７番、野田省一議員。

○７番（野田省一君）　北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書（案）の趣旨説明をさせていただきます。

本件は、事前に印刷配付をさせていただいておりますので、要旨のみを読み上げ、趣旨説明に代えさせていただきます。

2020年、寿都町と神恵内村において、核のごみ（高レベル放射性廃棄物）最終処分場のための文献調査が開始されました。国は、地下300メートルより深い地層に核のごみを埋める地層処分を進めようとしています。一たび事故が起きれば、北海道全体に影響が広がり、次の世代にも時間を超えて被害をもたらしかねないものです。全道各地の自治体や漁業・観光業者から不安や反対の声が上がっているのもそのためです。

既に北海道は、2000年に道民の総意によって、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（核抜き条例）を定めています。このような北海道の自治体に核のごみを持ち込むような働きかけを強めることは許されません。

よって、国においては、北海道への核のごみを持ち込まないように強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

御審議、御決定よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第10、意見書案第２号　国民健康保険料（税）の子ども均等割り減免の拡充に関する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

７番、野田省一議員。

○７番（野田省一君）　趣旨説明を、事前に配付をさせていただいておりますので、朗読をもって代えさせていただきます。

政府においては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、2022年４月から未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割の５割を軽減することを決めました。子ども均等割軽減の創設と拡充は、大いに歓迎するところでありますが、国保は他の健康保険とは違って、世帯員数に応じた均等割保険税がかかってきています。世帯員数は子育

て中の家庭など、多人数世帯ほど負担が重くなっています。また、少子化対策の充実にも逆行しているとして、その軽減を求める声も高まっています。よって、国及び国会において、その対象を未就学児に限ることなく、小学生など義務教育対象児に拡大することが期待されています。

国においては、少子化対策の拡充のために、国保子ども割額のさらなる拡充策を検討されるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定によって提出するものであります。

御審議、御決定よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第11、意見書案第３号　高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を全額国費で一斉・定期的検査を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

７番、野田省一議員。

○７番（野田省一君）　この意見書案につきましても、事前に配付をさせていただいておりま

すので、一部朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

政府は、緊急事態宣言を当初予定した１か月で解除できず、10都府県での延長を決定しています。コロナの感染拡大は、新規感染者数が高い水準で推移しており、医療機関の逼迫は危機的状況を脱していません。

専門家は、週１回程度の定期的な検査が必要と指摘していますが、感染拡大を防止するためには、定期的な検査の拡充が求められています。

また、検査費用については、国と自治体の２分の１ずつの負担に変わりがなく、円滑な推進の障害になっています。

よって、国においては、高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を対象とした一斉・定期的なＰＣＲ検査を、施設が行う自主的検査も含めて、全額国費負担で行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定によって提出するものであります。

御審議、御決定よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（小坂利政君）　日程第12、所管事務調査等報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（野田省一君）　記載のとおりで、追加する報告はありません。

○議長（小坂利政君）　次に、経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村　修君）　報告のとおりでございまして、特に私のほうから付け加えることはございません。よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君）　これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君）　日程第13、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君）　これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

ご起立をお願いします。

本定例会、町民の関心も非常に高く、リモート配信の視聴が通常の倍に達しております。報告させていただきます。

以上で令和３年第１回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会　午前１１時４６分